

令和4年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和4年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和5年2月7日

東京都監査委員	伊藤 ゆう
同	伊藤 こういち
同	茂垣 之雄
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	6
第 3	補助金等交付団体別監査結果	23
	学校法人等 70 団体	25
	公益財団法人東京都福祉保健財団	37
	社会福祉法人等 10 団体	53
	公益財団法人東京都農林水産振興財団	67
	東京多摩青果株式会社ほか 3 団体	86
	八丈町商工会	95
	社会福祉法人武蔵野会	98
	社会福祉法人養和会	101
第 4	出資団体別監査結果	107
	東京都公立大学法人	109
	株式会社多摩ニュータウン開発センター	137
	公益財団法人東京都環境公社	153
	東京都ビジネスサービス株式会社	172
	東京都チャレンジドプラストッパン株式会社	181
	株式会社東京交通会館	189
	東京水道株式会社	203
	東京下水道エネルギー株式会社	224
	公益財団法人東京学校支援機構	236
第 5	公の施設の指定管理者別監査結果	255
	公益財団法人東京動物園協会	257
	公益財団法人東京都公園協会	289
	公益財団法人東京都道路整備保全公社	321

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

※ 報告書内の表（千円単位、百万円単位など円単位でない表）については、原則として、以下のとおり記載している。

- ・表示単位未満を切り捨てた結果、0となる場合、「0」
- ・もともとの数字が0、又は数字がない場合、「－」
- ・表に記載の制度や事業が創設前の場合、斜線

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
 - ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
 - ③ 公の施設の指定管理者
- などである。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、101団体である。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は財政援助団体等監査の実施を見送り、令和3年は規模を縮小して実施した。令和4年は、感染症拡大前と概ね同水準の規模となるよう団体数を設定した。

団体の選定に当たっては、

- 補助金等交付額が高額なこと
 - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

(表1) 監査実施団体及び所管局の一覧 (計101団体)

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (89団体)	
学校法人等70団体	生活文化スポーツ局、福祉保健局
公益財団法人東京都福祉保健財団	福祉保健局、産業労働局、住宅政策本部
社会福祉法人等10団体	福祉保健局
公益財団法人東京都農林水産振興財団	産業労働局
東京多摩青果株式会社ほか3団体	中央卸売市場
八丈町商工会	産業労働局
社会福祉法人武蔵野会	福祉保健局
社会福祉法人養和会	福祉保健局
出資団体 (9団体)	
東京都公立大学法人	総務局
株式会社多摩ニュータウン開発センター	都市整備局
公益財団法人東京都環境公社	環境局、産業労働局、教育庁
東京都ビジネスサービス株式会社	産業労働局
東京都チャレンジドプラストッパン株式会社	産業労働局
株式会社東京交通会館	交通局
東京水道株式会社	水道局
東京下水道エネルギー株式会社	下水道局
公益財団法人東京学校支援機構	教育庁
公の施設の指定管理者 (4団体)	
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)	産業労働局
公益財団法人東京動物園協会	建設局
公益財団法人東京都公園協会	建設局、環境局、港湾局
公益財団法人東京都道路整備保全公社	建設局

3 監査の期間

令和4年9月5日から令和5年2月3日まで

ただし、島しょの団体（八丈町商工会、社会福祉法人武蔵野会及び社会福祉法人養和会）については、令和4年4月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、令和2年度及び令和3年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

(表2) 主な着眼点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	○対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 ○団体の会計経理等は、適正に行われているか。 ○費用対効果を踏まえた経営がなされているか	○団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか。 ○管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に準拠し、団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

(表3) 団体区分ごとの検証・確認項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象事業の実施状況 ○補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 ○補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体に対する指導監督状況 ○要綱等に基づいた補助金等交付手続 ○社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助要綱 ○補助金交付関係書類 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳
出資団体	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体の財務状況・事業実績 ○事業の実施状況（収益向上、費用削減、費用対効果） ○経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 ○団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 ○都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性（再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等） <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体に対する指導監督状況 ○都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 ○株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○定款 ○中長期計画 ○事業計画書 ○実績報告書 ○財務諸表 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳 ○補助金交付関係書類 ○各種契約書
公の施設の 指定管理者	<p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設管理業務の運営状況 ○施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 ○指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 ○指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 <p>(所管局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体に対する指導監督状況 ○委託料等の支出手続 ○指定管理者の経営努力促進のための状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳 ○各種契約書 ○指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
東京下水道エネルギー株式会社	設備の安定供給、危機管理及び老朽化対策については、事業計画に基づき適切に進められているかなどを監査

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表5、表6及び表7のとおり、19団体及び7局に対し、50件の指摘、8件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は約37億5,923万円であり、このうち主なものは、適正でない概算払の支出額約37億636万円、補助金の過大交付を指摘したものが約2,228万円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表5）指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和4年		（参考）令和元年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	13	4	26	3
学校法人等70団体	4	1	/	
社会福祉法人等10団体	8	1		
公益財団法人東京都農林水産振興財団	1	1		
東京多摩青果株式会社ほか3団体		1		
出資団体	4	2(3)	6	1
東京都公立大学法人	1		/	
株式会社多摩ニュータウン開発センター	1			
公益財団法人東京都環境公社		(1)		
株式会社東京交通会館	1	1		
東京水道株式会社	1			
公益財団法人東京学校支援機構		1		
公の施設の指定管理者	2	1(4)	(1)	
公益財団法人東京都農林水産振興財団（再掲）	(1)	(1)	/	
公益財団法人東京動物園協会	1	1		
公益財団法人東京都公園協会	1	(1)		
公益財団法人東京都道路整備保全公社		(1)		
合計	19	7	32	4

（注1）「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

（注2）同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、（ ）で表記し、合計数には含めない。

（注3）令和2年及び3年は監査実施を見送り又は縮小したため、令和元年との比較としている。

(表6) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人等70団体		4			4
公益財団法人東京都福祉保健財団					
社会福祉法人等10団体		8		1	9
公益財団法人東京都農林水産振興財団	2		1		3
東京多摩青果株式会社ほか3団体			1		1
八丈町商工会					
社会福祉法人武蔵野会					
社会福祉法人養和会					
出資団体					
東京都公立大学法人	3			1	4
株式会社多摩ニュータウン開発センター	1			2	3
公益財団法人東京都環境公社			1		1
東京都ビジネスサービス株式会社					
東京都チャレンジドプラストッパン株式会社					
株式会社東京交通会館		1			1
東京水道株式会社	2				2
東京下水道エネルギー株式会社					
公益財団法人東京学校支援機構			4		4
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都農林水産振興財団(再掲)	(2)		(1)		(3)
公益財団法人東京動物園協会	7	4	1		12
公益財団法人東京都公園協会	7	2		1	10
公益財団法人東京都道路整備保全公社			1	3	4
合計	22	19	9	8	58

(注)「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、()で表記する。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和4年			(参考) 令和元年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理 (収入)				1		1
	債権管理						
	収入 (その他)	4		4			
支出	契約 (仕様・積算)	2		2			
	契約 (履行確認)	1	1	2	2		2
	契約 (その他)	19	1	20	2	1	3
	会計処理 (支出)	3		3	2		2
	補助金等	15	1	16	34		34
財産	財産管理	1		1	2	1	3
	物品管理						
その他	情報管理						
	その他	5	5	10	1		1
合計		50	8	58	44	2	46

(注) 令和2年及び3年は監査実施を見送り又は縮小したため、令和元年との比較としている。

2 主な指摘及び意見・要望の事例

【補助金等】

保育施設に対する補助金が、加算対象となる児童数の算定誤りなどにより過大に交付されていた。

社会福祉法人等 8 団体、福祉保健局 p. 58

福祉保健局が保育施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、8 団体が運営する 12 施設において、延長保育事業に対する加算対象児童の人数算定を誤ったことや、保育所地域子育て支援推進加算で実績のない事業が計上されていたことなどにより、合計約 1, 293 万円が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求め、局に対しても、各団体への補助金返還請求を行うよう求めた。

また、局に対しては、保育施設への説明方法の改善を図るなど、補助金の公正かつ効率的な交付に努めるよう要望した。

【補助金等】

私立学校に対する補助金が、算定基礎の誤りなどにより過大に交付されていた。

学校法人 4 団体、生活文化スポーツ局 p. 34

生活文化スポーツ局が私立学校を運営している学校法人に対して交付している私立学校経常費補助金などについて、4 団体において、本務教職員人件費支出等補助や、地域教育事業補助等で、補助要件を満たしていなかったことなどにより、合計約 936 万円が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、局に対し、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、各団体への返還請求を行うよう求めた。

【補助金等】

四半期ごとに分割して概算払している運営費補助金について、精算時に第4四半期の交付額以上の返還が生じていた。

教育庁 p. 242

教育庁が公益財団法人東京学校支援機構に対して四半期ごとに分割して概算払している運営費補助金について、第2四半期以降の交付に際し、庁が執行状況や次期の所要額の確認を行うことなく、年間計画どおり交付していたことにより、補助金の精算時には第4四半期の交付額以上の返還が生じていた。

そこで、庁に対し、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握した上で、必要最小限度の交付額とするなど、概算払を適正に行うよう求めた。

【契約（履行確認）】

研究室に設置されているクレーンについて、点検の結果、整備の緊急性が「高」とされているにもかかわらず、ワイヤーロープの交換を行っていなかった。

東京都公立大学法人 p. 117

東京都公立大学法人は、学生が研究活動で使用するため南大沢キャンパスの各研究室に設置しているクレーンについて、国が定めるクレーン等安全規則に基づき、一年以内ごとに一回、定期的に委託による点検を行っている。

その点検結果への対応状況について見たところ、整備の緊急性度が、平成30年度から令和4年3月まで継続して「高」と判定されているクレーンについて、監査日現在、ワイヤーロープの交換を行っていなかった。

そこで、法人に対し、学生等の安全を確保し、重大な人身事故や設備の損傷等の未然防止を図るため、クレーンの点検結果への対応を速やかに行うよう求めた。

【その他】

動物園施設の階段に設置したベンチを、一度も使用することなく撤去していた。

建設局 p.281

建設局は、多摩動物公園内にあるライオンバス発着所の建て替え工事に当たって、建物2階から1階の乗降口に続かせん階段の壁沿いに手摺りを、また、同階段の踊り場に来園者の一時的な休憩スペースとして木製ベンチを設置した。

しかしながら、工事が完了し、局から指定管理者である協会へ発着所が引き継がれた後、協会は、手摺りの利用が妨げられる恐れがあるとしてベンチを撤去した。

階段の手摺りを利用できるよう当初から想定すべきであったが、十分な検討がなされなかった結果、ベンチを一度も使用することなく撤去したことにより、235万7,983円（監査事務局試算）が不経済支出となった。

そこで、局に対し、動物園施設の整備に当たっては、来園者に配慮した施設とするため、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、十分に検討するよう求めた。

【その他】

都営駐車場における利用者の視点を重視した表示について（意見・要望事項）

建設局 p.332

大規模改修を終え、令和4年8月に再開場した八重洲駐車場の地下1階及び地下2階のトイレについて、監査日現在、新京橋駐車場など他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況であった（注）。

そこで、局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応するよう要望した。

（注） 実地監査での指摘を受け、令和4年11月上旬までに、トイレの表示を追加するなどの対応済み

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
学校法人等70団体 (生活文化スポーツ局、福祉保健局)			
1	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	34
2	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (ア)	35
3	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (イ)	35
4	補助金等	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	36
社会福祉法人等10団体 (福祉保健局)			
5	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (ア)	58
6	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (イ)	59
7	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (ウ)	59
8	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (エ)	62
9	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (オ)	63
10	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (カ)	63
11	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (キ)	64
12	補助金等	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (ク)	64
13	補助金等	※補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について	65
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (産業労働局)			
14	収入 (その他)	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの	76
15	補助金等	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの	77
16	その他	分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの	78
東京多摩青果株式会社ほか3団体 (中央卸売市場)			
17	補助金等	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの	90

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
東京都公立大学法人（総務局）			
18	契約（履行確認）	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	117
19	契約（その他）	契約変更手続を適切に行うべきもの	118
20	契約（その他）	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	119
21	その他	※金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について	120
株式会社多摩ニュータウン開発センター（都市整備局）			
22	契約（その他）	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの	142
23	その他	※長期修繕計画について	144
24	契約（その他）	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて	146
公益財団法人東京都環境公社（環境局、産業労働局、教育庁）			
25	契約（仕様・積算）	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	162
株式会社東京交通会館（交通局）			
26	収入（その他）	駐車料金等の追加支払等精算を行うべきもの	195
東京水道株式会社（水道局）			
27	契約（その他）	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの	210
28	契約（仕様・積算）	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの	213
公益財団法人東京学校支援機構（教育庁）			
29	補助金等	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの	242
30	会計処理（支出）	（委託料に係る概算払について） 概算払による適時適切な支出を行うべきもの	244
31	会計処理（支出）	（委託料に係る概算払について） 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの	244
32	会計処理（支出）	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの	248

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘事項件名	頁
公益財団法人東京動物園協会（建設局）			
33	契約（その他）	（指定店工事について） 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの	263
34	契約（その他）	（指定店工事について） 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの	265
35	契約（その他）	（指定店工事について） 建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの	266
36	契約（その他）	（指定店工事について） 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの	267
37	契約（その他）	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの	268
38	契約（その他）	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの	272
39	その他	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの	276
40	契約（その他）	（更新未了となった排水設備について） 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	277
41	契約（その他）	（更新未了となった排水設備について） テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの	279
42	契約（その他）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて） 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの	281
43	契約（その他）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて） 発生材の処分について履行確認を行うべきもの	282
44	契約（その他）	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの	283

No.	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
公益財団法人東京都公園協会（建設局）			
45	収入（その他）	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの	296
46	収入（その他）	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	296
47	契約（その他）	規程に従って契約事務を行うべきもの	297
48	契約（その他）	（契約変更について） 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	298
49	契約（その他）	（契約変更について） 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	299
50	契約（その他）	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	300
51	その他	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの	302
52	財産管理	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの	303
53	その他	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	304
54	契約（履行確認）	※委託金額の支払要件の整理について	305
公益財団法人東京都道路整備保全公社（建設局）			
55	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 都が実施する大規模改修について	327
56	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 指定管理者が実施する中規模修繕について	329
57	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 利用者の視点を重視した表示について	332
58	その他	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの	334

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【収入 (その他) 4件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
14	生製品の売上現金の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都農林水産振興財団	76
26	駐車料金等の追加支払等精算を行うべきもの	交通局 株式会社東京交通会館	195
45	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	296
46	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	296

【契約 (仕様・積算) 2件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
25	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	産業労働局	162
28	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの	東京水道株式会社	213

【契約 (履行確認) 2件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
18	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	東京都公立大学法人	117
54	※委託金額の支払要件の整理について	公益財団法人東京都公園協会	305

【契約（その他） 20件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
19	契約変更手続を適切に行うべきもの	東京都公立大学法人	118
20	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	東京都公立大学法人	119
22	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの	株式会社多摩ニュータウン開発センター	142
24	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて	株式会社多摩ニュータウン開発センター	146
27	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの	東京水道株式会社	210
33	（指定店工事について） 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	263
34	（指定店工事について） 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	265
35	（指定店工事について） 建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの	公益財団法人東京動物園協会	266
36	（指定店工事について） 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	267
37	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	268
38	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	272
40	（更新未了となった排水設備について） 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	建設局	277
41	（更新未了となった排水設備について） テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	279
42	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて） 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの	建設局	281

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
43	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて) 発生材の処分について履行確認を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	282
44	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの	建設局	283
47	規程に従って契約事務を行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	297
48	(契約変更について) 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	298
49	(契約変更について) 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	299
50	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	公益財団法人東京都公園協会	300

【会計処理（支出） 3件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
30	(委託料に係る概算払について) 概算払による適時適切な支出を行うべきもの	教育庁	244
31	(委託料に係る概算払について) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの	教育庁	244
32	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの	教育庁	248

【補助金等 16件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
1	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人愛国学園	34
2	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（ア）	生活文化スポーツ局 学校法人桃園学園	35
3	私立学校経常費補助金を返還すべきもの（イ）	生活文化スポーツ局 学校法人松かぜ学園	35
4	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人科学技術学園	36
5	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ア）	福祉保健局 社会福祉法人こぼと会	58
6	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（イ）	福祉保健局 社会福祉法人紫峰会	59
7	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ウ）	福祉保健局 社会福祉法人清心福祉会	59
8	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（エ）	福祉保健局 社会福祉法人妙泉会	62
9	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（オ）	福祉保健局 社会福祉法人やすらぎ会	63
10	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（カ）	福祉保健局 社会福祉法人六踏園	63
11	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（キ）	福祉保健局 社会福祉法人わらしこの会	64
12	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ク）	福祉保健局 ベルカント保育園	64
13	※補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について	福祉保健局	65
15	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの	公益財団法人東京都農林水産振興財団	77
17	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの	中央卸売市場	90
29	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの	教育庁	242

【財産管理 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
52	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの	建設局 公益財団法人東京都公園協会	303

【その他 10件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
16	分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの	産業労働局	78
21	※金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について	東京都公立大学法人	120
23	※長期修繕計画について	株式会社多摩ニュータウン開発センター	144
39	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	276
51	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	302
53	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	建設局 公益財団法人東京都公園協会	304
55	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 都が実施する大規模改修について	建設局	327
56	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 指定管理者が実施する中規模修繕について	建設局	329
57	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 利用者の視点を重視した表示について	建設局	332
58	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの	建設局	334

(参考) 東京都政策連携団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都政策連携団体

都は、平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体(報告団体)」の基準・名称等の見直しを行い、都政との関連性に応じて「東京都政策連携団体」「事業協力団体」へと改め、指定している。

このうち、東京都政策連携団体(以下、「団体」という。)については、経営目標評価制度を設けている。

この東京都政策連携団体経営目標評価制度は、団体の経営状況等を的確に把握し、これを適正に評価することにより、当該団体の自律的経営を促進するとともに、当該団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。また、その達成状況等の公表を通じて都民への説明責任を果たすとともに、団体の経営改革の促進を図ることも目的としている。

令和4年度は、団体が、令和3年度から令和5年度までの3年間で進める改革の取組をまとめた「第2期経営改革プラン」について、令和4年度の達成状況を都が評価し、東京都政策連携団体経営目標評価制度に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)からの意見を踏まえ、評価(5段階:S、A、B、C、D)を決定した。

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

第3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人等70団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している585団体のうち、学校法人68団体及び宗教法人2団体の計70団体(表1及び表2のとおり)	令和4年9月13日から同年10月24日まで (詳細は表1のとおり)	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業
局	生活文化スポーツ局及び福祉保健局	令和4年9月12日及び同年10月21日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名(注)			
9月13日	ゆかり文化幼稚園	八王子キリスト学園	桃園学園	長姫傳田学園
9月14日	神田女学園	瀧野川女子学園	昭島平田学園	築地龍谷学園
9月16日	普連土学園	佼成学園	城北学園	日本文華学園
9月20日	佼成学園	豊南学園	潤徳学園	松本学園
9月22日	東亜学園高等学校	自由学園	宗教法人圓福寺	しらふじ学園
9月26日	成徳学園	自由学園	修徳学園	東京吉野学園
9月28日	富士見丘学園	杉並学院	桜丘	東京純心女子学園
9月29日	村田学園	昭和一高学園	十文字学園	帝京大学
9月30日	帝京大学	—	—	—
10月3日	東京電機大学	駒澤学園	和光学園	—
10月4日	東京女子学園	目白学園	和光学園	青山学院
10月6日	暁星学園	育英学院	共栄学園	東星学園
10月7日	文化杉並学園	育英学院	大東文化学園	浦野学園
10月12日	雙葉学園	聖心女子学院	中村学園	攻玉社学園
10月13日	淑徳学園	帝京学園	啓明学園	松かぜ学園
10月14日	聖ドミニコ学園	中野学園	関口学園	—
10月17日	早稲田高等学校	科学技術学園	萩原学園	—
10月18日	国際基督教大学	森巖寺学園	練馬みどり学園	—
10月19日	みんなのひろば	大志学園	—	—
10月20日	工学院大学	上野学園	清田学園	—
10月21日	冲永学園	—	—	—
10月24日	早稲田大学	八雲学園	愛国学園	宗教法人八幡神社

(注) 宗教法人圓福寺及び宗教法人八幡神社を除き、学校法人名。以下同様。

(表2) 監査対象とした補助金の交付状況 (令和4年5月1日現在) (単位: 百万円、%)

区 分	団体数	補助金交付額	
		令和2年度	令和3年度
今回監査対象 (A)	70	25,385	25,521
全 体 (B)	585	143,371	144,639
比 率 (A/B)	12.0	17.7	17.6

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

また、学校教育法附則第6条において、私立の幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しないと規定されており、宗教法人等も私立幼稚園を設置し、運営している。

監査対象とした学校法人（68団体）及び宗教法人（2団体）が設置する補助対象学校（153校）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校 (補助対象学校のみ)

(令和3年5月1日現在)

団体名	設置学校名						
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	定員 (人)	校数
神田女学園	神田女学園高等学校	1,200	神田女学園中学校	300	—	—	2
暁星学園	暁星高等学校	600	暁星中学校	600	暁星小学校 暁星幼稚園	810 224	4
東京電機大学	東京電機大学高等学校	750	東京電機大学中学校	450	—	—	2
雙葉学園	雙葉高等学校	540	雙葉中学校	540	雙葉小学校 雙葉小学校附属幼稚園	480 100	4
村田学園	広尾学園小石川高等学校	446	広尾学園小石川中学校	120	—	—	2
聖心女子学院	聖心女子学院高等科	360	聖心女子学院中等科	360	聖心女子学院初等科	720	3
東京女子学園	東京女子学園高等学校	600	東京女子学園中学校	360	—	—	2
普連土学園	普連土学園高等学校	405	普連土学園中学校	360	—	—	2
工学院大学	工学院大学附属高等学校	870	工学院大学附属中学校	315	—	—	2
目白学園	目白研心高等学校	780	目白研心中学校	300	—	—	2
早稲田高等学校	早稲田高等学校	900	早稲田中学校	900	—	—	2
早稲田大学	早稲田大学高等学院	1,440	早稲田大学高等学院中学部	360	—	—	2
淑徳学園	淑徳SC高等部	432	淑徳SC中等部	432	—	—	2
昭和一高学園	昭和第一高等学校	840	—	—	—	—	1
上野学園	上野学園高等学校	480	上野学園中学校	240	—	—	2
中村学園	中村高等学校	372	中村中学校	372	—	—	2
攻玉社学園	攻玉社高等学校	720	攻玉社中学校	720	—	—	2
八雲学園	八雲学園高等学校	444	八雲学園中学校	432	—	—	2
駒澤学園	駒沢学園女子高等学校	720	駒沢学園女子中学校	240	駒沢女子短期大学付属 こまざわ幼稚園	160	3
成徳学園	下北沢成徳高等学校	792	—	—	せいとく幼稚園	240	2
聖ドミニコ学園	聖ドミニコ学園高等学校	240	聖ドミニコ学園中学校	240	聖ドミニコ学園小学校 聖ドミニコ学園幼稚園	480 210	4
和光学園	和光高等学校	720	和光中学校	480	和光小学校 和光鶴川小学校 和光鶴川幼稚園 和光幼稚園	480 456 170 150	6
科学技術学園	科学技術学園高等学校 (定時制) 科学技術学園高等学校 (通信制)	480 13,000	—	—	—	—	2
青山学院	青山学院高等部	1,500	青山学院中等部	720	青山学院初等部 青山学院幼稚園	768 120	4
冲永学園	帝京八王子高等学校	360	帝京八王子中学校	120	帝京めぐみ幼稚園 帝京にしき幼稚園	80 240	4
富士見丘学園	富士見丘高等学校	1,350	富士見丘中学校	480	—	—	2
中野学園	明治大学附属中野高等学校 明治大学附属中野八王子高等学校	1,350 960	明治大学附属中野中学校 明治大学附属中野八王子中学校	810 540	—	—	4
東亜学園高等学校	東亜学園高等学校	1,215	—	—	—	—	1
杉並学院	杉並学院高等学校	1,260	—	—	—	—	1
佼成学園	佼成学園高等学校 佼成学園女子高等学校	840 1,200	佼成学園中学校 佼成学園女子中学校	600 450	佼成学園幼稚園	640	5
文化杉並学園	文化学園大学杉並高等学校	860	文化学園大学杉並中学校	340	—	—	2
育英学院	—	—	サレジオ中学校	90	サレジオ小学校 目黒サレジオ幼稚園 足立サレジオ幼稚園 町田サレジオ幼稚園	180 450 105 180	5

団体名	設置学校名						校数
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	定員 (人)	
自由学園	自由学園高等科	360	自由学園男子部中等科 自由学園女子部中等科	120 150	自由学園初等部 自由学園幼児生活団幼稚園	240 105	5
十文字学園	十文字高等学校	1,104	十文字中学校	720	—	—	2
豊南学園	豊南高等学校	1,500	—	—	豊南幼稚園	80	2
桜丘	桜丘高等学校	1,080	桜丘中学校	240	—	—	2
瀧野川女子学園	瀧野川女子学園高等学校	840	瀧野川女子学園中学校	840	—	—	2
城北学園	城北高等学校	1,500	城北中学校	840	—	—	2
大東文化学園	大東文化大学第一高等学校	1,050	—	—	大東文化大学附属青桐幼稚園	200	2
帝京学園	帝京高等学校	774	帝京中学校	480	—	—	2
帝京大学	帝京大学高等学校	480	帝京大学中学校	360	帝京大学小学校 帝京幼稚園 帝京大学幼稚園	480 200 170	5
潤徳学園	潤徳女子高等学校	735	—	—	—	—	1
共栄学園	共栄学園高等学校	1,650	共栄学園中学校	500	共栄幼稚園	160	3
修徳学園	修徳高等学校	960	修徳中学校	240	—	—	2
愛国学園	愛国高等学校	1,080	愛国中学校	240	—	—	2
東京純心女子学園	東京純心女子高等学校	420	東京純心女子中学校	420	—	—	2
国際基督教大学	国際基督教大学高等学校	720	—	—	—	—	1
啓明学園	啓明学園高等学校	315	啓明学園中学校	315	啓明学園初等学校 啓明学園幼稚園	360 150	4
日本文華学園	文華女子高等学校	774	—	—	—	—	1
東星学園	東星学園高等学校	180	東星学園中学校	180	東星学園小学校 東星学園幼稚園	420 180	4
ゆかり文化幼稚園	—	—	—	—	ゆかり文化幼稚園	300	1
関口学園	—	—	—	—	明昭幼稚園 明昭第二幼稚園	150 280	2
松本学園	—	—	—	—	武蔵野中央幼稚園 幼保連携型認定こども園 さふら 武蔵野中央第二幼稚園	320 268 240	3
清田学園	—	—	—	—	葛飾若草幼稚園	335	1
浦野学園	—	—	—	—	八王子すみれ幼稚園 昭島すみれ幼稚園	175 285	2
みんなのひろば	—	—	—	—	藤幼稚園	420	1
宗教法人八幡神社	—	—	—	—	大和八幡幼稚園	320	1
宗教法人圓福寺	—	—	—	—	如意輪幼稚園	400	1
八王子キリスト学園	—	—	—	—	八王子幼稚園	105	1
森巖寺学園	—	—	—	—	淡島幼稚園	140	1
萩原学園	—	—	—	—	鶴川若竹幼稚園	360	1
桃園学園	—	—	—	—	桃園幼稚園	105	1
しらふじ学園	—	—	—	—	白ふじ幼稚園	315	1
昭島平田学園	—	—	—	—	あけの星幼稚園	105	1
築地龍谷学園	—	—	—	—	江東学園幼稚園	200	1
松かぜ学園	—	—	—	—	れいがん寺幼稚園	140	1
練馬みどり学園	—	—	—	—	田柄幼稚園	420	1
長姫傳田学園	—	—	—	—	おさひめ幼稚園	350	1
東京吉野学園	—	—	—	—	みそら幼稚園	210	1
大志学園	—	—	—	—	武蔵野学芸専門学校	120	1

4 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

また、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生就学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人等に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人等70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和2年度が253億8,571万余円、令和3年度が255億2,100万余円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体(学校法人等70団体)に対する補助金別の交付額 (単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
私立学校経常費補助金	20,935,584	21,128,825	21,310,595
私立特別支援学校等経常費補助金	83,104	105,840	112,896
私立通信制高等学校経常費補助金	13,361	10,473	11,680
経常費補助金計 (A)	21,032,049	21,245,138	21,435,171
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	3,136	784	2,352
障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助			
私立幼稚園預かり保育推進補助金	42,120	35,305	43,010
自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助			
私立幼稚園等環境整備費補助金	5,561	5,713	6,080
遊具等環境整備に要する経費を補助			
私立幼稚園等特色教育等推進補助金	349	1,000	909
特色ある幼児教育の実施に要する経費を補助			
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金			201
幼稚園教諭等の処遇の改善に要する経費を補助			
園務改善のためのICT化支援事業補助金	96	567	1,157
園務改善のためのICT化促進に係る経費を補助			
私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金			2,242
保護者や地域からのニーズに応じた、質の高い幼児教育を提供するための経費を補助			
私立学校安全対策促進事業費補助金	16,169	—	—
校舎等の耐震改築工事等に要する経費を補助			
産業・理科教育施設設備整備費補助金	7,305	3,004	3,859
産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に要する経費を補助			
私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金			12,402
新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行を中止・延期した場合に発生したキャンセル料等の経費を補助			
私立学校運動場芝生化事業補助金	58,201	—	—
屋外運動場の芝生化に必要な工事等の経費を補助			
私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金	255	930	632
芝生化実施後に必要な維持管理作業に要する経費を補助			
私立小中学校等就学支援実証事業費補助金	18,700	16,300	15,600
私立の小中学校等に通う児童生徒の授業料に充てるため、学校設置者に対し支給			
私立高等学校都内生就学促進補助金	94,381	91,364	86,652
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集に係る広報活動の促進に要する経費を補助			

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金 就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費を補助	45,684	48,996	48,682
私立高等学校等就学支援金 私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育費負担を軽減する就学支援金を、学校設置者に対し支給	2,679,399	3,924,274	3,848,207
私立専修学校教育振興費補助金 私立専修学校の高等課程に係る運営費を補助	8,937	9,245	11,399
私立専修学校授業料等減免費用負担金 学校設置者が授業料等の減免を行うために要する経費を交付		590	—
私立学校等結核予防費補助金（注） 学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助	2,629	2,505	2,451
その他補助金計（B）	2,982,924	4,140,579	4,085,837
合計（A）＋（B）	24,014,974	25,385,718	25,521,009

（注）福祉保健局所管の補助金である。

(表5) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

番号	団体名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	神田女学園	302,252	36,726	338,979	314,368	63,900	378,268	356,328	78,711	435,039
2	暁星学園	519,032	8,908	527,940	504,240	12,837	517,078	499,327	13,034	512,362
3	東京電機大学	456,584	63,153	519,738	468,889	86,455	555,345	473,929	90,379	564,308
4	雙葉学園	441,765	10,435	452,201	472,255	14,392	486,647	477,891	16,479	494,371
5	村田学園	198,174	35,632	233,807	189,523	39,703	229,226	252,830	40,989	293,820
6	聖心女子学院	435,927	6,281	442,209	439,056	10,883	449,940	434,644	12,916	447,561
7	東京女子学園	255,854	23,001	278,855	228,247	24,301	252,548	218,750	20,079	238,829
8	普連士学園	269,664	15,485	285,150	272,136	20,441	292,578	279,729	17,202	296,932
9	工学院大学	445,827	75,293	521,121	443,738	100,072	543,810	433,538	101,942	535,481
10	目白学園	391,810	80,995	472,806	398,647	122,774	521,422	404,998	105,461	510,459
11	早稲田高等学校	462,566	40,345	502,911	473,217	51,810	525,028	483,252	52,168	535,420
12	早稲田大学	505,591	76,377	581,969	517,631	109,237	626,869	522,701	108,903	631,604
13	淑徳学園	219,831	30,039	249,870	203,283	33,143	236,426	209,997	32,958	242,955
14	昭和一高学園	313,816	127,327	441,143	322,146	192,150	514,297	324,108	183,369	507,478
15	上野学園	305,710	73,916	379,626	299,134	114,014	413,149	306,459	98,586	405,045
16	中村学園	246,056	17,084	263,140	250,756	23,539	274,295	266,262	22,255	288,518
17	攻玉社学園	504,871	19,655	524,526	514,533	33,671	548,204	519,809	31,513	551,323
18	八雲学園	321,508	16,991	338,500	337,556	26,836	364,393	340,865	26,321	367,186
19	駒澤学園	295,505	41,846	337,351	317,923	66,384	384,307	320,522	77,895	398,417
20	成徳学園	226,767	31,317	258,085	215,172	41,402	256,574	211,006	45,357	256,363
21	聖ドミニコ学園	365,118	7,382	372,500	370,191	10,891	381,082	372,492	11,945	384,437
22	和光学園	700,554	73,051	773,606	719,054	116,642	835,696	752,629	113,726	866,355
23	科学技術学園	188,495	199,645	388,140	191,003	229,658	420,662	186,737	236,261	422,999
24	青山学院	827,300	47,588	874,889	824,308	71,823	896,132	832,172	71,199	903,371
25	冲永学園	312,937	42,012	354,950	304,336	59,388	363,724	289,670	57,138	346,808
26	富士見丘学園	294,409	21,859	316,269	294,530	41,351	335,881	280,191	43,135	323,326
27	中野学園	984,350	124,976	1,109,326	964,546	174,639	1,139,186	914,906	170,846	1,085,752
28	東亜学園高等学校	433,939	111,069	545,009	431,414	140,655	572,070	430,600	132,877	563,477
29	杉並学院	421,999	101,385	523,384	419,197	153,301	572,498	428,541	151,713	580,255
30	佼成学園	811,927	92,007	903,934	844,910	138,909	983,819	883,896	142,102	1,025,999
31	文化杉並学園	427,122	89,843	516,965	479,692	152,941	632,634	503,504	141,817	645,322
32	育英学院	240,824	7,010	247,834	235,332	4,826	240,158	235,249	6,054	241,303
33	自由学園	389,191	89,714	478,906	383,292	33,360	416,652	380,272	29,910	410,182
34	十文字学園	578,500	61,137	639,637	520,855	75,997	596,852	507,071	71,445	578,516
35	豊南学園	311,696	106,093	417,789	334,340	165,275	499,616	348,570	166,798	515,369
36	桜丘	479,613	111,352	590,965	504,710	157,514	662,225	493,003	132,942	625,945

(単位：千円)

番号	団体名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
37	瀧野川女子学園	350,906	48,969	399,876	338,805	77,468	416,274	332,740	76,483	409,223
38	城北学園	572,572	52,123	624,696	573,760	69,871	643,631	588,443	66,957	655,401
39	大東文化学園	380,043	110,521	490,564	397,401	146,948	544,349	441,841	146,368	588,210
40	帝京学園	431,015	90,069	521,085	439,637	154,422	594,059	436,272	165,788	602,061
41	帝京大学	517,887	37,468	555,356	537,887	47,035	584,923	530,175	50,978	581,153
42	潤徳学園	281,363	67,785	349,149	293,562	113,913	407,476	293,848	108,125	401,973
43	共栄学園	436,217	117,203	553,421	438,934	170,799	609,734	433,958	158,064	592,023
44	修徳学園	411,674	85,810	497,484	420,455	123,977	544,433	438,588	148,125	586,713
45	愛国学園	439,077	71,922	510,999	446,311	95,257	541,569	392,255	87,399	479,655
46	東京純心女子学園	224,936	15,435	240,371	221,082	21,448	242,530	226,586	21,220	247,807
47	国際基督教大学	293,416	41,369	334,785	289,375	54,159	343,535	292,991	52,331	345,322
48	啓明学園	342,242	44,571	386,813	356,313	62,053	418,367	368,704	57,638	426,343
49	日本文華学園	197,526	30,236	227,762	194,498	42,425	236,923	185,785	39,792	225,577
50	東星学園	254,167	14,255	268,422	268,844	18,718	287,562	255,244	14,373	269,618
51	ゆかり文化幼稚園	49,509	75	49,584	50,788	-	50,788	52,402	1,140	53,542
52	関口学園	118,144	395	118,539	123,683	515	124,198	115,215	1,018	116,233
53	松本学園	109,983	13,215	123,198	101,355	2,966	104,321	104,502	2,712	107,214
54	清田学園	62,426	21	62,447	60,777	164	60,941	59,568	162	59,730
55	浦野学園	77,905	1,670	79,575	79,920	2,166	82,087	80,577	1,670	82,247
56	みんなのひろば	90,462	-	90,462	100,062	396	100,458	104,980	1,903	106,883
57	(宗)八幡神社	24,638	2,130	26,768	23,642	2,350	25,992	23,763	2,936	26,699
58	(宗)圓福寺	41,319	-	41,319	34,070	-	34,070	39,397	201	39,598
59	八王子キリスト学園	16,932	1,450	18,382	18,156	1,402	19,559	22,045	1,450	23,495
60	森巖寺学園	22,177	920	23,097	22,836	486	23,322	22,835	920	23,755
61	萩原学園	60,899	1,230	62,129	62,093	666	62,759	61,191	1,639	62,830
62	桃園学園	21,904	1,520	23,424	22,673	919	23,592	22,159	1,260	23,419
63	しらふじ学園	54,479	-	54,479	56,582	-	56,582	56,384	-	56,384
64	昭島平田学園	31,216	1,670	32,886	32,824	1,443	34,268	32,420	1,670	34,090
65	築地龍谷学園	34,505	1,394	35,899	35,709	1,211	36,920	36,095	1,521	37,616
66	松かぜ学園	33,975	920	34,895	32,966	773	33,739	36,636	920	37,556
67	練馬みどり学園	61,967	56	62,023	53,643	-	53,643	58,443	853	59,296
68	長姫傳田学園	54,884	246	55,130	57,657	194	57,851	56,893	784	57,677
69	東京吉野学園	44,571	2,386	46,957	54,647	1,460	56,107	55,757	1,590	57,347
70	大志学園	-	8,937	8,937	-	9,835	9,835	-	11,399	11,399
合計		21,032,049	2,982,924	24,014,974	21,245,138	4,140,579	25,385,718	21,435,171	4,085,837	25,521,009

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、その目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用（高・中・小）」（以下「手引き」という。）により、本務教職員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。

手引きによると、本務教職員としての要件は、表6のとおりである。

令和2年度及び令和3年度の学校法人愛国学園（以下「法人」という。）の愛国高等学校における本務教職員について確認したところ、両年度ともに1名の教員が、法人の加入している私立学校共済組合に未加入であることが認められた。

このため、補助金が令和2年度は224万6,800円、令和3年度は642万2,800円過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。

（学校法人愛国学園）

（生活文化スポーツ局）

（表6）本務教職員としての要件

1	基準日現在、当該学校法人に正規の教職員として雇用されている。
2	当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に加入している。
3	当該学校に一週間当たり5日以上勤務している。
4	教諭等の職に就いており、当該学種の普通免許状を有する等の職種要件を満たしている。

イ 私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、表7のとおり、対象事業数に基づき補助金を交付している。

この補助については、「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用（幼稚園）」によれば、「年間を通じ行っていること（少なくとも1学期1回以上、年3回以上実施）」が交付要件となっている。

また、局は、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について（特別補助関係）」により学期要件（1学期に1回以上）を緩和し、令和3年度実績については、通年で3回以上実施すれば補助要件を満たすものとし、令和2年度実績については、1学期及び2学期において1回以上、年2回実施し、令和3年1月7日発令の緊急事態宣言などを踏まえ3学期に実施できなかった場合は、事業を中止したことが分かる資料をもって補助要件を満たすものとしている。

そこで、学校法人における地域教育事業補助の状況を見たところ、下記のとおり、適正でない事例が認められた。

各学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、各学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。

- (ア) 学校法人桃園学園は、桃園幼稚園における令和3年度の地域教育事業補助により、①子育て親子の交流の場の提供と交流事業、②子育て等に関する相談、援助、③地域の子育て関連情報の提供の3事業を実施する予定として90万円（単価30万円×3事業）の補助金の交付を受けていたが、①の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通年で3回以上実施の補助要件を満たしていなかったことが認められた。

これにより、令和3年度において30万円の補助金が過大に交付されている。

- (イ) 学校法人松かぜ学園は、れいがん寺幼稚園における令和2年度の地域教育事業補助により、子育て親子の交流の場の提供と交流事業を実施する予定として30万円（単価30万円×1事業）の補助金の交付を受けていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度中は事業を中止していたことが認められた。

これにより、令和2年度において30万円の補助金が過大に交付されている。

(学校法人桃園学園)

(学校法人松かぜ学園)

(生活文化スポーツ局)

(表 7) 地域教育事業補助の事業分類

①子育て親子の交流の場の提供と交流事業
②子育て等に関する相談、援助（育児相談など）
③地域の子育て関連情報の提供（園作成の子育て情報誌の配布など）
④子育て及び子育て支援に関する講習等（講習会の開催など）
⑤その他（学期毎に異なる分類の事業を実施する場合など）

(注) 各事業分類ごとに1事業まで、最大3事業を補助対象とし、補助単価は、1事業につき30万円。

ウ 私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立通信制高等学校経常費補助金交付要綱により、広域の通信制の課程を置く私立高等学校に対して、交付年度の7月1日現在の都内在住生徒数に基づき、補助金を算出し、交付している。

学校法人科学技術学園の科学技術学園高等学校（通信制）に対する補助金の交付状況を見たところ、令和2年度及び令和3年度において、補助金額の算定基礎となる都内在住生徒数に都外在住生徒がそれぞれ1名ずつ含まれていたことが認められた。

これにより、両年度において都内在住生徒1名分の単価である4万3,100円ずつ、計8万6,200円の補助金が過大に交付されている。

学校法人科学技術学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人科学技術学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人科学技術学園)

(生活文化スポーツ局)

公益財団法人東京都福祉保健財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都福祉保健財団	令和4年10月14日から同月28日まで	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業等
局	福祉保健局 産業労働局 住宅政策本部	令和4年10月13日及び同月31日	

2 団体の概要

設立の目的	福祉保健医療を担う人材の育成、利用者のサービス選択の支援及び福祉保健システムの適正な運営の支援等に関する事業並びに山谷地域に居住する日雇労働者の生活向上の支援に関する事業を行い、都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与すること
主な沿革	昭和48年4月 財団法人東京都社会福祉振興財団設立（事務局：千代田区内神田） 平成2年4月 事務局を千代田区神田小川町へ移転 平成6年2月 事務局を新宿区歌舞伎町へ移転 平成9年4月 財団法人東京都地域福祉財団と名称変更 平成14年3月 財団法人東京都老人総合研究所と統合し、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団へ改組（本部：板橋区栄町） 平成21年4月 財団法人東京都福祉保健財団と名称変更（事務局：新宿区神楽河岸） 平成24年4月 都の公益認定を受け、公益財団法人へ移行 平成26年7月 事務局を新宿区西新宿へ移転 令和3年4月 公益財団法人城北労働・福祉センター（以下「旧城北」という。）と合併

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健医療人材の育成に関する事業 福祉保健医療に関する相談及び情報提供並びに福祉サービス評価に関する事業 NPO法人及び社会福祉法人等に対する支援事業 日雇労働者に対する無料職業紹介等の就労支援に関する事業 日雇労働者に対する生活総合相談等の生活向上に関する支援事業 行政職員等研修及び行政機関支援に関する事業 その他法人の目的を達するために必要な事業 	
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル	
組織	事務局、城北労働・福祉センター	
人員	役員12名（理事長1名、理事10名、監事1名、理事及び監事は非常勤） 職員176名	
都との関係	出えん（表1）	基本財産として5億100万円のうち100万円（0.2%） 取崩し型出えん金として72億余円（令和3年度末）
	補助金（表2）	38億9,717万余円（うち旧城北3億4,607万余円・令和2年度交付額） 41億7,962万余円（令和3年度交付額）
	貸付金（表3）	1,326万円（令和2年度末残高） 0円（令和3年度末残高）
	事業の委託（表4）	10億5,940万余円（うち旧城北55万余円・令和2年度委託料） 11億4,494万余円（令和3年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益55億余円のうち53億余円（95.8%）
	職員の派遣等	常勤職員55名を都から派遣 常勤役員1名及び常勤職員3名が都退職者
	東京都政策連携団体等（注2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和2年度：B　令和3年度：B

（注1）上記数値等は令和4年3月31日現在

（注2）平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位：百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元 年度末 残高	令和2年度			令和3年度		
		出えん 額	取崩し 額	年度末 残高	出えん 額	取崩し 額	年度末 残高
1 子供が輝く東京・応援事業 出えん金	1,652	-	114	1,537	-	46	1,490
2 東京都出産応援事業出えん 金					12,578	6,782	5,796
合計	1,652	-	114	1,537	12,578	6,828	7,287

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
1 東京都福祉保健財団に対する補助 (一般運営費)	公益財団法人 東京都福祉保健財団運営費 補助金交付要綱	団体が定款に掲げる 事業を行うために必要とする職員費その他の事務費等に要する経費 (補助率：10/10)	684,970	769,972	926,909
2 福祉情報提供事業	公益財団法人 東京都福祉保健財団運営費 補助金交付要綱	福祉関連従事者等に対し団体が行う福祉関係の知識、技術の普及・向上事業に要する経費 (補助率：10/10)	20,201	19,792	20,471
3 福祉情報総合ネットワーク事業	公益財団法人 東京都福祉保健財団運営費 補助金交付要綱	団体が行う福祉サービス提供事業者に関する情報等の収集及び提供システムの運営に要する経費 (補助率：10/10)	44,529	46,742	67,027
4 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助事業	独立行政法人 福祉医療機構借入金利子補給費補助要綱	独立行政法人福祉医療機構から施設整備等に要する資金を借り入れた社会福祉法人等に対し団体が行う利子補給事業に要する経費 (補助率：10/10)	821,452	764,950	721,828

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
5	健康プラザの活用事業	公益財団法人 東京都福祉保 健財団運営費 補助金交付要 綱	自主的な健康づくり、 区市町村が行う健康 づくり事業、福祉保健 医療に関する研修の 場として団体が行う 東京都健康プラザ「ハ イジア」の活用事業に 要する経費 (補助率：10/10)	548,847	562,802	559,762
6	子供が輝く東京・ 応援事業	子供が輝く東京・ 応援事業 補助金交付要 綱	都の出えん及び都民 等の寄附による基金 を活用して団体が行 う、NPO法人等によ る、結婚、子育て、学 び、就労までのライフ ステージに応じた取 組を支援する事業の 事務費に要する経費 (補助率：10/10)	24,246	16,924	21,049
7	城北労働・福祉 センター運 営費補助	城北労働・福 祉センター運 営費補助金交 付要綱	山谷地域に居住する 日雇労働者に向けて 団体が行う生活総合 相談等福祉支援事業 に要する経費 (補助率：10/10)	289,212 (注)	287,934 (注)	190,215
8	福祉サー ビス第三 者評価シ ステム事 業	福祉サー ビス第三 者評価支 援事業費補 助要綱	東京都福祉サー ビス評価推進機構と して団体が行う、評 価機関の認証・指導 、評価者養成講習の 実施、評価結果の公 表等に要する経費 (補助率：10/10)	47,812	47,678	45,560
9	地域福祉 振興事業	地域福祉振興 事業補助要綱	地域社会において民 間団体等が行う社会 福祉サービスのうち 既存の公的制度や補 助事業では対象とさ れていない事業に対 して団体が行う助成 事業に要する経費 (補助率：10/10)	170,720	161,986	161,157

(注) 旧城北に交付されていた。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
10	生活サポート特別貸付アフターフォロー事業	生活サポート特別貸付アフターフォロー事業補助金交付要綱	社会福祉法人東京都社会福祉協議会が行う生活サポート特別貸付事業により資金貸付を受けた借受人に対し団体が行う生活・就労支援及び債権管理に要する経費 (補助率：10/10)	39,738	6,396	6,738
11	とうきょうユニバーサルデザインナビ	ユニバーサルデザインに関する情報サイト補助金交付要綱	団体が運営するユニバーサルデザインやバリアフリー情報を集約した情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運営に要する経費 (補助率：10/10)	35,963	6,328	6,088
12	介護支援専門員養成事業(実務研修)	介護支援専門員実務研修事業費補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定研修実施機関として団体が行う介護支援専門員実務研修に要する経費 (補助率：10/10)	-	10,856	3,205
13	介護支援専門員養成事業(更新研修)	介護支援専門員更新研修事業費補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定研修実施機関として団体が行う介護支援専門員更新研修に要する経費 (補助率：10/10)	9,686	30,691	15,311
14	介護支援専門員養成事業(再研修)	介護支援専門員再研修事業費補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定研修実施機関として団体が行う介護支援専門員再研修に要する経費 (補助率：10/10)	18,392	18,898	24,875
15	介護支援専門員現任研修事業(専門I)	介護支援専門員現任研修事業費補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定研修実施機関として団体が行う介護支援専門員現任研修(専門研修)に要する経費 (補助率：10/10)	13,337	13,161	16,513

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
16	介護支援 専門員養成事業 (実務研修受講試験)	介護支援専門員実務研修受講試験事業費補助金交付要綱	介護保険法に基づく指定試験実施機関として団体が行う介護支援専門員実務研修受講試験に要する経費 (補助率：10/10)	40,644	27,373	3,274
17	介護老人保健施設建設資金利子補給事業	介護老人保健施設整備資金利子補給事業補助金交付要綱	独立行政法人福祉医療機構から介護老人保健施設の整備資金を借り入れた医療法人等に対して団体が行う利子補給事業に要する経費 (補助率：10/10)	358,502	333,173	296,305
18	現任介護職員資格取得支援事業	現任介護職員資格取得支援事業費補助金交付要綱	現任介護職員が介護福祉士国家資格取得のために要する経費を団体が当該職員を雇用する事業者に対して助成する事業に要する経費 (補助率：10/10)	17,508	21,328	17,838
19	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業	介護職員宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱	介護職員の働きやすい職場環境の実現と災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者に対し団体が助成する介護職員の宿舎借り上げに要する経費 (補助率：10/10)	292,610	548,562	780,980
20	次世代介護機器の活用支援事業(普及啓発事業)	次世代介護機器の活用支援事業補助金交付要綱	介護従事者の負担軽減、介護の質の向上及び高齢者の自立支援を図り、介護職員の定着支援及び高齢者の自立支援に資するため団体が行う普及啓発事業の実施に要する経費 (補助率：10/10)	43,709	34,838	

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
21	介護現場 改革促進 等事業	介護現場改革 促進事業補助 金交付要綱	介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、人材育成等、生産性向上に取り組む事業所を支援するために団体が行う事業の実施に要する経費 (補助率：10/10)			105,430
22	障害福祉 サービス等 職員宿舎 借り上げ 支援事業	障害福祉サ ービス等職 員宿舎借 り上げ支 援事業費 補助金交 付要綱	職員の働きやすい職場環境の実現と災害時の運営体制強化に取り組む障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、団体が補助する職員の宿舎借り上げに要する経費 (補助率：10/10)	43,552	64,829	90,029
23	現任障害 福祉サ ービス等 職員資 格取得 支援事 業	現任障害 福祉サ ービス等 職員資 格取得 支援事 業費補 助金交 付要綱	障害福祉サービス等事業所で働く現任職員が社会福祉士国家資格等取得のために要する経費を団体が事業者に対して助成する事業に要する経費 (補助率：10/10)	14,611	16,320	16,066
24	城北労 働・福 祉セ ンター 就労 対策 事業 補助 金	公益財団 法人東 京都 福祉保 健財団 城北 労働・ 福祉 セン ター 就労 対策 事業 補助 金交 付要 綱	山谷地区に居住する日雇労働者に向けて団体が行う職業紹介等就労支援事業に要する経費 (補助率：10/10)	59,124 (注)	58,138 (注)	52,313

(注) 旧城北に交付されていた。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名		根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
25	サービス 付き高齢 者向け住 宅登録等 事業	サービス付き 高齢者向け住 宅登録等事業 費補助金交付 要綱	高齢者の居住の安定 確保に関する法律に 規定する指定登録機 関として団体が実施 するサービス付き高 齢者向け住宅の登録 及び登録簿の閲覧に 関する事務に要する 経費 (補助率：10/10)	24,290	27,494	30,673
合計				3,663,666	3,897,177	4,179,626

(表3) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名		令和元 年度末 残高	令和2年度			令和3年度		
			借入額	償還額	年度末 残高	借入額	償還額	年度末 残高
1	社会福祉事業振興資金貸 付金	31,020	-	17,760	13,260	-	13,260	-
合計		31,020	-	17,760	13,260	-	13,260	-

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名		委託料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	民間社会福祉施設サービス推進費補助事務	65,392	63,210	64,879
2	福祉保健局職員研修等事業	40,528	41,263	45,165
3	指定医療機関等の審査入力事務委託	16,155	13,830	18,669
4	社会福祉事業従事者研修の委託	15,629	14,353	14,279
5	働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業	33,977	52,248	46,916
6	心身障害者扶養共済制度事務等	17,892	18,160	18,677
7	障害者支援施設等の使用料徴収事務委託事業	16,974	14,581	14,711
8	障害者虐待防止対策支援事業	34,252	26,553	37,970
9	自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業		10,001	10,709
10	認証保育所等研修事業	22,906	21,292	23,224
11	子育て支援員研修	88,362	84,310	86,585

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名		委託料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
12	介護支援専門員名簿管理事業	17,072	16,550	48,705
13	高齢者権利擁護推進事業	46,348	46,664	55,080
14	介護保険事業者指定申請受付等業務委託	101,848	110,052	107,649
15	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	72,671	68,233	10,382
16	介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	124,733	96,402	132,248
17	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議実践のための講師養成研修	11,566	13,887	13,015
18	外国人介護従事者受入れ環境整備事業	14,238	15,200	13,250
19	介護サービス情報の公表事業	67,173	66,915	62,106
20	保健医療情報センターの運営	128,146	139,509	149,792
21	看護師等教員養成研修事業	30,734	30,335	27,969
22	健康づくり事業推進指導者育成事業	11,835	12,896	10,801
23	アレルギー疾患研修事業委託	18,333	10,558	12,863
24	介護現場改革促進等事業			28,440
25	病院経営本部職員研修事業	19,509	14,397	19,732
合計		1,016,284	1,001,409	1,073,827

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度 (注2)		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	2,898	100	4,879	100	5,566	100
都からの収益	2,627	90.7	4,696	96.2	5,331	95.8
受取補助金	1,556	53.7	3,522	72.2	4,140	74.4
管理運営受託収益等	1,070	36.9	1,173	24.1	1,191	21.4
他の収益	270	9.3	182	3.8	235	4.2
公益目的事業会計	2,234	77.1	4,509	92.4	5,142	92.4
都からの収益	1,998	68.9	4,332	88.8	4,914	88.3
受取補助金	1,105	38.1	3,326	68.2	3,908	70.2
管理運営受託収益等	892	30.8	1,006	20.6	1,006	18.1
他の収益	235	8.1	176	3.6	228	4.1
収益事業等会計	177	6.1	191	3.9	210	3.8
都からの収益	177	6.1	190	3.9	209	3.8
受取補助金	-	0	22	0.5	23	0.4
管理運営受託収益等	177	6.1	167	3.4	185	3.3
他の収益	-	0	0	0.0	1	0.0
法人会計	486	16.8	178	3.7	213	3.8
都からの収益	451	15.6	173	3.5	208	3.7
受取補助金	451	15.6	173	3.5	208	3.7
他の収益	35	1.2	5	0.1	5	0.1

(注1) 公益財団法人東京都福祉保健財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、行政機関職員研修事業等に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(注2) 団体の事務費と団体が交付する助成金から成る補助金、又は、団体が交付する助成のみから成る補助金について、助成金は正味財産の増減に影響がないとして正味財産増減計算書に計上せず、事務費のみを正味財産増減計算書に計上し、財務諸表に対する注記で全ての補助金額全額を記載している。

(表5の2) 経常収益に占める都からの収益の推移 (旧城北)

(単位: 百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
		構成比		構成比
合計	356	100	351	100
都からの収益	348	97.9	344	97.9
受取補助金	348	97.7	344	97.8
管理運営受託収益等	0	0.2	0	0.2
他の収益	7	2.1	7	2.1
公益目的事業会計	312	87.7	307	87.5
都からの収益	308	86.4	303	86.3
受取補助金	307	86.3	303	86.2
管理運営受託収益等	0	0.2	0	0.2
他の収益	4	1.2	3	1.1
法人会計	44	12.3	44	12.5
都からの収益	40	11.5	40	11.6
受取補助金	40	11.5	40	11.6
他の収益	3	0.9	3	1.0

(注) 旧城北の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助等に係る事業がその目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

団体の運営は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計をもって処理されており、令和3年度における収入額は55億6,681万余円であり、そのうち都からの収入の割合は95.8%となっている。

公益目的事業会計では、①福祉保健医療サービスを支える人材の育成及び専門知識・技術の普及に関する事業、②都民への福祉保健医療サービスに係る総合的な情報提供等に関する事業、③福祉保健医療サービスを提供する事業者への支援に関する事業、④福祉保健医療制度の適正な運営の支援に関する事業、⑤山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の増進に

関する事業を行っている。

福祉保健医療サービスを支える人材の育成及び専門知識・技術の普及に関する事業では、都民に充実した福祉保健サービスが提供されるよう、介護支援専門員をはじめとした介護人材の育成に関する研修・支援事業などを行っている。

都民への福祉保健医療サービスに係る総合的な情報提供等に関する事業では、都民が適切な福祉保健医療サービスを主体的に選択し利用できるよう、総合的な情報提供や相談援助などを行っている。

福祉保健医療サービスを提供する事業者への支援に関する事業では、福祉保健医療サービスが安定的に提供されるよう、介護職員や障害福祉サービス等職員の宿舍借り上げ支援に関する事業などを行っている。

福祉保健医療制度の適正な運営の支援に関する事業では、福祉保健医療制度が利用者本位で運用されるよう、福祉サービス第三者評価事業などを行っている。

山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の増進に関する事業では、山谷地域に居住する日雇労働者の自立・生活安定に向け、職業紹介等就労支援事業、生活総合相談等福祉支援事業などを行っている。

収益事業等会計では、福祉保健局職員研修事業などの行政職員等研修事業、サービス推進費補助事務などの行政機関支援事業を行っている。これらの事業に加え、新型コロナウイルス感染症関連事業として、子育て家庭に対するサービスの利用や育児用品等の購入に係る支援事業も行っている。

法人会計では、団体の運営管理を行っている。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	東京都福祉保健財団に対する補助（一般運営費）			
	職員費	261,252千円	251,877千円	328,675千円
	事務費等	423,717千円	518,094千円	598,233千円
2	福祉情報提供事業			
	福祉用具サービス業務従事者講習会	12回	10回	9回
	福祉用具専門相談員対象講習会	3回	3回	3回
	区市町村等への技術支援	1回	3回	3回

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
3	福祉情報総合ネットワーク事業 事業所情報保有量 トップページアクセス数	36,935 件 550,188 件	37,738 件 452,184 件	38,664 件 583,921 件
4	独立行政法人福祉医療機構借入金利子 補助事業 対象件数 利子補給金額	1,163 件 821,452 千円	1,161 件 764,950 千円	1,173 件 721,828 千円
5	健康プラザの活用事業 個人利用者数 団体利用回数（運動施設） 団体利用回数（研修室）	12,589 人 81 回 950 回	7,257 人 47 回 316 回	7,962 人 46 回 210 回
6	子供が輝く東京・応援事業 助成件数 助成金額	29 件 67,175 千円	42 件 115,185 千円	26 件 47,091 千円
7	城北労働・福祉センター運営費補助 生活総合相談 応急援護相談 健康相談室利用件数 地域保健事業 巡回健康相談者数等 地域環境の改善 地域づくりフォーラム 地域クリーンアップ作戦	1,542 件 891 件 1,896 件 3,338 人 3 回 10 回	1,757 件 1,459 件 1,475 件 2,828 人 2 回 0 回	1,574 件 902 件 1,192 件 2,597 人 4 回 0 回
8	福祉サービス第三者評価システム事業 受審件数 認証・公表委員会 評価者養成講習資格審査会 評価・研究委員会 評価手法ワーキング 分野別ワーキング 評価者養成講習 評価者フォローアップ研修 共通コース 専門コース	3,572 件 4 回 1 回 2 回 2 回 4 回 107 人 1,336 人 538 人	3,608 件 3 回 1 回 3 回 4 回 6 回 128 人 1,355 人 226 人	3,694 件 5 回 1 回 3 回 3 回 3 回 126 人 1,359 人 357 人
9	地域福祉振興事業 助成件数 助成金額	49 件 170,720 千円	46 件 161,986 千円	46 件 161,157 千円
10	生活サポート特別貸付アフターフォロー事業 相談者数 償還対象件数 償還残金	78 人 258 件 39,220 千円	90 人 228 件 33,450 千円	26 人 195 件 29,284 千円
11	とうきょうユニバーサルデザインナビ 掲載施設数 トップページアクセス数	1,588 件 44,492 件	1,694 件 50,543 件	1,788 件 63,834 件

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
12	介護支援専門員養成事業（実務研修：介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象とする研修） 修了者	146人	276人	1,463人
13	介護支援専門員養成事業（更新研修：介護支援専門員証を交付された者のうち更新を申請する者を対象とする研修） 修了者	1,387人	316人	435人
14	介護支援専門員養成事業（再研修：介護支援専門員として実務に就いていない者や実務から離れている者を対象とする研修） 修了者	426人	316人	269人
15	介護支援専門員現任研修事業（専門Ⅰ：現任の介護支援専門員のうち一定の実務経験者を対象とする研修） 修了者	1,115人	255人	314人
16	介護支援専門員養成事業（実務研修受講試験：介護支援専門員実務研修受講希望者に対して事前に必要な専門知識等を有していることを確認するための試験） 受験者数 合格者数	2,132人 575人	3,527人 815人	4,166人 1,153人
17	介護老人保健施設建設建設資金利子補給事業 対象件数 利子補給額	123件 358,502千円	121件 333,173千円	115件 296,305千円
18	現任介護職員資格取得支援事業 対象者数 交付額	775人 13,825千円	842人 17,404千円	811人 15,012千円
19	東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 借り上げ戸数	541戸	1,146戸	1,388戸
20	次世代介護機器の活用支援事業（普及啓発事業） 次世代介護機器導入前セミナー（参加者数） 公開見学会（参加者数） 次世代介護機器体験展示コーナー 常設展示（来場者数） 出張展示（実施回数）	5回（56人） 80人 760人 2回	5回（25人） 80人 102人 0回	

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
21	介護現場改革促進等事業 生産性向上セミナー（動画配信）視聴回数 機器導入前セミナー受講事業所数 次世代介護機器 デジタル機器 人材育成セミナー 公開見学会 個別相談 次世代介護機器体験展示コーナー 常設展示（来場者数） 出張展示（オンライン型展示会）			6,107回 28事業所 48事業所 1,246回 61事業所 19事業所 199人 2回
22	障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業 借り上げ戸数	75戸	106戸	157戸
23	現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 対象者数 交付額	143人 3,239千円	178人 4,408千円	175人 4,636千円
24	城北労働・福祉センター就労対策事業補助金 職業紹介事業 民間求人紹介 公共事業求人紹介 高齢者特別就労求人紹介 （合計） 常用就労等希望者に対する支援 常用就労相談 技能講習事業 修了科目数 修了者数	1,765人 861人 8,000人 10,626人 101件 10科目 16人	1,649人 792人 4,808人 7,249人 108件 6科目 13人	1,776人 869人 7,040人 9,685人 80件 14科目 22人
25	サービス付き高齢者向け住宅登録等事業 登録件数 登録戸数 都民対応 来所 電話等	18件 874戸 3件 32件	19件 1,016戸 1件 56件	14件 934戸 2件 48件

イ 都の貸付金による事業

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	社会福祉事業振興資金貸付事業 社会福祉法人から団体への償還	23件 28,150千円	12件 15,370千円	4件 5,140千円

ウ 都の出えん金による事業

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	子供が輝く東京・応援事業 助成件数 助成金額	29件 67,175千円	42件 115,185千円	26件 47,091千円
2	東京都出産応援事業 対象人数			92,754人

社会福祉法人等10団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	令和2年度に東京都保育サービス推進事業補助金を交付した629団体と保育施設1,246施設のうち、社会福祉法人こぼと会など10団体18施設（詳細は表1及び表2のとおり）	令和4年9月7日から同月27日まで （詳細は表1のとおり）	令和2年度及び令和3年度の東京都保育サービス推進事業補助金
局	福祉保健局	令和4年9月16日	

（表1）監査対象団体及び団体別監査期間

実地監査日	団体名	
9月7日	社会福祉法人新町保育会	ベルカント保育園（個人立）
8日	社会福祉法人紫峰会	—
9日	社会福祉法人町田南保育園	—
12日	社会福祉法人こぼと会	社会福祉法人やすらぎ会
13日	社会福祉法人清心福祉会	社会福祉法人六踏園
14日		社会福祉法人わらしこの会
15日	社会福祉法人妙泉会	—
27日	ベルカント保育園（個人立）	—

(表 2) 監査対象施設及び監査対象補助金交付額

(単位：千円)

団体名	監査対象施設の名称	令和 2 年度 交付金額	令和 3 年度 交付金額 (注)
社会福祉法人こぼと会	あおぞらばれっと保育園	3,546	5,190
	あおぞら保育園	17,409	16,054
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	2,937	2,736
社会福祉法人新町保育会	新町東保育園	10,769	11,850
社会福祉法人清心福祉会	しんまち保育園	4,379	3,646
	わらべうつき台保育園	5,789	4,848
	わらべ里山保育園	9,357	8,875
	わらべ東久留米保育園	11,051	11,546
	わらべ日野市役所東保育園	6,257	7,638
	わらべふじ森保育園	5,966	5,989
	わらべみどり保育園	18,728	15,026
社会福祉法人町田南保育園	町田南保育園	4,493	5,286
社会福祉法人妙泉会	貫井あおいそら保育園	2,544	3,113
	貫井保育園	8,352	6,733
社会福祉法人やすらぎ会	桜台保育園	4,754	5,702
社会福祉法人六踏園	皐月保育園	11,058	11,940
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	9,254	9,353
ベルカント保育園 (個人立)	ベルカント保育園	7,022	7,087
合計		143,665	142,612

(注) 令和 3 年度交付金額は、交付額確定前の補助金額である。

2 監査対象団体及び監査対象施設の概要

社会福祉法人こぼと会など 10 団体は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所を都内に設置する団体及び個人である。監査対象施設の概要は、表 3 のとおりである。

(表3) 監査対象施設の概要 (令和4年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	施設の名称	所在地	施設の規模 (注)	
			定員	現員
社会福祉法人こぼと会	あおぞらぱれっと保育園	多摩市落合	105	91
	あおぞら保育園	多摩市落合	120	127
社会福祉法人紫峰会	すずらん保育園	町田市木曾東	30	26
社会福祉法人新町保育会	新町東保育園	青梅市新町	170	163
社会福祉法人清心福祉会	しんまち保育園	国分寺市新町	98	95
	わらべうつき台保育園	八王子市久保山町	128	117
	わらべ里山保育園	八王子市堀之内	102	118
	わらべ東久留米保育園	東久留米市幸町	158	169
	わらべ日野市役所東保育園	日野市神明	152	148
	わらべふじ森保育園	八王子市台町	100	107
	わらべみどり保育園	墨田区緑	98	95
社会福祉法人町田南保育園	町田南保育園	町田市金森東	110	109
社会福祉法人妙泉会	貫井あおいそら保育園	小金井市貫井南町	50	41
	貫井保育園	小金井市貫井南町	150	132
社会福祉法人やすらぎ会	桜台保育園	町田市小山田桜台	88	90
社会福祉法人六踏園	皐月保育園	調布市小島町	130	134
社会福祉法人わらしこの会	わらしこ保育園	府中市若松町	100	100
ベルカント保育園(個人立)	ベルカント保育園	江戸川区東小岩	119	74

(注) 現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などに基づき、待機児童解消を目的として児童福祉施設最低基準の範囲内で定員を超過して受け入れていることによる。

3 東京都保育サービス推進事業補助金の概要

都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱(令和4年3月17日最終改正)に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。

交付の対象となる経費は施設の運営費であり、交付額は表4から表6までにより算定した額の合計(1,000円未満の端数切捨て)による。

(表4) 特別保育事業等推進加算

(単位：円)

加算項目		対象保育所	単価	算定方法
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		零歳児保育対策及び産休明け保育を実施する保育所	13,930	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施		零歳児保育対策を実施し産休明け保育を実施しない保育所	7,150	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育を実施する保育所	17,200	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	2時間・3時間延長	2時間・3時間の延長保育を実施する保育所	10,610	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
	4時間以上延長	4時間以上の延長保育を実施する保育所	11,060	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
病児・病後児保育事業		病児・病後児保育を実施する保育所(体調不良児対応型を除く。)	6,800	単価×延べ利用児童数
休日保育		休日保育を実施する保育所	4,160	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)		一時預かりを実施する保育所及び定期利用保育を実施する保育所	1,460	単価×延べ利用児童数
一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)			2,920	
障害児保育(特児対象)		障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受け入れた場合)	45,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
障害児保育(その他)	知的	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の知的障害児を受け入れた場合)	38,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
	身体	障害児保育を実施する保育所(特児対象以外の身体障害児を受け入れた場合)	31,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
分園設置		分園を設置している保育所	4,520	単価×月初の分園在籍児童数の12か月合計
アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を提供する保育所	22,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
夜間保育		夜間保育を実施する保育所	4,070	単価×月初の在籍児童数の12か月合計
零歳児保育(市部・小規模)		市部において零歳児保育を実施する定員60人以下の保育所	4,770	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
零歳児保育(町村部)		町村部において零歳児保育を実施する保育所	10,170	単価×月初の零歳児在籍数の12か月合計
延長保育事業(町村部)		町村部において延長保育事業を実施する保育所	10,170	単価×各月の平均対象児童数の12か月合計
育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して家庭を支援する保育所	30,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	9,000	単価×月初の対象児童数の12か月合計
年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する保育所	9,800	単価×延べ利用児童数

(表5) 保育所地域子育て支援推進加算 (ポイント制)

加算項目	対象事業	実施回数等の基準	ポイント (注)	
小中高生の育児体験受入れ	小中高生の職場体験、育児体験等を受け入れる。	年10日以上	12	
保育所体験	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに保育所の生活を体験する取組を提供する。	年5回又は延べ10人以上	6	
		年10回又は延べ20人以上	12	
出産を迎える親の体験学習	出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	6	
		年6回又は延べ12人以上	12	
保育拠点活動支援	基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生や他法人の研修生を職場に受け入れて指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	8
		年6人以上	16	
	加算分	基本分の研修・実習に加え、保育所体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2
		基本分の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	1
			基本分年6人以上	2

(注) 1ポイント当たりの単価5万円を乗じて加算額を算定する。

(表6) 第三者評価受審費

(単位:円)

加算項目	算定基準	加算額	上限額 (注)
第三者評価受審費	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額	450,000
	補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、公定価格の第三者評価受審加算を受けていない場合	施設が評価機関に支払った額	600,000

(注) 加算額と上限額とを比較して少ない方を算定額とする。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都保育サービス推進事業補助金に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業が財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、局の事務が適切に執行されているか、などの着眼点から、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

局は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、8つの法人等が運営する12施設で不適正な事例が認められた。

法人等は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人等に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人こぼと会)

(社会福祉法人紫峰会)

(社会福祉法人清心福祉会)

(社会福祉法人妙泉会)

(社会福祉法人やすらぎ会)

(社会福祉法人六踏園)

(社会福祉法人わらしこの会)

(ベルカント保育園)

(福祉保健局)

(ア) 社会福祉法人こぼと会が設置するあおぞら保育園で、表7のとおり、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業（零歳児の延長保育）に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表8のとおり、令和2年度分で103万円が過大に交付されている。

(表7) 実績額の正誤表の内訳 (あおぞら保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	16,609,410		15,579,010	
	延長保育事業 (零歳児の延長保育)	9人	154,800	7人	120,400
	障害児対象事業 (特児対象)	24人	1,080,000	12人	540,000
	障害児対象事業 (その他・知的)	36人	1,368,000	24人	912,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	800,000		800,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		17,409,410		16,379,010	

(表8) 令和2年度分過大交付額の算定 (あおぞら保育園)

(単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	17,409,410	16,379,010	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		19,904,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)	17,409,000	16,379,000	1,030,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ。)

(イ) 社会福祉法人紫峰会が設置するすずらん保育園で、表9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち外国人児童受入れにおいて、対象児童ごとに言語等の配慮を行っていることがわかる書類がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表10のとおり、令和2年度分で59万4,000円が過大に交付されている。

(表9) 実績額の正誤表の内訳 (すずらん保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	2,937,000		2,343,000	
	外国人児童受入れ	87人	783,000	21人	189,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		2,937,000		2,343,000	

(表10) 令和2年度分過大交付額の算定 (すずらん保育園)

(単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	2,937,000	2,343,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		2,937,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	2,937,000	2,343,000	594,000

(ウ) 社会福祉法人清心福祉会が設置するしんまち保育園、わらべうつき台保育園、わらべ東久留米保育園、わらべ日野市役所東保育園及びわらべみどり保育園で、表11、表13、表15、表17及び表19のとおり、特別保育事業等推進加算のうち知的障害児の保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことや、保育所地域子育て支援推進加算において実績を示す資

料がなく補助要件を満たさないことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表12、表14、表16、表18及び表20のとおり、令和2年度分につき、しんまち保育園で9万円、わらべうつき台保育園で115万8,000円、わらべ東久留米保育園で11万4,000円、わらべ日野市役所東保育園で7万6,000円、わらべみどり保育園で591万3,000円が過大に交付されている。

(表11) 実績額の正誤表の内訳 (しんまち保育園) (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	4,379,760		4,289,760	
	育児困難家庭への支援	31人	930,000	28人	840,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		4,379,760		4,289,760	

(表12) 令和2年度分過大交付額の算定 (しんまち保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	4,379,760	4,289,760	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		5,077,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	4,379,000	4,289,000	90,000

(表13) 実績額の正誤表の内訳 (わらべうつき台保育園) (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	5,531,040		3,769,040	
	障害児保育事業(その他・知的)	59人	2,242,000	15人	570,000
	育児困難家庭への支援	15人	450,000	12人	360,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	400,000		400,000	
	第三者評価受審費 c	462,000		462,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		6,393,040		4,631,040	

(表14) 令和2年度分過大交付額の算定 (わらべうつき台保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,393,040	4,631,040	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		5,789,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	5,789,000	4,631,000	1,158,000

(表 1 5) 実績額の正誤表の内訳 (わらべ東久留米保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	9,951,410		9,837,410
	障害児保育事業 (その他・知的)	44人	1,672,000	41人	1,558,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,100,000		1,100,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			11,051,410
					10,937,410

(表 1 6) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらべ東久留米保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,051,410	10,937,410	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		11,092,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	11,051,000	10,937,000	114,000

(表 1 7) 実績額の正誤表の内訳 (わらべ日野市役所東保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	6,257,400		6,181,400
	障害児保育事業 (その他・知的)	24人	912,000	22人	836,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	0		0
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c			6,257,400
					6,181,400

(表 1 8) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらべ日野市役所東保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,257,400	6,181,400	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		7,403,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,257,000	6,181,000	76,000

(表 19) 実績額の正誤表の内訳 (わらべみどり保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	16,528,460		12,815,400	
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)	0人	0	131人	191,260
	一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間以上)	772人	2,254,240	546人	1,594,320
	障害児保育事業(特児対象)	24人	1,080,000	0人	0
	障害児保育事業(その他・知的)	53人	2,014,000	24人	912,000
	障害児保育事業(その他・身体)	12人	372,000	0人	0
	分園設置	371人	1,676,920	346人	1,563,920
	アレルギー児対応	136人	2,992,000	125人	2,750,000
	外国人児童受入れ	101人	909,000	67人	603,000
	年末年始保育	15人	147,000	12人	117,600
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,200,000		0	
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	0ポイント	0
	保育所体験	12ポイント	600,000	0ポイント	0
	保育拠点活動支援	20ポイント	1,000,000	0ポイント	0
第三者評価受審費 c	0		0		
実績額【選定額】	A = a + b + c		18,728,460		12,815,400

(表 20) 令和2年度分過大交付額の算定 (わらべみどり保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	18,728,460	12,815,400	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	20,103,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	18,728,000	12,815,000	5,913,000

(エ) 社会福祉法人妙泉会が設置する貫井保育園で、表 21 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち育児困難家庭への支援において、対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 22 のとおり、令和2年度分で72万円が過大に交付されている。

(表 21) 実績額の正誤表の内訳 (貫井保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	6,252,880		5,532,880	
	育児困難家庭への支援	72人	2,160,000	48人	1,440,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,100,000		2,100,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】	A = a + b + c		8,352,880		7,632,880

(表 2 2) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (貫井保育園)

(単位: 円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	8,352,880	7,632,880	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		10,653,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		8,352,000	7,632,000	720,000

(オ) 社会福祉法人やすらぎ会が設置する桜台保育園で、表 2 3 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において、対象者の人数算定を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 4 のとおり、令和 2 年度分で 5 3 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 3) 実績額の正誤表の内訳 (桜台保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	3,104,110		2,570,910
	延長保育事業 (零歳児)	45人	774,000	14人	240,800
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,200,000		1,200,000
	第三者評価受審費	c	450,000		450,000
実績額【選定額】		A = a + b + c	4,754,110		4,220,910

(表 2 4) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (桜台保育園)

(単位: 円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,754,110	4,220,910	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B		5,727,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		4,754,000	4,220,000	534,000

(カ) 社会福祉法人六踏園が設置する皐月保育園で、表 2 5 のとおり、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 6 のとおり、令和 2 年度分で 2 6 万 4, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 5) 実績額の正誤表の内訳 (皐月保育園)

(単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	8,358,190		8,094,190
	アレルギー児対応	24人	528,000	12人	264,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,700,000		2,700,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c	11,058,190		10,794,190

(表 26) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (皐月保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,058,190	10,794,190	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		12,286,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	11,058,000	10,794,000	264,000

(キ) 社会福祉法人わらしこの会が設置するわらしこ保育園で、表 27 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち零歳児の延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 28 のとおり、令和 2 年度分で 175 万 5,000 円が過大に交付されている。

(表 27) 実績額の正誤表の内訳 (わらしこ保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正		
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 a		7,778,160		5,699,540	
内 訳	延長保育事業 (零歳児)	96人	1,651,200	8人	137,600
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	0人	0	387人	565,020
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	387人	1,130,040	0人	0
保育所地域子育て支援推進加算 b		1,800,000		1,800,000	
第三者評価受審費 c		0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		9,578,160		7,499,540	

(表 28) 令和 2 年度分過大交付額の算定 (わらしこ保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,578,160	7,499,540	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,254,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	9,254,000	7,499,000	1,755,000

(ク) 個人事業者が設置するベルカント保育園で、表 29 のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち保育拠点活動支援において実績のない事業を計上していたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 30 のとおり、令和 2 年度分で 68 万円が過大に交付されている。

(表 29) 実績額の正誤表の内訳 (ベルカント保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	5,338,000		5,148,000	
	障害児保育事業 (その他・身体)	66人	2,046,000	62人	1,922,000
	育児困難家庭	55人	1,650,000	54人	1,620,000
	外国人児童受入れ	158人	1,422,000	154人	1,386,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,600,000		600,000	
	保育所体験	6ポイント	300,000	0ポイント	0
	出産を迎える親の体験学習	6ポイント	300,000	0ポイント	0
	保育拠点活動支援	8ポイント	400,000	0ポイント	0
	第三者評価受審費 c	594,000		594,000	
	実績額【選定額】 A=a+b+c	7,532,000		6,342,000	

(表 30) 令和2年度分過大交付額の算定 (ベルカント保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,532,000	6,342,000	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	7,022,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,022,000	6,342,000	680,000

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について

局は、団体に対して、東京都保育サービス推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付している。本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、本監査において、各施設から報告された実績数値が実際の事業実績と異なっていたことなどにより、12施設に対し1,292万余円の補助金過大交付が指摘されたところである。局は、各施設から実績数値を記載した実績報告書を徴しているが、現地指導を行う一部の施設及び一部の加算項目を除いて実績数値の裏付けとなる資料（以下「根拠資料」という。）についての確認が不十分であり、このことによって実績数値の誤りを看過し、多くの過大交付が発生している。

過去の財政援助団体等監査において、本補助金について多数の過大交付事例が見られたことから、対応策の検討を求める意見・要望を複数回に渡って行っている。局はこれを受け、説明会の開催時期の改善、説明資料の改良や各種様式の整備などの対策を重ねてきているところである。

しかしながら、依然として多くの過大交付が発生しており、本監査において各施設に原因の聞き取りを行ったところ、「人事異動等で不慣れな職員が実績報告書を作成したため」「加算要件や実績数値の集計方法に誤解があったため」等の回答が得られ、施設職員の補助制度への理解不足もその原因の一つであると考えられる。

また、新規開設施設が大幅に増加している（注）こと、新型コロナウイルス感染症への対応で施設の業務が複雑化していることなどにより、今後も実績報告誤りの発生が懸念される。そのた

め、施設職員の補助金申請事務への理解を促進する説明会等の取組や事務負担を軽減する取組を更に進めることで、誤りを未然に防ぐ必要がある。

局は、根拠資料の確認の取組を拡充するとともに、施設への説明方法の改善を図るなど、より一層、補助金の公正かつ効率的な交付に努めることが望まれる。

(福祉保健局)

(注) 都が平成28年9月から待機児童解消に向けた緊急対策を実施し、保育所の整備が進んだ結果、新たに本補助金の交付対象となった施設は平成28年度から令和2年度の5年間で302施設に上る。

公益財団法人東京都農林水産振興財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都農林水産振興財団	令和4年9月8日から 同月20日まで	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業等
局	産業労働局	令和4年9月7日及び 同月22日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都内において、農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることを目的として設立
主な沿革	平成3年3月 財団法人東京都農林水産業後継者育成財団と社団法人東京都野菜価格安定資金協会を統合して設立 平成10年4月 財団法人東京都森林整備公社と統合 平成22年4月 公益法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化に向けた支援など農業の振興 ・ 分収林など森林整備、森林循環の促進、林業経営の支援など林業の振興 ・ 緑の募金及び緑化の推進 ・ 環境と調和した農林水産業の振興 ・ 農林水産業についての都民等への情報提供、普及啓発 ・ 農林水産業に関する調査・試験研究及び成果還元、並びに農林水産資源の拡大 ・ 東京都立食品技術センターの管理・運営（令和2年度まで）
所在地	東京都立川市富士見町三丁目8番1号

組 織	事務局（5課）及び農林総合研究センター【食品技術センター含む（令和2年度まで）】	
人 員	役員 10名（理事長1名、理事7名、監事2名、うち常勤2名、非常勤8名） 職員 224名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 11億8,748万円のうち、0円
	基金への出えん （表1）	49億3,063万余円（令和2年度末残高） 56億7,421万余円（令和3年度末残高）
	補助金（表2）	9億606万余円（令和2年度交付額） 9億9,921万余円（令和3年度交付額）
	貸付金（表3）	3億9,308万余円（令和2年度末残高） 3億5,867万余円（令和3年度末残高）
	事業の委託 （表4）	16億3,191万余円（令和2年度委託料） 15億3,527万余円（令和3年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表5）	経常収益 37億余円のうち、33億余円（90.1%）
	財産の貸付 （表6）（注）	土地（31,299.37㎡）及び建物（24,576.99㎡）を有償貸付（減額）
	職員の派遣等 （注）	常勤役員1名、常勤職員120名を都から派遣 常勤職員3名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に 係る評価結 果	令和2年度：B 令和3年度：B
	公の施設の管理 運営（表7）	1億258万余円（令和2年度指定管理料）
指定管理者 運営状況評 価	令和2年度：A	

（注）上記数値等は令和4年3月31日現在

(表1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位：百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元年度 末残高	令和2年度			令和3年度		
		出えん額	取崩し額等	年度末 残高	出えん額	取崩し額等	年度末 残高
分収林経営安定基金(第Ⅲ期)		207	45	161	—	31	130
花粉の少ない森づくり基金	1,021	604	580	1,045	578	596	1,026
生産緑地買取・活用支援基金	—	2,000	—	2,000	1,000	0	3,000
農家認証取得支援基金	58	—	4	53	—	53	0
水産認証取得支援基金	31	—	—	31	—	31	0
森林認証取得支援基金	70	—	14	55	—	55	0
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業基金	761	—	150	611	—	—	611
木の街並み創出事業基金	500	—	28	471	—	65	405
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業基金		500	0	500	—	—	500
合計	2,442	3,335	847	4,930	1,578	834	5,674

(注1) 基金運用益等を記載していないため、当年度末残高は、前年度末残高＋出えん額－取崩し額等とならない場合がある。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金	公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱	財団の管理運営に要する経費(補助率：10/10)	238,611	292,049	306,771
東京都農林水産業普及啓発事業補助金	東京都農林水産業普及啓発事業補助金交付要綱	農林水産業の普及啓発事業に要する経費(補助率：10/10)	51,987	56,651	59,257
東京農業情報発信事業費補助金	東京農業情報発信事業費補助金交付要綱	無料情報誌作成及び農業情報PR等に要する経費(補助率：10/10)	23,882	12,609	4,468
東京都農地保有合理化事業費補助金	東京都農地保有合理化事業費補助金交付要綱	農地集積をするための農地売買等の支援等に要する経費(補助率：10/10)	3,793	3,753	486

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
生産緑地買取・活用支援事業費補助金	生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱	生産緑地買取等に関する事務事業に要する経費（補助率：10/10）		2,155	1,960
広域食育推進民間活動支援事業費補助金	広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱	食育推進民間団体が行う取組に要する経費を助成する事業に要する経費（補助率：1/2）			9,940
東京都畜産振興総合対策事業費補助金	東京都畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱	①肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者積立金（補助率：1/4） ②肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定対策事業の円滑・適正な運営を図るための嘱託員の雇用に要する経費（補助率：10/10）	2,898	3,330	3,337
TOKYO Xブランド強化支援事業費補助金	TOKYO Xブランド強化支援事業費補助金交付要綱	生産者指導體制の強化に要する経費（補助率：10/10）	5,087	4,593	5,429
青梅畜産センター事業費補助金	青梅畜産センター事業費補助金交付要綱	青梅畜産センター事業の管理運営に要する経費（補助率：10/10）	138,668	179,981	244,881
有機農業堆肥センター事業費補助金	有機農業堆肥センター事業費補助金交付要綱	有機農業堆肥センター事業の管理運営に要する経費（補助率：10/10）	36,223	40,475	41,687
公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する施設管理費補助金	公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する施設管理費補助金交付要綱	青梅畜産センター運営事業及び有機農業堆肥センター運営事業を実施するために、東京都に対して支払う施設管理費に要する経費（補助率：10/10）	7,596	6,112	14,385
チャレンジ農業支援事業費補助金	チャレンジ農業支援事業費補助金交付要綱	農業者等が行う農業経営の新たな取組に要する経費（補助率：10/10）	10,740	35,658	16,750
東京都野菜供給確保対策事業費補助金	東京都野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱	野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費（補助率：7/10・5/10）	2,355	1,596	1,609
東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金	東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱	①野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費（補助率：1/2） ②地域特産野菜供給確保対策事業費に要する経費（定額）	756	255	467

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金	東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱	就農支援・相談等に要する経費(補助率:10/10)	3,720	3,109	2,836
東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金	東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金交付要綱	就農コンシェルジュの設置、指導農業士等による研修、学生等への東京農業のPRに要する経費(補助率:10/10)	7,579	7,307	5,845
東京農業アカデミー八王子研修農場事業費補助金	東京農業アカデミー八王子研修農場事業費補助金交付要綱	東京農業アカデミー八王子研修農場事業を実施するために要する経費(補助率:10/10)		76,863	87,498
森林循環促進事業補助金	森林循環促進事業補助金交付要綱	森林循環促進事業に要する経費(補助率:10/10)	33,773	32,933	44,303
東京都森林整備補助金(森林施業造林)	東京都森林整備補助事業実施要領	民有林における森林整備に要する経費(補助率:40/100~58/100)	90,856	72,497	74,549
林業労働力総合対策事業費補助金	林業労働力総合対策事業費補助金交付要綱	林業労働力総合対策事業を実施するために要する経費(補助率:10/10)	27,657	35,358	57,919
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金	林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金交付要綱	林業事業体のレベルアッププロジェクトに要する経費(補助率:10/10)	15,801	20,689	
多摩産材生産拡大支援事業費補助金	多摩産材生産拡大支援事業費補助金交付要綱	多摩産材生産拡大支援事業を実施するために要する経費(補助率:10/10)	170	346	
多様な林業経営モデル創出事業費補助金	多様な林業経営モデル創出事業費補助金交付要綱	多様な林業経営モデル創出事業に要する経費(補助率:10/10)	2,881	5,070	
東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金	東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金交付要綱	東京都緑の少年団活動等に要する経費(補助率:10/10)	1,121	853	929
木の街並み創出事業事務費補助金	木の街並み創出事業事務費補助金交付要綱	木の街並み創出事業を実施するために必要な経費(補助率:10/10)	302	1,291	3,696
農林水産物認証取得支援事業補助金	農林水産物認証取得支援事業補助金交付要綱	農林水産物認証取得管理運営等に要する経費(補助率:10/10)	8,138	7,837	6,873
中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業事務費補助金	中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業事務費補助金交付要綱	中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業を実施するために要する経費(補助率:10/10)		1,707	2,238

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金交付要綱	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の実施に要する経費（補助率：10/10）	1,544	974	1,088
合計			716,148	906,061	999,211

(表3) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	令和元年度末残高	令和2年度			令和3年度		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
公益財団法人東京都農林水産振興財団に対する貸付金（分収林）	404,986	7,717	46,206	366,496	3,357	31,627	338,227
就農支援資金東京都貸付金	32,836	—	6,321	26,515	—	6,066	20,449
林業就業促進資金東京都貸付金	159	—	87	72	—	72	—
合計	437,981	7,717	52,614	393,083	3,357	37,765	358,676

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
チャレンジ農業支援事業	36,881	51,813	59,324
東京農業の支え手育成支援事業	10,910	10,210	
東京広域援農ボランティア事業			19,399
江戸東京野菜生産流通拡大事業（江戸東京野菜の主要品目拡大に関する試験研究業務委託）	7,137	7,142	7,142
東京農業先進技術活用プロジェクト（試験研究業務委託）	13,189		
東京型スマート農業プロジェクト		145,593	238,359
苗木生産供給事業	256,159	179,221	207,844
東京都農林総合研究センター試験研究及び管理運営等業務	553,575	698,345	543,245
採種園・採穂園の育成管理及び種子採取業務等	3,485	3,010	2,946
優良大径材の生産に係る調査、試験及び管理業務	7,719	14,478	22,762
都行造林事業	42,292	44,993	30,116
とうきょう林業サポート隊運營業務	51,586	51,003	52,438
伐採・搬出技術者育成研修業務			46,897
多摩産材情報センター事業	31,589	36,692	40,630
多摩産材等の魅力発信拠点（仮称）整備・運營業務		86,738	
国産木材の魅力発信拠点 MOCTION 運營業務			53,254
都有保健保安林の利用調整等業務	999	999	445
東京都GAP（注）推進事業	2,094	1,835	8,678
水産振興に係る種苗生産事業	193,264	196,884	201,784
下水汚泥焼却灰の肥料効果調査	—	860	—
合計	1,210,880	1,529,824	1,535,271

(注) G A Pとは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。また、東京都G A Pは、農林水産省の「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠したもので、都では、農家の認証取得を推進している。

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	3,250	100	3,842	100	3,746	100
都からの収益	2,909	89.5	3,504	91.2	3,378	90.2
受取補助金	714	22.0	901	23.5	998	26.6
受取補助金等振替額	4	0.2	2	0.1	4	0.1
受取基金振替額	860	26.5	966	25.2	840	22.4
受託収益	1,312	40.4	1,632	42.5	1,535	41.0
他の収益	356	11.0	337	8.8	368	9.8
公益目的事業会計	3,012	92.7	3,554	92.5	3,453	92.2
都からの収益	2,689	82.7	3,248	84.5	3,105	82.9
受取補助金	513	15.8	648	16.9	728	19.4
受取補助金等振替額	2	0.1	0	0.0	1	0.0
受取基金振替額	860	26.5	966	25.2	840	22.4
受託収益	1,312	40.4	1,632	42.5	1,535	41.0
他の収益	323	9.9	306	8.0	347	9.3
収益事業等会計	38	1.2	35	0.9	25	0.7
都からの収益	8	0.3	9	0.2	10	0.3
受取補助金	6	0.2	6	0.2	7	0.2
受取補助金等振替額	2	0.1	2	0.1	3	0.1
他の収益	29	0.9	26	0.7	15	0.4
法人会計	199	6.1	251	6.5	267	7.1
都からの収益	195	6.0	246	6.4	262	7.0
受取補助金	195	6.0	246	6.4	262	7.0
他の収益	4	0.1	4	0.1	5	0.1

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、生産安定対策事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類			使用料 (年額)
			土地	建物	工作物	
行政財産	青梅貯木場	貯木場整備用地として使用するため	13,540.33	-	-	13,762
	東京都青梅合同庁舎	団体（花粉対策室等）の事務室	-	166.87	-	1,460
	青梅畜産センター	青梅畜産センター事業及び有機農業堆肥センター事業に供するため	2,135.88	13,307.95	-	3,882
	有機農業堆肥センター	青梅畜産センター事業に供するため	-	2,318.00	-	1,953
	青梅庁舎	青梅畜産センター事業に供するため	-	7,898.50	-	8,549
	東京都農林総合研究センター立川庁舎本館	団体（本部）の事務室	-	505.34	-	4,090
普通財産	八王子研修農場	八王子研修農場事業に供するため	15,623.16	-	-	2,688
	八王子研修農場研修棟		-	187.61	-	2,170
	八王子研修農場作業棟		-	192.72	-	1,918
	八王子研修農場パイプハウス		-	-	2棟	1,337
	八王子研修農場燃料庫		-	-	1棟	39

(注) 東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第5条第2項に基づき減免（土地は30%、建物は50%それぞれ減額）している。

(表7) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立食品技術センター (東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地、東京都産業労働局秋葉原庁舎内)	平成28.4.1 ～令和3.3.31	102,089	102,581	

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に事業が行われているか、補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団の設立目的は、東京都内の農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤の強化、森林整備、試験研究の推進と成果の還元、農林水産資源の拡大などを通じて、食と緑に関する都民生活の向上に貢献するとともに、環境と調和する農林水産業の振興を図ることとされている。

東京の農林水産業が抱える問題には、高齢化や後継者不足、農地の減少、木材価格の低迷等による林業の衰退や健全な森林循環の停滞等、多様である。財団は、こうした厳しい状況に直面する都内の農林漁業者等に対して、様々な事業を通じて農林水産業の振興に向けた支援を実施している。

これに対し、都は、東京都政策連携団体である財団に対して補助金の交付、資金の貸付け、出えんによる資金的支援を行っている。

こうした資金支援により行われた主な事業内容は以下のとおりである。

農業分野としては、担い手の確保育成と経営基盤の強化を中心とした支援策が行われており、令和2年度に開校した「東京農業アカデミー八王子研修農場」からは、一期生として4人が卒業し都内で独立就農している。

林業分野としては、林業労働力確保や森林保全・整備及び森林循環の促進のための支援策が行われており、令和2年度からは、中・大規模木造木質化設計支援事業が始まり、オフィスビルや商業施設等において、多摩産材及び国産木材を一定以上使用する場合、木造木質化を実現するための設計・施工に係る経費の助成が行われている。

畜産分野としては、「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の生産・配付及び飼育・安全衛生管理対策等の技術指導等や肉用子牛価格等の安定化対策が行われている。

また、東京の農林水産総合webサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」や無料情報誌「東京の農林水産」による都民等への情報発信、普及啓発が行われている。

この他、東京都食品技術センターについては、地方独立行政法人東京都産業技術研究センターに統合される前の令和2年度まで、財団は指定管理者として運営を行っていた。

今後とも、局及び財団は、都内農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や振興発展のため、効果的な補助対象事業等の取組を推進していくことが望まれる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの

財団は、有機農業堆肥センターにおいて、家畜ふん及び剪定枝チップを原料として堆肥を生産し、表8のとおり、優良堆肥として1トン当たり8,000円で配付しており、有機農業堆肥センターの窓口において代金を現金で収受している。

この事業については、事業費補助により収支差額の10割を都から交付されている。

ところで、有機農業堆肥センターでは、堆肥の生産量、販売量、販売金額を帳簿に記載して管理しているものの堆肥は袋詰めされずに山積で保管されているほか、水分の蒸発等によっても在庫の重量が変動することから、棚卸により在庫の重量を厳密に把握することは実務上、不可能であり、在庫の減少と現金の増加を紐づけて売上現金の管理をすることができないとしている。本来は、棚卸により在庫の管理をすべきであるが、有機農業堆肥センターは、堆肥の配付に当たり農家等から徴する堆肥購入承諾書及び申込書、領収書控え、売上現金により売上が認識し、これらの管理を同一部署において行っている。

この場合、少なくともあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理することにより、売上があったことを漏れなく認識できる仕組みとすべきところである。

しかしながら、有機農業堆肥センターは領収書の連番管理を行っておらず、適正でない。

財団は、領収書の連番管理を行うなどして、生産品の売上現金の管理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都農林水産振興財団)

(表8) 現金による堆肥の配付に係る売上現金

(単位：件、トン、円)

	令和2年度			令和3年度		
	件数	数量	金額	件数	数量	金額
4月	0	0	0	78	36.7	293,600
5月	0	0	0	101	33.0	264,000
6月	106	55.8	446,400	76	31.6	252,800
7月	52	37.5	300,000	69	35.5	284,000
8月	56	39.9	319,200	0	0	0
9月	72	38.4	307,200	102	30.8	246,400
10月	72	34.6	276,800	80	29.6	236,800
11月	43	25.1	200,800	13	6.3	50,400
12月	62	25.4	203,200	0	0	0
1月	82	34.7	277,600	92	35.7	285,600
2月	71	36.2	289,600	71	37.2	297,600
3月	95	36.7	293,600	104	38.9	311,200
合計	711	364.3	2,914,400	786	315.3	2,522,400
1件当たり平均		0.5	4,099		0.4	3,209

イ 支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの

財団では、チャレンジ農業支援センター（以下「センター」という。）を設置し、チャレンジ農業支援事業（以下「事業」という。）を実施している。その支援内容には専門家派遣、助成等がある。この事業は、農業経営において農業者の稼ぐ力を高めるための新たな取組の前半をセンターによる専門家派遣によって、後半を助成によってそれぞれ支援する形で行われている。

専門家派遣では、センターのスタッフが農業者等からの相談を受け、問題解決のためのサポートを行い、相談内容に応じた専門家の派遣をしている。一方、助成の内容は表9のとおりとなっており、都からのチャレンジ農業支援事業費補助金が助成金の財源となっている。

この事業に対する農業者等からのニーズは、WEBサイトの作成による販売促進が中心となっている。WEBサイトの作成に当たっては、センターより派遣された専門家からWEBサイトのデザインや構成等、留意すべき点の提案を受けた後、助成を活用してWEBサイト作成のための委託契約を結んでいる場合が多い。

この事業に当たっては、専門家による支援の成果とこれを元に行われる委託の成果の一部が重複する可能性があり、その場合、専門家に対する報償費と委託に対する助成金が支出されることで、同一の成果に対して二重に金銭的支援が行われることを防止するため、それぞれの成果を明確に区分して把握する必要がある。このため、それぞれの成果を明確に示した資料を備えることが成果の重複状況を比較検証するに当たって必要になる。

そこで、専門家派遣を利用した助成金申請者の交付決定に関する資料を確認したところ専門家から提出された支援内容が記載されたレポートが添付されていないケースやレポート等の記載内容が助成を受けるに当たっては不十分なケースがあるため、専門家による支援の成果と委託の成果の区分が明確でない例が多数認められた。このため、WEBサイトの作成については、助成金の交付決定に係る審査担当者がその当否を添付資料によって判断することができない状況となっている。

財団は、専門家派遣と助成対象業務に対する支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行われたい。

（公益財団法人東京都農林水産振興財団）

(表9) チャレンジ農業支援事業費助成金の概要

実施年度	助成目的	助成対象者	助成対象経費	助成率等
令和2年度 令和3年度	都内で農業を営む農業者等が行う都内産農産物に関する農業経営の新たな取組への支援	●センターによる専門家派遣を受けた都内で農業を営む以下の者 ・農業者（就農が確実な者も含む。） ・農業者が構成するグループや団体 ●その他知事が認めた者	●都内産農産物の販売促進 ・イベント開催、出展 ・広告、PR、デザイン制作 ・ホームページ等開設 ・調査 ●都内産農産物の商品開発 ・商品開発・製造 ・分析 ●その他知事が認めたもの	●助成率 2分の1以内 ●助成額の範囲 150千円以上 2,500千円以下
令和2年度 【緊急対策】	新型コロナウイルスによる社会情勢の変化に対して都内農業者等が行う新たな販路の開拓のためのEコマース等への出店への支援	●都内で農業を営む以下の者 ・農業者 ・農業を営む農業者が構成するグループや団体	●Eコマース等への出店経費 ・契約に伴う手数料等 ・WEBデザイン作成・改修経費 ・マルシェ開設費用等	●助成率 5分の4以内 ●助成額の上限 都内で農業を営む ・農業者 1,000千円 ・農業者が構成するグループや団体 2,000千円

(2) 局

ア 分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの

分収林制度は、分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づく森林保全のための制度であり、森林所有者が造林者と契約し、造林者が森林の手入れを行っている。伐採に適した樹齢となった立木^{りゅうぼく}を伐採し（以下「主伐」という。）、その収益を両者で分配することになる。都においては、平成元年度から導入され、平成12年度から現状の森林所有者と造林者となる財団による二者分収育林契約となり、都等からの借入金により契約対象林の育成管理を行った。しかしながら、木材価格の低迷と人件費の高騰により主伐・搬出の費用が木材の売却予定価格を上回るため、事業の収支予測が悪化し、新規契約は平成18年度に終了している。また、都等からの借入金等を返済し育成管理費用を賄うため、財団は、平成23年度から、5年ごとに都の出えんを受けて分収林経営安定基金を造成し、毎年度取り崩して対応している。

なお、契約満了時に不採算となることが懸念されたことから、局は、最初の契約が満了となる平成22年度に、東京都分収林事業対策検討委員会において、収支が不採算であると算定された場合は、契約当事者の合意の上で立木のまま森林所有者へ無償譲渡する方針を定め、財団に対し、この方針に従って契約満了時の収支を算定し、処理を進めるよう指導している。

一方で、都内の森林は都の面積の4割を占めるが、

- ①各森林所有者の規模は面積5ha以下と小さく、急傾斜地に存在している。
- ②戦後に造林された森林の利用が進まないため、7割が伐採に適した林齢に偏っている（注1）。
- ③花粉飛散量が多いスギ・ヒノキである。

という特徴がある。そこで、都は、総合的花粉対策として平成18年度から森林循環促進事業（主伐等）（以下「主伐事業」という。）により花粉削減と合わせて林業の再生を図ることとした。（注2）。この事業は、伐採に適した森林の主伐を実施し、市場へ出荷すること、また、伐採後に

花粉飛散量が少ない樹種の造林を行っていくことで、森林循環（注3）を促すものである。その際、主伐・搬出の費用を5分の1とみなして立木利益を算定し森林所有者から買い取るため森林所有者にとってメリットがあり、主伐を促進する仕組みとなっている。財団は、都の森林循環促進事業補助及び出えんを受けて造成した花粉の少ない森づくり基金をもとに、この事業を実施しており、収支差額についても都の出えんにより補てんされる。

ところで、令和3年度に期間が満了した分収林契約4か所について見たところ、令和2年度の調査によりいずれも不採算であったため、立木のまま所有者へ無償譲渡していた。その際、解約契約書第4条第2項に、返還後5年間は前出の主伐事業の適用を申請することができないと定めていることが認められた。

その結果、一方では花粉対策としての主伐事業による森林循環を推進しながら、他方では、分収林契約の解約により、主伐による森林循環の仕組みから除かれるという矛盾が生じている。

令和4年度以降に契約満了となる54か所（表10）は、これまで処理した林よりも採算面の条件が悪く、局は、人件費を考慮しなくても、木材単価が3倍程度まで高騰しなければ採算が見込めないとしている（注4）。また、表11のとおり、局は令和2年度から6年度までの契約満了の対象林についてすべて不採算と見込んでおり、さらに、その他の対象林についても採算面の条件が悪いこと、過去に分収を行った事例が皆無であることを考えあわせれば、現行の処理方針に基づき、54か所の合計197,92haについて立木を無償譲渡する判断を契約満了時まで先送りする特段の理由は見当たらない。

分収林契約については、現実には、両者合意により分収せずに契約満了としており、主伐事業へ移行した方が、総合的花粉対策及び林業の再生という行政目的にかなう。

局は、分収林事業について方針を見直した上で、財団に対し、分収林契約に係る解約契約を適切に見直し、主伐事業へ移行するよう指導されたい。

（産業労働局）

（注1）平成31年時点の多摩地域における民有林の樹齢構成は、51年生以上である11齢級の木が7割を占めている。（産業労働局HP）

（注2）長期に渡る木材価格の低迷により、林業及び林産業の採算性が著しく低下した結果、伐採及び造林が停滞し、若い森林が極端に少なくなり、高齢林分の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下が問題となった。そのため、スギ花粉症対策主伐事業を実施した結果、平成18年から26年度末までに249haの造林が実施された。（産業労働局HP）

（注3）森林の伐採、利用、植栽、保育を適切に繰り返す循環

（注4）日本不動産研究所の調査によると、山元立木価格（1m³当たり）は、平成3年のスギ1万1,246円、ヒノキ2万7,990円であった。その後、緩やかな下げ幅で

推移したものの、平成10、11年には大きく下落し、平成15年では、それぞれ2,000円と1万3,000円となり、平成3年と比較してみるとスギは8割、ヒノキは5割以上も下落していた（平成16年次以降の都の山元立木価格が公表されていない。）。（産業労働局HP）

(表10) 契約満了年度別契約状況（令和4年度以降）

(単位：件、ha)

項目	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
二者育林	箇所数	4	8	5	6	10	5	1	2
	面積	9.43	27.50	10.48	29.82	28.94	15.90	0.97	16.91
二者造林	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三者育林	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	箇所数	4	8	5	6	10	5	1	2
	面積	9.43	27.50	10.48	29.82	28.94	15.90	0.97	16.91
項目	年度	R12	R13	R14	R18	R26	R28	R29	合計
二者育林	箇所数	2	1	1	2	1	0	0	48
	面積	10.98	8.78	8.43	10.86	5.54	0.00	0.00	184.54
二者造林	箇所数	0	0	0	0	0	2	4	6
	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.77	6.61	13.38
三者育林	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	箇所数	2	1	1	2	1	2	4	54
	面積	10.98	8.78	8.43	10.86	5.54	6.77	6.61	197.92

※ 二者とは所有者及び財団、三者とは所有者、造林者、費用負担者

(表11) 契約満了対象林（令和2年度から令和6年度）の売却予定損益(※)（単位：千円）

対象契約満了年度	項番	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	三者分収林	総合計
売却予定損益	1	△ 1,042	△ 4,764	△ 9,106	△ 9,846	△ 11,154	△ 62,630	△ 319,466
	2	△ 1,459	△ 14,567	△ 1,699	△ 28,894	△ 6,058	△ 110,169	
	3	△ 10,123	△ 2,156	△ 2,462	△ 2,114	△ 2,271		
	4	△ 6,894	△ 3,703	△ 10,623	△ 2,928	△ 1,244		
	5	△ 1,299			△ 3,555	△ 997		
	6				△ 1,388			
	7				△ 4,729			
	8				△ 1,578			
各年度合計		△20,819	△25,191	△23,892	△55,036	△21,726	△172,799	

※ 局は5年ごとに不足見込額を出捐しており、その際に5年間の契約満了対象林について再評価している。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業（詳細は「参考資料」のとおり）

（単位：千円）

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	財団の運営	238,611	292,049	306,771
2	農林水産業普及啓発事業	51,987	56,651	59,257
3	東京農業情報発信事業	23,882	12,609	4,468
4	農地保有合理化事業	3,793	3,753	486
5	生産緑地買取・活用支援事業	—	2,155	1,960
6	広域食育推進民間活動支援	—	—	9,940
7	肉用子牛価格安定対策事業	2,898	3,330	3,337
8	TOKYOXブランド強化支援	5,087	4,593	5,429
9	青梅畜産センター事業	138,668	179,981	244,881
10	有機農業堆肥センター事業	36,223	40,475	41,687
11	青梅畜産センター等施設管理	7,596	6,112	14,385
12	チャレンジ農業支援事業	10,740	35,658	16,750
13	野菜価格安定対策事業	3,111	1,851	2,076
14	青年農業者就農支援事業	3,720	3,109	2,836
15	女性・青年農業者育成対策	7,579	7,307	5,845
16	東京農業アカデミー事業	—	76,863	87,498
17	森林循環促進事業（主伐等）	124,629	105,430	118,852
18	林業労働力総合対策事業	27,657	35,358	57,919
19	林業事業体のレベルアッププロジェクト事業	15,801	20,689	—
20	多摩産材生産拡大支援事業	170	346	—
21	多様な林業経営モデル創出事業	2,881	5,070	—
22	緑の少年団活動支援事業	1,121	853	929
23	木の街並み創出事業	302	1,291	3,696
24	農林水産物認証取得支援事業（事務費）	8,138	7,837	6,873
25	中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業	—	1,707	2,238
26	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	1,544	974	1,088

イ 都の貸付金による事業

（単位：千円）

事業名		実績		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	分収林事業	130,699	46,206	31,627
2	就農支援資金貸付事業	7,207	6,321	6,066
3	林業就業促進資金貸付事業	274	87	72

ウ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和元年	令和2年	令和3年
1 分収林事業第Ⅲ期	—	45,291	31,379
2 森林循環促進事業（主伐等）	442,648	580,801	596,703
3 生産緑地買取・活用支援基金	—	—	—
4 農林水産物認証取得支援事業（農家認証） （注）	16,300	4,290	5,327
5 農林水産物認証取得支援事業（水産認証） （注）	4,807	—	—
6 農林水産物認証取得支援事業（森林認証） （注）	14,471	14,965	13,742
7 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	101,245	150,000	—
8 木の街並み創出事業	—	28,341	65,778
9 中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業	—	—	—

（注）農林水産物認証取得支援事業については、令和3年度に終了したことから令和3年度末の基金残高を全額、都に返還しており、基金の残額は0円となっている。

2 参考資料

（1）主な補助対象事業の実績

事業名	令和2年度	令和3年度
農林水産業普及啓発事業	ウェブサイト「TOKYO GROWN」の管理運営など ページビュー数：309万件	ウェブサイト「TOKYO GROWN」の管理運営など ページビュー数：344万件
東京農業情報発信事業	無料情報誌の作成・配布 15万部作成、2万部配布	無料情報誌の配布 12万部
農地保有合理化事業	年度末保有農用地等：1件	年度末保有農用地等：1件
生産緑地買取・活用支援事業	買取支援：0件	買取支援：0件
広域食育推進民間活動支援	—	補助金交付：15件
肉用子牛価格安定対策事業	生産者積立金対象頭数 黒毛和種：53頭 交雑種：3頭	生産者積立金対象頭数 黒毛和種：65頭
TOKYOXブランド強化支援	生産者への技術指導：28件 新規生産者確保対策：4件	生産者への技術指導：24件 新規生産者確保対策：9件
青梅畜産センター事業	家畜・家きんの配布 トウキョウX：122頭 東京しゃも：14,033羽 東京うこっけい：15,518羽	家畜・家きんの配布 トウキョウX：70頭 東京しゃも：10,252羽 東京うこっけい：13,703羽
有機農業堆肥センター事業	堆肥供給量：364.3トン 視察・研修等受入れ：38人	堆肥供給量：319.0トン 視察・研修等受入れ：95人
チャレンジ農業支援事業（助成事業）	助成実績：57件	助成実績：47件

事業名	令和2年度	令和3年度
野菜供給確保対策事業	出荷実績 キャベツ：1047.3トン にんじん：126.5トン	出荷実績 キャベツ：999.1トン にんじん：107.7トン
地域特産野菜供給確保対策事業	出荷実績 アシタバ：1.8トン	出荷実績 アシタバ：1.0トン
青年農業者就農支援事業	就農相談活動：327件 意向調査：28名	就農相談活動：398件 意向調査：46名
女性・青年農業者育成対策	農業体験研修：27件 農業技術研修：18件 就農コンシェルジュ相談人数：33人 学生等への東京農業PR：3回	農業体験研修：23件 農業技術研修：12件 就農コンシェルジュ相談人数：52人 学生等への東京農業PR：7回
東京農業アカデミー事業	研修生：5名	研修生：10名(R3.9～9名)
森林循環促進事業（主伐等）	主伐契約（注）：20.8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61.83ha 下刈り：175.78ha 除伐：4.96ha	主伐契約（注）：25.0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69.50ha 下刈り：174.94ha 除伐：11.34ha
林業労働力総合対策事業	助成実績 林業機械レンタル料：10事業体 宿舍借上げ 新規就労者：8事業体 他県労働力：1事業体	助成実績：67経営体
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業	助成金事業体数：49事業体	—
多摩産材生産拡大支援事業	助成実績：1事業体	—
多様な林業経営モデル創出事業	助成実績：3事業体	—
東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業	緑の少年団経費助成：8団	緑の少年団経費助成：5団
木の街並み創出事業	交付決定件数：6件	交付決定件数：11件
農林水産物認証取得支援事業	新規補助：2件 維持更新補助：52件	新規補助：2件 維持更新補助：56件
中・大規模木造木質化設計支援事業	交付決定件数：0件	交付決定件数：2件
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	交付決定件数：1件	交付決定件数：1件

(注) 主伐契約とは、財団がスギ等を伐採して、跡地に花粉の少ないスギ等を植林するために、森林所有者と締結する契約を指す。

(2) 主な都の出えん金による事業の実績

事業名	令和2年度	令和3年度
分収林事業第Ⅲ期	契約満了による処分実績 5か所、11.74ha	契約満了による処分実績 4か所、13.45ha
森林循環促進事業（主伐等）	主伐契約：20.8ha 木材の販売：20,893 m ³ 補植：61.83ha 下刈り：175.78ha 除伐：4.96ha	主伐契約：25.0ha 木材の販売：21,826 m ³ 補植：69.50ha 下刈り：174.94ha 除伐：11.34ha
生産緑地買取・活用支援事業	買取支援：0件	買取支援：0件
農林水産物認証取得支援事業（農家認証・水産認証・森林認証）	新規補助：2件 維持更新補助：52件	新規補助：2件 維持更新補助：56件
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	交付決定件数：1件	交付決定件数：1件
木の街並み創出事業	交付決定件数：6件	交付決定件数：11件
中・大規模木造建築物の木造木質化設計支援事業	交付決定件数：0件	交付決定件数：2件

(3) 指定管理者としての実績

施設名		東京都立食品技術センター
(1) 件名	東京都立食品技術センターの管理運営	
(2) 指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日	
(3) 目的	公の施設の管理運営	
(4) 内容	所在地	東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 東京都産業労働局秋葉原庁舎内
	業務内容	(1) 食品工業技術の普及、指導及び相談に関すること (2) 食品工業技術に関する試験、研究及び調査に関すること (3) 依頼により行う食品工業用の原料及び材料並びに加工食品等の試験並びにその成績証明に関すること (4) 開放試験室の利用公開に関すること (5) 食品製造業者と農林水産業者との連携促進のための相談及び情報提供に関すること (6) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関すること (7) センターの使用料及び手数料の徴収
(5) 実績 (件数・金額)	年度	令和2年度
	手数料 依頼試験	202 件 102 千円
	使用料 開放試験室試験機器	2,625 件 428 千円
	技術相談・実地支援	832 件
(6) 経費	年度	令和2年度
	試験研究	13,809 千円
	技術支援	4,250 千円
	管理運営	57,253 千円
	建物維持管理	27,268 千円
	計	102,581 千円

東京多摩青果株式会社ほか3団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社大東京綜合卸売センター	令和4年9月13日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業
	東京八王子青果株式会社	令和4年9月16日	
	株式会社第一花き	令和4年9月20日	
	東京多摩青果株式会社	令和4年9月22日	
局	中央卸売市場	令和4年9月12日及び26日	

2 団体の概要

事業の概要	生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、都民の消費生活の安定に寄与することを目的として、卸売市場法（昭和46年法律第35号）及び東京都地方卸売市場条例（昭和46年東京都条例第154号）に基づき、地方卸売市場を開設し、生鮮食料品等の受託販売などを行っている。
-------	--

各団体の所在地、役職員数（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

団体名	所在地	役職員						
		会長	代表取締役	専務取締役	常務取締役	取締役	監査役	職員
東京多摩青果株式会社	国立市谷保 6-2-1 （本店）	-	1	1	3	8	1	270
株式会社第一花き	足立区入谷 6-3-1 東京都 中央卸売市場北足立市 場花き棟 2階（本社）	1	1	1	2	-	1	80
東京八王子青果株式会社	八王子市北野町 586-1	-	1	0	2	2	2	37
株式会社大東京綜合卸売センター	府中市矢崎町 4-1	-	1	0	0	1	1	15 (1)

（注）（ ）内は、人員のうち都退職後に採用された職員の人数

各団体が開設する地方卸売市場名等（令和4年3月31日現在）

（単位：㎡、人）

団体名	団体設立 年 月	地方卸売市場名	開設許可 年 月 日	取扱 品目	卸売場 面積	買受人 数 (注)
東京多摩青果 株式会社	昭和 22. 5	東京都国立地方 卸売市場	昭和 48. 11. 2	青果物	9,623	254
		東京都東久留米 地方卸売市場	昭和 48. 1. 1	青果物	4,125	142
株式会社第一花き	昭和 62. 10	第一花き立川地 方卸売市場	平成 28. 5. 1	花き	495	87
東京八王子青果株 式会社	昭和 52. 8	東京都八王子北 野地方卸売市場	昭和 47. 6. 12	青果物	6,008	143
株式会社大東京綜 合卸売センター	昭和 41. 12	府中大東京綜 合卸売市場	昭和 48. 1. 1	水産物	264	229

（注）買受人とは、仲卸業者及び売買参加者である。

3 都との関係（令和4年3月31日現在）

補助金（表1）	2億1,066万余円（令和2年度交付額）
	1億5,824万余円（令和3年度交付額）

（表1）補助金の交付状況（4団体合計金額）

（単位：千円）

	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
①	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱	多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業（補助率1/2以内）	4,491	116,611	85,201
②	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金交付要綱	多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場の開設者が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備事業のうち、省エネルギー化または環境負荷低減推進に寄与する事業（補助率1/2）	75,550	-	31,964
③	中央卸売市場活性化支援事業補助金	中央卸売市場活性化支援事業補助金交付要綱	東京都中央卸売市場の市場業者や市場業者で組織する団体等が、中央卸売市場の活性化に資する意欲的な取組を企画、研究、実施する場合に要する経費（補助率4/5以内）	27,207	87,571	-
④	中央卸売市場強靱化推進事業補助金	中央卸売市場強靱化推進事業補助金交付要綱	東京都中央卸売市場の市場業者等が、新たなビジネスや業務改善等の意欲的な取組を企画、研究、実施する場合に要する経費（補助率4/5以内）	-	-	34,839
⑤	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱	地方卸売市場の業務の運営に伴い、市場内で発生する廃棄物で、地方卸売市場が所在する区市の廃棄物処理に関する条例に定める事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分のために支出した経費（補助率1/4）	6,743	6,485	6,239
合計				113,991	210,667	158,243

(表2) 補助金の交付状況 (団体別)

(単位：千円)

団体名	補助金名	交付額		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京多摩青果株式会社	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	4,491	115,511	12,666
	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	56,250	-	31,964
	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	4,848	4,952	4,798
	小計	65,589	120,463	49,428
株式会社第一花き	中央卸売市場活性化支援事業補助金	27,207	87,571	-
	中央卸売市場強靱化推進事業補助金	-	-	34,839
	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	206	154	170
	小計	27,413	87,725	35,009
東京八王子青果株式会社	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	-	-	66,410
	東京都地方卸売市場管理衛生費補助金	1,689	1,379	1,271
	小計	1,689	1,379	67,681
株式会社大東京総合卸売センター	東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金	-	1,100	6,125
	地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備補助金	19,300	-	-
	小計	19,300	1,100	6,125
合計		113,991	210,667	158,243

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京多摩青果株式会社など4団体の補助対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、会計経理等は適正に行われているかの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局

ア 補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの

市場は、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市場機能の高度化及び買受人等の利便性に配慮した地方卸売市場の施設整備の促進を図り、もって、生鮮食料品等の流通の円滑化と都民の消費生活の安定に資することを目的として、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金を交付している。

要綱第14において、「実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付け加えた条件に適合するものであるかどうかを調査する」こと、第18において「補助金を他の用途に使用したとき」「補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる」こと、第19において「第18の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる」ことが規定されている。

ところで、市場は、令和3年度において、表3のとおり、東京八王子青果株式会社に対して、団体が開設する市場（以下「八王子市場」という。）の移転工事契約を対象として補助金を支出している。

移転先である新施設敷地内に「祠（ほくら）」（以下「当該施設」という。）があることが認められた。要綱において、基幹施設や衛生施設など、補助対象となる施設区分が限定列挙されているが、当該施設はそのいずれにも該当せず、補助対象とならない。

また、その設置の経緯について団体に確認したところ、八王子市場移転の際、前八王子市場の敷地の売却先から移転を求められて移築したとのことであった。

当該施設の移転については、移転工事の仕様書に記載はないものの、工事受注者（以下「受注者」という。）は、見積りの前の時点で前八王子市場に当該施設が存在することを確認したとしていることから、工事契約の「諸経費」に含めて積算、請求していることが考えられる。そこで、今回監査を受けて、市場が改めて団体を通じて受注者に当該施設の移転経費が工事経費に含まれているかについて確認した結果、含まれていないとのことであった。

市場は、要綱に基づいて現地調査等における確認結果を踏まえて、本契約金額に補助対象外

施設の移転経費が含まれていないことを受注者に確認しておくべきであったが、監査日（令和4年9月16日）現在確認していない状況となっていたことは適切でない。

市場は、補助事業に補助対象外の経費が含まれていないか適切に確認を行い、その結果を踏まえて補助金額の確定を行うなど、補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行われたい。

（中央卸売市場）

（表3）東京八王子青果株式会社に対する補助事業について（令和3年度）（単位：千円）

補助金額	補助対象金額	契約件名	契約相手方	補助対象期間
66,410	406,415	（仮称）東京都八王子北野地方卸売市場移転工事	A	令和3.8.16～令和4.3.31

第4 補助対象事業の概要

1 運営状況

（1）事業実績

地方卸売市場とは、生鮮食料品や花きの卸売を行う市場のうち、卸売市場法（昭和46年7月施行）及び東京都地方卸売市場条例（昭和47年1月1日施行）に基づき、知事が認定をした卸売市場である。中央卸売市場との主な相違点は、中央卸売市場は、その施設が省令で定める一定の規模以上である点や、農林水産大臣の認定を受けなければならない点であるが、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしている点において、中央卸売市場と同様の役割を担っている。

東京多摩青果株式会社ほか3団体による補助対象事業について、「東京都地方卸売市場施設整備」事業補助では、令和2年度に「買受人用冷蔵倉庫新築工事」などへの補助を行い、令和3年度に「市場移転に係る新築工事」などへの補助を行っている。

「地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備」事業補助では、令和2年度において、今回監査対象団体への補助実績がなかったが、令和3年度において、「冷凍設備更新工事」などへの補助を行っている。

「中央卸売市場活性化支援」事業補助は、令和2年度に「空調改修工事、せり場シート交換」などへの補助を行ったが、令和3年度に「中央卸売市場強靱化推進」事業補助へ制度が移行したため、8,757万余円の皆減となっている。また、「中央卸売市場強靱化推進」事業補助は、「中央卸売市場活性化支援」事業補助に代わって、令和3年度から補助事業が始まり、ICTを活用した他市場連携事業などに対して補助を行った結果、令和3年度の補助金額は、令和2年度に比べて3,483万余円の皆増となった。

「東京都地方卸売市場管理衛生費」事業補助は、今回、補助団体が行った事業規模に大きな変動がなかったため、補助金額はおおむね同規模となっている。

① 東京都地方卸売市場施設整備事業

(単位：千円)

団体名	令和2年度				令和3年度			
	施設区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業内容	施設区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業内容
東京多摩 青果株式 会社	基幹施設 (4/10) (注)	761,985	115,511	買受人用 冷蔵倉庫 新築工事	物流機能 高度化施設 (1/3)	38,000	12,666	物流シス テム更新 工事
東京八王 子青果株 式会社	-	-	-	-	基幹施設 外構工事 衛生施設 防災施設 付帯施設 (1/5 又は 1/4) (注)	406,415	66,410	市場移転 に係る新 築工事
株式会社 大東京綜 合卸売セ ンター	付帯施設 (1/5)	5,500	1,100	変電室改 修工事	防災施設 (1/4)	24,500	6,125	屋外消火 栓設備更 新工事

(注) 計算上の交付額が予算額を超過するため、補助金額を調整している。

② 地方卸売市場省エネルギー等対応施設整備事業

(単位：千円)

団体名	令和2年度				令和3年度			
	施設区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業 内容	施設区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業内容
東京多摩 青果株式 会社	-	-	-	-	環境負荷低 減事業 (1/2)	8,200	4,100	空調設備 更新工事
	-	-	-	-	環境負荷低 減事業 (1/2) (注)	62,400	27,864	冷凍設備 更新工事
	-	-	-	-	合計	70,600	31,964	-

(注) 計算上の交付額が予算額を超過するため、補助金額を調整している。

③ 中央卸売市場活性化支援事業

(単位：千円)

団体名	令和2年度				令和3年度			
	事業区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業内容	事業区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業 内容
株式会社 第一花き	市場の働き方 改革等(注1) (4/5)	37,000	29,600	コロナ禍におけるICT活用による社内業務改善	-	-	-	-
	販売力強化等 (注2)・ 集荷力向上 (注3) (4/5)	31,800	25,440	コロナ禍におけるICT活用による集荷力・販売力強化	-	-	-	-
	品質・衛生管理 等(注4) (4/5)	40,664	32,531	「新しい日常」の定着推進(空調改修工事、せり場シート交換ほか)	-	-	-	-
	合計	109,464	87,571	-	-	-	-	-

(注1) 市場業務に精通した人材確保や市場の働き方改革に資する事業(補助要綱第5条の区分五)

(注2) 国内外の販路拡大や販売力強化に資する事業(同区分二)

(注3) 産地からの集荷力向上に資する事業(同区分三)

(注4) 品質・衛生管理の強化等に資する事業(同区分六)

④ 中央卸売市場強靱化推進事業

(単位：千円)

団体名	令和2年度				令和3年度			
	事業区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業 内容	事業区分 (補助率)	補助対象 経費	補助 金額	事業内容
株式会社 第一花き	-	-	-	-	市場全体の変革をけん引する事業(2/3)	39,700	26,466	ICTを活用した他市場連携
	-	-	-	-	自社ビジネス等の変革に資する事業(2/3)	12,560	8,373	出荷情報のデジタル化等
	-	-	-	-	合計	52,260	34,839	-

⑤ 東京都地方卸売市場管理衛生費補助金

(単位：千円、kg)

団体名	市場名	令和2年度			令和3年度		
		補助対象 経費	補助 金額	廃棄物 処理量	補助対象 経費	補助 金額	廃棄物 処理量
東京多摩 青果株式 会社	東京都国立地方 卸売市場	15,876	3,969	323,308	14,322	3,580	286,443
	東京都東久留米 地方卸売市場	3,934	983	83,232	4,873	1,218	103,098
株式会社 第一花き	第一花き立川地 方卸売市場	618	154	36,540	683	170	36,400
東京八王 子青果株 式会社	東京都八王子北 野地方卸売市場	5,519	1,379	217,990	5,087	1,271	219,430

(注) 補助率：補助事業に要した経費又は市場が所在する区市の条例に定める廃棄物処理手数料により算出した額のいずれか小さい方の4分の1の額

八 丈 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町商工会	令和 4 年 4 月 20 日	令和 2 年度及び令和 3 年度の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立		
主な沿革	昭和 45 年 2 月 法人設立		
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 		
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2		
組織・人員	会員 363 名で組織され、役員 30 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 25 名、監事 2 名、全て非常勤） 事務局職員 5 名		
都との関係	補助金（表 1） （産業労働局）	2,653 万余円（令和 2 年度交付額） 2,614 万余円（令和 3 年度交付額）	

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10 以内)	27,108	26,532	26,144

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の着眼点

本監査では、八丈町商工会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
令和元年度	427	191	4	14	33	642
令和2年度	393	384	1	15	67	626
令和3年度	366	376	1	13	21	605

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	22,808	22,232	21,844
経営改善普及事業（地域活性化事業）	4,300	4,300	4,300

社会福祉法人武蔵野会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人武蔵野会	令和4年4月28日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

（表1）監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分	令和2年度		令和3年度	
	交付金額（千円）	施設数	交付金額（千円）	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	200,600	2	202,300	2

（注）令和3年度交付額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

2 団体の概要

社会福祉法人武蔵野会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める各種の社会福祉事業等を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象団体における補助対象施設は、表2のとおりである。

（表2）監査対象団体が設置する施設（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 武蔵野会	大島恵の園	障害者支援施設	大島町差木地1番地	74	80
	第2大島恵の園			79	80

3 都との関係

都は、団体に対し、令和2年度に2億60万円、令和3年度に2億230万円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金の交付目的等は、表3のとおりである。

(表3) 主な補助金の概要

補助金名 交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設) (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱)	社会福祉施設の運営等に要する費用の一部を補助し、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図る。	基本補助	施設規模別に定める障害福祉サービス種別月額単価×各月初日現員数
		努力・実績加算	重度者、障害者等雇用、医療的ケア、触法者受け入れ等の努力・実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算
障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金 (令和2年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱)	感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えられるよう支援する。	令和2年10月8日以降に発生したPCR検査費用や衛生物品の購入費用など、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費	本要綱に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、補助率(10分の10)を乗じる
障害者施設整備費補助金 (障害者(児)施設整備費補助要綱)	施設整備に要する経費について補助を行い、障害者(児)の福祉の向上を図る。	施設の整備に必要な施設整備費	本要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率(4分の3)を乗じる

(2) 補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
(社福) 武蔵野会	大島恵の園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金	96,571	94,282	91,907
		障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	—	3,580	—
		障害者(児)施設整備費補助金	—	—	5,527
	第2大島恵の園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金	99,195	99,158	99,339
		障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	—	3,580	—
		障害者(児)施設整備費補助金	—	—	5,527
合計			195,766	200,600	202,300

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、社会福祉法人武蔵野会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

社会福祉法人養和会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉法人養和会	令和4年4月21日	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業

（表1）監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分	令和2年度		令和3年度	
	交付金額（千円）	施設数	交付金額（千円）	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	39,067	5	26,501	5

2 団体の概要

社会福祉法人養和会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める各種の社会福祉事業等を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象団体における補助対象施設は、表2のとおりである。

(表2) 監査対象団体が設置する施設 (令和4年3月31日現在)

(単位:人)

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 養和会	第二八丈老人ホーム	介護老人福祉施設	八丈島八丈町大賀郷	120	120
		短期入所生活介護事業所		-	-
	八丈島高齢者在宅サービスセンター	通所介護事業所		-	-
	養和会指定訪問介護事業所	訪問介護事業所		-	-
	養和会指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所		-	-
	八丈町地域包括支援センター	地域包括支援事業所		-	-

3 都との関係

都は、団体に対し、令和2年度に3,906万余円、令和3年度に2,650万余円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金の交付目的等は、表3のとおりである。

(表3) 主な補助金の概要

補助金名 交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法	
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助 (東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱)	介護保険制度へ円滑に移行するために要する運営費等の一部を補助し、利用者サービスの維持向上と経営基盤の整備を図る。	施設振興費	月額単価×入所定員×12か月	
		あん摩マッサージ指圧師加算	定員別・地域別による単価 (月額)	
		小規模施設加算	定員別・地域別による単価 (月額)	
		島しょ加算	対象地域に存する施設に定額補助	
		町村部特別加算		
		評価加算	医療対応強化支援加算	医療対応の必要な入所者の割合に応じ定額補助
			努力・実績加算	介護職有資格者の割合、要介護度の改善、区市町村との防災協定等実績に応じた加算 (ポイント制)
サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算			
令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)交付要綱)	感染症対策に必要な物資を確保し、介護サービスを継続的に提供するための支援等を行い、サービスの提供体制の構築を図る。	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入及び消毒・清掃等に係る費用	本要綱に定める基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率(10/10)を乗じる	
		介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給経費	新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者対応の介護事業所等に10日以上勤務し、その利用者に接触する職員一人当たり支給する慰労金(5万円又は20万円)の経費	
令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助(介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金交付要綱)	感染症対策に必要な衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。	衛生用品等の感染症対策に要する物品・備品購入に係る費用	本要綱に定める基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率(10/10)を乗じる	

(2) 補助金交付額

監査対象とした社会福祉法人に対する補助金の交付額は、表4のとおりである。

(表4) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
(社福) 養和会	第二八丈老人ホーム	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助	28,611	29,733	26,353
	第二八丈老人ホーム (介護老人福祉施設)	令和2年度東京都緊急包括支援事業(介護分)補助	-	5,967	-
	第二八丈老人ホーム (短期入所生活介護事業所)		-	799	-
	八丈島高齢者在宅サービスセンター		-	1,611	-
	養和会訪問介護事業所		-	414	-
	養和会指定居宅介護支援事業所		-	363	-
	八丈町地域包括支援センター		-	150	-
	第二八丈老人ホーム (介護老人福祉施設)		令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業	-	-
	第二八丈老人ホーム (短期入所生活介護事業所)	-		-	10
	八丈島高齢者在宅サービスセンター	-		-	10
	養和会訪問介護事業所	-		-	10
	養和会指定居宅介護支援事業所	-		-	10
	八丈町地域包括支援センター	-		-	10
	第二八丈老人ホーム	私立学校等結核予防費都費補助事業	32	30	28
	合計			28,643	39,067

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、社会福祉法人養和会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

第 4 出資団体別監査結果

東京都公立大学法人

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都公立大学法人	令和4年10月28日から 同年11月9日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	総務局	令和4年10月27日及び 同年11月10日	

2 団体の概要

設立の目的	大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的として設立
主な沿革	東京都公立大学法人（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、平成17年4月1日に都が設立、令和2年4月1日に名称変更 東京都立大学 平成17年4月 首都大学東京設置 令和2年4月 東京都立大学に名称変更 東京都立産業技術大学院大学 平成18年4月 産業技術大学院大学設置 令和2年4月 東京都立産業技術大学院大学に名称変更 東京都立産業技術高等専門学校 平成18年4月 東京都立産業技術高等専門学校設置 平成20年4月 東京都から移管

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置及び運営 学生に対する修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助 受託研究又は共同研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供 教育研究の成果の普及及び活用促進 前各号の業務に附帯する業務 	
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	
組織	東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校及び事務組織（経営企画室、総務部等）	
人員	役員9名（理事長1名、副理事長3名、理事3名、監事2名（非常勤）） 教員808名、職員445名	
都との関係	出資（表1）	現物出資 土地 860億3,536万余円、建物 618億9,525万余円 合計 1,479億3,062万余円（100%）
	交付金（表2）	204億407万余円（令和2年度交付額） 200億8,338万余円（令和3年度交付額）
	補助金（表2）	28億8,128万余円（令和2年度交付額） 25億5,477万余円（令和3年度交付額）
	就学支援金等（表3）	1億1,334万余円（令和2年度交付額） 1億990万余円（令和3年度交付額）
	事業の委託（表4）	5,527万余円（令和2年度委託料） 7,869万余円（令和3年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益 283億余円のうち、205億余円（72.6%）（令和2年度） 経常収益 278億余円のうち、195億余円（70.4%）（令和3年度）
	財産の貸付（表6）	行政財産 土地（25.0㎡）及び 普通財産 建物（9,947.32㎡） を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員34名を都から派遣
	業務実績評価（全体評価）（注2）	令和2年度：着実な業務の進捗状況にある 令和3年度：着実な業務の進捗状況にある

（注1）上記数値等は令和4年3月31日現在

（注2）法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画に記載されている事項について、当該計画の実施状況を検証し、当該項目の実施状況を5段階（S～D）

で自己評価を行い、業務実績等報告書を作成する。東京都地方独立行政法人評価委員会（東京都における知事の附属機関として設置。以下「評価委員会」という。）は、これを基に検討を行い、35の項目別評価「1～5」及び全体評価をし、知事へ報告する。

(表1) 出資（現物出資）の状況

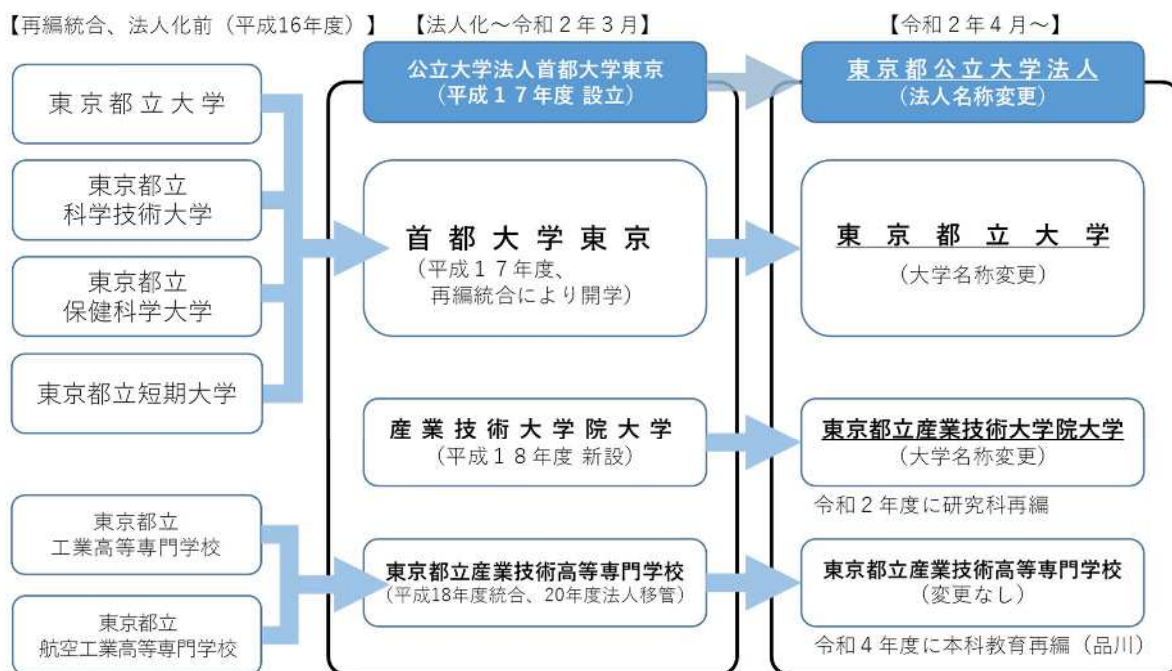
(単位：㎡、円)

区 分	土地		建物	
	地積	評価額	延べ床面積	評価額
東京都立大学	428,041.26	29,845,527,110	158,673.81	29,690,479,028
東京都立保健科学大学	34,999.97	5,914,994,930	29,635.27	6,098,194,271
東京都立科学技術大学	62,439.61	7,010,000,000	28,852.45	7,174,448,398
東京都立大学小笠原研究施設	771.45	24,100,000	546.73	159,546,400
東京都立工業高等専門学校	37,134.15	30,084,078,300	34,139.54	7,577,456,910
東京都立航空工業高等専門学校	48,370.10	13,156,667,200	30,819.55	4,866,333,473
首都大学東京	-	-	9,587.59	6,328,800,000
計	611,756.54	86,035,367,540	292,254.94	61,895,258,480
合計	147,930,626,020			

(注) 法人の資本金の額は、東京都が出資する上記（表1）に掲げる資産について、当該出資の日現在における時価を基準として、都が評価した額である。

(参考)

都立の大学等の再編統合・法人化、名称変更前後の対照図



(表 2) 交付金及び補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
運営費交付金	東京都公立大学 法人運営費交付 金交付要綱	法人の運営（通常及 び特定期間の事業 等）に要する経費	17,313,118	20,404,078	20,083,382
施設費補助金	東京都公立大学 法人施設費補助 金交付要綱	法人の施設・設備の 整備に要する経費	2,906,547	2,881,280	2,554,774
合計			20,219,666	23,285,358	22,638,156

(表 3) 高等学校等就学支援金及び事務費の交付状況

(単位：千円)

	根拠	対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学支援金	東京都立産業技術高 等専門学校就学支援 金等交付要綱	教育に係る経済的負担 の軽減、機会均等に寄 与	110,051	112,489	109,791
事務費			133	855	113
合計			110,185	113,344	109,904

(表 4) 主な委託事業（都連携事業）

(単位：千円)

所管局名	事業名	委託料		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
政策企画局	令和3年度「東京都と大学の共同事業」			3,939
総務局	管理職候補者研修「経営管理」など	9,064	4,045	8,350
福祉保健局	新型コロナウイルス感染症対策に係るA I予測モデルの開発に関する共同研究		7,797	7,336
産業労働局	観光経営人材育成事業など	12,947	14,067	16,041
港湾局	東日本大震災に伴う放射性物質への災害 時対応	85	85	85
水道局	供用年数等を踏まえた配水ネットワー クの管路更新計画に関する共同研究など	25,394	16,338	18,512
下水道局	下水道幹線管路内の無人調査用ロボ ットの開発など		12,937	23,194
教育庁	高校生探究ゼミナール			1,233
合計		47,491	55,272	78,692

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	27,020	100	28,305	100	27,828	100
都からの収益	20,819	77.1	20,559	72.6	19,588	70.4
運営費交付金	16,717	61.9	18,262	64.5	17,778	63.9
資産見返負債戻入	961	3.6	973	3.4	1,098	3.9
受託事業等収益	110	0.4	48	0.2	81	0.3
施設費収益	2,906	10.8	1,161	4.1	520	1.9
その他の収益	123	0.5	113	0.4	109	0.4
他の収益	6,200	22.9	7,746	27.4	8,240	29.6

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡)

分類	施設の名称 (所在地)	目的	種類	面積
行政財産	東京都農林総合研究センター (東京都立川市富士見町三丁目8番1号)	観測用鉄塔の設置	土地	25.00
普通財産	東京都立大学晴海校舎 (東京都中央区晴海一丁目2番2号)	法科大学院の運営	建物	9,869.02
	富士見高原学外施設 (長野県諏訪郡富士見町立沢字広原1番1056)	セミナーハウスの運営	建物	78.30
	合計			9,947.32

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、法人の事業について、主に、中期目標及び計画に基づく法人の運営に係る業務について、中期計画における事業の進捗状況や最終年度における次の計画への準備が適切になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

法人は、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校について、都知事が定めた業務運営に係る中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、法人は、法第25条及び第78条の規定により知事が平成28年6月に定め、平成31年4月に一部変更した中期目標（期間：平成29年度～令和4年度）に基づき、第三期中期計画（平成29年3月認可、令和元年8月変更認可）及びこれに基づく年度計画を作成し、限られた資源の選択と集中を図りながら、各校がそれぞれの特色を生かしつつ様々な主体との連携を深化させることで、更なる強みや新たな相乗効果を生み出し、その成果を国内外に積極的に発信することにより、認知度をより一層高め、存在意義を示していくことを基本方針とし、教育・研究・社会貢献・グローバル化などの事業を実施した。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常費用	26,869	26,116	△ 753	△ 2.8	26,277	160	0.6
経常収益	27,020	28,305	1,285	4.8	27,828	△ 477	△ 1.7
当期総利益	276	2,172	1,895	684.4	1,440	△ 731	△ 33.7
資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4
負債合計	20,110	22,916	2,806	14.0	22,861	△ 55	△ 0.2
純資産合計	135,627	135,835	207	0.2	135,256	△ 579	△ 0.4

ア 費用及び収益の状況

法人の経常費用については、令和2年度は7億余円減少しており、これは主に、国内外旅費交通費、光熱水費などの減少によるものである。

経常収益は、都からの収益である運営費交付金収益が約6割で大半を占めているが、自己収入である学生からの授業料収益が約2割で、それ以外にも受託研究等収入を得ている。

経常収益を見ると、令和2年度は、12億余円増加しており、これは主に、都からの運営費交付金に係る収益の増加などによるものである。令和3年度は、4億余円減少しており、これは主に、都からの運営費交付金及び施設費収益の減少などによるものである。

これらの結果、令和2年度の当期総利益は、18億余円増加し、令和3年度においては、7億余円減少している。

イ 財政状態

法人の資産のうち9割以上は、土地や建物などの固定資産が占めている。

資産は、令和2年度に30億余円増加しており、これは主に、有形固定資産において、ローカル5G機器や超電導磁気共鳴断層撮影装置等を取得したこと、また、流動資産においては、手元余剰資金の預入れにより有価証券が増加したことなどによるものである。

純資産は令和3年度に5億余円減少しており、これは主に、損益外減価償却累計額に相当する資本剰余金が減少したことなどによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

法人は、法第78条の2第1項の規定に基づき、令和3年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けている。

評価委員会が令和4年8月に公表した「令和3年度 東京都立大学法人業務実績評価書」によれば、35項目に係る事業の進捗状況・成果について、第三期中期目標計画の5年目として、中期目標達成に向けて年度計画を順調に実施しており、着実な進捗状況にあると評価している。

また、改善すべき点として東京都立大学南大沢キャンパスにおいて、令和3年12月に火災が発生したことに対して、こうした事故が二度と起こらぬよう、防火体制の整備、法人・教職員の危機管理意識の共有、対応策の浸透・徹底に取り組みたいとしており、これを受け法人は、安全対策検討会の開催、危険物の保管及び危険物を扱う実験に対する指針の作成、各研究室がガイドラインを策定し、取組の徹底を図るとしている。

その他にも、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施しているものの、メール送信に伴う個人情報漏洩などの事故が発生しているため、更なる安心・安全に対する取組が求められる。

令和2年度は、コロナ禍において対面授業の実施に制約がある中、オンライン授業を迅速に開始し、令和3年度では、国際シンポジウムやセミナーのオンライン開催など、教育研究の質の向上を図り、社会貢献においても、対面によらない公開講座等を通じて、新たな受講層を獲得するなど、効果的な法人運営を推進している。

令和4年6月には知事が第四期中期目標（期間：令和5年度～令和10年度）を決定し、社会

との価値共創として、産業界、区市町村、地域社会等とのつながりを一層深め、企業等の成長支援、生涯学習の提供等、産業の振興や都民生活の充実に資する様々な取組を推進していくこととしている。

法人において外部資金研究費の獲得は、法人財政の安定性・自律性確保の観点のみならず、大学の研究活動の維持向上を図る上で不可欠なものとなっており、取組の強化が望まれる。都からの運営費交付金が6割を占め、今後、都民とつながりを一層深め様々な取組を推進していく法人は、財務報告の透明性や都民への説明責任をより一層向上させることが求められている。法人全体のあるべき収支構造を中長期的に捉えた上で、自己収入の改善、経費の節減、業務執行の効率化等の取組を更に推し進めていくことが必要である。

2 指摘事項

(1) 団体

ア クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第34条によれば、事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならないとしている。

法人は、南大沢キャンパスの各研究室に設置し、学生が研究活動に使用するクレーンについて表7の契約により当該点検を委託している。

ところで、法人における点検結果の対応状況について見たところ、表8のとおり、令和4年3月に整備の緊急性度が「高」（注）と判定されたクレーンは、平成30年度の同契約から同様の判定が4年間継続しているにもかかわらず、監査日（令和4年10年31日）現在、交換の対応を行っていないことが認められた。

このように「高」と判定された箇所への対応が行われていない理由について、法人は、①平成30年度以降、その交換に係る予算要求を行わずに、年度末近くに残予算がある場合に交換する方針としていたが、他の緊急対応に経費を支出し予算が不足したため交換できなかったこと、②表8の点検報告書総合所見には、著しい型崩れがあり、緊急性度が「高」と判定されていることを認識していたが、交換を「推奨」するとの記載があったこと、③表8のクレーン年次定期自主検査表に記載のワイヤロープ（素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態）に係る判定は、三段階の中位（ただし、ワイヤ型崩れありとの所見あり）であったことによるものとしている。

しかしながら、本委託契約の主旨である重大な人身事故や設備の損傷等を未然に防止するという目的を踏まえれば速やかに交換すべきであり、委託の成果である点検報告が結果として十分に活用されていないのは適切でない。

法人は、学生等の安全確保に努めるためにも、クレーンの点検結果の対応を速やかに行われたい。

（東京都公立大学法人）

（注）緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

（表7）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
令和2年度10トン及び5トンクレーン外21点の自主点検委託	令和3.2.10 ～令和3.3.31	880,000	A
令和3年度10トン及び5トンクレーン外21点の点検委託	令和4.1.14 ～令和4.3.31	858,000	A

(表 8) 点検結果の対応状況

点検報告時期	点検報告書の記載内容
令和 4 年 3 月	定期自主検査結果総合所見
	NO. 8 機械精密実験棟 108 室・風洞設備室 (0.5t モノレール) ・ワイヤロープに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高 (注)
	NO. 15 土木実験棟 B150 室・構造応用力学実験室 (2.8t 天井クレーン) ・ワイヤロープに著しい型崩れが認められます。交換を推奨します。 ・緊急性度：高 (注)
	クレーン年次定期自主検査表
	NO. 8 機械精密実験棟 108 室・風洞設備室 (0.5t モノレール) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態 ・所見：ワイヤ型崩れあり
	NO. 15 土木実験棟 B150 室・構造応用力学実験室 (2.8t 天井クレーン) (点検項目詳細) 素線切れ、径の摩耗、型崩れ、グリス塗布の状態 ・所見：ワイヤロープ型崩れあり
令和 3 年 3 月	同上
令和 2 年 3 月	同上
平成 31 年 3 月	同上

(注) 緊急性度の段階は、「使用禁止、高、中、低、経過観察」の区分となっている。

イ 契約変更手続を適切に行うべきもの

法人は、学術情報基盤センターにおいて、学内及び学外利用者向けの動画配信を目的として「動画配信システム運用管理業務及びOCW用動画編集委託(単価契約)」を表9のとおり委託している。

本契約書約款第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としている。

ところで、本委託の内容や請求書について確認したところ、動画編集業務の単価が表10のとおり変更されていることが認められた。

このことについて、法人は、動画編集業務の一部を臨時職員に行わせたため、委託内容を変更し、受託者とは減額交渉をメールで行ったとしているが、契約変更手続を行わなかったことは適切でない。

法人は、契約変更手続を適切に行われたい。

(東京都公立大学法人)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
動画配信システム運用管理業務及びO C W用動画編集委託（単価契約）	令和3.4.1 ～令和4.3.31	2,970,000	B

(表10) 年間の執行状況

(単位：円)

委託内容	契約単価	予定数量	請求単価	実績数量
動画配信システム運用管理業務	110,000	12	110,000	12
動画編集業務（単価契約）	165,000	10	82,500	9

ウ 要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの

東京都公立大学法人会計規則（平成17年度法人規則第44号。以下「会計規則」という。）第44条では、法人における契約方法は、一般競争入札による方法が原則とされ、一定の場合に限り指名競争及び随意契約による方法が認められている。東京都公立大学法人契約事務規程（平成17年度法人規程第26号）第2条第1項では、東京都立産業技術高等専門学校管理部高専荒川キャンパス管理課長は、予定価格が500万円を超えない工事契約について随意契約により契約を締結することができるものとされ、500万円を超える場合は法人の総務部長が希望制指名競争入札で契約を締結することとしている。

ところで、法人では、表11のとおり、本館3階にある3か所の教室を改修し、座学の外、OA機器を使用した講座である医工連携教育・研究プロジェクト（注）を実施するため、項番1では間仕切り壁及びドア廊下側窓の設置、電源移設工事等、項番2はOA床設置工事、項番3は既設モニターの移設、プロジェクター及び天井スピーカーの設置の外それらに伴う配線工事を3件の随意契約により締結している。

そこで、この3件の工事内容を見たところ、いずれの工事も同一の教室に係る工事であり、また工期が重複していることが認められた。

このことについて法人は、項番1の工事契約締結後に学内から新たな改修要望が出たため、項番2の契約を発注することになり、またその後も新たに要望が出たことから項番3の契約を発注したとしている。

しかしながら、法人は項番1に係る改修工事内容の検討を行っていたとしているが、追加契約となったOA床の設置、プロジェクター・天井スピーカーの設置等は、本事業の内容を踏まえれば項番1の工事の計画当初から提案されるべき内容であり、工事に係る要望を適切に調査し把握すべきであったにもかかわらず、これを行っていないのは適切でない。

よって、いずれの工事も別の工事として発注しなければならない特段の理由は見当たらず

ず、1件の工事として発注可能であると認められる。

以上のことから、1件の工事としていけば、その予定価格は500万円を超え、契約方法の原則である入札により調達すべきであるにもかかわらず、それぞれを随意契約により調達していることは適正でない。

法人は、計画的に工事を行われたい。

(東京都公立大学法人)

(注) 健康で豊かな生活を支援するシステムや機器の開発が必要であるとのことから、医学と工学分野の融合・複合を可能にする人材の育成を目指し、未来工学教育プログラム等を実施するもの。

(表11) 工事契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受託者	主な工事内容
1	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス) A311-313 改修工事	令和3.11.8 ～令和4.3.25	4,950,000	C	間仕切り壁・ドアの撤去、パーテーションの撤去と設置、電源移設工事等
2	東京都立産業技術高等専門学校(荒川キャンパス) A311-313 0A床設置工事	令和4.2.21 ～令和4.3.31	2,123,000	C	0A床設置
3	3階教室配線工事	令和4.2.25 ～令和4.3.31	800,800	D	既設モニターの移設、プロジェクター、天井スピーカー、パンチトルカメラの設置等

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について

法人は、資金を預金、地方債、政府保証債、財投機関債、社債及び金融債で運用している。このうち、表12の金融債5億円は、仕組債(注1)の一種で、発行者である外国金融機関が6ヶ月毎の利払い日に早期償還する権利を有するコーラブル債である。当該金融債は一般的に他の債券に比べて高い利率が期待できるが、主として表13のような、信用リスク、流動性リスク及び早期償還リスクを有している。

当該金融債の発行者の格付(注2)は、下落傾向にある。

そこで、合規性、有効性等の観点から、資金運用が法人の規則等に定める資金管理の原則等に沿って適切にリスク管理されているか、財務諸表における開示が適正で十分なものとなって

いるかなどに着眼して見たところ、次のような状況となっていた。

(ア) 金融債による資金運用に係るリスク管理について

法人は、会計規則において、資金管理計画等について定めており、これを受けて、東京都公立大学法人資金管理規程(平成17年度法人規程第24号。以下「資金管理規程」という。)を定めるとともに、資金管理業務の円滑な運営を図ることを目的として東京都公立大学法人資金管理方針(以下「資金管理方針」という。)を策定している。会計規則では、表14のように経営審議会の議を経て資金管理計画を作成することとし、資金管理規程では、資金管理計画を作成するときは、安全性及び流動性を確保するとともに効率的な資金の管理運用に配慮し、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしている。資金管理方針では、資金管理に当たっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとするとした上で、余裕金の運用は、法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とするとしている(表15、16、17)。

a 金融債の購入意思決定

法人は「資金運用対象事業者の選定及び運用の実施について(2東公法総会第52号令和2年4月13日起案)」により、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、発行者が早期償還する権利が組み込まれていることや各種リスクを記載した別紙を添付した上で、金融債5億円を購入することを事案決定手続きに基づき決定権者である事務局長が決定し、令和2年5月に購入していた。

一方、資金運用の基となる資金管理計画は、令和2年3月24日から同月26日開催の経営審議会において承認されており、表18のとおり、<基本的方針>を掲げ、商品範囲については、「預金、金銭信託、債券(国債・地方債・政府保証債・財投機関債・担保付社債・外国政府債)」としていた。ここでは、債券の中に金融債は含まれていない。また、表19のとおり、<2020年度運用計画>では、余裕金の運用を検討する対象として金融債の記載はない。

このように、法人が購入した金融債は、経営審議会で承認された資金管理計画において、運用を検討する対象として記載されていなかった。そして、当該金融債は外国金融機関が発行する仕組債で前述のような各種リスクを有するが、経営審議会には、運用対象となる金融商品の具体的銘柄、金額、概要、各種リスクについての情報が付されておらず、公債や政府保証債に類する債券とは異なるリスクを有する債券を運用対象として検討することについて諮られていなかった。

資金管理規程では、資金管理計画に基づき資金運用を行うものとしているが、当該金融債の購入は、経営審議会で承認された資金管理計画に記載された運用対象商品の範囲を超

えており、同計画に基づいた個別の運用となっていなかったことは適切ではなく、改善を検討する必要がある。

b 金融債の運用期間中の状況報告

当該金融債の発行体の格付は、徐々に下落しており、令和4年11月には表17の総務省告示及び表18の資金管理計画〈基本の方針〉で投資不適格となる水準に近づきつつある。

こうした状況の中、法人は、毎年度末の経営審議会で、翌年度の資金管理計画を審議する際、あわせて当該年度の運用実績の報告を行っているとしている。

しかし、前述のように、資金管理方針では、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、信用リスク等の低減を図り、元本の保全に努めることを運用の基本としている。このため、民間の金融機関が発行する仕組債のような各種リスクに晒された債券で運用するのであれば、経営審議会への定期的な報告の頻度を高めるとともに、金融情勢やリスクの変化に応じて随時、報告することとし、審議・承認を経て、臨機応変に運用方法を変更するなどの対応をとれるようにしておく必要がある。経営審議会に運用実績の報告を年度末に行うだけではリスク管理の側面から十分ではなく改善を検討する必要がある。

金融債の購入意思決定及び運用期間中の状況報告において、上記のような状況となっていたのは、長期にわたる超低金利や金融市場における信用動向に変化の兆しが見えつつある中で、どのような資金運用方針とリスク管理方法が最適かについての検討が十分でなかったことなどによる。

については、債券による運用に関する取組方針、目的、対象とすることができる金融商品の種別や資産の特性による各種リスクの許容度、限度額等を定めた基本の方針を具体的かつ明確に定め、確固たるものとして位置付けた上で、購入時のみならず運用期間中を通して、運用対象が有するリスク特性に応じた管理・運用体制をとることが望まれる。

(イ) 金融債の財務諸表における開示について

法人は、令和2年度及び令和3年度の財務諸表の附属明細書の「有価証券の明細(3)－1 流動資産として計上された有価証券」の中で、当該金融債を満期保有目的債券に区分した上で、銘柄及び貸借対照表計上額5億円を記載していた。

これについて、法人は、早期償還の可能性が高かったことから、両年度の貸借対照表において流動資産に計上したとしている。

しかしながら、法人は当該金融債を満期保有目的として区分しており、表12のとおり、運用期間は発行日から3年間となっていて、監査日(令和4年11月25日)現在、早期償

還されていない。償還日（令和5年5月12日）は両年度ともに、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるため、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）（表20）に基づいて、固定資産の投資その他の資産に計上すべきである。

また、財務諸表の注記「7. 金融商品関係（1）金融商品の状況に関する事項」では、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成16年3月、総務省・日本公認会計士協会）の記載例の一部を引用し、「当法人の資金運用については、法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。」との記載にとどまっている。公債や政府保証債に類する債券以外の金融債等により運用している場合、具体的な運用対象商品のみならず、各種リスクの特性やリスク管理体制等を記載することによって、都民に負託された経済資源に関する情報を提供すべきである。なお、平成30年度の財政援助団体等監査においても、会計処理について資産除去債務を負債として計上していないことを指摘し、財務状況を適切に都へ報告するよう求めている。

財務報告の透明性や都民への説明責任をこれまでも増して向上させるため、今後、財務諸表の表示や金融商品の状況に関する事項の記載を充実させていくことが望まれる。

（東京都公立大学法人）

（注1）仕組債：スワップやオプションなどの金融派生商品を利用することにより、満期、利子、償還金等を投資家や発行者のニーズに合わせて設定するなど、一般的な債券にはみられない特別な仕組みをもつ債券

（注2）格付：格付機関が債券の発行体等の信用力や元利金の支払能力の確実性などを分析してランク付けしたもの。AAAが最高位でBBBまでが投資適格とされ、BB以下は投機的格付とされている。

（表12）金融債

発行者	種類及び銘柄	取得価額(円)	発行日	償還日	利率
クレディ・スイス・エイジー	金融債クレディ・スイス・エイジーコーラブル債	500,000,000	令和2.5.12	令和5.5.12	0.53%

（表13）当該金融債が有する主なリスク

（信用リスク）	債券等の発行体の財務状況、信用状況が悪化することなどにより、利払いの遅延や元本の一部または全部が返済されない状態に陥るおそれ
（流動性リスク）	私募債のため流通市場が確立されておらず、取引が成立しにくく、換金が困難であったり、償還前の売却は元本割れとなったりするおそれ
（早期償還リスク）	発行体が満期前償還の権利を行使することにより、予定した期間の運用収益が得られない、再投資の必要に晒されるなどの不利益を被るおそれ

(表 1 4) 資金管理についての法人の定め

東京都公立大学法人会計規則 (抜粋)

第35条 理事長は、年度計画に基づいて、経営審議会の議を経て資金管理計画を作成する。

2 理事長は、資金の余剰が認められるときは安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

東京都公立大学法人資金管理規程

第4条 会計規則第35条第1項に基づき、資金管理計画を作成するとき、理事長は、安全性及び流動性を確保するとともに、効率的な資金の管理運用に配慮しなければならない。

第8条 理事長は、資金管理計画に基づき、期間1年超の資金運用を行うものとする。

2 資金運用に当たっては、安全性の高い商品を基本として、条件、商品特性、運用金融機関等を比較検討し、効果的な方法により行わなければならない。

第9条 総務部長は、資金管理計画に基づき、期間1年以内の資金運用を行うものとする。

第10条 総務部長は、資金管理計画に基づく資金管理の実績を理事長に報告するものとする。

東京都公立大学法人資金管理方針

第3条 資金管理にあたっては優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

第5条 運用の基本として、元本の安全性確保が最重要であり、信用リスク、金利リスクの低減を図り、元本の保全に努めるものとする。

第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。

(表 1 5) 運用対象金融商品

東京都公立大学法人資金管理方針 (抜粋)

第6条 余裕金の運用は、地方独立行政法人法第43条に規定する次に掲げる預金、債券等を対象とする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債、貸付信託の受益証券及び外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨を持って表示されるもの
- (2) 銀行等への預金、郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行、信託会社の金銭信託

(表 1 6) 余裕金の運用方法の定め

地方独立行政法人法 (抜粋)

第43条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債 (その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) その他総務省令で定める有価証券の取得

地方独立行政法人法施行規則 (抜粋)

第5条 法第43条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。

- 一 法第68条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券 (イからハまで及びホに掲げる債券にあっては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。)

イ 特別の法律により法人の発行する債券

ロ 金融債

ハ 社債

ニ 貸付信託法 (昭和27年法律第195号) に規定する貸付信託の受益証券

ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

(表 1 7) 公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人における業務上の余裕金の運用に当たっての債券の基準 (平成29年 総務省告示第145号) (抜粋)

第1条 地方独立行政法人法施行規則 (以下「規則」という。) 第2条第1号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 略

- 二 金融債 金融機関が発行する債券であって、当該債券の長期格付け又は当該債券を発行する金融機関の発行体格付けが、一以上の適格格付機関においてA以上であり、かつ、いずれの適格格付機関においてもBB以下でないものであること。

(表 1 8) 資金管理計画<基本の方針>

○ 地方独立行政法人法が定める公立大学法人の運用・格付基準に適合する金融商品にて管理・運用する。

商品範囲：預金、金銭信託、債券 (国債・地方債・政府保証債・財投機関債・担保付社債・外国政府債)

主な基準：格付会社の最低1社からA格以上を取得し、かつ、いずれもBB格以下を付けていない。

○ 景気や金融政策の動向に十分留意した上で、安全性・流動性を確保しつつ、効率的な管理・運営を行う。

(表19) 資金管理計画<2020年運用計画>

- 運用中の長期の債券は、継続して保有
- 決算剰余金等の余裕金は、第三期中期計画(2022年度まで)の資金需要に支障のない範囲での短期的な運用を検討(利回りが期待できる社債等を想定)

(表20) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(抜粋)

第9 固定資産

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類される。(注9)

(注9) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

- 4 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する国債、地方債、政府保証債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。

第12 投資その他の資産

- 1 流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

第13 流動資産

次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注9)

- (1) 現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内(以下この節において「一年以内」という。)に期限の到来しない預金を除く。
- (2) 有価証券で、「第31 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの

第1 真実性の原則

地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)

(注1) 真実性の原則について

- 1 地方独立行政法人は地方公共団体の事務及び事業の実施主体として、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である住民等に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績（詳細は「参考資料」のとおり）

ア 教育及び研究事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	5,248,244	5,217,129	5,180,603
東京都立産業技術大学院大学	148,368	145,167	152,702
東京都立産業技術高等専門学校	405,554	407,014	407,171

（注）授業料収益及び入学金収益を記載

イ 生涯学習事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	93,883	23,575	68,163
東京都立産業技術大学院大学	9,334	1,460	2,557
東京都立産業技術高等専門学校	495	379	625

（注）オープンユニバーシティ収益及び社会人教育プログラム収益

ウ 産学公連携事業

（単位：千円）

校名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	924,767	885,602	1,135,502
東京都立産業技術大学院大学	22,877	17,201	25,565
東京都立産業技術高等専門学校	18,374	19,342	13,574

(2) 費用及び収益の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常費用	26,869	26,116	△ 753	△ 2.8	26,277	160	0.6
業務費	24,612	24,280	△ 331	△ 1.3	24,386	105	0.4
一般管理費	2,218	1,798	△ 420	△ 18.9	1,869	71	4.0
その他	38	37	△ 0	△ 2.4	21	△ 15	△ 42.1
経常収益	27,020	28,305	1,285	4.8	27,828	△ 477	△ 1.7
運営費交付金収益	16,717	18,262	1,544	9.2	17,778	△ 483	△ 2.6
授業料収益	5,174	5,155	△ 19	△ 0.4	5,113	△ 42	△ 0.8
資産見返負債戻入	1,193	1,200	7	0.6	1,362	161	13.5
その他	3,934	3,686	△ 247	△ 6.3	3,573	△ 112	△ 3.1
経常利益	150	2,189	2,038	-	1,551	△ 638	△ 29.1
臨時損失	216	200	△ 15	△ 7.3	193	△ 7	△ 3.8
臨時利益	21	96	74	340.1	27	△ 69	△ 72.0
当期純損益	△ 43	2,085	2,128	-	1,385	△ 700	△ 33.6
前中期目標期間繰越 積立金取崩額	-	-	-	-	41	41	100
目的積立金取崩額	320	87	△ 233	△ 72.8	14	△ 72	△ 83.6
当期総利益	276	2,172	1,895	684.4	1,440	△ 731	△ 33.7

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度	令和2年度			令和3年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	6,244	9,830	3,586	57.4	10,282	451	4.6
現金及び預金	2,017	1,678	△ 338	△ 16.8	3,019	1,340	79.9
未収学生納付金収入	14	18	3	21.2	24	6	36.0
その他	4,212	8,133	3,921	93.1	7,238	△ 895	△ 11.0
固定資産	149,493	148,921	△ 572	△ 0.4	147,835	△ 1,086	△ 0.7
有形固定資産	144,263	144,436	172	0.1	143,766	△ 669	△ 0.5
無形固定資産	436	362	△ 74	△ 17.1	267	△ 94	△ 26.1
投資その他の資産	4,793	4,123	△ 670	△ 14.0	3,800	△ 322	△ 7.8
資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4
流動負債	6,638	7,811	1,172	17.7	6,457	△ 1,354	△ 17.3
寄附金債務	390	389	△ 1	△ 0.4	432	43	11.1
前受受託研究費等	109	202	92	85.1	242	40	19.9
未払金	5,483	6,307	824	15.0	4,854	△ 1,453	△ 23.0
預り科学研究費補助金等	259	277	18	7.0	472	194	70.3
その他	396	635	239	60.4	456	△ 179	△ 28.2
固定負債	13,471	15,105	1,633	12.1	16,403	1,298	8.6
資産見返負債	12,432	13,747	1,315	10.6	15,396	1,649	12.0
退職給付引当金	1	2	0	18.4	2	0	15.7
長期未払金	1,025	1,343	318	31.0	992	△ 350	△ 26.1
その他	12	12	0	1.1	12	0	0.9
負債合計	20,110	22,916	2,806	14.0	22,861	△ 55	△ 0.2
資本金	147,930	147,930	0	0	147,930	0	0
資本剰余金	△ 17,266	△ 19,117	△ 1,851	10.7	△ 21,051	△ 1,933	10.1
利益剰余金	4,963	7,022	2,058	41.5	8,377	1,354	19.3
純資産合計	135,627	135,835	207	0.2	135,256	△ 579	△ 0.4
負債純資産合計	155,738	158,752	3,014	1.9	158,117	△ 634	△ 0.4

2 参考資料

(1) 教育及び研究

法人は、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の設置・運営並びに産学公連携の推進を行うことにより、教育、研究及び社会貢献に取り組んでいる。

学生の定員及び現員の主な状況は、表21のとおりである。

(表21) 学生の定員及び現員 (令和3年5月1日現在)

(単位：人)

教育研究組織			定員		現員
			入学	収容	
東京都立大学	学部	人文社会学部	200	800	873
		都市教養学部	-	-	182
		法学部	200	800	813
		経済経営学部	200	800	839
		理学部	200	800	816
		都市環境学部	255	1,020	1,101
		システムデザイン学部	320	1,296	1,368
		健康福祉学部	195	780	811
		小計	1,570	6,296	6,803
	専攻科	助産学専攻	10	10	10
	大学院	人文科学研究科	74	173	234
		法学政治学研究科	50	144	98
		社会科学研究所	-	-	16
		経営学研究科	55	115	119
		理学研究科	178	399	397
		理工学研究科	-	-	10
		都市環境科学研究科	194	417	427
		システムデザイン研究科	241	508	677
		人間健康科学研究科	95	215	268
	小計	897	1,971	2,256	
合計			2,467	8,277	9,059
東京都立産業技術大学院大学	産業技術専攻	100	200	213	
	情報アーキテクチャ専攻	-	-	21	
	創造技術専攻	-	-	22	
	合計	100	200	256	
東京都立産業技術高等専門学校	本科	ものづくり工学科	320	1,600	1,574
	専攻科	創造工学専攻	32	64	74
	合計		352	1,664	1,648

東京都立大学は、グローバル社会を生き抜く「本物の考える力」を持った人材を輩出するとともに、基礎的な学問分野及び大都市課題をはじめとする先端的課題をともに深く追求することにより、卓越した研究と質の高い教育の好循環を実現することを目指す総合大学である。

東京都立大学における教育研究組織は、表22のとおりである。

(表22) 東京都立大学の教育研究組織 (令和3年5月1日現在)

教育研究組織		概要
学部	人文社会学部 人間社会学科 人文学科	社会の人々が希望を持てる社会に向かう方法を探索し、研究し、実現することを目指し、人間の心理や教育、言語、文学、思想、歴史、そして社会や文化等の広い分野で教育研究を行う。
	法学部 法学科 法律学コース 政治学コース	法律学・政治学の各分野で学界をリードし、現代社会の様々な社会問題に適切に対応する最先端の研究を行う。
	経済経営学部 経済経営学科 経済学コース 経営学コース	経済学と経営学の体系的なカリキュラムの提供を通じ、専門性の高い先進教育を行う。
	理学部 数理科学科 物理学科 化学科 生命科学科	自然科学に対する深い理解と知識を得ることを目指し、そのために必要となる手法や論理的考え方を的確に身につける教育を行う。
	都市環境学部 地理環境学科 都市基盤環境学科 建築学科 環境応用化学科 観光科学科 都市政策科学科	自然環境の調査を旨とする地理学、土木、建築、建設の工学、ミクロの物質から環境やエネルギーを見つめる応用化学、自然環境と文化・情報の視点から多面的に観光を学ぶ観光科学、都市問題を文理横断的な視点から解決する都市政策科学の各領域に、持続可能性や環境の視点を加えた特色ある教育を行う。
	システムデザイン学部 情報科学科 電子情報システム工学科 情報システムコース 電気通信システムコース 機械システム工学科 知能機械コース 生体機械コース 航空宇宙システム工学科 インダストリアルアート学科	「ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築」を追究し、旧来の工学と異なり、関連諸分野を横断的に複合・融合化し、システムとデザインという新機軸で芸術的要素をも包含した教育研究を行う。
	健康福祉学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 放射線学科	保健医療・福祉サービスを利用しながら、幸福な生活を日々享受できる「活力ある長寿社会」の構築に貢献する教育研究を行う。

教育研究組織		概要
専攻科	助産学専攻科	看護師資格を持つ女性を対象とした助産師の資格取得のための助産学教育課程を実施する。
大学院	人文科学研究科 社会行動学専攻 人間科学専攻 文化基礎論専攻 文化関係論専攻	世界水準の人文科学の基礎的研究を土台に据えつつ、文化、社会、伝統、異文化理解の観点から学際的研究に取り組み、グローバルな現代社会の課題に挑む。
	法学政治学研究科 法学政治学専攻 政治学分野 法律学分野 法曹養成専攻（法科大学院）	高度な研究を基盤に、国や東京都をはじめとする公共団体が抱える課題に具体的提言を提示できる 21 世紀の法律学研究・政治学研究の核を目指す。
	経営学研究科 経営学専攻 経営学プログラム 経済学プログラム ファイナンスプログラム	首都東京都の潜在力を現実の活力に転換するためには、第一線の研究者と高度な能力を有する経営管理者等の養成が欠かせない。また、専門的知識を用いた経済分析や金融リスク管理等も求められている。これらの社会的要請に応えるための高度な研究水準を維持し、その成果を学術的・実践的な教育に反映させる。
	理学研究科 数理科学専攻 物理学専攻 化学専攻 生命科学専攻	体系的・総合的な基礎知識の上に立ち、自然科学に関する様々な問題を発見し解決できる力を高めるための特色ある教育プログラムを実践。特に、分野を超え、応用にもつながるような教育を積極的に提供し、それを通じて広い視野をもつ独創的な研究者や高度な専門家を育成することを目指す。
	都市環境科学研究科 都市環境科学専攻 地理環境学域 都市基盤環境学域 建築学域 環境応用化学域 観光科学域 都市政策科学域	都市環境を構成する「人間」・「物質」・「エネルギー」・「情報」・「人工物」・「自然」の各要素について、観測と解析を基礎にその相互作用を解明し、新たに公共政策の分野を加え、任意の空間・時間における各要素の変動予測・設計・制御が可能となる方法論の開発と社会環境を制御する政策・制度の分析により、持続・発展する都市を構築しうる科学体系としての都市環境科学の確立を目指す。
	システムデザイン研究科 システムデザイン専攻 情報科学域 電子情報システム工学域 機械システム工学域 航空宇宙システム工学域 インダストリアルアート学域	大規模なシステムが有する多様な問題を解決する目的で、システム要素に関する領域を科学的・横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を追求する。

教育研究組織		概要
	人間健康科学研究科 人間健康科学専攻 看護科学域 理学療法科学域 作業療法科学域 放射線科学域 フロンティアヘルスサイエンス学域 ヘルスプロモーションサイエンス学域	大都市で生活する人々の「健康」に関わる研究・教育を多角的に推進。特に「活力ある長寿社会の実現」に向け、「あらゆる世代・地域の人々が、自分の能力を発揮し活躍できる優しい社会」を目指した研究・教育を行い、各分野の学問体系を確立・深化させ、異なる分野間の学問交流を通じて有機的・融合的な研究・教育を機動的・弾力的に行う。更に、世界中の「健康増進」に向けた様々な先進的な活動を行い、これらの活動を通じて、高い理想をもった高度実践専門家及び先導的研究者を育成する。
センター等	大学教育センター	学部・研究科及び関係委員会との連携のもと、入学者選抜、大学教育及び教育改善等について、全学的な視点から調査・研究及び企画・調整を行い、教育改革を推進することを目的とする。
	国際センター	教育研究交流や学生交流を目的として、外国の大学又は研究機関と協定を締結する。国際交流会館の運営、留学生支援、留学支援を行う。
	学術情報基盤センター	図書・学術情報部門、情報メディア教育支援部門及び情報基盤技術部門からなり、教育研究に必要な学術情報とその基盤を総合的に提供する。（令和4年3月31日現在センター所管蔵書数：219万7,869冊）。
	総合研究推進機構	研究戦略の立案を行い、基礎研究から産学連携・技術移転まで、大学の研究推進をトータルで行い、学内の研究活動の更なる活性化と国内外での研究大学としてのプレゼンス向上を図る。

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的として、平成18年4月に法人が設置した専門職大学院である。

東京都立産業技術大学院大学における教育研究組織は、表23のとおりである。

(表23) 東京都立産業技術大学院大学の教育研究組織

教育研究組織	概要
産業技術研究科 産業技術専攻 事業設計工学コース 情報アーキテクチャコース 創造技術コース	起業・創業・事業承継などを通して新しい産業を創り出す高度専門職業人である「事業イノベーター」、各種の情報システム開発のためのIT高度専門職技術者である「情報システムアーキテクト」、感性と機能の統合デザイナーとしてイノベーションをもたらす「ものづくりアーキテクト」を育成する。
オープンインスティテュート	大学院の教育研究成果を広く社会に還元し、中小企業の産業振興に貢献するとともに、社会人が最新動向を学べるオープンな講座を提供するなど、産業界ニーズにタイムリーに答えることを目的とし、都、自治体、産業界と連携しシンクタンク機能を果たすための取組を実施する。
附属図書館	教職員及び学生の教育及び研究活動に資するため、図書等学術資料の収集、保管及び利用に関する業務等の管理運営を行う（令和4年3月31日現在蔵書数：2万6,827冊）。

東京都立産業技術高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とし、首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成を使命として、平成18年4月に都が設置した高等専門学校であり、平成20年4月に法人に移管されたものである。

東京都立産業技術高等専門学校における教育研究組織は、表24のとおりである。

(表24) 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織

教育研究組織	概要
ものづくり工学科 機械システム工学コース AIスマート工学コース（注） 電気電子工学コース 情報システム工学コース（注） 情報通信工学コース ロボット工学コース 航空宇宙工学コース 医療福祉工学コース	首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストを育成するために、工学基礎全般を内容とする1年次の共通教育コースの履修後、2年次から5年次までの間、一つの分野で他人に負けない専門性を持ち、他の関連する分野でも多角的視野と柔軟性により対応可能な能力を身に付けさせることにより、東京の産業再生と課題解決に挑戦する意欲と能力の育成までを目指す。

教育研究組織	概要
創造工学専攻 機械工学コース 電気電子工学コース 情報工学コース 航空宇宙工学コース	高等専門学校課程（5年）を修めた学生に対し、さらに2年間の高度な専門知識及び技術を学べる教育課程を設けることにより、先端技術の開発ができる創造的で実践的な技術者教育を目指す。
附属図書館	東京都立産業技術高等専門学校の学生及び教職員の学習、教育、調査及び研究活動に資するため、図書等を収集及び管理し、利用に供する（令和4年5月1日現在蔵書数：14万4,798冊）。

（注）令和2年度以前入学者は、生産システム工学コース、電子情報工学コースとなる。

（2）生涯学習事業

東京都立大学では、都民や社会人等の学習ニーズに応える生涯学習の拠点として、さらには地域社会の活性化を目指して、大学の持つ学術研究の成果を広く社会に還元する「オープンユニバーシティ」を開設しており、講座数の推移等は表25のとおりである。また、令和元年度より50歳以上の方々に向けて学びと交流の場を提供する場として「プレミアム・カレッジ」を開講している。本科1年に加え、2年目以降のプログラムとして「専攻科（2年目）」「研究生コース（3～4年目）」を整備しており、選考状況は表26のとおりである。

東京都立産業技術大学院大学や東京都立産業技術高等専門学校においても、それぞれの特徴を生かして、社会人リカレント教育や、技術者のスキルアップ支援に取り組んでいる。

（表25）講座数の推移等

（単位：講座）

場所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な内容
飯田橋キャンパス及び南大沢キャンパスなど	351	40 (40)	234 (163)	一般教養講座、東京都の芸術・文化施設や研究機関との連携講座、研究センターシリーズ、プレミアム講座、高校生のための大学受験体験シリーズなど

（注）（）内は全講座数のうち、オンライン講座の実績

（表26）選考状況（令和4年度）

（単位：人）

学科・コース	募集人員	志願者数	合格者数
本科	50（程度）	205	54
専攻科	30（程度）	34	31
研究生コース	15（程度）	24	15

（注）令和元年度に本科、令和2年度に専攻科、令和3年度に研究生コースを開設

(3) 産学公連携

法人は、大学等における学術研究の成果を広く社会に還元し、地域における産業振興や文化の発展に寄与するため、産学公連携センターを設置・運営し、表27のとおり、企業等との共同研究・受託研究の推進及び各種相談を実施している。

(表27) 共同研究等実績

(単位：件)

学校名	共同研究等の種類	件数		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都立大学	産学共同研究	183	141	145
	受託研究	32	30	20
	特定研究寄附金	101	99	107
	提案公募型研究	73	73	103
	小計	389	343	375
東京都立産業技術大学院大学	産学共同研究	2	1	1
	受託研究	3	1	2
	特定研究寄附金	4	4	4
	提案公募型研究	3	4	4
	小計	12	10	11
東京都立産業技術高等専門学校	産学共同研究	11	9	12
	受託研究	1	1	1
	特定研究寄附金	8	7	6
	提案公募型研究	6	1	1
	小計	26	18	20
計	産学共同研究	196	151	158
	受託研究	36	32	23
	特定研究寄附金	113	110	117
	提案公募型研究	82	78	108
	合計	427	371	406

株式会社多摩ニュータウン開発センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社多摩ニュータウン開発センター	令和4年10月19日から同月25日まで	第33期（令和2.4.1～令和3.3.31）及び第34期（令和3.4.1～令和4.3.31）の事業
局	都市整備局	令和4年10月18日及び26日	

2 団体の概要

設立の目的	多摩ニュータウン南大沢地区センター等における商業・業務施設等を都の多摩ニュータウン事業と整合させつつ、管理運営をし、地域の健全な発展に資することを目的として設立
主な沿革	昭和63年7月 株式会社多摩ニュータウン開発センター設立 平成4年 複合ビル「パオレ」、商業ビル「ガレリア・ユギ」開業 平成9年 商業棟「プラザA」開業 平成13年3月 民事再生手続開始の申立て 平成13年11月 民事再生計画確定 平成16年 民事再生手続終結の決定
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 複合ビル及び商業ビルの賃貸事業 駐車場賃貸事業
所在地	東京都八王子市南大沢二丁目2番地 パオレビル7階
組織	事業推進本部、2課
人員	役員6名（代表取締役1名（常勤）、取締役2名（非常勤）、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）） 従業員9名

都 と の 関 係	出資	資本金 8 億 9,700 万円のうち、4 億 5,900 万円 (51.2%)
	貸付金 (表 1)	0 円 (令和 2 年度末残高) 0 円 (令和 3 年度末残高) ※ このほか、表 2 のとおり、民事再生計画に基づく債権がある。
	職員の派遣等	常勤職員 2 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 6 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B

(注) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表 1) 貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名	第 32 期 (令和元年度) 末残高	第 33 期 (令和 2 年度)			第 34 期 (令和 3 年度)		
		借入額	償還額	年度末 残高	借入額	償還額	年度末 残高
多摩ニュータウン活性化事業貸付金	28,885	0	28,885	0	0	0	0
合計	28,885	0	28,885	0	0	0	0

(表 2) 債権残高

(単位：千円)

債権名	第 32 期 (令和元年度) 末残高	第 33 期 (令和 2 年度)			第 34 期 (令和 3 年度)		
		借入額	償還額	年度末 残高	借入額	償還額	年度末 残高
再生債権(注 1)	44,938	0	44,938	0	0	0	0
別除権債権(注 2)	1,939,176	0	276,025	1,663,151	0	317,029	1,346,122
合計	1,984,115	0	320,963	1,663,151	0	317,029	1,346,122

(注 1) 再生手続開始前の原因によってできた債権で、別除権付債権以外のもの

(注 2) 担保付債権のこと。担保権の対象となる財産等(担保物権)を処分することで回収をすることができる。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「会社」という。）の事業について、主に、再生債務は着実に弁済されているか、商業ビル等のテナントの入居率は向上しているか、駐車場の利用率は向上しているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、南大沢地域住民の福祉や利便性の向上を図るため、平成4年度に複合ビル（パオレ）及び商業ビル（ガレリア・ユギ）を開業した。その後、バブル経済崩壊の影響等により、債務超過に陥ったため、平成13年3月30日付けで都は債権者として会社に対する民事再生法適用を東京地方裁判所に申し立て、同年11月17日に民事再生計画の認可決定が確定した。

民事再生計画の確定以後、金融機関などの債権者に対して、民事再生計画に従って債務の弁済を行い、平成22年度に金融機関などへの弁済が終了した。その後、大型テナントに対して弁済を行い、退去時返還予定分を除き、令和2年度に弁済が終了した。現在は、平成29年度から弁済している都への債務を残すのみとなっており、令和3年度末時点での債務残高は13億4,612万余円となっている。弁済は令和8年度に終了する予定である。

ビル賃貸事業について、複合ビル（パオレ）内の全てのトイレ改修を完了し、東側入口前を広場として整備することにより、建物の魅力を高めた。一部テナントの退去もあったが、新たな入居もあったため、会社が所有する3棟のビルの平均入居率は、令和2年度99.4%、令和3年度99.8%となっている。

駐車場賃貸事業においては、利用率向上のため、事前精算機の新規設置や精算機にキャッシュレス機能の追加を行った。新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等の影響により、利用が減少しており、駐車場利用の回復は鈍い状況である。

また、新規事業として、ビルのイメージと認知度の向上を図るとともに、南大沢地域の賑わい創出のため、複合ビル（パオレ）4階に大型デジタルサイネージを設置し、新しい生活様式によりオフィス以外の場所での業務が増えていることから、令和2年度に南大沢地区において初めてとなるテレワークステーションを商業ビル（ガレリア・ユギ）に開設した。

会社は、「経営改革プラン（2021年度～2023年度）」（以下「経営改革プラン」という。）を策定し、3つの戦略とそれぞれの3年後の到達目標を設定して取り組んでおり、令和3年度は、当該経営改革プランの初年度である。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)			第 34 期 (令和 3 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	1,605	1,459	△ 146	△ 9.1	1,498	39	2.7
経常利益	374	264	△ 109	△ 29.4	254	△ 9	△ 3.5
当期純利益	258	179	△ 78	△ 30.5	172	△ 7	△ 3.9
資産合計	10,265	9,999	△ 265	△ 2.6	9,834	△ 165	△ 1.7
純資産合計	5,144	5,324	179	3.5	5,497	172	3.2

ア 経営成績

会社の主力事業であるビル賃貸事業及び駐車場賃貸事業の売上高は、令和元年度に比べて、令和2年度と令和3年度はともに減少している。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものである。

イ 財政状態

純資産合計は、当期純利益が生じたことにより利益剰余金が増えているため、年々増加している。

(3) 経営に関する評価

経営環境について見ると、会社は、平成13年の民事再生法の適用以来、組織と業務の大幅な見直しを行うなど積極的な経営再建に努め、ビル賃貸事業、駐車場賃貸事業等の運営を堅実にを行い、民事再生債務について、着実に弁済を行っており、残すところ令和8年度までの毎年約3億円、合計約13億円の都への弁済をもって終了となる。

民事再生終了後の会社の役割等について、局は、会社と検討を重ね、会社の長期定な方向性として、「地域貢献に資する新規事業の実施」や「5Gなど先端技術を活用したスマートシティの推進」など、従来のビル賃貸事業にとどまらない新たな役割を会社に付与し、会社は、この検討結果を経営改革プランに反映させている。

次に、事業運営について見ると、ビル賃貸事業では、コロナ禍の中、テナントへのヒアリングにより経営状況を把握し、常時後継テナントの情報を収集し、空室期間を短縮するなど、テナントの確保に努めており、平均入居率99%台の高い水準を維持している。

また、所有ビル3棟は、築25年以上経過し老朽化が進行しているため、令和8年度までに総額約37億円を見込んだ長期修繕計画を策定し、施設更新を進めている。長期修繕計画については、別項意見・要望事項のとおり、留意すべき点が認められた。

駐車場賃貸事業では、事前精算機やキャッシュレスシステムの導入により、利便性・集客力

の向上を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化する中、駐車場利用の回復は鈍く、従前と比較すると短時間利用が増加し、収益が伸びていない。今後は、駐車場割引認証施設の拡大等の推進により、更なる利便性・集客力の向上を図る必要がある。

ビル賃貸事業及び駐車場賃貸事業の売上は、経営改革プランの目標値（12.2億円）に達しているものの、コロナ禍以前の水準には戻っていない。

新規事業では、デジタルサイネージの設置やテレワークステーションの運営等を開始したが、今後は、これらの営業効率の向上を図る必要がある。特に、デジタルサイネージについては、利用実績を見ると更に活用すべき状況にあり、5千万円超の設置費用を投下していることから、有料広告の獲得や、施設全体の集客向上につながる販促・広告の企画など、一層の利用促進を図り、地域の賑わい創出と会社の利益の両面に寄与するものとするのが求められる。

組織運営では、テナントビル管理システムを構築し、テナント情報や文書管理を全て電子化し、会計システムと統合した総合マネジメントシステムとして、運用を開始している。

また、3棟のビル、2か所の駐車場のリーシング業務、ビルメンテナンス業務に加え、新規事業のデジタルサイネージを活用したプロモーション活動等の業務を、社員9名（固有職員1名、都派遣職員2名、嘱託員6名）の体制で行っており、これらの業務に係る専門知識を持った人材を育成するため、講習会の受講等、専門的スキル向上の取組を行っている。これらの専門的人材は、有期職員（都派遣職員：3年程度、嘱託員：原則5年）であることから、専門人材のノウハウ及びナレッジを蓄積・継承する仕組みの構築とその有効な運用が求められる。

以上、経営状況について述べてきたが、会社は、今後も、着実に債務弁済を進め、安定的かつ効率的な事業運営及び地域貢献の役割を果たすため、引き続き、テナントの維持・確保に努め、長期修繕計画に基づく施設更新はもとより、ビルのイメージアップ、利便性向上のための施策等により建物の魅力を高め競争力を向上させるなど、より一層、収益の確保を図ることが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの

会社は、会社が締結する売買、請負、委託その他の契約（賃貸借に関する契約を除く。）に関する事務の基本的事項を定め、契約の公正性及び経済性に資することを目的として、「契約事務規程」（以下「規程」という。）及び「契約事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）を平成20年11月27日に施行している（表3参照）。

これに基づき会社の契約について見たところ、規程第4条第1項において、契約を締結しようとするときは、原則としてあらかじめ当該契約に係る契約予定価額を設定しなければならない、同第3項において、契約額は、契約予定価額を上回ることができないとされている。

しかしながら、会社は、表4に例示の事案について、契約予定価額を設定しないまま見積書を徴し、契約の相手方及び契約金額を実質的に決めた後に、起工及び契約締結に係る起案を同時に行い、意思決定しており、適正でない。

契約予定価額は、予算の確保・統制はもとより、表3のとおり、競争契約の方法、参加者、指名業者選定委員会への付議などの判断に必要な基本的事項であること、特定契約（注）の場合は契約相手方が特定の一者となるため、より透明性、経済性を確保する必要があることから、これを設定することは、契約の公正性及び経済性を担保するために必要不可欠である。

会社は、契約予定価額の設定を適正に行われたい。

（株式会社多摩ニュータウン開発センター）

（注）特定契約は、製造メーカーへの保守委託など適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約など、競争契約、独占契約、緊急契約及び少額契約のいずれにも該当しない契約をいう。

(表3) 契約事務規程及び契約事務取扱要綱 (本件に関連する規定のみ抜粋)

<p>契約事務規程</p>	<p>(契約の方法) 第2条 会社が締結する契約は、競争契約、独占契約、緊急契約、少額契約及び特定契約のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(契約方法の定義) 第3条 第2条の契約方法別の定義は次のとおりとする。 (1) 競争契約は、契約の相手方となりうる者が複数いる競争性のある契約で、指名競争入札、企画コンペ、プロポーザル、複数見積等の方法による契約をいう。 (2) 独占契約は、特許、著作権等の関係により、契約相手方が一者しかいない場合の契約をいう。 (3) 緊急契約は、緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続きを行う場合の契約をいう。 (4) 少額契約は、契約予定価額が少額で競争契約を行うのは非効率であるため一者とのみ契約手続きを行う場合の契約をいう。この場合の少額とは次に掲げる契約予定価額をいう。 (ア) 備品類、消耗品の購入 30万円未満 (イ) 工事、製造の請負または業務委託 100万円未満 (5) 特定契約は、製造メーカーへの保守委託など適切な契約相手方が特定の一人しかいない契約など、前記(1)から(4)までのいずれにも該当しない契約をいう。</p> <p>(契約予定価額) 第4条 契約を締結しようとするときは、原則としてあらかじめ当該契約に係る契約予定価額を設定しなければならない。 2 契約予定価額は原則として公表してはならない。 3 契約額は、契約予定価額を上回ることができない。</p> <p>(競争契約の方法、参加者、落札者) 第5条 競争契約をする場合の競争の方法については、契約の内容により決定するものとする。但し、複数見積の方法による契約は、契約予定価額が1,000万円以上の場合には行うことができない。 2 契約予定価額が1,000万円以上の場合の競争契約の参加者はなるべく5者以上とし、別に定める指名業者選定基準に基づき選定し、指名業者選定委員会に付議して決定する。</p>
<p>契約事務取扱要綱</p>	<p>(競争契約の参加者の選定) 第4条第3項 競争契約の契約予定価格が1,000万円未満の場合の参加者の選定は、なるべく3者以上とする。ただし、契約予定価格が100万円未満の場合には2者とすることができる。</p> <p>(複数見積による競争契約) 第8条 競争契約のうち複数見積によろうとする場合の参加者数の基準は第4条による。</p>

(表4) 契約予定価額を設定せず起工及び契約締結に係る意思決定をしている契約の例 (単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約方法
1	2020年度パオレビル昇降機改修工事	令和 2. 11. 12～令和 3. 12. 28	118,558,000	特定契約
2	ガレリア・ユギ屋上防水改修工事実施設計業務	令和 3. 1. 26～令和 3. 3. 31	5,280,000	特定契約
3	2021年度パオレビル中央監視装置及びネットワークコントローラー更新工事	令和 3. 4. 14～令和 3. 9. 30	33,550,000	特定契約
4	ガレリア・ユギ電気室空調設備工事	令和 3. 11. 12～令和 4. 5. 31	19,470,000	特定契約

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 長期修繕計画について

会社は、平成29年3月に、令和18年度までの長期修繕計画を策定し、収支計画書等により、その時点での長期的資金需要を把握している。この長期修繕計画の運用ルールは、表5のとおりであり、工事施工状況及び次年度工事実施計画に従い常に最新の状況を維持すること、取り組むべき事項を適切に反映し直近5か年は特に実施に向けて精査することなどとされており、会社は、これに基づき、長期修繕計画を毎年度更新している。

また、会社は、長期修繕計画を踏まえて収支計画を策定しており、直近の収支計画の作成に当たっては、コロナによる売上減少、テナントの撤退リスク（敷金返済、賃料等減少）も高まっていることから、当面特に慎重なキャッシュの管理が必要と認識し、経営に支障が生じないようにしている。

この長期修繕計画について見たところ、

- ① 表6の例のとおり、受変電設備工事が、3年間にわたり実施することとなったが、これが、次年度以降の更新された長期修繕計画及び過年度の実績及び次年度の工事実施計画を表す「大規模修繕一覧（100万円以上）2016～2036年度計画」（以下「大規模修繕一覧」という。）に反映されていない
- ② 表7の例のとおり、複数年度にわたり実施する改修や工事について、複数年度に分けて計上している場合と、初年度に一括計上している場合があるなど、長期修繕計画への計上の仕方が異なっている

などの状況が見受けられた。

これらについて、会社は、長期修繕計画及び大規模修繕一覧では、複数年度にわたる工事は、後年度負担（債務負担）等を把握する観点から会社の経理上問題がないことを判断するため、初年度に一括して記載することとしており、収支計画では、このような複数年度の工事について、現実の支払年度に割り振っているとしている。また、複数年度にわたり実施する改修や工事についての計上の仕方が異なるのは、契約案件ごとに区別をしているものであるとしている。

しかしながら、長期修繕計画の運用ルールに照らせば、長期修繕計画は、計画に対する実績及び最新の計画を表すものであり、その策定や修正に当たっては、実現可能性を踏まえ、将来的なキャッシュフローを検証し、費用面での調整を行うとしていること、また、長期修繕計画は、収支計画をはじめ、所有ビルの設備更新に係る経営判断において重要な材料であることから、これに資する有効なものとするため、最新の工事施工状況等や契約等に基づく資金需要の時期・金額等を反映・精査し、的確に更新することが肝要である。

会社は、長期修繕計画の進捗管理及び更新、収支計画への反映をよりの確に行うなど、長期修繕計画について、最適化を図ることが望まれる。

(株式会社多摩ニュータウン開発センター)

(表5) 長期修繕計画運用ルール

計画期間	計画の期間は20年間とする。
運用ルール	① 長期修繕計画に基づき、その後の状況変化等（施設の劣化状況やテナントからの要望、建物改善に関する経営判断、その他社内の情報等）を踏まえ、次年度工事の実施計画を社内決定する。（毎年年度末まで） ② これまでの工事の施工状況および①で決定した次年度工事实施計画に従い長期修繕計画を更新し、社内決定する。（毎年6月末まで） ③ ①～②を毎年実施し、常に最新の状況を維持する。
実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定および修正にあたっては実務的には施設担当が行うが、機能維持以外に取り組むべき修繕等については、全社員から情報を収集したうえで、社として取り組むべき事項を適切に反映する。 長期修繕計画の直近5か年の範囲は、特に実施に向けて精査する。 長期修繕計画及および次年度工事实施計画の策定や修正にあたっては、実現可能性を踏まえ、総務課において将来的なキャッシュフローを検証し、費用面での調整を行う。
策定日	平成28年12月12日

(表6) 契約の支払計画が長期修繕計画と大規模修繕一覧に反映されていない例 (単位:万円)

項目		合計額	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ガレリア・ユギ 受変電設備工事	長期修繕計画	67,000	67,000	—	—
	大規模修繕一覧				
	当該工事の支払計画(注1)	62,000	9,460	(注2) 24,160	28,380

(注1) 第236回取締役会における当該工事契約締結の報告（契約金額、工事内容、支払スケジュール、その他関連工事等を含めた合計金額など）に基づき記載したもの。

(注2) 関連工事の概算額（約14,700万円）を含む。

(表7) 複数年度工事等の計上の仕方が異なっている例

(単位:万円)

項目		長期修繕計画の計上			
パオレビル	東広場パーゴラ 改修	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		金額	432	550	7,680
ガレリア・ユギ	受変電設備工事	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		金額	67,000	—	—

イ 総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて

会社は、総合評価方式を取り入れた競争契約により表8及び表9の契約を締結している。これらの契約について見たところ、次のような状況が見受けられた。

(ア) 清掃業務委託契約

表8の項番1の契約の総合評価方式実施要項及び仕様書において、業務契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、業務実施状況の評価が良好な場合は最大2年間延長可能とすることができるとされている。この規定に基づき、前年度の業務実施状況が良好であるとして、表8の項番2の契約を締結している。

しかしながら、業務実施状況の評価については、次年度の契約締結原議に、前年度の業務実施状況が良好である旨の記載があるのみで、業務実施状況について仕様に沿った具体的かつ客観的な評価をしていない。

さらに、表8の項番2の契約の仕様書を見たところ、契約期間について、「別段の意思表示をしないときは、本契約を更に1年間同一条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。」との記載が加えられている。また、令和4年3月23日決定の「2022年度パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場の清掃業務委託契約の締結について」を見たところ、同内容の仕様書により契約するとしている。これは、別段の意思表示をしない場合は、以後自動的に1年更新を続けることができることとなり、当初契約の総合評価方式実施要項及び仕様書の定めと異なるものとなっている。

(イ) 警備業務委託契約

表9の契約については、当初に項番1の契約を締結し、以後2回更新契約を締結している。この更新に当たっては、前述(ア)同様、次年度の契約締結原議に、前年度の業務実施状況が良好である旨の記載があるのみで、業務実施状況について仕様に沿った具体的かつ客観的な評価をしていない。

また、令和4年2月14日決定の「2022年度警備業務委託契約の締結について(パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場)」において、表9の契約の委託業者と特定契約を締結しており、この理由については、ビルの現状及び特色・特徴を十分把握・理解し、誠意をもって業務を遂行している現在の委託業者が最も相応しいとしている。

これは、規程第3条において、特定契約は、製造メーカーへの保守委託など適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約など、競争契約、独占契約、緊急契約及び少額契約のいずれにも該当しない契約とし、要綱第11条において、特定契約をしようとするときは、競争契約、独占契約、緊急契約及び少額契約のいずれの方法にもよりがたい場合で、理由を明確にしなければならないとする規定に照らすと、特定契約の理由として十分かつ明確とは言えない。

これらは、業務実施状況が良好な委託業者との契約を維持継続したいことに起因するもの

である。これを解消する方法として、契約期間を複数会計年度とする長期契約が考えられる。この契約方法は民間企業においては柔軟に対応できるものである。また、長期契約にすることにより、契約金額の低減等の経済性も期待できるほか、契約事務の軽減等の効率性に資するものである。

このため、前述（ア）及び（イ）の契約をはじめ、長期契約に適するものなどについて、その取扱いを検討すべきである。長期契約等とする場合においても、適切な競争や一定の期間での見直しなどにより契約の公正性及び経済性を担保すること、毎年度の業務実施状況について仕様に沿った具体的かつ客観的な評価により適切な履行を担保することが重要である。

会社は、総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて、民間企業のメリットを活かした契約方法の採用など、見直しを検討することが望まれる。

(株式会社多摩ニュータウン開発センター)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	備考
1	パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場に係る令和2年度清掃業務委託契約	令和2.4.1～令和3.3.31	32,186,000	総合評価方式
2	2021年度パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場の清掃業務委託契約	令和3.4.1～令和4.3.31	31,700,064	更新

(表9) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	備考
1	パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場に係る2019年度警備業務委託契約	平成31.4.1～令和2.3.31	63,720,000	総合評価方式
2	パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場に係る2020年度警備業務委託契約	令和2.4.1～令和3.3.31	63,897,600	更新
3	パオレビル、プラザA及び南大沢第一駐車場に係る2021年度警備業務委託契約	令和3.4.1～令和4.3.31	65,277,600	更新

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 会社が保有している建物の概要

名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数	駐車場
パオレ (複合ビル)	4,844	22,238	低層棟 5 階 高層棟 11 階	274 台 (1 階から 3 階)
ガレリア・ユギ (商業ビル)	12,022	45,119	地下 2 階 地上 6 階	なし
プラザ A (商業棟)	1,010	1,541	地上 2 階	なし
立体駐車場	5,905	20,625	地上 6 階	741 台
合計	23,781	89,523		1,015 台

イ 不動産賃貸事業の売上実績

(単位：千円)

事業名	売上実績		
	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)
ビル賃貸事業	1,325,478	1,219,172	1,259,158
駐車場賃貸事業	258,960	219,454	219,793
合計	1,584,438	1,438,627	1,478,952

ウ ビル賃貸事業にかかるテナント入居率の推移

(単位：%)

建物名称	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)
パオレ (複合ビル) (注 1)	100	100	98.8
ガレリア・ユギ (商業ビル)	100	100	100
プラザ A (商業棟)	100	100	100
3 棟合計のテナント平均入居率 (注 2)	99.7	99.4	99.8

(注 1) 各期とも 3 月末時点

(注 2) 賃貸面積 ÷ 賃貸対象面積 × 100

エ 駐車場利用率の推移

(単位：台/日)

利用台数			利用率 (注)		
第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)
964,590 台	824,699 台	897,594 台	2.60	2.23	2.42

(注) 利用台数 ÷ 駐車数 (1,015 台) ÷ 365 日

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)		第 34 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	1,605	1,459	△ 146	△ 9.1	1,498	39	2.7
売上原価	1,079	1,037	△ 42	△ 3.9	1,071	34	3.3
売上総利益	526	422	△ 103	△ 19.7	427	4	1.2
販売費及び一般管理費	153	158	5	3.8	172	13	8.3
営業利益	373	263	△ 109	△ 29.4	255	△ 8	△ 3.1
営業外収益	1	1	0	53.4	0	△ 1	△ 71.3
営業外費用	0	1	0	333.4	0	△ 0	△ 19.9
経常増減額	374	264	△ 109	△ 29.4	254	△ 9	△ 3.5
特別利益	5	-	△ 5	△ 100	-	0	0
特別損失	3	2	△ 1	△ 34.3	5	2	114.2
税引前当期純利益	375	261	△ 113	△ 30.3	249	△ 12	△ 4.6
法人税、住民税等	118	84	△ 34	△ 28.9	82	△ 2	△ 2.8
法人税等調整額	△ 2	△ 2	△ 0	22.0	△ 5	△ 2	100.4
当期純損益	258	179	△ 78	△ 30.5	172	△ 7	△ 3.9

令和 2 年度の売上高減少の主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	3.6	2.6	2.6	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	23.2	18.0	17.0	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.2	0.1	0.2	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	76.7	82.1	83.4	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	292.3	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

令和 3 年度のインタレスト・カバレッジ・レシオ増加の主な理由は、複合ビル (パオレ) に設置したデジタルサイネージのリース支払利息が発生したことによるものである。

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第32期 (令和元年度)	第33期 (令和2年度)		第34期 (令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	2,990	2,668	△ 321	△ 10.7	2,310	△ 358	△ 13.4
現金及び預金	2,952	2,640	△ 312	△ 10.6	2,267	△ 372	△ 14.1
貸貸収入未収金	30	24	△ 6	△ 21.2	31	7	31.9
売掛金	0	0	△ 0	△ 18.4	1	0	97.6
立替金	-	-	0	0	0	0	-
前払金	2	-	△ 2	△ 100	-	0	0
仮払金	0	-	△ 0	△ 100	0	0	-
前払費用	3	3	△ 0	△ 6.4	3	0	12.9
未収収益	0	0	△ 0	△ 79.7	0	△ 0	△ 10.8
未収入金	-	0	0	-	5	5	-
預け金	0	0	0	26.2	0	0	1.1
固定資産	7,275	7,331	55	0.8	7,523	192	2.6
有形固定資産	7,266	7,289	23	0.3	7,416	126	1.7
無形固定資産	0	30	29	-	90	60	200.2
投資その他資産	8	10	2	33.1	16	5	49.8
資産合計	10,265	9,999	△ 265	△ 2.6	9,834	△ 165	△ 1.7
流動負債	716	586	△ 129	△ 18.1	543	△ 42	△ 7.3
貸貸原価未払金	52	43	△ 9	△ 17.2	52	9	20.7
1年内返済再生債務	73	-	△ 73	△ 100	-	0	0
1年内返済受入保証金	117	-	△ 117	△ 100	-	0	0
未払金	276	384	108	39.2	317	△ 67	△ 17.5
未払費用	5	8	2	46.1	12	4	47.4
未払法人税等	62	34	△ 28	△ 44.9	44	9	28.4
未払消費税等	16	3	△ 12	△ 77.6	-	△ 3	△ 100
前受金	108	107	△ 0	△ 0.9	107	△ 0	△ 0.0
預り金	0	0	△ 0	△ 1.0	0	0	20.0
仮受金	0	0	0	-	0	△ 0	△ 54.7
リース債務	0	1	0	154.1	7	5	387.0
賞与引当金	1	1	△ 0	△ 2.1	1	△ 0	△ 16.8
固定負債	4,404	4,088	△ 315	△ 7.2	3,793	△ 295	△ 7.2
受入敷金	197	196	△ 1	△ 0.5	190	△ 5	△ 2.8
長期未払金	1,663	1,346	△ 317	△ 19.1	1,029	△ 317	△ 23.6
リース債務	1	3	2	187.2	31	27	687.3
長期再生債務	2,542	2,542	0	0	2,542	0	0
負債合計	5,120	4,675	△ 445	△ 8.7	4,337	△ 338	△ 7.2
株主資本	5,144	5,324	179	3.5	5,497	172	3.2
資本金	897	897	0	0	897	0	0
利益剰余金	4,247	4,427	179	4.2	4,600	172	3.9
純資産合計	5,144	5,324	179	3.5	5,497	172	3.2
負債及び純資産合計	10,265	9,999	△ 265	△ 2.6	9,834	△ 165	△ 1.7

令和2年度及び令和3年度の固定負債減少の主な理由は、再生債務の長期未払金を流動負債に振り替えたための減によるものである。

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 32 期 (令和元年度)	第 33 期 (令和 2 年度)	第 34 期 (令和 3 年度)	算定
流動比率	417.3	455.0	425.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	50.1	53.2	55.9	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	76.2	77.9	81.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) 民事再生計画における債務の弁済状況（令和3年度末）

（単位：百万円）

債権者	債務の区分	弁済総額 (A)	弁済済み額 (B)	債務残額 (A) - (B)	弁済率 (%) (B) / (A)
東京都	再生債務	738	738	0	100
	別除権付債務	1,939	593	1,346	30.6
	計	2,677	1,331	1,346	49.7
金融機関	再生債務	767	767	0	100
	別除権付債務	4,152	4,152	0	100
	計	4,919	4,919	0	100
テナントその他	再生債務	869	869	0	100
	別除権付債務	625	625	0	100
	計	1,494	1,494	0	100
合計	再生債務	2,374	2,374	0	100
	別除権付債務	6,716	5,370	1,346	80.0
	計	9,091	7,745	1,346	85.2

（注）民事再生計画で定める弁済年次

- ・ 東京都 平成29年度から令和8年度
- ・ 金融機関 平成13年度から平成22年度
- ・ テナントその他 平成13年度から平成15年度及び平成23年度から令和2年度

(2) 「経営改革プラン（2021年度～2023年度）」（抜粋）

戦略名	3年後（2023年度）の到達目標
1 機能的な組織運営の実施	①ビル管理、文書管理、電子決裁、会計システムを統合した総合マネジメントシステムの構築 ②電子決裁率100% ③会計システムへの直接入力割合を80%減 ④専門知識をもつ人材を育成し、生産性向上を図る
2 安定した収益確保と計画的なビル管理	①コロナ流行前の収入を確保する 約12.2億円 ②民事再生債務縮小 都への債務残高7.1億円（2023年度末）
3 南大沢地域に貢献する活動の推進	①実証的、段階的な取組で一定の効果が認められたものについて事業化実施 ②大型テナントとのプロモーション活動強化などによる先端技術の地域実装 ③駐車場利用における利便性の向上

公益財団法人東京都環境公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都環境公社	令和4年10月24日から 同年11月2日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	環境局、産業労働局、教育庁	令和4年10月21日及び 同年11月7日	

2 団体の概要

設立の目的	地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和37年5月 財団法人東京都環境整備事業協会設立 昭和48年12月 財団法人東京都環境整備公社へ法人名変更 平成24年4月 公益財団法人へ移行、東京都環境公社に法人名変更
事業の概要	① 環境に係る調査研究及び技術開発等に関する事業 ② 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業 ③ 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業 ④ 自然環境の保全等に関する事業 ⑤ 資源の循環利用に関する事業 ⑥ 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等に関する事業
所在地	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
組織	本社、東京都環境科学研究所、東京都地球温暖化防止活動推進センター、中防管理事務所、多摩分室及び第二多摩分室ほか6か所

人 員	役員 9 名（理事長 1 名、常任理事 1 名、理事 5 名、監事 2 名、うち非常勤 7 名） 職員 398 名	
都 と の 関 係	出えん（表 1）	基本財産 3 億 5,608 万 926 円のうち、3 億 5,600 万円（100.0%） 取崩し型出えん金として 554 億余円（令和 3 年度末）
	補助金（表 2）	3,644 万円（令和 2 年度交付額） 1,362 万余円（令和 3 年度交付額）
	負担金（表 3）	5 億 1,166 万余円（令和 2 年度交付額） 29 億 6,056 万余円（令和 3 年度交付額）
	事業の委託 （表 4）	40 億 1,767 万余円（令和 2 年度委託料） 41 億 9,178 万余円（令和 3 年度委託料）
	経常収益に占め る都からの収益 （表 5）	経常収益 99 億余円のうち、71 億余円（71.7%）
	職員の派遣等	常勤職員 69 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 12 名が都退職者
	東京都政策連携団 体等（注 2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行 っている。
経営目標の 達成状況に係 る評価結果	令和 2 年度：B、令和 3 年度：A	

（注 1） 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

（注 2） 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

	出えん金名 (基金名)	令和元 年度末 残高	令和2年度			令和3年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
1	区市町村連携による地域環境 力活性化事業基金	2,861	-	308	2,552	-	372	2,179
2	東京2020大会に向けた暑 さ対策事業基金	183	80	192	71	-	71	-
3	東京都公立学校屋内体育施設 空調設置支援事業基金	6,531	3,667	5,219	4,978	-	4,978	-
4	地域の多様な主体と連携した 中小規模事業所省エネ支援事 業基金	20	62	6	75	37	28	84
5	グリーンリース普及促進事業 基金	1,333	-	1,239	94	-	94	-
6	中小規模事業所向け省エネ型 換気・空調設備導入支援事業 基金					6,447	-	6,447
7	家庭のゼロエミッション行動 推進事業基金	4,228	6,137	3,297	7,068	751	3,465	4,353
8	家庭における熱の有効利用促 進事業基金		1,161	20	1,141	983	320	1,804
9	既存住宅における高断熱窓導 入促進事業基金	1,503	-	835	668	-	668	-
10	地産地消型再生エネルギー増 強プロジェクト事業基金		299	-	299	700	280	719
11	地産地消型再生可能エネルギ ー導入拡大事業基金	2,285	-	968	1,316	-	1,316	-
12	バス停留所ソーラーパネル等 設置促進事業基金	144	-	144	-			
13	駅舎へのソーラーパネル等設 置促進事業基金	300	-	-	300	-	300	-
14	住宅用太陽光発電初期費用ゼ ロ促進事業基金	682	700	138	1,243	-	264	979
15	東京ゼロエミ住宅導入促進事 業基金	1,713	2,067	814	2,966	4,340	1,898	5,409
16	再エネ設備の新規導入につな がる電力調達構築事業基金					215	-	215
17	再エネ由来水素の本格活用を 見据えた設備等導入促進事業 基金					457	-	457
18	家庭におけるエネルギー利用 の高度化促進事業基金	733	-	561	171	-	35	136
19	オフィスビル等事業所の創エ ネ・エネルギーマネジメント 促進事業基金	18	-	18	-			
20	家庭に対する蓄電池等補助事 業基金	4,929	-	1,979	2,950	-	798	2,151
21	自家消費プラン事業基金		4,392	24	4,367	3,074	2,476	4,965

出えん金名 (基金名)		令和元 年度末 残高	令和2年度			令和3年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
22	中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業基金	2,001	-	273	1,728	-	1,728	-
23	スマートエネルギーエリア形成推進事業基金	3,823	-	576	3,247	-	3,158	88
24	スマートエネルギーネットワーク構築事業基金		600	-	600	600	-	1,200
25	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業基金	3,443	-	165	3,277	-	257	3,020
26	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(業務・産業部門)基金					398	-	398
27	燃料電池自動車の導入促進事業基金	1,322	-	72	1,250	-	381	868
28	東京都区市町村における燃料電池自動車の導入促進事業基金	211	-	7	204	-	170	33
29	次世代自動車の普及促進事業基金	989	3,093	716	3,366	5,017	1,603	6,780
30	燃料電池自動車用外部給電機器の導入促進事業基金	791	-	2	789	-	170	618
31	区市町村に対する外部給電器補助等事業基金	30	-	6	23	-	23	-
32	燃料電池バス導入促進事業基金(導入費)					800	-	800
33	燃料電池バス燃料費支援事業基金					4	-	4
34	燃料電池バス導入促進事業基金(旧制度)	4,166	-	3,198	968	-	170	797
35	電動バイクの普及促進事業基金	28	-	22	5	506	20	491
36	E Vバスの導入促進事業基金		82	-	82	-	-	82
37	カーシェア等Z E V化促進事業基金					37	2	35
38	Z E V活用による島しょ地域防災力向上事業基金					9	-	9
39	次世代タクシーの普及促進事業基金	1,564	3,600	2,100	3,063	199	596	2,667
40	集合住宅における充電設備等導入促進事業基金	118	488	80	525	2,687	199	3,013
41	燃料電池自動車用水素供給設備整備事業基金(旧制度)	4,162	-	2,055	2,107	-	170	1,936
42	燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業基金(旧制度)	1,919	-	98	1,820	-	1,820	-
43	燃料電池自動車用水素供給設備整備事業基金					1,829	61	1,767

出えん金名 (基金名)		令和元 年度末 残高	令和2年度			令和3年度		
			出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
44	燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業基金					277	-	277
45	事務所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業基金	1,118	-	-	1,118	-	1,118	-
46	東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策事業基金		150	-	150	-	150	-
47	プラ製容器包装・再資源化支援事業基金		110	-	110	302	96	315
48	微量PCB廃棄物処理支援事業基金	199	60	147	111	160	184	87
49	高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業基金	249	-	24	225	-	25	199
50	PCB含有安定器調査支援事業基金	32	33	3	62	-	8	53
合計		53,643	26,785	25,322	55,107	29,834	29,490	55,451

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
ソーラーカーポート普及促進モデル事業	ソーラーカーポート普及促進モデル事業に係る事務費補助金交付要綱	ソーラーカーポートの設置に係る各種法的制約及び手続の整理、都が指定する場所におけるソーラーカーポートの設置、運用、管理及び修繕等に要する経費 (補助率：東京都の予算の範囲内において10/10以内)	745		
太陽エネルギー利用機器導入対策事業	東京都住宅用太陽エネルギー利用機器導入対策事業に係る事務費補助金交付要綱	住宅用太陽エネルギー利用機器に係る環境価値の量の把握及び管理、グリーンエネルギー証書の発行及び販売に要する経費 (補助率：東京都の予算の範囲内において10/10以内)	21,139	24,487	
太陽エネルギー普及促進事業	東京都太陽エネルギー普及促進事業に係る事務費補助金交付要綱	住宅用太陽光発電の普及モデルの推進に係る事業、太陽エネルギーの普及に関する広報に係る事業等に要する経費の一部 (補助率：東京都の予算の範囲内において10/10以内)	42,362	11,953	13,621
合計			64,246	36,440	13,621

(表3) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策事業	オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策事業基本協定書	暑さ対策緊急対応センターの運営及びオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑さ対策事業 (負担割合：当該年度限度額の範囲内において10/10)	147,669	511,664	2,949,063
東京都気候変動適応センターの設置及び運営	「東京都気候変動適応センター」の設置及び運営に関する業務に係る基本協定書	「東京都気候変動適応センター」の開設準備、設置及び運営 (負担割合：当該年度限度額の範囲内において10/10)			5,566
電子manifest普及促進事業	電子manifest普及促進事業に係る協定書	電子manifest普及促進に係るアドバイザー募集、アドバイザーの育成等事業 (負担割合：当該年度限度額の範囲内において10/10)			5,936
合計			147,669	511,664	2,960,565

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業等及び管理運営業務委託	1,271,728	1,283,539	1,251,618
環境科学研究所研究等及び管理運営等委託	763,738	782,072	740,661
東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託	98,394	151,033	172,272
各出えん事業業務委託	681,269	1,108,538	1,294,187
その他業務委託等	778,846	692,495	733,040
合計	3,593,978	4,017,679	4,191,780

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	6,575	100	7,347	100	9,992	100
都からの収益	3,805	57.9	4,565	62.1	7,165	71.7
受取補助金	64	1.0	36	0.5	13	0.1
受取負担金	147	2.3	511	7.0	2,960	29.6
管理運営受託収益等	3,593	54.7	4,017	54.7	4,191	42.0
他の収益	2,769	42.1	2,781	37.9	2,826	28.3
公益目的事業会計	6,528	99.3	7,306	99.4	9,955	99.6
都からの収益	3,805	57.9	4,565	62.1	7,165	71.7
受取補助金	64	1.0	36	0.5	13	0.1
受取負担金	147	2.3	511	7.0	2,960	29.6
管理運営受託収益等	3,593	54.7	4,017	54.7	4,191	42.0
他の収益	2,722	41.4	2,740	37.3	2,789	27.9
収益事業等会計	34	0.5	34	0.5	34	0.3
都からの収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	34	0.5	34	0.5	34	0.3
法人会計	12	0.2	6	0.1	2	0.0
都からの収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	12	0.2	6	0.1	2	0.0

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、土地賃貸に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、団体の事業について、主に、出えん等の事業はその目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

団体は、設立の目的を踏まえ環境及び廃棄物に関する分野で六つの公益目的事業及び一つの収益事業を実施している。

公益目的事業では、①環境調査研究事業、②広報普及等事業、③地球温暖化防止活動事業、④自然環境の保全等事業、⑤資源の循環利用に関する事業、⑥廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業を行っている。

環境調査研究事業は、東京都環境科学研究所における都有施設のスマートエネルギー化の推進や都市ごみ飛灰の循環利用等に関する調査研究、外部資金導入研究、自主研究等を実施した。

令和4年1月には「気候変動適応センター」を設置し、他の研究機関と連携を図り気候変動に関する情報を収集するとともに、Webサイト等の活用により区市町村や都民等へ広く情報発信を行うことで、都内における気候変動適応に関する取組を推進している。

広報普及等事業は、外来種の積極的防除事業等の広域的な環境課題や地域気候変動適応計画の策定促進等の先駆的な取組を進める区市町村への補助、環境学習のオンライン開催や動画の制作、配信等を実施した。

地球温暖化防止活動事業は、中小事業者や家庭における省エネ機器の導入や高断熱窓の導入による家庭の熱有効利用への助成、ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及を促進するため、燃料電池自動車や電気自動車の導入者等に対する助成を実施した。

自然環境の保全等事業は、自然環境が残る保全地域の適正な管理と活用を図るため、緑地保全活動を行うボランティア人材の育成業務、情報発信や人材登録等を担う情報センター業務、保全地域体験プログラムの提供、森林・緑地保全活動情報センターWebサイト(里山へGO!)の運営による活動情報の提供、保全地域の維持管理業務等を実施した。

資源の循環利用に関する事業は、中央防波堤内側埋立地における中間処理施設等での廃棄物の受付や環境保全対策等の業務、臨海副都心地域の商業施設及び集合住宅等から排出されるごみを処理する管路収集輸送施設の運転管理業務等を実施した。

廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業は、埋立処分場の延命化に向けた廃棄物の適正処理と都市環境の保全、廃棄物処理施設の管理に係る技術支援等を行うものであり、東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物の受入や埋立作業等、管理運営に関する業務を実施したほか、区市町村等に対するごみ処理施設建設及び維持管理の技術支援等を行った。

収益事業は、社有地の利活用のため、江東区潮見にある事業用地の一部を水素ステーションの設置及び運営を行う事業者へ貸し付けている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位:百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	6,575	7,347	771	11.7	9,992	2,645	36.0
当期経常増減額	155	467	312	200.6	64	△ 403	△ 86.2
当期一般正味財産増減額	148	464	316	213.2	35	△ 429	△ 92.4
資産合計	59,240	61,339	2,099	3.5	62,834	1,494	2.4
正味財産合計	4,434	4,897	462	10.4	4,932	35	0.7

ア 収益及び費用の状況

団体は、会計を公益目的事業会計、収益事業会計及び法人会計に区分している。

令和3年度の経常収益は99億9千万余円で、前年度から26億4千万余円増加している。これは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下、「東京2020大会」という。）の開催に伴い、暑さ対策事業の収益が増加したことなどによるものである。

また、当期経常増減額の対前年増減率は、令和2年度が200.6%増加、令和3年度が86.2%減少と大きく増減している。これは、令和2年度に調達した暑さ対策グッズが東京2020大会の延期により、令和3年度に利活用されたことに伴い費用化されたことなどによるものである。

イ 財政状態

令和3年度の資産合計は、628億3千万余円で、前年度から14億9千万余円増加している。これは、都の出えんに伴う預り基金積立資産の増加が主な理由であり、令和元年度から2か年では、約36億円（6.1%）の増加となっている。

なお、資産合計の増加と比べて正味財産合計が緩やかな増加傾向となっている理由は、預り基金積立資産と同額が預り基金として負債計上されており、正味財産の部への影響がないためである。

(3) 事業運営に関する評価

団体は、都の環境行政と密接な関係にあり、都の施策を実現するパートナーとして重要な役割を担ってきた。事業の運営に当たっては、毎年度策定する事業計画により対象年度の目標を定め、その達成に向けて取組を進めている。

令和3年6月には、「2030年に向けた公社アクションプラン」を策定し、都の「環境基本計画」や「ゼロエミッション東京戦略」を踏まえ、今後10年間の経営について方向性を明らかにするとともに、事業展開を加速、強化する五つの戦略を示したところである。

今後、団体においては、社会状況の変化に伴い、環境行政に求められる施策が様々に展開していく中で、政策連携団体として着実に事業を執行していくため、適時適切に事業や体制の見

直しを進めるなどの柔軟な対応が必要となる。

また、都の施策実行だけではなく、団体の持つ専門性を生かした取組や都民、事業者へ向けた情報発信の強化等、団体としての機能強化が期待される。

これらの役割を果たしていくためにも、団体は、引き続き運営体制や財務基盤の強化に取り組むとともに、効率的・効果的な事業運営の確保に努めることが重要である。

2 指摘事項

(1) 局

ア 業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求め
べきもの

産業労働局（注）は、中小ガソリンスタンド等の経営者や従業員を対象に、水素ステーションの基礎的知識から高圧水素製造に必要な知識、規則に係る知識などを習得する機会を提供し、水素ステーション導入の支援を行うため、表6の業務委託契約を公社と締結している。

本契約の仕様書で、業務内容④水素ステーション整備に関するヘルプデスクの管理等は、ヘルプデスクの管理や相談受付のほか、水素ステーション開設等に当たって、外部の専門家等から技術的な情報提供を求める場合は、1事業者当たり10回程度（年間合計で50回程度）を限度に実施すること、また、既存ガソリンスタンドに水素ステーションを併設整備する際に設計図面等を提供する場合は、6事業者程度を限度に実施すること（図面等の提供については、受付期日を2月末までとする）、と定めている。

公社でこの業務の実施状況を確認したところ、外部の専門家等からの技術的な情報提供や既存のガソリンスタンドへの図面等の提供について、令和3年度は実績がないことが認められた。

ところで、局は、令和4年3月に本契約の業務内容「①水素ステーション導入に向けた講習会の開催」において、講習会中における受講者の移動手段の手配が不要となったこと、「③水素ステーションの運営に必要となる実務経験の取得支援」において、実務経験取得に関する募集は行ったが、申込みがなく、公社が研修生への説明、派遣等に関する業務を履行することができなくなったことから、これらの経費を減額する契約変更手続を行っている。

しかしながら、「④水素ステーション整備に関するヘルプデスクの管理等」の経費として計上されている外部の専門家等からの技術的な情報提供や図面等の提供について、実績がなかったにもかかわらず減額の対象としていないことは適切でない。この結果、175万余円（監査事務局試算）分に相当する契約金額が過大な支出となっている。

局は、業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求められたい。

（産業労働局）

（注）令和4年7月の組織改正で、本事業は環境局から産業労働局へ移管された。

(表6) 契約の概要

契約件名	令和3年度中小ガソリンスタンド等の水素ステーション導入支援事業業務委託
契約期間	令和3.4.1～令和4.3.31
契約金額	8,715,740円 (変更契約額 7,273,478円)
業務内容	① 水素ステーション導入に向けた講習会の開催 ② 水素ステーションの運営に必要な資格取得の支援(勉強会の開催) ③ 水素ステーションの運営に必要な実務経験の取得支援 ④ 水素ステーション整備に関するヘルプデスクの管理等 ⑤ 広報業務 ⑥ 業務報告書の作成

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 環境調査研究事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
環境調査研究・技術支援事業	調査研究 12件 環境技術支援 9件 特別研究 1件	調査研究 12件 環境技術支援 9件 特別研究 1件	調査研究 12件 環境技術支援 9件 特別研究 1件
外部資金導入研究事業	14件	12件	16件
自主研究事業	17件	11件	10件

イ 広報普及等事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区市町村との連携による地域環境力活性化事業	区市町村補助 133件	区市町村補助 140件	区市町村補助 179件
環境学習事業	研修会等開催 11回	研修会等開催 5回 動画作成配信 6本	研修会等開催 9回 動画作成配信 2本
緊急暑さ対策事業	暑熱対応設備整備助成(クールスポット等)23件 公立学校屋内体育施設空調設置補助 238校	暑熱対応設備整備助成(クールスポット等)11件 公立学校屋内体育施設空調設置補助 146校	—
環境関連施設の見学事業	中防見学 1,676件 その他施設等 60回	中防見学 382件 その他施設等 —	中防見学 430件 その他施設等 —
産業廃棄物適正処理の講習・研修会事業	管理責任者講習会等開催 13回	管理責任者講習会等開催 8回 YouTube配信 8日間	管理責任者講習会等開催 13回 YouTube配信 15日間
TOKYO海ごみゼロアクション	—	—	オンラインイベント開催等 3回

ウ 地球温暖化防止活動事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中小規模事業所への温暖化対策等支援事業	省エネ診断・改善等支援 510件 省エネコンサルタント費用等助成 8件	省エネ診断・改善等支援 396件 省エネコンサルタント費用等助成 34件	省エネ診断・改善等支援 506件 省エネコンサルタント費用等助成 71件 省エネ型空調設備等導入助成 54件
家庭部門における温暖化対策等支援事業	省エネマイスター店登録累計店舗数 421店舗 ポイント原資等助成 5件	省エネマイスター店登録累計店舗数 602店舗 ポイント原資等助成 13件	省エネマイスター店登録累計店舗数 602店舗 ポイント原資等助成 13件
再生可能エネルギー普及促進事業	太陽エネルギーセミナー開催等 6回 家庭用高断熱窓導入助成 945件 住宅用太陽光発電システム設置助成 50件 ゼロエミ住宅導入促進助成 392件	太陽エネルギーセミナー開催等 1回 家庭用高断熱窓導入助成 118件 太陽熱利用機器等導入助成 619件 再エネ発電設備等導入・設置助成 24件 住宅用太陽光発電システム設置助成 240件 ゼロエミ住宅導入促進助成 1,464件	太陽エネルギーセミナー開催等 10回 太陽熱利用機器等導入助成 1,182件 再エネ発電設備等導入・設置助成 73件 住宅用太陽光発電システム設置助成 439件 ゼロエミ住宅導入促進助成 2,090件
スマートエネルギー都市等推進事業	家庭用蓄電池システム・燃料電池等設置助成 9,807件 ZEV車両購入助成 3,166件 次世代タクシー導入助成 6,389件 充電設備設置助成 85件 水素ステーション設備等導入助成 29件	家庭用蓄電池システム・燃料電池等設置助成 12,873件 ZEV車両購入助成 2,218件 次世代タクシー導入助成 3,114件 充電設備設置助成 60件 水素ステーション設備等導入助成 29件	家庭用蓄電池システム・燃料電池等設置助成 6,364件 ZEV車両購入助成 4,358件 次世代タクシー導入助成 1,044件 充電設備設置助成 170件 水素ステーション設備等導入助成 36件
地球温暖化防止活動普及広報事業	省エネセミナー開催等 7件	省エネセミナー開催等 1件	省エネセミナー開催等 10件
水素エネルギー普及啓発事業	水素情報館入館者数 21,745人	水素情報館入館者数 2,214人	水素情報館入館者数 2,051人

エ 自然環境の保全等事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自然環境の保全等事業	体験プログラム 29回 参加人数 838人 情報センターWebサイト登録 累計人数 2,494人	体験プログラム 15回 参加人数 300人 情報センターWebサイト登録 累計人数 3,064人 保全地域林縁部の植 生管理 1地域	体験プログラム 17回 参加人数 337人 情報センターWebサイト登録 累計人数 3,761人 保全地域林縁部の植 生管理 7地域

オ 資源の循環利用に関する事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プラスチック対策事業	—	廃プラ積替保管・搬出 調整等 303t プラ製容器分別リサイクル 区市町村補助 7件	廃プラ積替保管・搬出 調整等 188t プラ製容器分別リサイクル 区市町村補助 7件
使用済み物品のリユース・リサイクル促進事業	—	—	技術的支援 一式
粗大ごみ申告受付事業	受付件数 5,004千件 作業日数 356日	受付件数 6,313千件 作業日数 359日	受付件数 6,280千件 作業日数 359日
家電リサイクル受付事業	受付件数 106千件 作業日数 309日	受付件数 113千件 作業日数 308日	受付件数 108千件 作業日数 308日
中防内側諸事業	廃棄物の受入等業務、施設内污水収集、粗大ごみ等破碎済ごみの積込、粗大ごみ一時保管運搬等業務等 一式		
不燃ごみ処理センター運 転管理事業	中防処理センター 処理量等 36,199t 作業日数 312日 京浜島処理センター 処理量等 15,158t 作業日数 311日	中防処理センター 処理量等 31,715t 作業日数 311日 京浜島処理センター 処理量等 17,322t 作業日数 310日	中防処理センター 処理量等 32,101t 作業日数 311日 京浜島処理センター 処理量等 14,778t 作業日数 310日
管路収集輸送施設運転管 理等事業	保守点検設備 65基	保守点検設備 67基	保守点検設備 68基

カ 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃棄物処理施設等技術支援事業	多摩地区市町村等 16件	多摩地区市町村等 17件	多摩地区市町村等 18件
資源循環分野における国際協力プロモーション事業	見学受入等 43件 オンライン研修等 1回 3団体 5人	見学受入等 0件 オンライン研修等 4回 86団体 169人	見学受入等 6件 オンライン研修等 5回 97団体 348人
産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業	産廃エキスパート 36社 産廃プロフェッショナル21社	産廃エキスパート 77社 産廃プロフェッショナル24社	産廃エキスパート 46社 産廃プロフェッショナル25社
再生砕石施設認証事業	更新認証 6件	更新認証 3件	更新認証 0件
P C B 廃棄物処理支援事業	微量 PCB 処理助成 943件 高濃度 PCB 収集運搬等助成 336件 PCB 含有安定器調査助成 18件	微量 PCB 処理助成 1,153件 高濃度 PCB 収集運搬等助成 461件 PCB 含有安定器調査助成 60件	微量 PCB 処理助成 1,029件 高濃度 PCB 収集運搬等助成 103件 PCB 含有安定器調査助成 87件
医療廃棄物適正処理推進事業	参加医療機関 1,149件 電子マニフェスト追跡管理件数 28,594件	参加医療機関 1,164件 電子マニフェスト追跡管理件数 32,353件	参加医療機関 1,119件 電子マニフェスト追跡管理件数 34,847件
中防外側諸事業	一般・産業廃棄物等受入業務、廃棄物埋立作業、産業廃棄物の分析業務、埋立処分場内防火・警備等業務、環境保全作業、散水作業、埋立作業用車両等の整備、最終覆土等作業 一式		
浄化槽法定検査事業	4,926件	4,972件	4,962件
河川環境保全事業	隅田川等 30 河川：作業距離 109km		
清掃工場計器保全事業	工場・施設数 24件 点検基数 7,762基	工場・施設数 24件 点検基数 7,504基	工場・施設数 24件 点検基数 7,846基
施設搬入不適物調査事業	作業日数 312日	作業日数 260日	作業日数 297日

キ 公益目的事業の推進に資する事業

事業名	主な実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社有地の利活用事業	江東区潮見事業用地 3,388.11 m ² のうち 2,428.52 m ² 賃貸借契約期間：平成 27.9.1 から 20 年間 設置施設：ガソリンスタンド併設型水素ステーション		

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

	項目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
			増減額	率	増減額	率		
合	経常収益	6,575	7,347	771	11.7	9,992	2,645	36.0
	基本財産運用益	3	3	0	20.5	1	△ 2	△ 71.4
	事業収益	6,414	7,223	808	12.6	9,877	2,654	36.7
	受取補助金	80	49	△ 30	△ 37.8	17	△ 32	△ 64.7
	その他	77	70	△ 7	△ 9.5	96	26	37.2
	経常費用	6,416	6,877	460	7.2	9,927	3,049	44.3
	事業費	6,392	6,854	461	7.2	9,903	3,049	44.5
	管理費	24	23	△ 0	△ 2.9	23	0	0.0
	当期経常増減額	155	467	312	200.6	64	△ 403	△ 86.2
	計	経常外収益	1	3	2	150.9	0	△ 3
経常外費用		8	6	△ 2	△ 26.2	28	22	374.9
税引前一般正味財産増減額		148	465	316	212.8	35	△ 429	△ 92.4
法人税、住民税等		0	0	-	-	0	-	-
当期一般正味財産増減額		148	464	316	213.2	35	△ 429	△ 92.4
公益目的 事業会計	経常収益	6,528	7,306	777	11.9	9,955	2,649	36.3
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	6,384	7,193	808	12.7	9,847	2,654	36.9
	受取補助金	80	49	△ 30	△ 37.8	17	△ 32	△ 64.7
	その他	63	62	△ 1	△ 1.6	90	27	43.3
	経常費用	6,381	6,842	461	7.2	9,892	3,049	44.6
	事業費	6,381	6,842	461	7.2	9,892	3,049	44.6
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	147	463	316	214.0	63	△ 400	△ 86.3
	経常外収益	1	3	2	150.9	0	△ 3	△ 96.3
	経常外費用	8	6	△ 2	△ 26.2	28	22	374.9
	税引前一般正味財産増減額	152	472	320	210.7	45	△ 426	△ 90.3
	法人税、住民税等	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	152	472	320	210.7	45	△ 426	△ 90.3	

項目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度				
		増減額	率	増減額	率			
収益事業等 会計	経常収益	34	34	△ 0	△ 0.1	34	0	0.8
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	30	30	-	-	30	-	-
	受取補助金	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	4	△ 0	△ 0.5	4	0	6.8
	経常費用	11	11	0	0.2	11	0	1.9
	事業費	11	11	0	0.2	11	0	1.9
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	22	22	△ 0	△ 0.2	22	0	0.2
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
	経常外費用	-	-	-	-	-	-	-
	税引前一般正味財産増減額	11	11	△ 0	△ 0.2	11	0	0.2
	法人税、住民税等	-	-	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	10	10	△ 0	△ 0.2	10	0	0.2
法人 会計	経常収益	12	6	△ 5	△ 45.1	2	△ 4	△ 58.5
	基本財産運用益	3	3	0	20.5	1	△ 2	△ 71.4
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取補助金	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	3	△ 6	△ 66.3	1	△ 1	△ 43.7
	経常費用	24	23	△ 0	△ 2.9	23	0	0.0
	事業費	-	-	-	-	-	-	-
	管理費	24	23	0	△ 2.9	23	0	0.0
	当期経常増減額	△ 14	△ 18	△ 3	26.1	△ 21	△ 3	18.0
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
	経常外費用	0	0	△ 0	△ 0.0	-	-	-
	税引前一般正味財産増減額	△ 14	△ 18	△ 3	26.1	△ 21	△ 3	18.0
	法人税、住民税等	0	0	-	-	0	-	-
	当期一般正味財産増減額	△ 14	△ 18	△ 3	26.1	△ 21	△ 3	18.0

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	率	増減額	率		
流動資産	3,283	3,926	643	19.6	4,800	873	22.3
現金預金	1,502	1,394	△ 107	△ 7.2	2,202	807	57.9
未収金	1,669	2,160	490	29.4	2,469	309	14.3
その他	111	371	260	235.0	128	△ 243	△ 65.4
固定資産	55,957	57,412	1,455	2.6	58,033	620	1.1
基本財産	358	356	△ 1	△ 0.5	356	0	0.0
特定資産	54,250	55,710	1,459	2.7	56,401	690	1.2
その他固定資産	1,348	1,346	△ 1	△ 0.1	1,276	△ 69	△ 5.2
資産合計	59,240	61,339	2,099	3.5	62,834	1,494	2.4
流動負債	979	1,177	198	20.3	2,333	1,155	98.1
未払金	712	849	137	19.2	2,027	1,177	138.6
賞与引当金	109	109	0	0.2	116	6	6.3
リース債務	56	62	5	9.9	51	△ 10	△ 16.9
その他	100	156	55	55.5	138	△ 18	△ 11.9
固定負債	53,826	55,264	1,437	2.7	55,568	304	0.6
リース債務	87	82	△ 4	△ 5.2	65	△ 17	△ 20.6
その他	53,739	55,181	1,442	2.7	55,503	321	0.6
負債合計	54,805	56,442	1,636	3.0	57,901	1,459	2.6
指定正味財産	358	356	△ 2	△ 0.6	356	△ 0	△ 0.0
一般正味財産	4,076	4,541	464	11.4	4,576	35	0.8
正味財産合計	4,434	4,897	462	10.4	4,932	35	0.7
負債及び正味財産合計	59,240	61,339	2,099	3.5	62,834	1,494	2.4

2 参考資料

(1) 2030年に向けた公社アクションプラン（令和3年6月）

○戦略1 エネルギーの脱炭素化

- ア ゼロエミッション化に直接寄与する助成金事業の利便性の向上
- イ ZEVの普及に向けた戦略的な広報・啓発活動の推進
- ウ 新たな省エネ診断手法の実践

○戦略2 サステナブルな資源循環型社会への転換

- ア 区市町村と連携した分別・リサイクルの促進強化
- イ 海洋プラスチック対策の推進
- ウ 食品ロス削減に向けた普及対策の強化
- エ 社会基盤を支える事業のリスク管理体制の強化

○戦略3 生物多様性の保全と自然との共生の実現への貢献

- ア 体験プログラム等を通じた学びの機会の提供と人材の掘り起こし
- イ 「森林・緑地保全活動情報センター」を通じたボランティア活動等のマッチング
- ウ 企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全
- エ 保全地域の計画的な管理と魅力・価値の向上

○戦略4 レジリエントな東京に向けた気候変動適応への貢献

- ア 気候変動適応センターの設置
- イ 分野横断的な調査研究の推進
- ウ 他の研究機関等との連携・協働の強化

○戦略5 環境配慮行動への変容を促すアプローチ手法等の構築・展開

- ア 環境配慮への行動変容に向けた具体的なアプローチ方法等の構築
- イ 環境配慮行動を喚起する事業の展開
- ウ 多様な主体とのパートナーシップの形成

東京都ビジネスサービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都ビジネスサービス株式会社	令和4年9月29日、 10月3日及び4日	第35期（令和2.4.1～令和3.3.31）及び第36期（令和3.4.1～令和4.3.31）の事業
局	産業労働局	令和4年9月28日 及び10月12日	

2 団体の概要

設立の目的	地域社会の中で重度障害者に適切な雇用の場を創出するとともに、重度障害者雇用モデル企業として、広く障害者の雇用促進啓発活動への参加を通じて、一般雇用における重度障害者の雇用の場の拡大に資することを目的として設立
主な沿革	昭和61年12月 東京都とカテナ株式会社（現 株式会社システナ（注2））との共同出資により、株式会社システナの特例子会社（注3）として設立 平成23年4月 子会社として株式会社ティービーエスオペレーションを設立 令和3年12月 葛西センターを開設
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・IT人材派遣等の人材サービス、ITサポートサービス ・データ処理、印刷、封入封緘などを含む印刷物の発送代行業務（BPO（注4）サービス） ・企業向けの障害者雇用促進コンサルティング、就労継続サポート
所在地	東京都江東区青海二丁目4番32号
組織	2室4部

人 員		役員 10 名（代表取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役 1 名、社外取締役 5 名、監査役 2 名）（うち非常勤取締役 5 名、非常勤監査役 2 名） 従業員 408 名
都 と の 関 係	出資	資本金 1 億円のうち 4,900 万円（49.0%）を出資
	補助金（表 1）	662 万余円（令和 3 年度交付額）
	事業の委託（表 2）	1 億 8,949 万余円（令和 2 年度委託料）
		1 億 9,076 万余円（令和 3 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表 3）	経常収益 20 億余円のうち、1 億 8,004 万余円（8.8%）
職員の派遣等	非常勤役員 4 名が都管理職	

（注 1）上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

（注 2）株式会社システナは、IT 環境の構築やシステム開発、システム運用の自動化、IT 活用やサポートなどを手掛ける IT 関連企業であり、東京証券取引所プライム市場に上場している。

（注 3）特例子会社とは、企業が障害者を多数雇用することを目的に、施設・設備等に特に配慮し、重度障害者の多数雇用など一定の条件のもとに設立された子会社である。「障害者雇用率制度」（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号））において個々の事業主に課せられる障害者の雇用義務が、特例子会社においては、親会社が雇用したものとして取り扱われる。

（注 4）BPO とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略語であり、一般的には企業活動における業務プロセスの一部を一括して専門業者に外部委託することである。

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第 34 期 (令和元 年度)	第 35 期 (令和 2 年度)	第 36 期 (令和 3 年度)
ソーシャル ファーム支 援事業補助 金	ソーシャル ファーム支 援事業補助 金交付要綱	事業者が雇用した就労困難者と認められる者に対して支払われる給与、就労困難者と認められる者を直接サポートする者の人件費、就労困難者と認められる者に直接関連する施設整備・改修工事に係る経費等 (補助率：4/5～1/2)			6,626

(表2) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第34期 (令和元年度)	第35期 (令和2年度)	第36期 (令和3年度)
登記済通知書、家屋調査票及び償却資産申告書等処理業務委託	174,790	189,497	185,350
障害及び障害者理解研修事業に係る企画運営業務委託	5,320	-	3,850
合計	180,110	189,497	189,200

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第34期 (令和元年度)		第35期 (令和2年度)		第36期 (令和3年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	1,494	100	1,732	100	2,057	100
都からの収益	169	11.4	174	10.1	180	8.8
受取補助金					6	0.3
受託事業収入	169	11.4	174	10.1	173	8.4
他の収益	1,324	88.6	1,558	89.9	1,877	91.3

(注) 表内の数値は消費税を含まない。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、東京都ビジネスサービス株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、会計経理及び財産の管理は適正に行われているか等に加え、障害者の積極的な雇用に取り組んでいるかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、イクセルサポート事業（IT人材派遣等の人材サービス、ITサポートサービス）、プロモーションサービス事業（BPOサービス）、ダイバーシティ推進事業（障害者雇用促進コンサルティング、就労継続サポート業務）等の各事業を実施している。また、株式会社システナの特例子会社として、障害者の積極的な雇用に取り組んでおり、第36期（令和3年度）における障害者の雇用状況は88人で、そのうち重度障害者数は14人、精神障害者は62人である。会社は、障害者に適切な雇用の場を創出するとともに、都が出資する特例子会社として、都が行う障

害者就労支援事業等の施策にも積極的に協力するほか、障害者雇用の取組を進めようとしている企業等に向けた障害者サポート要員派遣や障害者雇用促進コンサルティング等の就労・定着支援を実施するなど、障害者雇用の拡大に向けた取組を行っている。

令和3年には、新たに葛西センターを開設し、BPO事業の拡大とBCP対策の強化を図っている。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第34期 (令和元年度)	第35期 (令和2年度)		第36期 (令和3年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	1,475	1,717	241	16.4	2,017	300	17.5
経常利益	6	98	92	-	69	△ 28	△ 29.4
当期純利益	11	99	87	747.2	73	△ 26	△ 26.2
資産合計	847	979	131	15.5	1,045	66	6.8
負債合計	309	341	32	10.4	334	△ 7	△ 2.1
純資産合計	538	637	99	18.5	711	73	11.5

ア 経営成績

令和3年度は売上高が増加したものの、売上原価、販管費等の営業費用が増加したことにより、経常利益は前年度より減少している。

イ 財政状態

資産は流動資産、固定資産ともに前年度より増加している。負債のうち流動負債は令和3年度に増加しているが、固定負債は長期未払金の大幅な減少により前年度より減少している。純資産については、当期純利益の計上に伴い利益剰余金が毎年度増加している。

(3) 経営に関する評価

令和2年度から令和3年度における日本の社会経済環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言の度重なる発令により、経済活動への制約が長期化する中、その先行きは不透明な状況が続いていた。

また、会社の主要事業の一つであるBPO事業においては、Web化推進等デジタル対応へ向けたサービス需要がある一方、封入封かん発送、大量印刷、データエントリー等の従来型のサービスはその市場が縮小傾向にあるという課題を抱えている。

このような状況の下、会社は、障害者の雇用拡大という特例子会社としての責務を担いつつ、主力であるイクセルサポート事業及びプロモーション事業における新規顧客の開拓と既存顧客の業務拡大に注力し取り組んでいる。

また、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、各企業における障害者の法定雇用率に精神障害者が算入されるようになった。会社は、精神障害者についても毎年度の雇用を増やしており、その定着と特性に応じた事業の創出に一層取り組む必要がある。

会社は今後とも、東京都が出資を行っている特例子会社として、重度障害者に加えて精神障害者についても、障害者の特性に応じた適切な雇用の場を創出するとともに、障害者雇用モデル企業として、一般雇用における障害者の雇用の場の拡大に資するという設立目的の達成のために、更なる取り組みが求められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

(表4) 売上高実績表 (セグメント別)

(単位：千円)

区 分	第34期 (令和元 年度)	第35期 (令和2 年度)	第36期 (令和3 年度)
イクセルサポート事業 I T人材派遣等の人材サービス、I Tサポートサービス	762,873	813,699	1,080,734
プロモーションサービス事業 事務局代行業務、発送業務(データ処理・印刷・封入封 かん・発送までの一連の作業)の代行業務等	516,087	639,752	724,035
ダイバーシティ推進事業 企業向けの障害者雇用促進コンサルティング、就労継続 サポート業務等		163,466	116,508
社会システム事業 マーケティング調査、システム保守サービス等	192,308	69,113	96,173
グループシナジー推進事業(注2) グループ内企業向けのI Tサービス業務		28,526	
セグメント調整額(注3)	4,514	2,779	-
合 計	1,475,783	1,717,337	2,017,451

(注1) 事業の再編を行っているため、各年度における事業の内容は必ずしも一致しない。

(注2) 第35期の途中でイクセルサポート事業及び社会システム事業に業務移管を行った。

(注3) セグメント調整額は、報告事業セグメントに含まれない事業セグメント間の内部売上高
または振替高となる。

(表5) 障害者の雇用状況

(単位：人)

区 分	第32期 (平成29年度)	第33期 (平成30年度)	第34期 (令和元年度)	第35期 (令和2年度)	第36期 (令和3年度)
社 員 総 数	74	81	237	304	408
うち障害者社員数	35	43	50	67	88
うち重度障害者数	14	15	16	16	14
うち精神障害者数	14	21	25	41	62

(注) 人数は各年度末現在の数字である。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 34 期 (令和元年度)	第 35 期 (令和 2 年度)		第 36 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	1,475	1,717	241	16.4	2,017	300	17.5
売上原価	1,255	1,313	58	4.6	1,552	238	18.2
売上総利益	220	403	183	83.3	465	61	15.2
販売費及び一般管理費	232	320	87	37.7	433	112	35.2
営業利益	△ 12	83	95	△ 770.2	32	△ 51	△ 61.6
営業外収益	18	15	△ 3	△ 17.4	40	24	162.9
営業外費用	0	0	0	39.0	2	2	-
経常利益	6	98	92	-	69	△ 28	△ 29.4
税引前当期純利益	5	98	92	-	68	△ 30	△ 30.5
法人税、住民税等	0	0	△ 0	△ 0.8	0	0	22.6
法人税等調整額	△ 5	△ 1	4	△ 81.0	△ 5	△ 4	362.4
当期純利益	11	99	87	747.2	73	△ 26	△ 26.2

イ 主要経営指標の推移

項目	第 34 期 (令和元年度)	第 35 期 (令和 2 年度)	第 36 期 (令和 3 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	△ 1.4	8.6	3.1	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	△ 0.8	4.9	1.6	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.7	1.8	1.9	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	99.6	94.3	96.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	△ 286.3	1454.9	569.4	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第34期 (令和元年度)	第35期 (令和2年度)		第36期 (令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	671	776	105	15.7	836	59	7.6
現金及び預金	387	447	59	15.4	469	21	4.8
売掛金	235	257	22	9.4	313	56	21.8
その他	48	71	23	48.9	53	△ 18	△ 25.8
固定資産	176	202	25	14.8	209	7	3.6
有形固定資産	33	45	12	37.6	52	6	13.9
無形固定資産	3	6	3	103.6	8	1	20.0
投資その他資産	139	149	9	7.2	149	△ 0	△ 0.3
資産合計	847	979	131	15.5	1,045	66	6.8
流動負債	242	276	34	14.3	316	39	14.1
買掛金	36	39	3	10.3	29	△ 9	△ 24.7
未払金	96	126	29	30.8	159	32	26.0
未払消費税等	35	41	5	15.1	49	8	20.1
賞与引当金	50	55	5	11.4	68	12	22.3
その他	23	13	△ 9	△ 41.7	9	△ 4	△ 34.2
固定負債	67	64	△ 2	△ 4.0	18	△ 46	△ 71.5
長期未払金	65	61	△ 4	△ 6.6	16	△ 44	△ 73.1
その他	1	3	1	113.7	1	△ 1	△ 40.0
負債合計	309	341	32	10.4	334	△ 7	△ 2.1
株主資本	538	637	99	18.5	711	73	11.5
資本金	100	100	0	-	100	0	-
利益剰余金	438	537	99	22.7	611	73	13.7
純資産合計	538	637	99	18.5	711	73	11.5
負債及び純資産 合計	847	979	131	15.5	1,045	66	6.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：％)

項目	第34期 (令和元年度)	第35期 (令和2年度)	第36期 (令和3年度)	算式
流動比率	277.2	280.6	264.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	63.5	65.1	68.0	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	29.1	28.8	28.7	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：千円、％)

会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社ティービーエスオペレーション	40,000	100	平成23年4月	障害者向けの就労移行のための支援事業

東京都チャレンジドプラストップパン株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都チャレンジドプラストップパン株式会社	令和4年10月5日、7日及び11日	第28期（令和2.4.1～令和3.3.31）及び第29期（令和3.4.1～令和4.3.31）の事業
局	産業労働局	令和4年9月28日及び10月12日	

2 団体の概要

設立の目的	地域社会の中で重度障害者に適切な雇用の場を創出するとともに、重度障害者雇用モデル企業として、広く障害者の雇用促進啓発活動への参加を通じて、一般雇用における重度障害者の雇用の場の拡大に資することを目的として設立
主な沿革	平成5年6月 東京都、凸版印刷株式会社及び板橋区との共同出資により、凸版印刷株式会社の特例子会社（注2）として東京都プリプレス・トップパン株式会社を設立 令和3年10月 社名を東京都チャレンジドプラストップパン株式会社に変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 印刷物の企画、制作、製版、印刷並びにこれらに関する情報処理業務及び各種加工等を行うDTP（注3）制作事業 印刷物・貴重資料等の電子データ（デジタルアーカイブ）化業務 オフィスの事務代行、除菌及び清掃等のサービス業務 ソフト開発、RPA（注4）開発等
所在地	東京都板橋区小豆沢一丁目16番2号
組織	2部1センター

人 員		役員 11 名（代表取締役社長 1 名、取締役 8 名、監査役 2 名）（うち非常勤取締役 6 名、非常勤監査役 2 名） 従業員 141 名
都 と の 関 係	出資	資本金 1 億円のうち 3,900 万円（39.0%）を出資
	経常収益に占める都からの収益（表 1）	経常収益 8 億余円のうち、418 万余円（0.5%）
	職員の派遣等	非常勤役員 4 名が都管理職

（注 1）上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

（注 2）特例子会社とは、企業が障害者を多数雇用することを目的に、施設・設備等に特に配慮し、重度障害者の多数雇用など一定の条件のもとに設立された子会社である。「障害者雇用率制度」（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号））において個々の事業主に課せられる障害者の雇用義務が、特例子会社においては、親会社が雇用したものとして取り扱われる。

（注 3）DTPとは、デスクトップパブリッシング（DeskTop Publishing）の略語であり、パソコン上で印刷物のデータを制作することを意味する。

（注 4）RPAとは、ロボティックプロセスオートメーション（Robotic Process Automation）の略語であり、人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する仕組みのことを指す。

（表 1）経常収益に占める都からの収益の推移（単位：百万円、%）

科目	第 27 期 （令和元年度）		第 28 期 （令和 2 年度）		第 29 期 （令和 3 年度）	
		構成比		構成比		構成比
合計	697	100	695	100	823	100
都からの収益	5	0.8	3	0.5	4	0.5
受託事業収入	5	0.8	3	0.5	4	0.5
他の収益	691	99.2	691	99.5	819	99.5

第 3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、東京都チャレンジドプラストップパン株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、会計経理及び財産の管理は適正に行われているか等に加え、障害者の積極的な雇用に取り組んでいるかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、主にDTP制作事業、デジタルアーカイブ化事業、オフィスサービス事業等を実施している。また、凸版印刷株式会社の特例子会社として障害者の積極的な雇用に取り組んでおり、第29期(令和3年度)における障害者の雇用状況は104人で、そのうち重度障害者は42人、精神障害者は28人である。会社は、地域社会の中で障害者に適切な雇用の場を創出するとともに、都が出資する特例子会社として、都が行う障害者就労支援事業等の施策にも積極的に協力するほか、教育関係機関、障害者雇用に取り組んでいる企業等からの視察を受け入れるなど、障害者雇用の促進に努めている。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第27期 (令和元年度)	第28期(令和2年度)		第29期(令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	681	669	△ 12	△ 1.8	790	120	18.0
経常利益	41	△ 41	△ 83	△198.8	34	75	△ 182.9
当期純利益	27	△ 39	△ 66	△247.3	33	73	△ 183.8
資産合計	437	410	△ 26	△ 6.1	496	85	20.8
負債合計	180	193	13	7.3	245	52	26.9
純資産合計	257	217	△ 39	△ 15.5	250	33	15.4

ア 経営成績

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は売上高が減少し経常損失が発生したものの、令和3年度には受注が回復したことにより経常利益が生じている。

イ 財政状態

令和2年度は、売上高の減少に伴い流動資産が大きく減少している。社員数の増加に伴い、賞与引当金、退職給付引当金等の負債が毎年度増加している。

(3) 経営に関する評価

会社は親会社からの受注を主な売上としているが、出版・印刷業界では電子書籍やインターネット広告等のデジタルメディアが拡大している一方、雑誌・書籍等の休廃刊を始め、紙媒体の需要縮小が進み、印刷物からデジタル化への変革が加速している状況である。また、令和4年2月に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、欧米を中心とした経済制裁により、エネルギー市場や金融資本市場に対し深刻な影響を与えており、日本経済においても、その先行きは不

透明な状況となっている。

このような社会経済状況の下、会社が属するトッパングループでは、収益力の向上を目指す「事業ポートフォリオの変革」、新たな成長を創出する「経営基盤の強化」、持続的な価値向上を支える「E S G（注）への取り組み深化」の3つを重要な経営課題と位置付け、事業の拡大を図っている。会社はグループの一員として、障害者の雇用拡大という特例子会社としての責務を担いつつ、プリプレス部門のD X対応、I T関連部門のR P A業務の強化、オフィスサービスにおける新たな業務拠点の開拓等、事業展開による業務拡大の推進に取り組んでいる。

また、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、各企業における障害者の法定雇用率に精神障害者が算入されるようになった。会社は、精神障害者についても毎年度の雇用を増やしており、その定着と特性に応じた事業の創出に一層取り組む必要がある。

会社は今後とも、東京都が出資を行っている特例子会社として、重度障害者に加えて精神障害者についても、地域社会の中での適切な雇用の場を創出するとともに、障害者雇用モデル企業として、一般雇用における重度障害者の雇用の場の拡大に資するという設立目的の達成のために、更なる取り組みが求められる。

（注）E S Gとは、企業が長期的に成長するために、経営において必要とされる3つの観点、環境（E n v i r o n m e n t）、社会（S o c i a l）、ガバナンス（G o v e r n a n c e）の英語の頭文字を合わせた言葉である。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

(表5) 売上高実績表 (セグメント別)

(単位：千円)

区 分	第27期 (令和元年度)	第28期 (令和2年度)	第29期 (令和3年度)
DTP制作事業 書籍等の印刷物の工程において、文字・ 写真等の印刷素材をパソコン上で整理・加 工し、紙面のレイアウト編集(組版)等を 行う業務	216,914	207,731	204,953
アーカイブ事業 印刷物・貴重資料等の電子データ(デジ タルアーカイブ)化等を行う業務	業務サポート事 業 289,794 (注)	102,506	138,098
オフィスグループ事業 オフィスの事務代行、除菌及び清掃等のサ ービス業務		203,220	270,917
IT開発事業 ソフト開発、RPA開発等の業務	80,914	73,153	80,951
その他事業	94,367	83,123	95,173
合 計	681,989	669,733	790,092

(注) 第28期より事業部門の再編が行われたため、第27期の売上高における事業の内容は、第28期以降の事業内容とは必ずしも一致はしない。

(表6) 障害者の雇用状況

(単位：人)

区 分	第25期 (平成29年度)	第26期 (平成30年度)	第27期 (令和元年度)	第28期 (令和2年度)	第29期 (令和3年度)
社 員 総 数	98	108	116	128	141
うち障害者社員数	77	82	87	93	104
うち重度障害者数	48	48	43	42	42
うち精神障害者数	7	8	15	19	28

(注) 人数は各年度末現在の数字である。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 27 期 (令和元年度)	第 28 期 (令和 2 年度)		第 29 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	681	669	△ 12	△ 1.8	790	120	18.0
売上原価	565	629	64	11.4	674	44	7.1
売上総利益	116	40	△ 76	△ 65.7	115	75	189.0
販売費及び一般管理費	90	102	12	13.9	111	9	8.8
営業利益	26	△ 62	△ 89	△ 336.9	4	66	△ 106.4
営業外収益	15	25	10	67.9	33	7	29.4
営業外費用	0	4	4	-	3	△ 1	△ 29.5
経常利益	41	△ 41	△ 83	△ 198.8	34	75	△ 182.9
税引前当期純利益	40	△ 43	△ 83	△ 206.4	33	77	△ 178.7
法人税、住民税等	10	0	△ 9	△ 94.2	6	5	-
法人税等調整額	3	△ 3	△ 7	△ 215.6	△ 5	△ 2	53.7
当期純利益	27	△ 39	△ 66	△ 247.3	33	73	△ 183.8

イ 主要経営指標の推移

項目	第 27 期 (令和元年度)	第 28 期 (令和 2 年度)	第 29 期 (令和 3 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	6.1	△ 15.2	0.8	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	3.9	△ 9.4	0.5	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.6	1.6	1.6	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	94.0	105.9	95.8	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第27期 (令和元年度)	第28期 (令和2年度)		第29期 (令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	290	259	△ 30	△ 10.6	330	71	27.3
関係会社短期貸付金	220	179	△ 41	△ 18.6	237	58	32.4
売掛金	60	59	△ 0	△ 1.6	75	16	27.7
その他	9	20	11	117.1	17	△ 3	△ 17.1
固定資産	147	151	4	2.8	165	14	9.5
有形固定資産	80	83	3	4.2	80	△ 2	△ 3.3
無形固定資産	9	16	6	66.3	14	△ 1	△ 11.5
投資等	56	51	△ 5	△ 10.3	70	19	37.4
資産合計	437	410	△ 26	△ 6.1	496	85	20.8
流動負債	76	81	5	7.1	122	40	49.9
未払費用	17	16	△ 1	△ 7.1	31	15	95.7
未払消費税等	16	21	4	28.4	29	8	38.6
賞与引当金	31	31	0	3.0	44	12	40.6
その他	10	11	0	8.5	15	3	32.5
固定負債	104	112	7	7.4	123	11	10.0
退職給付引当金	102	110	7	7.6	120	10	9.5
役員退職慰労引当金	1	1	-	-	2	0	52.2
負債合計	180	193	13	7.3	245	52	26.9
株主資本	257	217	△ 39	△ 15.5	250	33	15.4
資本金	100	100	-	-	100	-	-
利益剰余金	157	117	△ 39	△ 25.4	150	33	28.5
純資産合計	257	217	△ 39	△ 15.5	250	33	15.4
負債及び純資産合計	437	410	△ 26	△ 6.1	496	85	20.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 27 期 (令和元年度)	第 28 期 (令和 2 年度)	第 29 期 (令和 3 年度)	算式
流動比率	380.8	318.0	270.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	58.7	52.9	50.5	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	40.7	45.9	44.3	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

株式会社東京交通会館

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に経営されているか、監査を実施する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社東京交通会館	令和4年10月28日から 同年11月7日まで	第88期（令和2.4.1～令和3.3.31）及び 第89期（令和3.4.1～令和4.3.31）の事業
局	交通局	令和4年10月27日及び 同年11月8日	

2 団体の概要

設立の目的	都市計画事業決定（昭和37年12月22日建設省告示第3203号）に基づく有楽町駅付近再開発により、交通局と三菱地所株式会社が所有する土地を貸し付けて再開発ビルの建設及び運営管理に当たらせることを目的として、昭和38年6月に株式会社として設立
主な沿革	昭和37年12月 有楽町駅付近再開発の都市計画事業決定 昭和38年6月 事業の第一手として土地所有者である三菱地所株式会社と交通局が協力し、交通局庁舎を含めたビルを建築することとなり、両者の出資のもとに株式会社東京交通会館を設立 昭和40年6月 東京交通会館ビルディング開館 交通局が東京交通会館ビルディングへ庁舎移転 平成3年4月 交通局が新宿都庁舎へ移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の所有、管理及び賃借 ・ 不動産の管理及び賃借の受託 ・ 不動産の仲介及び鑑定 ・ 公共駐車場の経営 ・ 郵便切手類及び印紙の販売

所在地	東京都千代田区有楽町二丁目 10 番 1 号	
組織	6 部	
人員	役員 10 名（代表取締役社長 1 名、代表取締役副社長 1 名、常務取締役 1 名、取締役 5 名、常任監査役 1 名、監査役 1 名、うち非常勤 4 名） 従業員 42 名	
都との関係	出資	資本金 4 億円のうち、1 億 9,999 万 9,500 円（49.9%）
	事業の委託等 （表 1）	4 億 509 万余円（令和 2 年度委託料等） 4 億 1,545 万余円（令和 3 年度委託料等）
	経常収益に占める 都からの収益 （表 2）	経常収益 67 億余円のうち、4 億余円（6.1%）
	財産の貸付（表 3）	土地（10,206.55 m ² ）を有償貸付
	職員の派遣等	非常勤役員 2 名を都から派遣 常勤役員 3 名が都退職者
	東京都政策連携団体等（注 2）	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注 1）上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

（注 2）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 委託事業等

(単位：千円)

区 分	局 名	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)	第 89 期 (令和 3 年度)
東京交通会館ビルディングの賃貸 管理業務及び維持管理業務	交通局	267,523	236,150	246,426
交通会館一之江ビルの維持管理業 務	交通局	621	659	685
交通会館瑞江ビルの維持管理業務	交通局	3,870	3,055	3,276
交通会館篠崎ビルの維持管理業務	交通局	1,295	1,503	1,225
東京交通会館ビルディングの賃貸 借 (パスポートセンター)	生活文化ス ポーツ局	164,123	163,724	163,844
合 計		437,434	405,093	415,458

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 87 期 (令和元年度)		第 88 期 (令和 2 年度)		第 89 期 (令和 3 年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	7,051	100	6,720	100	6,791	100
都からの収益	437	6.2	405	6.0	415	6.1
管理運営受託収益等	437	6.2	405	6.0	415	6.1
他の収益	6,613	93.8	6,315	94.0	6,376	93.9

(表3) 財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
普通財産	東京交通会館ビルディ ング	東京交通会館ビルディ ング敷地	4,880.38	—	332,422
	交通会館一之江ビル	交通会館一之江ビル敷地	833.03		2,978
	交通会館瑞江ビル	交通会館瑞江ビル敷地	2,206.19		8,442
	交通会館篠崎ビル	交通会館篠崎ビル敷地	2,286.95		34,032

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、株式会社東京交通会館（以下「会社」という。）の事業について、主に、交通局（以下「局」という。）からの受託業務は適切に行われているか、所有建物の管理や維持修繕は適切に行われているか、新型コロナウイルス感染症への対応が適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、表4の建物の全部又は一部を所有しており、これらの建物の管理及び賃貸業務を行っている。

会社が所有する建物のうち、東京交通会館ビルディング（以下「交通会館ビル」という。）、交通会館一之江ビル、交通会館瑞江ビル及び交通会館篠崎ビル（以下、交通会館一之江ビル、交通会館瑞江ビル及び交通会館篠崎ビルを合わせて「駅ビル」という。）は会社と局の区分所有となっており、会社は、表5の業務を局から受託している。このうち、交通会館ビルの賃貸管理業務の受託料は、会社が賃借人から受領した賃料及び駐車料金の総額の5%となっている。

また、有楽町駅前ビル（以下「イトシア」という。）については、会社は、局を含む複数権利者と共有しており、共有者により構成される事務所共有者組合及び専門店共有者組合から共有床の賃貸管理業務及び運営管理業務を受託している。受託料は、事務所共有者組合分は賃料（共益費込み）の3.5%、専門店共有者組合分は定額賃料と売上歩合賃料の合計額の5%となっている。

(表4) 会社所有の建物

建物名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積のうち 会社の専有面積 (㎡)	規模	しゅん工年月
東京交通会館ビルディング	東京都千代田区	5,911.88	65,144.48	36,144.25	地上15階 地下4階	昭和40年 6月
交通会館一之江ビル	東京都江戸川区	833.03	3,879.45	2,763.36	地上5階 地下1階	昭和61年 9月
交通会館瑞江ビル	東京都江戸川区	1,664.35	6,703.96	4,842.03	地上5階 地下1階	昭和61年 9月
交通会館瑞江ビル アネックス	東京都江戸川区	87.41	118.71	118.71	地上2階	昭和61年11月
交通会館篠崎ビル	東京都江戸川区	2,153.93	9,212.96	7,495.74	地上6階 地下1階	平成 3年 8月
有楽町駅前ビル (愛称：イトシア)	東京都千代田区	6,808.12	76,466.87	9,644.76	(高層棟) 地上21階 地下4階 (低層棟) 地上5階 地下2階	平成19年10月

(表5) 局からの受託業務

建物名	受託業務
東京交通会館ビルディング	局の専有部分（貸室及び駐車場）の賃貸管理業務 局の専有部分及び共有部分の維持管理業務
交通会館一之江ビル 交通会館瑞江ビル 交通会館篠崎ビル	局の専有部分及び共有部分の維持管理業務

(2) 経営成績及び財政状態

(単位:百万円、%)

科目	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)		第 89 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	7,022	6,717	△ 305	△ 4.4	6,765	48	0.7
営業費用	4,907	5,102	194	4.0	5,217	114	2.3
経常利益	1,536	998	△ 538	△ 35.1	946	△ 51	△ 5.1
当期純利益	1,682	706	△ 976	△ 58.0	718	11	1.7
資産合計	31,637	31,666	28	0.1	32,257	590	1.9
負債合計	9,308	8,758	△ 549	△ 5.9	8,759	0	0.0
純資産合計	22,329	22,907	578	2.6	23,497	590	2.6

ア 経営成績

会社の第 88 期及び第 89 期の営業収益は 6.7 億余円となっており、第 87 期の 7.0 億余円と比べて約 3 億円減少している。これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響により、不動産賃貸収入が減少したことによるものである。

また、営業費用は第 88 期、第 89 期とも前期より増加している。これは主に、修繕費が増加したことによるものである。

この結果、会社の第 88 期及び第 89 期の当期純利益は 7 億余円となっており、第 87 期の 1.6 億余円と比べて 5 割以上減少している。

なお、第 88 期、第 89 期とも、1 株当たり 160 円の配当を行っている。

イ 財政状態

資産合計は、第 88 期、第 89 期とも増加している。これは主に、第 88 期はイトシアの共有持分を追加取得したこと、第 89 期は現金預金が増加したことによるものである。

負債合計は、第 88 期に、預り金や受入敷金保証金の返還などにより減少している。

純資産合計は、当期純利益の計上による利益剰余金の増加により、第88期、第89期とも増加している。

(3) 経営に関する評価

会社は、所有ビルにおいて、事務所区画、商業店舗区画及び倉庫の賃貸を行っている。また、交通会館ビルについては、そのほかに、駐車場と展示会場の賃貸も行っている。

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や訪日客の急減により、飲食店の営業がとりわけ深刻な影響を受けた。また、賃貸オフィス市場も、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、業績不振あるいはテレワークの推進のため、スペースの縮小や拠点の整理に踏み切る企業が相次いだ。

このような環境の中、会社の第88期の営業収益は67億余円となっており、前期と比べて3億余円減少している。特に影響が大きかったのは交通会館ビルの展示会場の賃貸で、年間を通じて予約キャンセルが発生したため、参考資料(表9)のとおり、展示会場は前期比63.9%の減収となった。

また、商業店舗区画においては、店舗売上の減少により、売上歩合賃料が減収となったほか、会社がテナント支援策として行った、賃料の減額や支払猶予による減収もあった。なお、支払猶予分については、監査日(令和4年11月7日)現在、その全額を回収している。

一方、第88期及び第89期における、事務所、店舗及び倉庫合計の貸付率を見ると、参考資料(表8)のとおり、第89期のイトシアを除き、各ビルの年間平均貸付率は95%以上を維持している。これは、会社が自社テナントの動向を日頃から注視し、解約が見込まれる場合は早期に後継テナントの誘致に向けた営業を行うなど、空室期間を可能な限り短くするよう努めたことによるものである。ただし、イトシアの事務所区画のうち約1,400㎡のフロアは、令和3年7月の解約後、監査日(令和4年11月7日)現在に至るまで空室が続いている。近年、広い事務所スペースは借り手が少ない傾向があるため、会社は、新たに空室となるフロアを3区画に分割する工事を行っているところである。

このように、会社は、第88期及び第89期において、コロナ禍にあっても堅実に事業を行っているが、今後は、事務所区画について、新規オフィスの大量供給が続く一方、テレワークの普及などによるオフィス需要の低下も見込まれるため、空室率が上昇基調に推移することが予想される。

また、交通会館ビルは、昭和40年のしゅん工から50年以上、平成4年に実施した大規模リニューアルからも30年が経過していることから、会社は、中長期修繕計画を適切に実行するなど、ビルの老朽化対策を着実に行う必要がある。

令和4年3月、都は、旧都庁舎跡地と交通会館ビルを含む有楽町駅周辺の再開発事業を検討することを公表しており、会社を含めた関係地権者間での協議を行うこととしている。

このような状況の中、会社は、今後の有楽町駅前地域の動向を見据え、ビル賃貸業務を取り

巻く経営環境の変化に適切に対処しながら、有楽町駅前地域に利便性や活気を提供するという役割を果たすとともに、駅前立地の利便性を活かし、顧客満足度の向上に努めることにより、賃料水準の維持・向上や空室の早期貸付けに積極的に取り組み、業績改善を図っていくことが望まれる。

2 指摘事項

(1) 団体及び局

ア 駐車料金等の追加支払等精算を行うべきもの

会社は、「東京交通会館建物区分所有に関する規約」に基づき、交通会館ビル内の駐車場を局と区分所有しており、「東京交通会館ビルディングの賃貸管理業務の受委託に関する協定」を締結し、駐車場の駐車料金収入等の管理業務を局から受託している。この協定により、会社は、局が区分所有する駐車場区画の駐車料金を局に支払う一方、当該駐車料金の5%を駐車場管理業務受託料として局から受領している。

局が区分所有する駐車場区画の駐車料金の会社から局への支払については、「東京交通会館ビルディング賃貸管理業務の細目」（以下「細目」という。）により、総駐車料金収入を会社・局の駐車可能台数の比によりあん分して得る額とされ、それぞれの専有部分の区画にある駐車可能台数を細目で定めている。

また、会社は局と、「PASMO 電子マネー利用加盟店契約」を締結しており、駐車場利用者がPASMOにより駐車料金の支払をした場合、局から委託を受けた株式会社パスモが駐車料金からPASMO 電子マネー取引に係る手数料（駐車料金の3%。以下「PASMO 手数料」という。）を差し引いた上で会社に駐車料金を支払う仕組みとなっている。そのため、会社は細目で定める局の駐車可能台数分のPASMO 手数料について、株式会社パスモに対し立替払いをしているような仕組みとなるため、局の負担分相当のPASMO 手数料を局へ請求している。

さらに、「東京交通会館ビルディング駐車場の収入及び費用のあん分に関する覚書」により、駐車場に関する業務の費用にあたる部分（管制設備・精算機等）の修繕工事等工事関連費は、細目で定める駐車可能台数によってあん分されるため、会社は、当該経費を局へ請求している。

このほか、駐車環境整備事業助成金（注1）が「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会」から会社へ交付されており、これについても当該台数であん分し、会社は、局の駐車可能台数分の交付金を局へ支払っている。

細目によると、駐車場の改修工事に伴い、令和元年7月に駐車可能台数が局40台・会社135台（計175台）へ改定されており、令和元年8月1日より当該台数であん分し、駐車料金、駐車場管理業務受託料、PASMO 手数料、修繕工事等工事関連費、駐車環境整備事業助成金（以下「駐車料金等」という。）が算出されている。

そこで、駐車料金等の算定が正確に行われているかに着目し、あん分の基準となる駐車可能台数について確認したところ、台数の根拠とした駐車場改修工事の稟議書に添付されていた駐車場の図面では、駐車可能台数は局41台・会社134台(計175台)となっており、監査日(令和4年11月7日)現在、現地の状況も図面と一致していたことから、細目で定める台数と比較して、合計台数は同じだが、局と会社の台数に1台分の相違があることが認められた。

このことにより、表6のとおり、会社から局に対し、1台分の駐車料金・駐車環境整備事業助成金の追加支払及び駐車場管理業務受託料・PASMO手数料・修繕工事等工事関連費の追加徴収が必要となり、これらを相殺して、令和元年度から令和4年度までの合計で242万余円の追加支払が必要な状況となっている。

このような状況が生じているのは、細目改定時の協議の際に、会社が局へ当該駐車場図面を提示していたが、会社、局の双方が不一致に気づかず、確認が不十分であったこと、その後も現地の台数との差異が確認されなかったことなどによるものである。

会社及び局は、駐車料金等の追加支払等精算を行い、細目を現状に合わせて改定するとともに、協定等の改定の際には、適切に改定内容を確認し、駐車料金等の算定上重要な要素となっている駐車可能台数の確認を、改定時のみならず定期的に行われたい。

(株式会社東京交通会館)

(交通局)

(注1) 大手町・丸の内・有楽町地区の駐車場における交通の円滑化と安全性、利便性の確保のために、駐車環境整備事業を実施しようとする事業者に対し、交付される助成金

(表6) 会社から局への追加支払予定額

(単位：円)

年度	区分	誤 (A)	正 (B)	差額 (B-A)
令和元年度	駐車料金	22,764,945	23,334,068	569,123
	駐車場管理業務受託料	△ 1,138,239	△ 1,166,696	△ 28,457
	PASMO 手数料	△ 62,246	△ 63,802	△ 1,556
	修繕工事等工事関連費	△ 533,637	△ 546,978	△ 13,341
令和2年度	駐車料金	32,474,361	33,286,222	811,861
	駐車場管理業務受託料	△ 1,623,707	△ 1,664,299	△ 40,592
	PASMO 手数料	△ 122,293	△ 125,350	△ 3,057
	修繕工事等工事関連費	△ 6,586,770	△ 6,751,110	△ 164,340
	駐車環境整備事業助成金	1,908,342	1,956,050	47,708
令和3年度	駐車料金	33,399,815	34,234,811	834,996
	駐車場管理業務受託料	△ 1,669,980	△ 1,711,730	△ 41,750
	PASMO 手数料	△ 141,296	△ 144,828	△ 3,532
	修繕工事等工事関連費	△ 5,808	△ 5,953	△ 145
令和4年度	駐車料金	19,511,182	19,998,960	487,778
	駐車場管理業務受託料	△ 975,552	△ 999,941	△ 24,389
	PASMO 手数料	△ 99,638	△ 102,129	△ 2,491
追加支払予定額合計				2,427,816

(注2) 令和元年8月から令和4年10月までの実績に基づき算出

(注3) 駐車環境整備事業助成金は令和2年度のみ

(注4) 令和4年度は駐車可能台数によりあん分する修繕工事等工事関連費の実績なし

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

(表7) ビル別収入金額 (税抜き)

(単位:千円、%)

区 分	実 績						
	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)			第 89 期 (令和 3 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
交通会館ビル	3,557,524	3,097,817	△ 459,707	△12.9	3,192,625	94,808	3.1
駅ビル	530,792	521,360	△ 9,432	△ 1.8	523,776	2,416	0.5
イトシア	2,934,336	3,097,905	163,569	5.6	3,049,425	△48,480	△ 1.6
合 計	7,022,652	6,717,082	△ 305,570	△ 4.4	6,765,826	48,744	0.7

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科 目	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)		第 89 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	7,022	6,717	△ 305	△ 4.4	6,765	48	0.7
営業費用	4,907	5,102	194	4.0	5,217	114	2.3
売上総利益	2,114	1,614	△ 500	△ 23.7	1,548	△ 66	△ 4.1
販売費及び 一般管理費	600	603	2	0.5	623	19	3.3
営業利益	1,514	1,010	△ 503	△ 33.2	925	△ 85	△ 8.5
営業外収益	28	3	△ 24	△ 86.9	26	22	600.8
営業外費用	5	16	10	189.7	4	△ 12	△ 72.9
経常利益	1,536	998	△ 538	△ 35.1	946	△ 51	△ 5.1
特別利益	665	-	△ 665	△100	109	109	-
特別損失	9	-	△ 9	△100	16	16	-
税引前当期純利益	2,192	998	△1,194	△ 54.5	1,039	41	4.2
法人税、住民税等	432	286	△ 146	△ 33.9	260	△ 25	△ 9.0
法人税等調整額	77	5	△ 71	△ 92.6	61	55	960.6
当期純利益	1,682	706	△ 976	△ 58.0	718	11	1.7

イ 主要経営指標の推移

項目	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)	第 89 期 (令和 3 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	4.8	3.2	2.9	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	21.6	15.0	13.7	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.22	0.21	0.21	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	71.7	85.1	84.9	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	410.8	351.2	329.7	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注 1) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)		第 89 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	8,195	7,669	△ 525	△ 6.4	8,221	551	7.2
現金預金	7,808	6,847	△ 961	△ 12.3	7,391	544	7.9
営業未収入金	238	224	△ 14	△ 5.9	213	△ 11	△ 5.0
その他	148	597	449	303.6	617	19	3.2
固定資産	23,442	23,997	554	2.4	24,035	38	0.2
有形固定資産	17,287	17,850	562	3.3	18,043	192	1.1
無形固定資産	3,342	3,341	△ 1	△ 0.1	3,335	△ 5	△ 0.2
投資その他の資産	2,812	2,805	△ 6	△ 0.2	2,656	△ 149	△ 5.3
資産合計	31,637	31,666	28	0.1	32,257	590	1.9
流動負債	1,896	1,489	△ 406	△ 21.5	1,794	304	20.4
営業未払金	55	52	△ 3	△ 6.5	322	269	515.6
未払法人税等	219	111	△ 108	△ 49.3	118	6	6.2
賞与引当金	25	23	△ 1	△ 6.4	29	5	25.4
その他	1,596	1,302	△ 293	△ 18.4	1,324	21	1.7
固定負債	7,411	7,268	△ 142	△ 1.9	6,964	△ 304	△ 4.2
退職給付引当金	212	213	1	0.6	182	△ 30	△ 14.5
その他	7,199	7,055	△ 143	△ 2.0	6,782	△ 273	△ 3.9
負債合計	9,308	8,758	△ 549	△ 5.9	8,759	0	0.0
株主資本	22,329	22,907	578	2.6	23,497	590	2.6
資本金	400	400	0	0	400	0	0
利益剰余金	21,929	22,507	578	2.6	23,097	590	2.6
純資産合計	22,329	22,907	578	2.6	23,497	590	2.6
負債及び純資産合計	31,637	31,666	28	0.1	32,257	590	1.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)	第 89 期 (令和 3 年度)	算式
流動比率	432.0	514.7	458.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	70.6	72.3	72.8	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	78.8	79.5	78.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

2 参考資料

(表 8) ビル別年度別貸付状況

(単位：㎡、%)

ビル名	期	区 分	事務所	店 舗	倉 庫	計
交通会館ビル (注 1)	第 89 期	貸付対象面積 (A)	8,885.3	10,168.2	2,014.0	21,067.5
		貸付面積 (B)	8,656.2	9,839.2	1,772.8	20,268.2
		貸付率 (B/A)	97.4	96.8	88.0	96.2
	第 88 期	貸付対象面積 (A)	8,885.3	10,165.9	2,014.0	21,065.2
		貸付面積 (B)	8,498.9	9,785.5	1,792.5	20,076.9
		貸付率 (B/A)	95.7	96.3	89.0	95.3
	第 87 期	貸付対象面積 (A)	8,885.3	10,157.2	2,014.0	21,056.5
		貸付面積 (B)	8,621.1	10,127.1	1,808.7	20,556.9
		貸付率 (B/A)	97.0	99.7	89.8	97.6
駅ビル (注 2)	第 89 期	貸付対象面積 (A)	1,267.6	10,787.2	79.2	12,134.0
		貸付面積 (B)	1,131.1	10,787.2	79.2	11,997.5
		貸付率 (B/A)	89.2	100	100	98.9
	第 88 期	貸付対象面積 (A)	1,267.6	10,787.2	89.3	12,144.1
		貸付面積 (B)	1,267.6	10,787.2	79.2	12,134.0
		貸付率 (B/A)	100	100	88.7	99.9
	第 87 期	貸付対象面積 (A)	1,267.6	10,787.2	99.4	12,154.2
		貸付面積 (B)	1,267.6	10,706.4	79.2	12,053.2
		貸付率 (B/A)	100	99.3	79.7	99.2
イトシア	第 89 期	貸付対象面積 (A)	15,389.5	3,012.4	135.3	18,537.2
		貸付面積 (B)	13,786.5	2,952.5	133.5	16,872.5
		貸付率 (B/A)	89.6	98.0	98.7	91.0
	第 88 期	貸付対象面積 (A)	15,389.5	3,012.4	146.1	18,548.0
		貸付面積 (B)	15,389.5	3,012.4	141.4	18,543.3
		貸付率 (B/A)	100	100	96.8	100.0
	第 87 期	貸付対象面積 (A)	15,389.5	3,012.4	146.1	18,548.0
		貸付面積 (B)	15,389.5	3,012.4	143.2	18,545.1
		貸付率 (B/A)	100	100	98.0	100.0

(注 1) 交通会館ビルは、このほかに駐車場 8, 173.4 ㎡、展示会場 2, 127.8 ㎡の貸付を行っている。

(注 2) 駅ビルは、一之江、瑞江及び篠崎 3 駅の合計である。

(注 3) 貸付対象面積及び貸付面積は、各年度の平均である。

(表9) 交通会館ビル展示会場の収入金額 (税抜き)

(単位: 千円、%)

第 87 期 (令和元年度)	第 88 期 (令和 2 年度)		第 89 期 (令和 3 年度)			
	増減額	増減率	増減額	増減率		
318,731	114,980	△ 203,751	△63.9	144,301	29,321	25.5

(表10) 建物の区分所有の状況

(単位: m²、%)

区 分	会 社		局	
	面積	持分割合	面積	持分割合
交通会館ビル	47,937.92	73.59	17,206.56	26.41
交通会館一之江ビル	2,883.67	74.33	995.78	25.67
交通会館瑞江ビル	5,223.67	77.92	1,480.29	22.08
交通会館瑞江ビル アネックス	118.71	100	—	—
交通会館篠崎ビル	8,252.74	89.58	960.22	10.42

(注) 面積は、専有部分と共有部分の合計である。

(表11) イトシア共有床の持分割合

(単位: m²、%)

区分	一棟の 延床面積	うち 共有床	会社持分割合	局持分割合
事務所	—	18,747.78	40.46	29.23
専門店 1	—	3,036.96	43.26	31.38
専門店 2	—	203.18	48.38	35.10
専門店 3	—	1,337.54	48.38	35.10
計	76,466.87	23,325.46	—	—

(注1) 事務所、専門店1、専門店2、専門店3ごとに、共有者(会社及び局以外の共有者を
含む。)により構成される共有者組合を結成している。(注2) 会社は、上記共有床のほかに、7,790.65m²を共有持分として有している。

東京水道株式会社

(注) 株式会社PUC（以下「PUC」という。）及び東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）が合併し、令和2年4月より、東京水道株式会社となったため、本報告書では、主に、令和3年及び令和2年の2か年による比較で記載している。

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京水道株式会社	令和4年9月27日 から同年10月17日まで	第17期（令和2.4.1～令和3.3.31）及び第18期（令和3.4.1～令和4.3.31）の事業
局	水道局	令和4年9月26日 及び同年10月18日	

(注) PUCを存続会社として合併したため、会社初年度の令和2年度が第17期、令和3年度が第18期となっている。

2 団体の概要

設立の目的	水道料金徴収業務のノウハウとIT技術を活用し、水道事業の円滑な運営に貢献することを目的として、平成16年4月に株式会社として設立 令和2年4月から、東京水道グループの総合力を強化することを目的として、技術系業務を担う東京水道サービス株式会社と統合し、現在の商号に変更して業務開始
主な沿革	昭和41年8月 財団法人公営事業電子計算センターを設立 昭和62年2月 水道総合サービス株式会社を設立 平成13年6月 水道総合サービス株式会社は商号を東京水道サービス株式会社に変更 平成16年7月 財団法人公営事業電子計算センターを株式会社PUCに移行 令和2年4月 株式会社PUCを存続会社として東京水道サービス株式会社を吸収合併し、商号を東京水道株式会社に変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設管理事業 ・浄水施設管理事業 ・コンサルティング・調査事業 ・カスタマーサービス事業 ・ITサービス事業 ・その他事業
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
組織	1室6本部
人員	役員9名（代表取締役社長1名（常勤）、取締役5名（常勤2名、非常勤3名）、社外取締役3名（常勤1名、非常勤2名）） 職員2,776名

都 と の 関 係	出資	出資額 1 億 700 万円（出資比率 80.4%）
	事業の委託 （表 1）	275 億 4,216 万余円（令和 2 年度委託料、税抜） 282 億 2,578 万余円（令和 3 年度委託料、税抜）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 290 億余円のうち、282 億余円（97.0%）
	財産の貸付 （表 3）	土地（220.41 m ² ）及び建物（51.24 m ² ）を有償貸付 令和 3 年度貸付料等計 349 万余円
	職員の派遣等	常勤役員 2 名及び常勤職員 112 名を都から派遣 常勤職員 186 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係る 評価結果	令和 2 年度：D 令和 3 年度：B

（注 1）上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

（注 2）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料	
	第17期 (令和2年度)	第18期 (令和3年度)
水道施設管理・整備業務	11,881,424	11,129,568
お客さまサービス業務	14,563,475	16,001,560
公共機関等を対象としたIT関連自主事業	1,097,261	1,094,656
合計	27,542,161	28,225,785

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第17期 (令和2年度)		第18期 (令和3年度)	
		構成比		構成比
合計	28,637	100	29,085	100
都からの収益	27,542	96.2	28,225	97.0
水道局受託料	26,444	92.3	27,131	93.3
他局受託料	1,097	3.8	1,094	3.8
他の収益	1,095	3.8	859	3.0

(表3) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	旧淀橋浄水場排水 路用地	倉庫及び駐車場用地	220.41	—	3,234
行政財産	三筋庁舎	現場事務所	—	51.24	262

(注) 三筋庁舎の貸付期間は、令和3年9月15日から令和4年3月31日までである。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、会社の事業について、主に、局からの受託事業を適正かつ効率的に執行しているか、経営状況について、経理及び会計処理は適正に行われているか、人材確保・人材育成について計画的なものとなっているかなどを着眼点として、会社からヒアリングを行うとともに、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、局からの主要な受託業務として、水道施設管理・整備業務及びお客さまサービス業務を受託しており、水道施設管理・整備業務の主なものは、管路施設の管理に関する事業などであり、お客さまサービス業務の主なものは、区部営業所及び多摩地区サービスステーションの運営や区部と多摩地区における「お客さまセンター」の運営などである。このうち、区部営業所については、8営業所（令和3年度）の運営業務を行っており、多摩地区サービスステーションについては、26市町を対象に、12か所の運営業務を行っている。

そのほか、公共機関等を対象としたIT関連自主事業など、局以外からの受託事業として、都の各局や他の地方公共団体等から、システム開発・運用業務等を受託している。

また、会社は、令和3年4月に「中期経営計画2021（令和3年度～令和7年度）」（以下「中期経営計画」という。）を策定しており、令和3年3月に局が策定した「東京水道経営プラン2021」の施策を着実に実施し、東京水道グループの一員として水道局と一体的な事業運営を推進していくとしている。

(2) 経営成績及び財政状態

（単位：百万円、％）

科目	第17期 (令和2年度)	第18期 (令和3年度)		
		増減額	増減率	
売上高	28,480	28,996	516	1.8
経常利益	360	997	637	176.8
当期純利益	15	677	661	-
資産合計	15,997	16,631	633	4.0
純資産合計	7,214	7,887	672	9.3

ア 経営成績

第18期は、売上高、当期純利益ともに、増加している。売上高の増加については、主に、和田堀給水所等（8か所）の維持保全業務及び文京営業所の運營業務を新たに受託したことなどによるものである。

これらにより、同期の当期純利益も前期に比べ大幅増となっている。

イ 財政状態

令和2年4月1日の開始貸借対照表から比較すると、資産合計は、第17期に減少があるものの、第18期は増加に転じ166億余円となっており、純資産合計については、各期とも増加している。

当期純利益は、第18期に6億余円を計上しているため、純資産合計は78億余円となっており、そのほとんどは資本剰余金及び利益剰余金であり、77億円を超える水準となっている。

(3) 経営に関する評価

経営環境について見ると、会社は、令和2年4月に、東京水道グループの総合力を強化することを目的に、PUCを存続会社として技術系業務を担うTSSを吸収合併し、商号を東京水道株式会社に変更し発足している。

会社の2年目に当たる第18期の局からの受託売上高は、売上全体の93.6%を占めており、局とは極めて密接な関係にあり、今後も東京水道グループの一員として、局と一体的な事業運営を行っていくとしている。

第18期における純利益は、6億7,727万余円と前期1,586万余円と比べ急増しているが、これは、和田堀給水所等（8か所）の維持保全業務や文京営業所の運營業務を新たに受託したことなどで売上増になった一方、売上原価の対前年度の伸びが少なく、経費の圧縮等があったことによるものである。

会社の人材確保・育成の状況については、中期経営計画の中で、新たな人材戦略として、リクルーターを活用した採用活動、社員のキャリア形成支援及び東京水道グループ一体となった人材育成を行うとしている。また、局は、東京水道経営プラン2021において、今後、営業系業務は10年、技術系業務は20年を目途として政策連携団体（東京水道株式会社）へ移転するとしており、会社は今後も人材確保・育成について、積極的に対応していかねばならない状況である。

合併による具体的効果については、会社によると、役員数の見直しや間接部門の人員削減、業務システムの効率化などを行ったことにより、令和3年度実績で、年間約2億2,000万円の固定費の削減が図られたとしている。

また、過去の不祥事について、局は、平成31年に東京水道グループコンプライアンス有識者委員会を設置し、再発防止等、コンプライアンスの徹底を図ってきている。

一方、会社においても同様に、本委員会の意見を踏まえ、再発防止策の検証を行ってきたと

ころであるが、令和2年6月に道路占用許可申請手続の不適正処理事案（注）が発生し、更なるコンプライアンスの強化と再発防止の徹底を図ることとなった。

会社では、コンプライアンス推進委員会の設置等による内部統制システムの整備・運用、社員構成や人事システムの見直しなど、より一層のガバナンス及びコンプライアンスの強化を図っているところである。

会社は、今後も、局の事業部門を補完・支援するグループ企業としての役割を担っていくために、これまでに培ってきた経験と業務ノウハウ、民間企業の柔軟性を最大限に発揮し、安定的かつ効率的な事業運営を行っていくとともに、局から受託する事業も拡大していくことから、引き続き、経営の透明性の向上などに取り組んでいくことが求められる。

（注）会社が工事監督を行った配水管の補修工事において、社員が道路占用許可申請手続を行っておらず、道路占用許可書の写しを自ら不正に作成し、受注者に交付していた事案

2 指摘事項

(1) 団体

会社の契約事務規程では、公正性、透明性を確保し、かつ競争性を重視した契約を行うことにより、契約の適切な執行と効果的かつ効率的な業務運営を図るとしており、契約事務においては、相手方に対して、書面での事務手続を行うことが原則である。

しかしながら、以下のとおり、不適切な事務処理が認められた。

ア 通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認の上、支払を行うべきもの

会社は、表4のとおり、社内の執務室等における通信設備関係の工事に係る契約を締結している。

会社はこの契約について、契約締結時に複数の作業項目についてそれぞれ予定数量と契約単価を設定し、作業依頼書を受注者に交付することで、作業の指示を行い、四半期ごとに受注者から請求を受け、実施した作業項目・数量に応じて支払を行うこととしている。

そこで、作業の指示や支払手続について確認したところ、以下のとおり不適切な点が認められた。

(ア) 会社は、台東事業所において、16ポートと5ポートのネットワークハブ（注）（以下「ハブ」という。）を1台ずつ設置することを受注者に指示している。

この指示について履行状況を確認したところ、16ポートと8ポートのハブが設置され、表5のとおり、指示内容と異なった工種単価により支払われていた。

このことについて会社に確認したところ、当初は4人の職員が着席することを想定して5ポートのハブ設置を指示したが、その後にレイアウト変更が生じ、5ポートのハブでは不足することが想定されたため、受注者に口頭にて、8ポートのハブ設置を指示したとのことだった。

しかし、指示を書面で行っていないため、履行及び支払が適切であったか確認できない状態となっている。

(イ) 会社は、本契約において、インターネット配線や電話配線などの作業（以下「配線作業」という。）を指示している。配線作業は、図面上の長さより配線に余長を取る必要があることから、指示の段階では数量を確定できないという理由により、会社は、配線作業について数量の指示は行わず、作業実施後に受注者から提出される出来高調書によって数量を把握し、支払を行っている。

出来高調書で報告された配線作業の実施状況は表6のとおりである。

これらについて、数量を裏付ける資料の有無を確認したところ、会社から受注者に提出を求めているとのことだった。

しかし、出来高調書における受注者からの報告に誤りがあった場合に、過大又は過少に代金を支払う恐れがあることから、出来高調書で報告された数量のみを根拠として支払を行うことは適切ではない。

契約における具体的な指示などを書面で残していないことは、その検査や履行確認ができないばかりか、不適切な事務処理を行うこととなり、契約事務の適正性を確保できない。

会社は、指示を書面にて適切に行うとともに、根拠となる資料の提出を受注者に求めるなどして、適切に数量を確認の上、支払を行われたい。

(東京水道株式会社)

(注) インターネット用の複数のケーブルを接続する装置

(表 4) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額 (推定総金額)
通信設備工事単価契約	令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	8, 350, 265 円

(表 5) 工種の違いによる差額

(単位：円)

ハブ (5 ポート) の価格	ハブ (8 ポート) の価格	差額
13, 860	25, 870	12, 010

(表 6) 配線作業の実施状況

施設名	工種	数量 (m)	金額 (円)
新宿グリーンタワービル	UTP 配線 カテゴリ 5e	166	107, 900
	電源ケーブル EM・EEF-2. 0-3C	20	11, 800
台東事業所	UTP 配線 カテゴリ 5e	176	114, 400
	配線再利用撤去	55	17, 600
水道技術本部設備部長沢事業所	電話ケーブル配線 (0. 5-1P)	125	58, 750
	電話ケーブル配線 (0. 5-10P)	110	62, 700
	端子盤ジャンパ配線	4	1, 880
	UTP 配線 カテゴリ 5e	335	217, 750
文京営業所	PF 管配管 (22mm)	50	41, 000
	配線撤去	100	13, 000
	UTP 配線 カテゴリ 5e	185	120, 250
立川サービスステーション	電源ケーブル EM・EEF-2. 0-3C	30	17, 700
	配線撤去	50	6, 500
立川サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	60	39, 000
小平サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	80	52, 000
	UTP 配線アンカペ用 カテゴリ 5e	15	15, 150

府中サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	5	3,250
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	20	11,800
東久留米サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	40	26,000
日野サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	30	19,500
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	10	5,900
町田サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	50	32,500
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	15	8,850
調布サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	55	35,750
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	20	11,800
多摩サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	15	9,750
八王子サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	60	39,000
	配線撤去	20	2,600
	配線再利用撤去	10	3,200
青梅サービスステーション	UTP 配線 カテゴリ 5e	30	19,500
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	10	5,900
葛飾営業所	UTP 配線 カテゴリ 5e	530	344,500
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	35	20,650
小作事業所	電話ケーブル配線 (0.5-1P)	30	14,100
	UTP 配線 カテゴリ 5e	115	74,750
	配線撤去	100	13,000
練馬事業所	UTP 配線 カテゴリ 5e	323	209,950
	電源ケーブル EM・EEF-2.0-3C	20	11,800
渋谷事務所	UTP 配線 カテゴリ 5e	176	114,400
新宿事業所	UTP 配線 カテゴリ 5e	47	30,550
	配線撤去	55	7,150
合計			1,973,530

イ 作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの
表7の契約について見たところ、次のように適切でない状況が認められた。

(ア) 会社は、封入封かん機のリース替えに伴い、設置室のレイアウト変更等を行うため、表7の項番1の契約を指名競争入札により締結している。

本契約について見たところ、仕様書で明記している作業内容は表8のとおりで、簡易なレイアウトが添付され、什器・機器の移設や廃棄の指示が記載されているが、什器・機器の種類や数量等は記載されておらず、作業内容が不明瞭なものとなっている。

また、会社は本契約の予定価格を設定する際に、本契約の受注者から下見積書を徴取しているが、その下見積書を見ると、作業内容により早朝や夜間等作業時間の条件があること、廃棄する機器の中にフロン回収が必要な機器が含まれていることなどが確認できるものの、これらの内容は入札の際に提示している仕様書には全く明記されていない。

(イ) 会社は、お客さまセンターの事務処理部門の拠点集約に当たり、表7の項番2の契約を締結している。

本契約は、今回作業対象となる電話交換機、C T I（注）系機器及び導入するソフトウェアの製造業者であるBとの特定契約（特命随意契約に相当するもの）であり、会社の契約事務規程により契約書の作成を省略して請書を徴している。

その請書を見たところ、仕様書及び図面等が全く添付されておらず、どのような契約内容かが不明なものとなっている。

仕様書に記載している内容は、業者が金額を見積もる際の前提条件であることから、指名した業者が同じ条件で入札に参加できるよう、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で契約手続を行う必要がある。

また、契約の際に取り交わした契約書・請書に添付してある仕様書は、作業内容の確実な履行や完了後の検査を行う上でも必須のものである。

さらに、契約における具体的な書面を残していないことは、その検査や履行確認ができな
いばかりか、不適切な事務処理を行うこととなり、契約事務の適正性を確保できない。

会社は、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で、適切に契約手続を行われたい。

（東京水道株式会社）

（注）Computer Telephony Integration の略で、コンピュータシステムと電話等を連動させた、電話応対業務の高度化を実現するシステム

(表7) 契約の概要

(単位：円)

項番	件名	工期又は履行期間	契約金額	受注・受託者
1	新封入封緘機室設置およびレイアウト変更工事について	令和 4. 2. 10～ 令和 4. 2. 25	5,386,700	A
2	令和 3 年度お客さまセンターにおける電話機移設・増設に伴う電話交換機・CTI系機器にかかる作業委託	令和 3. 10. 21～ 令和 3. 12. 28	11,858,000	B

(表8) 仕様書に明記してある発注内容

封入封緘機室設置およびレイアウト変更工事を行う。

- ①レイアウトについては、別紙3「レイアウト」のとおり
- ②安全に配慮し工事を行うこと
- ③状況に応じて養生処理を行うこと
- ④解体什器及び残材等を回収し、整理清掃を行うこと（仮置き場は提供する）
- ⑤本仕様書で明らかなでない事項が生じた場合は、当社と納入者の協議により決定する。
- ⑥使用する部材は同等品でも可とする。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 会社の主要事業（詳細は「参考資料」のとおり）

（単位：千円）

事業名	実績	
	第17期 (令和2年度)	第18期 (令和3年度)
水道局受託事業 水道施設管理・整備業務	11,881,424	11,129,568
水道局受託事業 お客さまサービス業務	14,563,475	16,001,560
水道関連自主事業	626,598	598,186
公共機関等を対象としたIT関連自主事業	1,409,028	1,267,571

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第17期 (令和2年度)	第18期 (令和3年度)		
			増減額	増減率
売上高	28,480	28,996	516	1.8
売上原価	25,551	25,572	20	0.1
売上総利益	2,928	3,424	495	16.9
販売費及び一般管理費	2,668	2,496	△ 172	△ 6.4
営業利益	260	928	667	256.6
営業外収益	157	88	△ 68	△ 43.5
営業外費用	56	19	△ 37	△ 66.1
経常利益	360	997	637	176.8
特別利益	-	0	0	-
特別損失	299	12	△ 287	△ 96.0
税引前当期純利益	60	985	924	-
法人税、住民税等	187	235	48	25.8
法人税等調整額	△ 142	72	215	△ 150.9
当期純利益	15	677	661	-

第17期及び第18期における特別損失の主なものは、特別給与一時金であり、過年度給与手当の追加支給分である。

イ 主要経営指標の推移

項目	第 17 期 (令和 2 年度)	第 18 期 (令和 3 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	1.6	5.6	$\frac{\text{事業利益 (注 1)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	0.9	3.2	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.8	1.7	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	99.8	96.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	$\frac{\text{事業利益 (注 1)}}{\text{支払利息}}$

(注 1) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(注 2) 会社は、借入金がないため、その支払利息の計上はない。

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和2年 4月1日 (開始BS)	第17期 (令和2年度)		第18期 (令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	9,082	9,875	793	8.7	10,689	814	8.2
現金及び預金	3,001	3,540	539	18.0	6,009	2,468	69.7
売掛金	5,469	4,768	△ 701	△ 12.8	4,162	△ 605	△ 12.7
その他	611	1,566	955	156.2	518	△ 1,048	△ 66.9
固定資産	7,304	6,122	△ 1,182	△ 16.2	5,941	△ 180	△ 2.9
有形固定資産	2,930	2,363	△ 566	△ 19.3	2,233	△ 129	△ 5.5
無形固定資産	452	315	△ 137	△ 30.3	235	△ 80	△ 25.4
投資その他の資産	3,921	3,443	△ 478	△ 12.2	3,472	29	0.9
資産合計	16,386	15,997	△ 388	△ 2.4	16,631	633	4.0
流動負債	4,574	4,125	△ 448	△ 9.8	3,867	△ 257	△ 6.3
買掛金	1,551	1,149	△ 402	△ 25.9	1,089	△ 60	△ 5.3
賞与引当金	798	915	116	14.6	929	14	1.5
未払金等	1,387	977	△ 410	△ 29.6	1,039	62	6.4
リース債務	728	649	△ 79	△ 10.9	443	△ 205	△ 31.7
その他	106	434	327	306.5	365	△ 68	△ 15.8
固定負債	4,614	4,657	42	0.9	4,876	219	4.7
退職給付引当金	3,523	3,928	404	11.5	3,901	△ 26	△ 0.7
リース債務	970	605	△ 364	△ 37.6	857	251	41.5
資産除去債務	120	122	2	1.9	117	△ 5	△ 4.1
負債合計	9,189	8,782	△ 406	△ 4.4	8,744	△ 38	△ 0.4
株主資本	7,193	7,208	15	0.2	7,884	675	9.4
資本金	100	100	0	0	100	0	0
資本剰余金	4,086	4,086	0	0	4,086	0	0
利益剰余金	3,007	3,022	15	0.5	3,698	675	22.4
評価・換算差額等	3	5	1	48.5	2	△ 3	△ 56.8
その他有価証券評価差額	3	5	1	48.5	2	△ 3	△ 56.8
純資産合計	7,197	7,214	17	0.2	7,887	672	9.3
負債及び純資産合計	16,386	15,997	△ 388	△ 2.4	16,631	633	4.0

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 17 期 (令和 2 年度)	第 18 期 (令和 3 年度)	算定
流動比率	239.4	276.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	45.1	47.4	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	51.6	46.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

2 参考資料

(1) 事業実績

ア 水道施設管理・整備業務（給水装置業務等の実績）

事業名及び主な事業内容		実績項目	事業実績等			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
区部管路施設の管理業務	給水装置業務	23区すべての給水装置業務に係る工事の審査、施工承認、完成検査業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	82,850件	77,825件	73,581件
	他企業工事立会業務	他企業工事現場における水道施設の安全管理業務及び道路・交通管理者等との調整業務	立会件数	54,945件	50,046件	45,493件
	配水本管等設計業務	配水本管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	30件	35件	34件
	配水本管等工事監督業務	配水本管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	30件	29件	26件
	配水小管設計業務	配水小管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	170件	135件	122件
	配水小管工事監督業務	配水小管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	231件	274件	220件
多摩地区管路施設の管理業務	多摩地区水道施設管理業務	管路施設の管理に係る設計・工事管理・他企業立会業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	給水装置 47,966件	給水装置 45,434件	給水装置 44,499件
			立会件数	他企業工事 2,494件	他企業工事 2,479件	他企業工事 2,446件
			実施件数	小管設計 250件	小管設計 215件	小管設計 188件
	小管工事 163件	小管工事 174件		小管工事 162件		
	多摩地区配水本管等設計業務	配水本管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	35件	34件	42件
多摩地区配水本管等工事監督業務	配水本管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	32件	33件	31件	

イ お客さまサービス業務（お客さまセンターの電話着信数等）

(単位:件、%)

区分	お客さまセンター（区部）			多摩お客さまセンター		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話着信数	1,613,095	1,502,511	1,435,118	570,656	535,696	468,924
応答数	1,455,072	1,344,877	1,243,260	534,240	497,640	435,227
不応答数	158,023	157,634	191,858	36,416	38,056	33,697
応答率	90.2	89.5	86.6	93.6	92.9	92.8

(注) 応答率＝応答数÷電話着信数×100

ウ お客さまサービス業務（多摩地区各サービスステーションの所管区域及び給水件数）

（単位：件）

サービスステーション名	所管区域	令和元年度	令和2年度	令和3年度
八王子	八王子市	247,510	248,860	252,198
立川	立川市・国分寺市・国立市	212,707	214,212	216,155
府中	府中市	135,994	135,439	136,594
町田	町田市	206,555	208,649	211,161
小平	小平市・小金井市	166,178	167,464	168,172
日野	日野市	96,571	97,291	98,081
調布	調布市・狛江市・三鷹市	279,691	280,762	281,010
東久留米	東久留米市・清瀬市・西東京市	196,764	197,916	198,722
東大和	武蔵村山市・東大和市・東村山市	147,711	148,595	149,928
あきる野	あきる野市・福生市・日の出町	75,477	75,731	76,479
青梅	青梅市・瑞穂町・奥多摩町	83,712	84,087	84,816
多摩	多摩市・稲城市・多摩ニュータウン地域	163,997	164,975	166,217
計	26市町	2,012,867	2,023,981	2,039,533

エ お客さまサービス業務（区部各営業所の所管区域及び給水件数）

（単位：件）

営業所名	受託開始年度	所管区域	令和元年度	令和2年度	令和3年度
板橋	平成23年度	板橋区（一部区域を除く）・練馬区の一部	335,643	335,806	337,863
足立	平成24年度	足立区	365,622	368,726	372,590
中野	平成26年度	中野区	225,508	223,764	223,438
豊島	平成27年度	豊島区	202,409	200,440	200,191
品川	平成29年度	品川区（一部区域を除く）	256,533	256,141	256,845
江戸川	令和元年度	江戸川区	357,712	358,045	358,251
世田谷	令和2年度	世田谷区	546,313	544,302	544,833
文京	令和3年度	文京区及び台東区	287,000	287,445	291,000
計		8営業所	2,576,740	2,574,669	2,585,011

（注）アの令和元年度の実績は、TSSでの実績、
イからエの令和元年度の実績は、PUCでの実績である。

オ 都から会社への委託契約

(単位：千円)

委託件名等	令和2年度	令和3年度
水道局受託事業 水道施設管理・整備業務	11,881,424	12,479,368
管路維持管理業務委託	576,650	689,500
特例直圧給水等の申請に伴う水圧測定作業業務委託単価契約	16,544	17,512
他企業工事立会業務委託単価契約	531,102	495,255
配水小管設計及び工事監督業務委託	1,446,000	1,549,000
配水本管等設計及び工事監督業務委託	392,000	411,000
砵浄水場外6か所運転管理業務委託	675,000	687,990
江東給水所外19か所維持保全業務委託【令和2年度は11か所】	274,000	414,340
配水管附帯設備維持管理作業委託単価契約	514,667	536,937
多摩地区管路維持管理業務委託	735,000	781,000
多摩地区管路維持管理業務委託（その2）	48,000	2,430
多摩地区配水本管等設計及び工事監督業務委託	251,000	263,000
多摩地区水道施設管理業務委託	3,750,000	3,970,000
多摩地区水道施設運転管理等業務委託	2,295,000	2,345,000
羽村取水所・村山山口貯水池管理業務委託	30,700	32,200
玉川上水路管理業務委託	73,000	75,900
水道水源林保全管理等業務委託	164,500	173,200
研修・開発センター研修補佐業務委託	23,750	26,146
研修・開発センター研修補佐等業務委託単価契約	1,309	1,289
その他	83,200	7,668
水道局受託事業 お客さまサービス業務	14,563,475	14,651,760
給水装置関連業務委託	2,295,000	2,441,000
営業業務委託	3,865,980	3,995,100
多摩地区営業業務委託	2,641,170	2,478,600
多摩水道料金等ネットワークシステムに係る運用管理委託	1,293,600	943,200
工業用水道料金調定事務の電子計算等処理委託	1,080	960
給与計算事務システム運用管理業務委託	31,200	32,400
人事情報管理システム運用管理業務委託	52,320	52,560
人事・給与事務申請・届出受付システム機器設置等業務委託	11,880	12,420
財務会計システムの運用管理業務委託	210,600	213,720
貯蔵品管理事務システムの運用委託	12,120	11,520
固定資産事務システムの運用管理委託	18,600	18,240
水道料金ネットワークシステムに係る運用管理委託	2,916,000	2,215,620
統合サポートデスクの運営委託	72,720	74,160
東京都水道局グループウェアシステムの運用管理委託	55,200	53,400
その他	1,086,005	2,108,860
公共機関等を対象としたIT関連自主事業	1,097,261	1,094,656
教育庁	836,265	590,336
教育庁教職員人事給与システムの電子計算機処理委託など	836,265	590,336
その他（警視庁ほか）	260,996	504,320
遺失物総合管理システム保守委託年間契約など	260,996	504,320
合計	27,542,161	28,225,785

(注) 令和3年度の水道施設管理・整備業務及びお客さまサービス業務については、各事業の一部で重複等があるため、各事業の合計額は、前掲（表1）主な委託事業の金額とは一致しない。

(2) 中期計画

「中期経営計画2021（令和3年度～令和7年度）」

項目	事項	取組
持続可能な経営への取組	構造改革	DXの推進
		業務プロセス改善
		働き方改革
		新たな人材戦略
	成長	水道局受託業務の拡大
		水道関連業務を中心とした自主事業
	基盤強化	収益構造
		危機管理体制
		現場重視
		ガバナンス強化・コンプライアンス徹底
事業部門別戦略	水道施設管理・整備業務	組織再編の検討や業務履行場所の確保、人材の育成
		ICT機器の導入等による業務効率の向上や適正な業務遂行
	お客さまサービス業務	業務プロセスの見直しや体制整備、社員の業務ノウハウや技術力の維持向上
		業務スキルの向上と統一的なサービスの提供、新たなデジタル化へ向けた水道局との連携
	水道関連自主事業	技術力や経験・ノウハウの提供を主とした業務受注
		地元企業を通じたオンラインでの営業活動によるエリア拡大、受託を見据えた要員確保・育成
	公共機関等を対象としたIT関連自主事業	既存事業の精査、事業の選択と集中
		先端ICT技術に対応可能な社員の育成、業務改善等を通じた新たなソリューションサービスの構築

東京下水道エネルギー株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京下水道エネルギー株式会社	令和4年10月7日から 同月24日まで	第29期（令和2.4.1～ 令和3.3.31）及び第30 期（令和3.4.1～令和 4.3.31）の事業
局	下水道局	令和4年10月18日及び25日	

2 団体の概要

設立の目的	省エネルギーや環境保全に役立つ地域冷暖房事業を積極的に推進するために、東京都と民間企業とが共同して出資する第三セクターとして設立
主な沿革	平成4年5月 東京下水道エネルギー株式会社 設立 平成6年7月 文京区後楽一丁目地区供給開始 平成13年11月 江東区新砂三丁目地区供給開始 平成27年2月 港区港南一丁目（芝浦）地区供給開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷熱、温熱等の供給に関する事業 ・ 冷暖房、空調、衛生、電気、防災設備等の運転、保守及び管理に関する事業 ・ 下水道のエネルギー利用に係る調査・研究等に関する事業
所在地	東京都中央区新富一丁目7番4号
組織	2部2課3事業所
人員	役員6名（代表取締役社長1名、専務取締役1名、取締役3名、監査役1名）（うち非常勤4名） 従業員14名

都 と の 関 係	出資	資本金 4 億 9,000 万円のうち 1 億 290 万円 (21%) (このほか、都が 50%を出資している東京都下水道サービス株式会社が 1 億 6,170 万円 (33%))
	事業の委託 (表 1)	5,800 万円 (令和 2 年度委託料) 6,300 万円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 13 億余円のうち、6,300 万円 (4.8%)
	財産の使用許可 (表 3)	建物 (計 2,173.31 m ²) 及び土地 (計 260.05 m ²) を使用許可
	職員の派遣等	常勤役員 1 名、非常勤役員 1 名及び常勤職員 3 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 9 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けてい る。

(注 1) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表 1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 28 期 (令和元年度)	第 29 期 (令和 2 年度)	第 30 期 (令和 3 年度)
後楽ポンプ所汚水沈砂池設備管理業務委託	55,000	58,000	63,000
合 計	55,000	58,000	63,000

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 28 期 (令和元年度)		第 29 期 (令和 2 年度)		第 30 期 (令和 3 年度)	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	1,421	100	1,283	100	1,311	100
都からの収益	55	3.9	58	4.5	63	4.8
営業雑収益	55	3.9	58	4.5	63	4.8
他の収益	1,366	96.1	1,225	95.5	1,248	95.2

(表3) 公有財産の使用許可状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類	使用料（年額）
行政財産	後楽ポンプ所	後楽一丁目地区地域冷暖房事業の実施のための熱供給プラント等の設置	建物 2,152.32 ㎡	32,460
			土地 2.15 ㎡ (その他、導管等設置部分あり)	
	砂町水再生センター	新砂三丁目地区地域冷暖房事業に必要な事務所用地 「新砂三丁目地域冷暖房施設再構築工事」における現場事務所及び仮設資材置場用地	建物（地下） 20.99 ㎡ (令和3年6月～)	236
			土地 133.9 ㎡	-
		土地 124 ㎡ (その他、給排水管等設置部分あり)	-	

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、東京下水道エネルギー株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、各地区で行われている熱供給事業が安定的に行われているか、設備の安定供給、危機管理及び老朽化対策は適切に行われているかなどの着眼点から、契約関係書類、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、設備の安定供給、危機管理及び老朽化対策については、事業計画に基づき適切に進められているかを技術面からも併せて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、後楽一丁目、新砂三丁目及び芝浦地区で熱供給事業を行っている。

また、後楽一丁目地区においては安定供給及び老朽化対策として、新砂三丁目地区においては危機管理対策の強化及び老朽化対策として、設備の機能強化や再構築を行っている。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 28 期 (令和元年度)	第 29 期 (令和 2 年度)		第 30 期 (令和 3 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率	増減率	
営業収益	1,421	1,283	△ 137	△ 9.7	1,305	21	1.7
営業費用	1,207	1,217	10	0.9	1,228	10	0.9
営業利益	214	66	△ 148	△ 69.1	77	11	17.4
経常利益	157	8	△ 149	△ 94.7	22	13	166.3
資産合計	3,360	3,285	△ 74	△ 2.2	3,741	455	13.9
純資産合計	3,216	3,209	△ 7	△ 0.2	3,209	0	0.0

ア 経営成績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために緊急事態宣言が発出され、商業施設等への人流が抑制されたことや企業においてテレワークが積極的に導入されたことにより、各地区において熱使用量が減少した。その結果、料金収入が減少し、料金収入が主となる営業収益の減少により経常利益も減少した。

令和3年度も同様の影響を受けたが、冬季の寒さが厳しかったことにより供給量が増えたことから、営業収益及び経常利益は前年度と比べ増加となった。

イ 財政状態

設備の整備工事により固定資産が前年度より増加しているため、資産全体としては増加傾向にあり、負債は令和3年度に同整備工事に伴う借入れを行ったため、増加している。

なお、純資産については、ほぼ横ばい状態である。

(3) 経営に関する評価

各地区の熱供給事業は、令和2年度及び令和3年度ともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により顧客の需要が減少したため、厳しい経営環境に見舞われた。

そのような状況においても会社は経営努力を行い、後楽一丁目地区及び新砂三丁目地区では設備の整備工事を計画どおりに進めている。

後楽一丁目地区では、降雪時の融雪による下水温低下時には温熱製造能力が低下するため下水熱の温度調節を行うことが可能となる機器を備えること、また、熱源機（注）を小容量による複数台運転とすることで低負荷時には需要に合わせて設備を稼働できるようにすることにより、安定的かつ効率的な供給となるよう工事を行っている。

また、新砂三丁目地区では、主な供給施設が福祉・医療施設であることから供給を止めることが

無いようにする必要があるため、熱源水である処理水の送水が全停止しても、十分な熱製造が可能となるよう処理水に代わるものとして冷却塔の能力を増強させること、また、熱源機を小容量による複数台運転とすることで、危機管理の強化とともに効率的な供給を実現させている。

熱供給事業は、気候の影響や新型コロナウイルス感染症による顧客の事業活動の変容により需要の変化を受けやすいことから、会社を取り巻く経営環境は不透明な状況が続くことが予想されるため、会社は、引き続き経営努力を行っていく必要がある。

なお、東京都においては、2050年までに世界のCO2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言し、気候変動に対する取組をこれまで以上に加速させている。

会社においても、東京の都市排熱のひとつである下水の持つ熱エネルギーを活用した熱供給事業を安定的かつ効率的に運営していくことで温室効果ガス削減に貢献していくことが求められる。

(注) 冷房・暖房や給湯に使用する冷水・温水を製造する機械

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 熱供給事業

(表5) 熱供給事業の状況

(令和4年3月31日現在)

地区名	地区面積 (ha)	供給開始 年月	熱供給方式	対象施設		設備供給能力等	
				供給施設 区分	供給 施設数	供給能力	熱源機等の 財産区分
後楽 一丁目	21.6	平成 6年7月	後楽ポンプ所に流入する下水を利用	商業業務 施設等	6施設	冷熱 93,306MJ/h 温熱 59,852MJ/h	会社
新砂 三丁目	13.0	平成 13年11月	砂町水再生センターの下水処理水と東部スラッジプラントの焼却廃熱を利用	福祉・医療 施設等	3施設	冷熱 30,414MJ/h 温熱 41,186MJ/h	局
芝浦	20.6	平成 27年2月	芝浦水再生センターの下水処理水を利用	業務ビル	1施設	冷熱 87,344MJ/h 温熱 47,100MJ/h	局

(注1) MJ (メガジュール) : 熱量の単位で100万ジュール、1ジュールは約0.24カロリー

(注2) 会社は、新砂三丁目地区、芝浦地区について下水道法(昭和33年法律第79号)第16条に基づく施設の維持に係る承認を受けるとともに、協定により熱使用料(設備の建設等に関する費用)を負担している。

(表6) 販売熱量

(単位：千MJ、%)

地区名	種別	第28期 (令和元年度)	第29期(令和2年度)		第30期(令和3年度)			
			増減	増減率		増減	増減率	
後楽 一丁目	冷熱	46,419	31,189	△15,230	△32.8	29,915	△1,274	△4.1
	温熱	19,038	17,016	△2,023	△10.6	23,255	6,240	36.7
	計	65,457	48,204	△17,253	△26.4	53,170	4,966	10.3
新砂 三丁目	冷熱	28,322	27,952	△370	△1.3	27,282	△670	△2.4
	温熱	18,676	18,517	△159	△0.8	20,911	2,394	12.9
	計	46,998	46,469	△529	△1.1	48,193	1,724	3.7
芝浦	冷熱	38,047	29,992	△8,055	△21.2	25,939	△4,053	△13.5
	温熱	21,695	24,339	2,644	12.2	22,856	△1,483	△6.1
	計	59,742	54,331	△5,411	△9.1	48,795	△5,536	△10.2
合計	冷熱	112,788	89,132	△23,655	△21.0	83,136	△5,997	△6.7
	温熱	59,409	59,872	463	0.8	67,022	7,151	11.9
	計	172,197	149,004	△23,193	△13.5	150,158	1,154	0.8

(注) 記載熱量は千MJ未満を四捨五入して表示しているため、表中計算が合わない場合がある。

(表7) 熱料金収入

(単位：千円、%)

地区名	種別	料金別	第28期 (令和元年度)	第29期 (令和2年度)		第30期 (令和3年度)			
				増減額	増減率	増減額	増減率		
後楽 一丁目	冷熱	基本料金	293,043	260,672	△ 32,371	△11.0	260,672	0	0
		従量料金	185,692	107,223	△ 78,469	△42.3	101,995	△ 5,228	△ 4.9
		計	478,734	367,895	△110,840	△23.2	362,666	△ 5,228	△ 1.4
	温熱	基本料金	141,133	120,266	△ 20,867	△14.8	120,266	0	0
		従量料金	56,369	47,591	△ 8,778	△15.6	72,642	25,051	52.6
		計	197,502	167,857	△ 29,645	△15.0	192,907	25,051	14.9
	計	基本料金	434,175	380,937	△ 53,238	△12.3	380,937	0	0
		従量料金	242,061	154,814	△ 87,247	△36.0	174,637	19,822	12.8
		計	676,236	535,751	△140,485	△20.8	555,574	19,822	3.7
新砂 三丁目	冷熱	基本料金	84,518	84,518	0	0	84,518	0	0
		従量料金	72,504	71,556	△ 948	△ 1.3	69,842	△ 1,714	△ 2.4
		計	157,023	156,074	△ 948	△ 0.6	154,360	△ 1,714	△ 1.1
	温熱	基本料金	68,921	68,921	0	0	68,921	0	0
		従量料金	41,834	41,478	△ 355	△ 0.8	46,840	5,362	12.9
		計	110,754	110,399	△ 355	△ 0.3	115,761	5,362	4.9
	計	基本料金	153,439	153,439	0	0	153,439	0	0
		従量料金	114,338	113,034	△ 1,303	△ 1.1	116,682	3,648	3.2
		計	267,777	266,473	△ 1,303	△ 0.5	270,121	3,648	1.4
芝浦	冷熱	基本料金	205,144	205,144	0	0	205,144	0	0
		従量料金	64,010	57,304	△ 6,707	△10.5	53,578	△ 3,726	△ 6.5
		計	269,154	262,447	△ 6,707	△ 2.5	258,722	△ 3,726	△ 1.4
	温熱	基本料金	111,896	111,896	0	0	111,896	0	0
		従量料金	41,319	49,407	8,088	19.6	46,600	△ 2,807	△ 5.7
		計	153,215	161,303	8,088	5.3	158,496	△ 2,807	△ 1.7
	計	基本料金	317,040	317,040	0	0	317,040	0	0
		従量料金	105,329	106,711	1,381	1.3	100,178	△ 6,532	△ 6.1
		計	422,369	423,751	1,381	0.3	417,218	△ 6,532	△ 1.5
合計	冷熱	基本料金	582,704	550,333	△ 32,371	△ 5.6	550,333	0	0
		従量料金	322,207	236,083	△ 86,124	△26.7	225,415	△ 10,668	△ 4.5
		計	904,911	786,416	△118,495	△13.1	775,749	△ 10,668	△ 1.4
	温熱	基本料金	321,950	301,083	△ 20,867	△ 6.5	301,083	0	0
		従量料金	139,521	138,476	△ 1,045	△ 0.7	166,082	27,606	19.9
		計	461,471	439,559	△ 21,912	△ 4.7	467,164	27,606	6.3
	計	基本料金	904,654	851,416	△ 53,238	△ 5.9	851,416	0	0
		従量料金	461,728	374,559	△ 87,169	△18.9	391,497	16,938	4.5
		計	1,366,382	1,225,975	△140,407	△10.3	1,242,913	16,938	1.4

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、表中計算が合わない場合がある。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第28期 (令和元年度)	第29期 (令和2年度)		第30期 (令和3年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	1,421	1,283	△ 137	△ 9.7	1,305	21	1.7
温熱料	461	439	△ 21	△ 4.7	467	27	6.3
冷熱料	904	786	△ 118	△ 13.1	775	△ 10	△ 1.4
営業雑収益	55	58	3	5.5	63	5	8.6
営業費用	1,207	1,217	10	0.9	1,228	10	0.9
製造費	1,025	1,026	0	0.1	1,047	20	2.0
供給販売費	26	42	15	57.3	37	△ 4	△ 11.8
一般管理費	154	149	△ 5	△ 3.6	143	△ 5	△ 3.6
営業利益	214	66	△ 148	△ 69.1	77	11	17.4
営業外収益	0	0	△ 0	△ 96.1	5	5	-
営業外費用	57	57	0	1.0	60	2	4.7
経常利益	157	8	△ 149	△ 94.7	22	13	166.3
特別利益	4	6	2	49.9	-	△ 6	△ 100.0
特別損失	-	-	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	161	15	△ 146	△ 90.6	22	7	46.7
法人税・住民税及び事業税	50	6	△ 43	△ 86.6	9	2	35.5
法人税等調整額	△ 0	0	0	-	△ 1	△ 2	△ 280.8
当期純利益	111	7	△ 103	△ 93.2	14	7	93.3

イ 主要経営指標の推移

項目	第28期 (令和元年度)	第29期 (令和2年度)	第30期 (令和3年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	6.4	2.0	2.1	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	15.1	5.2	6.0	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.4	0.4	0.3	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	88.6	98.8	98.3	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	22.2	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注1) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(注2) 令和元年度及び令和2年度は、借入金等がないため支払利息の計上はない。

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第28期 (令和元年度)	第29期(令和2年度)		第30期(令和3年度)			
		増減額	増減率		増減額	増減率	
固定資産	1,909	2,001	91	4.8	2,318	317	15.8
有形固定資産	1,542	1,686	144	9.4	2,063	376	22.3
無形固定資産	13	9	△ 4	△ 30.0	5	△ 3	△ 38.3
その他	353	305	△ 48	△ 13.7	249	△ 55	△ 18.3
流動資産	1,450	1,284	△ 165	△ 11.4	1,423	138	10.8
現金及び預金	1,331	1,123	△ 208	△ 15.6	1,283	160	14.3
売掛金	108	107	△ 1	△ 1.4	111	4	3.8
その他	10	54	43	425.3	28	△ 25	△ 47.2
資産合計	3,360	3,285	△ 74	△ 2.2	3,741	455	13.9
固定負債	—	0	0	—	400	400	—
長期借入金	—	—	—	—	400	400	—
その他	—	0	0	—	0	0	96.2
流動負債	143	75	△ 67	△ 47.0	131	55	73.1
未払金	99	56	△ 43	△ 43.3	40	△ 15	△ 28.2
未払法人税等	22	0	△ 21	△ 98.3	10	10	—
未払費用	14	12	△ 2	△ 16.7	73	61	497.3
預り金	1	1	△ 0	△ 2.1	1	0	4.1
その他	5	5	0	1.2	5	△ 0	△ 3.3
負債合計	143	76	△ 66	△ 46.8	531	455	598.1
資本金	490	490	0	0	490	0	0
資本金	490	490	0	0	490	0	0
利益剰余金	2,726	2,719	△ 7	△ 0.3	2,719	0	0.0
利益準備金	110	116	6	5.8	122	6	5.5
修繕積立金	360	360	0	0	100	△ 260	△ 72.2
繰越利益剰余金	2,256	2,243	△ 13	△ 0.6	2,496	253	11.3
純資産合計	3,216	3,209	△ 7	△ 0.2	3,209	0	0.0
負債・純資産合計	3,360	3,285	△ 74	△ 2.2	3,741	455	13.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 28 期 (令和元年度)	第 29 期 (令和 2 年度)	第 30 期 (令和 3 年度)	算 式
流動比率	1,012.8	1,692.6	1,083.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	95.7	97.7	85.8	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	59.4	62.3	64.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

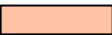
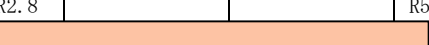

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

(4) 事業計画に基づく設備の機能強化及び再構築


後楽一丁目地区においては令和 2 年度から、新砂三丁目地区においては令和元年度から設備の機能強化及び再構築を進めている。

(表 8) 工事スケジュール

(後楽一丁目地区)

計 画 期 間	令和 2 年度から令和 5 年度まで				
工 事 概 要	安定化・老朽化対策 ・熱源機更新 (小容量ヒートポンプの複数台導入、空気熱源チラーの導入) ・配管の大規模補修				
工 事 工 程	工事期間  (年度)				
	対象設備	2	3	4	5
	熱 源 機	R2.8 			R5.5
配 管	R3.2 		R5.2		

(新砂三丁目地区)

計 画 期 間	令和元年度から令和7年度まで							
工 事 概 要	危機管理・老朽化対策 ・ 冷却塔増強 ・ 熱源機更新（小容量ヒートポンプの複数台導入） ・ オーバーホールによる設備の延命化							
工 事 工 程	工事期間  (年度)							
	対象設備	元	2	3	4	5	6	7
	冷 却 塔	R元.8	R2.12					
	熱 源 機		R3.3		R4.3			
	オーバーホール		R2.10					R7末

公益財団法人東京学校支援機構

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京学校支援機構	令和4年11月15日から 同月22日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	教育庁	令和4年11月14日及び 同月24日	

2 団体の概要

設立の目的	都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的として設立
主な沿革	令和元年7月 一般財団法人東京学校支援機構を設立 令和4年4月 公益財団法人東京学校支援機構へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の支援に関する事業（職業紹介事業である人材バンク事業を含む。） 教職員に対する支援事業 学校における事務及び施設の管理に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地（注2）	東京都新宿区西新宿八丁目1番2号
組織	事務局（3部6課）
人員	役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名、常務理事は常勤、それ以外の理事、監事は全て非常勤） 職員59名

都 と の 関 係	出えん	基本財産 1 億 9,000 万円のうち、1 億 9,000 万円 (100%)
	基金への出えん (表 1)	43 億 5,142 万余円 (令和 3 年度末残高)
	補助金 (表 2)	3 億 5,098 万余円 (令和 2 年度交付額) 3 億 9,148 万余円 (令和 3 年度交付額)
	事業の委託(表 3)	14 億 1,016 万余円 (令和 2 年度委託料) 20 億 1,386 万余円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 4)	経常収益 24 億余円のうち、24 億余円 (100.0%)
	職員の派遣等	常勤役員 1 名、非常勤役員 3 名及び常勤職員 18 名を都から派遣 常勤職員 5 名が都退職者
	東京都政策連携団体等 (注 3)	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B

(注 1) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(注 2) 令和 4 年 11 月 1 日に中野区中央一丁目 38 番 1 号に移転している。

(注 3) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表 1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元年度末 残高	令和 2 年度			令和 3 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
空調設置事業出 捐金 (東京都公立学 校屋内体育施設 空調設置支援事 業)					5,682	1,331	4,351

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金	一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱	補助事業の実施に要する経費のうち、管理費及び事業費（その他事業運営費） (補助率：10/10)	254,591	350,981	391,483

(表3) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都立学校施設維持管理事業		1,391,923	1,913,148
会計年度任用職員選考業務支援事業		13,952	14,220
教育関連イベントの実施に係る業務			23,969
国際交流コンシェルジュ事業			58,808
高等学校就学支援金等申請受付事務及び実証研究業務			3,540
その他業務委託等		4,293	174
合計		1,410,169	2,013,861

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	254	100	1,761	100	2,405	100
都からの収益	254	100.0	1,761	100.0	2,405	100.0
受取補助金	254	100.0	350	19.9	391	16.3
管理運営受託収益等	—	0	1,410	80.1	2,013	83.7
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京学校支援機構（以下「機構」という。）の事業について、主に①外部人材登録者（サポーター）の登録者数増加に向けた取組は適切か、②外部人材登録者（サポーター）と学校のマッチング増加に向けた取組は適切か、③都立学校施設維持管理業務において迅速、的確に修繕が行われているか、④運営費補助金の算定、執行は適切か、⑤学校のニーズをとらえた新たな事業の受託拡大に向けた検討は適切か、⑥物品等の購入契約等の調達方法は適切か、等の観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

機構は、東京都教育委員会における「学校の働き方改革」の取組の1つとして、令和元年7月に、「教育の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体として設立され、外部人材確保、教員サポート、学校事務支援の3つの機能により多角的に学校支援を行っている。

事業運営は、「経営改革プラン（2021年度～2023年度）」（以下「経営改革プラン」という。）に沿って進められており、経営改革プランにおいては、4つの戦略と3年後（2023年度）の到達目標等が公表されている。

令和元年度から令和3年度における主な事業実績は以下のとおりである。

多様な外部人材を安定的に確保し、学校へ紹介する機能を果たす「人材バンク事業（TEPRO Supporter Bank 事業）」においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校における活動に制限がかかる中、サポーター（学校での支援活動に意欲のある個人、企業及び団体）登録数を累計1万71人とし、学校等からの求人数、マッチング件数ともに増加傾向である。また、サポーターの好事例集の発信、登録者数の少ない地域への集中的な宣伝、登録前後のスキルアップ研修等を行い、学校、サポーターの双方にとってニーズに合った選択肢を増やし、マッチングの成功率を高める取組が行われている。令和3年度には、新たな教育課題に対応した人材確保として、企業、大学、専修学校等と連携した都内公立小中学校へのデジタル活用支援等にも取り組み、利用した学校から高い評価を得ている。

教員サポート機能としては、教職員にとって専門外となる懸案事項や国際交流事案について教職員を支援する「学校法律相談デスク事業」及び「国際交流コンシェルジュ事業」を実施している。

「学校法律相談デスク事業」はコロナ禍の影響を受け、令和2年度88件、令和3年度91件と伸び悩んでいるが、利用した学校に対するアンケート調査においては、満足度89%（令和3年度）と高く、教職員サポートへの寄与度は高い。今後も、オンライン相談の開始、デスク通信の発信増等により、利用しやすい体制を整えるとともに学校への認知度向上を目指し、利用実績

を上げる取組をさらに進めていく予定である。

令和3年度に開始した「国際交流コンシェルジュ事業」については、コロナ禍で留学生等の受入・渡航が制限され、ホストファミリーの開拓・斡旋事業等について、やむなく中止となった事業もあった。しかし、コンシェルジュ事務局を設置し、海外の学校、大使館等との交流活動を支援する事業においては、オンライン説明会やオンライン交流活動を提案、実施し、コロナ禍においても安全・確実に国際交流を推進する計画を迅速に構築する等、経営改革プランで目標とする、3年間で延べ約2,000件のマッチングを目指し、国際交流が定着するよう事業の普及に努めた。その結果、令和3年度の相談件数を536件、マッチング件数を325件とし、各学校等の取組を支援した。

学校事務支援機能としては、令和2年7月より「都立学校施設維持管理業務(小口・緊急修繕)」を実施した。修繕工事の迅速な対応を図るため、学校施設図面のデータベース化について対象校の約3分の2にあたる160校分について完了した。また、登録工務店への研修や指導等を行い、法令遵守を徹底した修繕工事を実施している。

その他に、都立高等学校5校において、就学支援金等申請受付事務の集約化をモデル実施し、ノウハウを蓄積するとともに学校事務職員の負担軽減効果等を検証し、課題分析や事務スキームの改善提案を行った。令和4年度以降、対象事務や対象校を順次拡大していく予定である。

(2) 収益及び費用の状況及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度			令和3年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	254	1,761	1,506	591.8	2,405	644	36.6
当期経常増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
当期一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
資産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9
正味財産合計	314	333	18	6.0	366	33	10.1

ア 収益及び費用の状況

機構の経常収益は、都からの受取補助金等及び受託料でほぼ全額占められている。

経常収益の増減を見ると、令和2年度は、大幅に15億663万余円増加している。これは、令和元年7月に設立後、準備期間を経て、令和2年度から「都立学校施設維持管理事業」や「TEPRO Supporter Bank 事業」等を本格的に開始したことにより、都からの受託や補助金の受取りが増加したためである。令和3年度には、「国際交流コンシェルジュ事業」、「教育施策充実化支援事業」等、都からの受託事業が増加したため、さらに6億4,420万余円増加してい

る。

経常費用についても、本格的な事業実施と都からの受託事業の増加に伴い都立学校維持管理費、委託料、人件費等が増加し、令和2年度は16億余円、令和3年度は6億余円増加している。

イ 財政状態

令和2年度は、本格的な事業開始に伴い、都からの受託や補助金の受取りにより、現金預金が増加したが、都立学校施設維持管理事業等に係る未払金及び都補助金等の精算に係る返還金が残ったため、流動資産と流動負債が増加した。令和3年度は、支払が進んだため現金預金及び未払金が減少し、流動資産及び流動負債は減少している。現金預金は、未払金及び都補助金等返還金の合計と同程度の金額となっており、近い将来精算されるため、余裕資金はない。

固定資産は定期預金、投資有価証券からなる基本財産及びソフトウェア、建物付属設備等からなるその他固定資産である。

令和元年度から令和3年度にかけて、事業の開始、改善に向けたソフトウェアへの投資により、その他固定資産が増加している。また、令和3年度は空調設備事業資金をその他の固定資産に計上したことで資産が大きく増加し、これに伴い預り補助金等が計上され負債も増加している。

(3) 事業運営に関する評価

機構は、令和元年7月に設立後、準備期間を経て、令和2年度から、「TEPRO Supporter Bank 事業」、「学校法律相談デスク事業」及び「都立学校施設維持管理事業」等の事業を本格的に始動した。

さらに、令和3年度は、東京都小学生科学展等教育関連イベントを実施する「教育施策充実化支援事業」、都内公立学校の国際交流事業を促進する「国際交流コンシェルジュ事業」及び高等学校就学支援金等申請受付事務をモデル事業とした「学校事務の集約化事業」を東京都から受託する等、東京都内公立学校の抱える様々な課題に対し、教育庁と連携し、一体となった事業運営を着実に実施している。

主要事業である「TEPRO Supporter Bank 事業」、「学校法律相談デスク事業」においては、コロナ禍で学校現場が閉鎖される等厳しい状況が続き、経営改革プランで定める達成目標に一部及ばなかったものの、着実に実績を積み上げており、利用後のアンケート調査結果においても満足度は90%前後と高い。働き方改革貢献への期待は大きく、それに応えるための体制の枠組みも構築されている。

今後は、都内公立学校を取り巻く喫緊の課題に対応するため、コロナ後を見据えた戦略的広報を展開し、学校現場、都民及び企業等への機構の一層の認知度向上を図り、各事業の更なる利用促進を図っていくことが必要である。

また、令和4年度から「都立高等学校等端末購入支援金申請受付業務」を受託し、令和5年度からは埋蔵文化財事業の移管等が計画されている。既存事業を着実に発展させつつ、これらの新規事業を進めていくためには、強固で柔軟な経営組織及び財務体制の構築が重要な課題となる。

そのため、機構は、令和3年度より公益財団法人への移行の準備を進め、令和4年度より公益法人へ移行している。また、人材の育成や確保にも力を入れ、固有職員の定着、キャリア形成に向けた制度構築を急いでいるところである。

財務体制については、現在、自主財源が乏しい状況ではあるが、様々な教育課題が各方面から提唱される中、機構が東京の教育の振興に寄与し、創意工夫をこらして対応していくことが出来るよう、自主財源の拡大に努めていくことが求められている。

これまで以上に安定的な経営基盤を確立し、盤石な体制のもと、学校現場、都民、企業等と連携し、事業展開を積極的に推進していく必要がある。

2 指摘事項

(1) 局

ア 運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの

庁は、令和2年度一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱（令和2年2月28日付31教総策第509号）及び令和3年度一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱（令和3年3月8日付2教総策第1255号）に基づき、機構に対し、表6のとおり、その運営に要する経費に対し、補助金を四半期ごとに分割して概算払により交付している。

概算払については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。）第83条第5項及び「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について」（平成11年4月1日付10出総第2050号）により、表5の要件を全て満たす場合には、その都度の精算を省略させることができるとされている。

そこで、令和2年度及び令和3年度の概算払の状況について見たところ、表6及び表7のとおり、第2四半期以降の交付に際して、①一部で状況報告書の提出前に機構からの請求に対して交付していること、②状況報告書では執行済額の確認のみで次期の所要額の記載がないにもかかわらず交付していることから、精算時には第4四半期の交付額以上の返還が生じていることが認められた。

会計管理者が定める精算を省略できる要件には、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握した上で、交付金額は適正な金額を算定し、必要最小限度とすることとある。このことから、庁が機構に対し、状況報告書や所要額の確認を行うことなく、年間計画どおり交付している状況は、この要件を満たしているものとは認められず適正でない。

庁は、概算払を適正に行われたい。

（教育庁）

(表5) 会計管理者が定める精算を省略できる要件

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費

規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすもののうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

- (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。
- (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。
- (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(表6) 執行計画及び交付状況

(単位：円)

年間計画		各交付額（交付決定日）			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和2年度	422,585,000	182,908,000 (令和2.4.7)	94,551,000 (令和2.7.6)	75,712,000 (令和2.10.1)	69,414,000 (令和3.1.12)
令和3年度	508,911,000	255,633,000 (令和3.4.2)	106,641,000 (令和3.7.5)	78,232,000 (令和3.10.4)	68,405,000 (令和4.1.6)

(注) 年間計画額と交付額は同額となっている。

(表7) 状況報告書における執行済額及び返還額

(単位：円)

年間執行額		各執行済額（報告日）				返還額
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
令和2年度	350,981,066	56,761,790 (令和2.7.7)	61,134,515 (令和2.10.6)	75,675,035 (令和3.1.7)	157,409,726 (令和3.4.20)	71,603,934
令和3年度	391,483,025	77,464,084 (令和3.7.2)	63,747,474 (令和3.10.1)	78,289,981 (令和4.1.5)	171,981,486 (令和4.4.20)	117,427,975

イ 委託料に係る概算払について

庁は、機構に対し、令和2年度は表8の各事業を、令和3年度は表10の各事業を実施するため、機構と委託契約を締結し、その経費の全額を概算払により一括して支出している。

概算払は、支出の特例として、支払うべき債務金額が確定する前で、かつ、相手方の義務履行前の経費について、債権者に概算をもって支出するものであり、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならない。

この委託料に係る概算払について見たところ、次のとおり、是正すべき点が認められた。

(ア) 概算払による適時適切な支出を行うべきもの

庁は、表 8 及び表 10 の各事業を機構に委託するにあたり、当該事業に必要な経費の執行計画等を徴しておらず、表 9 及び表 11 のとおり、委託経費には 12 か月分の管理費や四半期ごとに分割して再委託先へ支払われる経費が含まれている等、庁の機構に対する概算払は、厳に必要な限度にとどめたものとはいえ、適時適切なものとは認められない。

当該委託料の支払に当たっては、不要不急の資金を概算払することのないよう、機構に対し執行計画・執行状況の提出を求め、概算払の額が必要最小限度となるように、分割して支払う必要がある。

庁は、概算払による適時適切な支出を行われたい。

(教育庁)

(イ) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの

庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、表 11 項番 2 及び 3 の各事業の一部について中止する必要が生じたため、機構と協議の上、表 12 のとおり、契約金額の減額を伴う契約変更を行った。

当該契約書の仕様書には、委託経費の支払について、「委託者は受託者に、本業務に要する経費として契約金額の範囲内の金額を概算払により支払う。」と定められており、年度当初に概算払で一括して支払われた契約金額のうち、契約金額の減額により、契約金額を超えている金額については、速やかに返還を求めべきである。

しかし、減額分の返還は年度末の精算時まで行われず、結果として契約変更日から 7 から 12 か月の間、機構へ不要な金額を概算払により支出したままの状態となっていた。

庁は、契約変更による契約金額の減額分について、機構へ速やかに返還を求められたい。

(教育庁)

(表8) 令和2年度委託事業

(単位:円)

項番	委託事業名	履行期間	交付 決定日	契約金額 (概算)	支出額	残額 (返還額)
1	東京都公立学校会計年度 任用職員採用選考委託	令和 2.4.1～ 令和 3.3.31	令和 2.4.3	11,463,100	8,449,967	3,013,133
2	令和 2 年度後期都立学校 施設維持管理業務委託	令和 2.4.1～ 令和 3.3.31	令和 2.4.3	1,923,531,000	1,391,923,658	531,607,342
	計			1,934,994,100	1,400,373,625	534,620,475

(表9) 令和2年度委託経費の内訳

(単位:円)

項番	委託 事業名	主な経費内訳				
		諸経費等	主な再委託等契約			
			件名	履行期間	支払額	支払 方法
1	東京都公立 学校会計年 度任用職員 採用選考委 託	諸経費(給料 手当、法定福 利費、振込手 数料、租税公 課)	東京都公立学校会計年 度任用職員採用選考面 接運営支援業務委託	令和 2.12.4～ 令和 3.1.21	1,622,692	完了後 一括
			労働者派遣(単価契約)	令和 2.9.4～ 令和 3.3.31	3,189,347	毎月
2	令和 2 年度 後期都立学 校施設維持 管理業務委 託	間接経費(人 件費、振込手 数料、等)	①都立学校施設維持管 理業務システム運用支援 業務委託 ②都立学校等小口・緊急 修繕工事店契約	①令和 2.4.1～ 令和 3.3.31 ②令和 2.7.1～ 令和 3.6.30	①39,836,698 ②1,279,442,200 (注)	①完了 後一括 ②工事 完了の 都度

(注) 支払額は令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの工事完了(検査済)分の支払である。

(表10)令和3年度委託事業

(単位:円)

項番	委託事業名	履行期間	交付 決定日	契約金額 (概算)	支出額	残額 (返還額)
1	東京都公立学校会計年度 任用職員採用選考委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	11,463,100	8,240,835	3,222,265
2	東京都国際交流コンシェル ジュ業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	119,330,799	58,808,128	60,522,671
3	教育関連イベントの実施に 係る業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	43,585,300	23,969,915	19,615,385
4	都立学校施設維持管理業 務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.1	2,328,014,000	1,913,148,449	414,865,551
	計			2,502,393,199	2,004,167,327	498,225,872

(表11)令和3年度委託経費の内訳

(単位:円)

項 番	委託事業名	主な経費内訳				
		諸経費等	主な再委託等契約			
			件名	履行期間	支払金額	支払 方法
1	東京都公立学校会計年度任用職員採用選考委託	諸経費(給料手当、法定福利費、租税公課)	東京都公立学校会計年度任用職員採用選考面接運営支援業務委託	令和 3.11.20～ 令和 4.1.21	1,622,692	完了後一括
			労働者派遣(単価契約)	令和 3.9.3～ 令和 4.3.31	2,033,514	毎月
2	東京都国際交流コンシェルジュ業務	人件費(給料手当、法定福利費等)	国際交流コンシェルジュ業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	45,870,000	四半 期毎
3	教育関連イベントの実施に係る業務	人件費(給料手当・法定福利費等)	①「中学生科学コンテスト」運営等業務委託 ②「Tokyo サイエンスフェア」運営等業務委託 ③「東京都小学生科学展」運営等業務委託	①令和 3.7.9～ 令和 3.8.31 ②令和 3.9.3～ 令和 3.12.10 ③令和 3.11.12 ～令和 4.2.21	①605,000 ②6,596,700 ③3,300,000	完了後一括
4	都立学校施設維持管理業務委託	間接経費(人件費、振込手数料等)	①都立学校施設維持管理システム運用支援業務委託 ②都立学校等小口・緊急修繕工事店契約	①令和 3.4.1 ～令和 4.3.31 ②令和 3.7.1 ～令和 4.6.30	①60,605,600 ②1,768,679,918 (注)	①完了後一括 ②工事完了の都度

(注)支払額は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの工事完了(検査済)分の支払である。

(表12) 契約変更の概要

(単位:円)

項番	委託事業	当初契約額 (a)	変更契約額 (変更年月日) (b)	減額金額 (c)=(b)-(a)	支出額 (d)	返還額 (返還日) (a)-(d)
1	東京都国際交流コンシェルジュ業務	119,330,799	85,450,799 (令和 3.5.7)	△ 33,880,000	58,808,128	60,522,671 (令和 4.5.19)
2	教育関連イベントの実施に係る業務	43,585,300	38,818,175 (令和 3.8.24)	△ 4,767,125	23,969,915	19,615,385 (令和 4.5.19)
			31,551,300 (令和 3.10.11)	△ 7,266,875		

ウ 契約変更に係る手続を適切に行うべきもの

庁は、都立学校の所有する施設設備を適正に維持管理するために、表 1 3 のとおり、機構と契約を締結している。仕様書では、①施設保全に伴う小規模な修繕及び日常的に発生する小規模な修繕、②校地内樹木等のカラス・スズメバチ等の営巣除去・処分、③前記①及び②の執行管理、学校別業務執行状況等の管理調整を行うこととしている。

ところで、庁から機構へ発注された工事の内容について見たところ、表 1 4 のとおり、仕様書等には規定されていない工事が認められた。

本来であれば、仕様書に規定されていない業務を実施させる場合には、契約変更手続を行う必要があるが、庁はこれを行っておらず適切でない。

庁は、契約変更に係る手続を適切に行われたい。

(教育庁)

(表 1 3) 契約の状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和 2 年度都立学校施設維持管理業務委託	令和 2. 4. 1 ～令和 3. 3. 31	1, 923, 531, 000 円
2	令和 3 年度都立学校施設維持管理業務委託	令和 3. 4. 1 ～令和 4. 3. 31	2, 328, 014, 000 円

(表 1 4) 主な工事の内容

空調設置工事 (12 件、総額 17, 778, 090 円)、加湿器設置工事 (1 件、2, 228, 490 円)

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア TEPRO Supporter Bank 事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サポーターの登録数（注1）	3,883人	4,225人	1,963人
個人登録	1,145人	3,178人	1,353人
団体登録（人数）	2,738人	1,047人	610人
団体登録（団体数）	33団体	39団体	43団体
学校等による利用登録（注2）			
区市町村立・都立学校	181件	970件	1,147件
都及び区市町村教育委員会、学校等による 求人情報の掲載	196件	954件	915件
求人数	—	2,592人	2,913人
マッチング（注3）			
求人紹介・申込数	222件	2,129件	5,436件
採用人数	103人	634人	1,001人
登録前研修・面談実績（注4）			
個人	493人	2,629人	1,125人
団体	33団体	39団体	43団体
登録者研修実績			
オンライン研修参加者人数	—	106人	126人
オンデマンド研修視聴回数	—	1,884回	1,635回

（注1） 令和元年度の実績は令和2年1月14日から令和2年3月31日までである。

登録数は新規純増数である。

（注2） 令和元年度の実績は令和2年2月14日から令和2年3月31日までである。

利用登録件数は年度末時点における登録学校数（累計）である。

（注3） 令和元年度の実績（採用人数）は、令和2年4月1日以降の採用決定者数である。

（注4） 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和2年2月29日以降の研修及び面談を中止している。

イ 教育サポート事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校法律相談デスク事業（令和2年度5月試行、6月開設）			
専門相談員相談件数	—	88件	91件
相談学校数	—	54校	65校
関係部署情報連絡会	—	3回	3回
専門相談員連絡会	—	1回	1回
専門相談員管理職向け講義・演習	—	—	1回
学校法律相談デスク通信	—	4回	5回
会計年度任用職員選考業務支援（令和2年度新規事業）			
選考人数	—	4,000名	4,000名
教育施策充実化事業（令和3年度新規事業）			
教育施策充実化支援事業（実施イベント数）	—	—	3回
国際交流コンシェルジュ事業			
国際交流相談件数	—	—	536件
海外の学校との交流対応件数	—	—	325件
在京大使館等によるプログラム実施件数	—	—	219件
学校による活用促進			
国際交流コンシェルジュ通信発行数	—	—	3回
周知チラシ	—	—	1回
オンライン説明会	—	—	6回
学校事務の集約化（令和3年度新規事業）			
高等学校就学支援金等申請受付事務実施校	—	—	5校

(注) 学校事務の集約化はモデル事業

ウ 都立学校施設維持管理業務事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小口・緊急修繕工事（注1）			
～150万円未満	—	3,857件	4,778件
150万円以上～250万円未満	—	204件	286件
登録工事店	—	397社	376社
東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業 （注2）	—	—	139室

（注1）令和2年度の実績は令和2年7月から令和3年3月までである。

（注2）公益財団法人東京都環境公社より令和3年6月に事業引継ぎ

（2）収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

（単位：百万円、％）

項目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	254	1,761	1,506	591.8	2,405	644	36.6
基本財産運用益	0	0	0	—	0	0	19.8
事業収益	—	1,410	1,410	—	2,013	603	42.8
受取補助金	254	350	96	37.9	391	40	11.5
その他	—	0	0	—	0	0	0
経常費用	130	1,742	1,612	—	2,371	629	36.1
事業費	82	1,648	1,566	—	2,296	647	39.3
管理費	47	93	46	97.1	75	△ 18	△ 19.8
当期経常増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
税引前一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
当期一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額		増減率	
流動資産	205	1,299	1,093	531.3	1,083	△ 216	△ 16.7
現金預金	202	1,294	1,091	540.3	1,076	△ 217	△ 16.8
未収金	—	0	0	—	0	△ 0	△ 35.0
前払費用	3	5	1	39.9	6	0	17.2
固定資産	314	333	18	6.0	4,727	4,394	—
基本財産	190	190	0	0	190	0	0
その他固定資産	124	143	18	15.0	4,537	4,394	—
資産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9
流動負債	205	1,299	1,093	531.3	1,092	△ 206	△ 15.9
未払金	144	684	539	373.1	456	△ 228	△ 33.3
都補助金返還金	60	612	551	905.6	624	11	1.9
賞与引当金	—	—	—	—	9	9	—
預り金	0	3	2	733.9	2	△ 0	△ 14.1
固定負債	—	—	—	—	4,351	4,351	—
預り補助金等	—	—	—	—	4,351	4,351	—
負債合計	205	1,299	1,093	531.3	5,444	4,144	318.9
指定正味財産	190	190	0	0	190	0	0
一般正味財産	124	143	18	15.1	176	33	23.4
正味財産合計	314	333	18	6.0	366	33	10.1
負債及び正味財産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9

2 参考資料

(1) 経営改革プラン(2021年度～2023年度)2022年度改定版

戦略	戦略名	3年後(2023年度)の到達目標
戦略1	外部人材の確保と提供	<p>【目標①】学校のニーズに応じた人材を紹介し、教員の負担軽減に寄与</p> <p>※求人:4,000人</p> <p>※マッチング:4,000～8,000人</p> <p>※サポーター活動に対する学校満足度:80%</p> <p>【目標②】多様な人材を確保し、登録者の専門性の発揮等により教育の質の向上に寄与</p> <p>※人材登録:15,000人</p> <p>※モデル事例の創出</p>
戦略2	学校教育活動への高度かつ専門的支援	<p>【目標①】全都立学校を対象に法律相談を実施し、相談に適切・迅速に対応</p> <p>※相談対応件数:年間250件</p> <p>※満足度80%</p> <p>【目標②】都内公立学校の実情や特色に合った国際交流の実施を支援</p> <p>※3年間で延べ約2,000件のマッチングを支援</p> <p>(注) コロナ感染症の世界的流行により海外交流希望の減少の恐れあり</p>
戦略3	学校事務の集約化・効率化	<p>【目標①】全校の実査や図面等のデータベース化により、迅速で的確な修繕工事を実施</p> <p>【目標②】工事店に石綿対応の研修や指導等を行い、事前報告の必要な工事について漏れなく実施</p> <p>【目標③】就学支援金事務等の都立学校における共通事務の受託に向けた業務執行体制の構築</p>
戦略4	多角的な事業展開を可能とする強固で柔軟な組織体制の強化・推進	<p>【目標①】公益財団法人化及び内部決裁電子化</p> <p>※電子決裁率原則100%</p> <p>【目標②】優秀な人材の確保・育成</p> <p>※研修満足度80%</p> <p>【目標③】アフターコロナ時代の新たな働き方を実践</p> <p>※テレワーク実施週3日以上</p> <p>【目標④】学校現場や都民等が、学校課題解決の一手段として各事業を認知</p>

第5 公の施設の指定管理者別監査結果

公益財団法人東京動物園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京動物園協会	令和4年10月4日から 同月21日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	建設局	令和4年10月3日及び 同月24日	

2 団体の概要

設立の目的	動物園及び水族園（以下「動物園等」という。）の事業の発展振興を図り、動物とその生息環境について知識を広め、人と動物の共存に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和23年11月 財団法人東京動物園協会を設立 昭和61年10月 都の出資団体となり、恩賜上野動物園及び多摩動物公園の管理業務の一部を受託 平成18年4月 指定管理者として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園の飼育業務を含めた全面的な事業運営を開始 平成22年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	ア 公益事業 ・ 飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営事業 ・ 動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業 ・ 動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業

	イ 収益事業 ・ 動物園等における物品並びに飲食物販売事業 ・ 東京都から許可を受けて行う動物園等の付帯事業 ・ その他動物園等に関連する収益事業	
所在地	東京都台東区池之端二丁目9番7号	
組織	事務局（4部14課48係）	
人員	役員3名（理事長1名（常勤）、常務理事2名（常勤）、理事10名（非常勤）） 監事3名（非常勤） 職員460名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産6億円のうち、4,500万円（7.5%）
	事業の委託 （表1）	1億3,873万余円（令和2年度委託料） 1億3,353万余円（令和3年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表2）	経常収益78億余円のうち、65億余円（83.8%）
	財産の貸付 （表3）	土地（188.75㎡）を占用許可 土地（434.79㎡）につき売店等の設置許可 建物（4,326.38㎡）を管理許可
	職員の派遣等	常勤職員94名を都から派遣 常勤役員2名及び常勤職員3名が都退職者
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和2年度：B 令和3年度：B
	公の施設の管理運営（表4）	61億2,034万余円（令和2年度指定管理料） 64億2,290万余円（令和3年度指定管理料）
	指定管理者運営状況評価	令和2年度 A：1施設、B：3施設 令和3年度 A：2施設、B：2施設 （詳細は「参考資料」のとおり）

（注）上記数値等は令和4年3月31日現在

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ジャイアントパンダ繁殖研究関連事業	6,133	7,546	49,684
大島公園動物園関連事業	42,728	43,120	44,550
恩賜上野動物園ジャイアントパンダ日中共同研究 報告書作成事業	6,397		
恩賜上野動物園トイレ洋式化事業	7,579		
ジャイアントパンダ保護研究関連事業		341	
都立動物園トイレ洋式化事業		28,996	
都立動物園の情報発信強化		3,976	
都立動物園バーチャルガイドツアーページ作成		36,498	
都立動物園における5G及び先端技術を活用した事 業調査		18,252	
都立動物園における5G等の先端技術を活用した情 報発信事業実証実験			39,304
合計	62,838	138,730	133,538

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	9,164	100	7,677	100	7,818	100
都からの収益	6,134	66.9	6,259	81.5	6,556	83.8
管理運営受託収益等	6,134	66.9	6,259	81.5	6,556	83.8
他の収益	3,029	33.0	1,418	18.4	1,262	16.1
公益目的事業会計	5,971	65.1	6,112	79.6	6,415	82.0
都からの収益	5,928	64.6	6,057	78.9	6,344	81.1
管理運営受託収益等	5,928	64.6	6,057	78.9	6,344	81.1
他の収益	42	0.4	54	0.7	70	0.9
収益事業会計	2,983	32.5	1,359	17.7	1,187	15.1
他の収益	2,983	32.5	1,359	17.7	1,187	15.1
法人会計	209	2.2	205	2.6	215	2.7
都からの収益	206	2.2	201	2.6	211	2.7
管理運営受託収益等	206	2.2	201	2.6	211	2.7
他の収益	3	0.0	3	0.0	3	0.0

(注) 協会の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表3) 公有財産の貸付状況 (詳細は「参考資料」のとおり)

(単位: m²、千円)

分類	施設名	目的	種類		占使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	恩賜上野動物園	販売スペース等 (占有許可) 24 件	188.75	—	5,314
	多摩動物公園	売店等 (設置許可) 30 件	434.79	—	3,253
	葛西臨海水族園	飲食店等 (管理許可) 19 件	—	4,326.38	43,492
	井の頭自然文化園				

(表4) 公の施設の管理運営状況

(単位:千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
恩賜上野動物園 (台東区上野公園)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31	6, 071, 941	6, 120, 346	6, 422, 906
多摩動物公園 (日野市程久保六、七丁目 日野市南平八、九丁目 日野市三沢五丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31			
葛西臨海水族園 (江戸川区臨海町六丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 5. 3. 31			
井の頭自然文化園 (武蔵野市御殿山一丁目 三鷹市井の頭四丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31			

(注) 葛西臨海水族園については、新水族園の再整備計画との関係から、指定管理期間の終期が令和5年3月31日となっている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）が行っている指定管理事業について、主に、事業の趣旨に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

協会は、都との協定に基づき、指定管理者として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園（以下「各動物園」という。）における飼育展示、教育普及、野生生物保全、管理運営、施設維持管理等の業務を行っている。

各動物園は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度の終わりから臨時休園を実施しており、監査対象年度である令和2年度及び令和3年度についても、表5のとおり、長期にわたって臨時休園を余儀なくされた。また、再開園時には、入場に当たり、事前の予約が必要となる入場整理券の導入や入園前の検温などの感染防止対策を実施してきた。

協会が管理運営する4園全体の入園者数は、令和2年度が約167万人、令和3年度は約169万人であり、令和元年度の約640万人に比べ、令和2年度は73.9%、令和3年度は73.5%の減少となっている。

また、入園券等の販売実績も入園者数と同様に、令和元年度に比べると減少しており、こちらも令和2年度は74.4%、令和3年度は72.3%の減少となっている。

協会は、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策の徹底に努めるとともに、各動物園が持つ特色を活かした魅力的な展示の実施や、多様なニーズへのきめ細かい対応等、利用者サービスの向上に努めていくことが望まれる。

(表5) 各動物園における臨時休園の状況（令和2年度及び令和3年度）

施設名	臨時休園期間（日数）
恩賜上野動物園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.22 (83日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.22 (70日)
多摩動物公園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.3 (64日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)
葛西臨海水族園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.22 (83日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)
井の頭自然文化園	令和2.4.1 ～ 令和2.6.1 (62日)
	令和2.12.26 ～ 令和3.6.3 (160日)
	令和4.1.11 ～ 令和4.3.21 (69日)

2 指摘事項

(1) 団体

ア 指定店工事について

協会は、指定管理者として、各動物園の施設、設備の補修及び修繕を行っている。

原則として、協会では、都の契約事務規則等に準拠して、契約による物品やサービスの調達に係る意思決定は各業務の担当課が行い、契約の相手方の決定等の契約事務は総務課が行うこととしており、適正な契約事務を行える仕組みとしている。

ただし、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等については、指定店制度要領（平成29年12月20日付29東動協総施第39号。以下「要領」という。）により、補修及び修繕を所管する施設課が、あらかじめ指定店として協会に登録した者に発注、契約、履行の確認を行い、支払のみ総務課が行う仕組みとしている。

指定店による工事等（以下「指定店工事」という。）は、要領第3条によると、入札や見積り合せの事務に要する期間を待つと迅速に対応できなくなるような、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うことを目的としている。

各動物園における指定店工事の実施状況は、表6のとおりである。

そこで、各動物園において実施している指定店工事について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(表6) 指定店工事の状況

(単位：件、円)

施設名	令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
恩賜上野動物園	93	97,295,124	99	102,790,633
多摩動物公園	121	118,727,419	98	110,078,634
葛西臨海水族園	92	94,323,972	93	101,392,753
井の頭自然文化園	24	20,182,910	33	29,977,200
合計	330	330,529,425	323	344,239,220

(ア) 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの

恩賜上野動物園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園は、表7のとおり、指定店工事により補修を行っているが、これらについては工事内容から見て、いずれも緊急に行う必要が認められず、指定店工事により補修したことは適正でない。

協会は、緊急に行う必要がない補修について、指定店工事によらず、通常の契約方法により行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表7) 緊急性が認められない指定店工事の一覧

(単位:円)

施設名	年度	No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内容(金額)
恩賜上野動物園	2	22	東園ツル舎前園路補修工事	令和2.6.8 令和2.6.11	1,397,000	ツル舎前園路の経年劣化に伴うアスファルト舗装
		3	シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事	令和3.10.4 令和3.12.25	1,498,200	経年劣化により破損した擬ツタの交換
葛西臨海水族園	2	20	無料休憩所窓フィルム他補修工事	令和2.6.12 令和2.6.19	1,485,000	無料休憩所の窓ガラスのフィルムがはがれていたため補修(368,100)
		32	計数装置設置前金物他補修工事	令和2.7.30 令和2.8.3	1,485,000	・入場者数等の計数装置の更新に伴い、別途工事で新装置を設置した後に旧装置と配線等の取り外し ・東京の海2階展示通路鉄柵の錆落とし、塗装、基部のシーリング等
		72	レストハウス屋根鉄部塗装補修工事	令和2.12.26 令和3.1.11	1,496,154	レストハウス屋根鉄部の塗装
		80	深海エリアほか天井塗装補修工事	令和3.2.11 令和3.2.21	1,045,000	・深海エリアほか天井 ・無料休憩所鉄骨梁の塗装
		92	東京の海手摺他塗装補修工事	令和3.3.19 令和3.3.31	1,496,000	・東京の海キャットウォーク手摺 ・無料休憩所前スロープ壁面の塗装
	3	2	ピクトサイン取替ほか補修工事	令和3.4.1 令和3.4.21	1,496,000	・令和2年度に実施した洋便器取替工事に伴うトイレ入り口の配置図の交換 ・経年劣化による便所個室錠の交換
		7	調餌室天井補修工事	令和3.4.1 令和3.5.7	1,496,000	令和2年度に実施した本館事務所天井補修の際、アスベストが発見され補修を取りやめた部分を補修
		53	東京の海キーパー通路塗装ほか補修工事	令和3.9.27 令和3.11.24	1,496,000	・東京の海通路階段の塗装及び床材貼替
	井の頭自然文化園	3	25	カワウソ舎放飼場塗装補修工事	令和4.2.11 令和4.2.18	924,000
27			分園水生物館前植栽ほか補修工事	令和4.3.4 令和4.3.15	1,234,200	・令和4年9月開催の「どでカボチャレンジ」のため、同年4月に播種するためのカボチャ圃場 ^{ほじょう} を作成 ・平成31年4月に廃止した喫煙所の跡地に縁石があり危険防止のためとして植え込みを作成
34			本園キュービクルほか塗装補修工事	令和4.3.14 令和4.3.31	1,023,000	・本園キュービクル ・テン放飼場手摺 ・ヤマネコ放飼場手摺 ・フクロウ舎手摺 ・シカ舎手摺の塗装

(イ) 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの

恩賜上野動物園では、表8のとおり、指定店工事により補修を行っているが、これらは同種の不具合を複数箇所まとめて、30万円以上の指定店工事として発注したものである。

これらの指定店工事について、次のとおり、適正でない点が認められた。

- ① 協会が作成している維持管理事務マニュアルでは、各業務の担当が、施設課に補修等を「工事・作業依頼処理票」(以下「処理票」という。)により依頼した場合の対応を定めているが、これらの不具合については処理票が作成されておらず、不具合を発見した時点特定することができない。

協会は、施設課が不具合を発見した場合など、必ずしも処理票を作成するものではないとしているが、協会は各動物園を適正に維持管理する責務を負っているのであるから、施設・設備等について不具合を発見した場合には、いつ、誰が、どのような不具合を発見し、いつまでに補修する必要があるか等について漏れなく記録した上で、対処の時期と方法についても記録し、補修の漏れがないよう管理する必要があるが、協会はこのような管理をしていない。

- ② これらの指定店工事の時期に、契約事務に必要な1か月程度の期間を待つことができないほど緊急性の高い同種の不具合が、集中して発生する可能性は極めて低く、また、これらの指定店工事により補修した不具合がいつ発生したかは明らかでないことから、緊急に行う必要があったものとは認められない。

協会は、不具合の発見等について漏れなく記録するなど適正な維持管理に努めるとともに、不具合の状況に応じた契約方法により補修するよう、仕組みを改められたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表8) 同種の不具合をまとめて補修した指定店工事の一覧

(単位：円)

No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内訳 (金額)
54	ワオキツネザル舎 扉他補修工事	令和3.9.28 令和3.10.10	1,496,000	ワオキツネザル舎扉(320,000) フォッサ舎確認ミラー(96,000) シロテテナガザル舎扉(185,600) 退場門錠(46,100) サル舎扉錠(92,400) オカピ舎扉(120,600) 両生爬虫類館外大型門扉(90,000) ホッキョクグマ舎(62,800)
57	プレーリードッグ 舎前園路ほか補修 工事	令和3.10.11 令和3.11.8	1,485,000	プレーリードッグ舎前舗装(388,500) 子ども動物園トイレ前舗装(394,000) ホッキョクグマ舎前舗装(318,550)
68	ゴリラトラの森地 下ピット排水ポン プほか補修工事	令和3.11.8 令和3.12.1	1,496,000	水中ポンプ(185,000) サルヒヒ舎給水バルブ(57,000) 管理センター2F便所手洗器排水口(18,000) サルヒヒ舎寝小屋水飲み給水管(73,000) アイアイ舎電気温水器(330,000) ゾウ舎前だれでもトイレ衛生器具(197,000) ゴリラの森ウォシュレット(90,000) 小獣館埋設給水管(410,000)

(ウ) 建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの

恩賜上野動物園では、表9のとおり、シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事において、擬ツタを更新している。その際、擬ツタ6本の処分費3万円を支払っているが、処分状況の記録写真を見たところ、撤去した擬ツタのうち3本については、飼育係が再利用するとして引き取っており、処分を行っていない。

このため、擬ツタ3本分の処分費1万5,000円が過大に支払われており、適正でない。

協会は、指定店工事における建設副産物の処分に当たり、処分数量を適正に把握するとともに、過大に支払った処分費について返還を求められたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表9) 工事の概要

(単位：円)

No.	工事件名	契約日	完了日	契約金額
55	シロテテナガザル舎擬ツタ補修工事	令和3.10.4	令和3.12.25	1,498,200

(エ) 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの

恩賜上野動物園では、表10のとおり、指定店工事により複数箇所の給排水にかかる補修工事を行っている。

工事契約に基づき、取り外した水中ポンプ、電気温水器、配管類を建設副産物として処分しているが、処分に係る産業廃棄物管理票を見ると、排出事業者が廃棄物の処分終了を確認するためのD票の処分終了日が令和3年12月23日付けで、工事完了日である令和3年12月1日より後となっていることから、処分完了を確認しないまま工事完了を認めていることとなり適正でない。

このことについて、協会は、令和4年にこのような処理を許容するよう維持管理事務マニュアルを改定したとしているが、工事契約に基づき処分することとした建設副産物について、履行の完了を確認しないまま、工事完了を認める旨、定めていることは適正でない。

協会は、工事の完了を認めるに当たり、建設副産物の処分の完了を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表10) 工事の概要

(単位：円)

No.	工事件名	契約日 完了日	契約金額	工事内訳
68	ゴリラトラの森地下ピット排水ポンプほか補修工事	令和3.11.8 令和3.12.1	1,496,000	水中ポンプ交換 サルヒヒ舎給水バルブ 管理センター2F便所手洗器排水口 サルヒヒ舎寝小屋水飲み給水管 アイアイ舎電気温水器交換 ゾウ舎前だれでもトイレ衛生器具 ゴリラの森ウォシュレット交換 小獣館埋設給水管

イ 施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの

葛西臨海水族園では、ペンギンについて、写真1のとおりプール及びモルタル製擬岩による模造岩場で構成された放飼場において展示し、裏側のペンギンの寝小屋へ通じる管理用通路については目隠しの塀を設置し、塀の放飼場側及び裏側の両面に擬岩を接着させ、ペンギンの生息環境を再現している。模造岩場は、図1のとおり鉄骨の架台の上にモルタルを盛っており、内部が空洞となっている。

この放飼場において、令和3年10月17日、塀の放飼場側の擬岩の一地点（以下「A地点」という。）から、劣化した擬岩が割れ、前面の放飼場の模造岩場部分へ落下し、模造岩場の一地点（以下「B地点」という。）が陥没した（注）。

この対応として協会は、当日、B地点をシートで覆い、その後、表11のとおり、指定店工事により、次の3件の対策を異なる時期にそれぞれ実施している。

- ① 令和3年11月2日、B地点の地下架台について、単管パイプを上下左右に組んで補強を行った。
- ② 令和3年11月19日、A地点についてモルタルによる補強を行うと、再度落下する危険があるとして行わず、B地点がある岩場部分にペンギンが進入することや水面から上ることを防ぐため、写真2のとおり、ネットフェンスにより通路をふさいだ。
- ③ 令和3年12月10日、当該塀の裏面にはペンギンと飼育員が寝小屋と放飼場とを往復する管理用通路があることから、写真3のとおり、当該塀の裏面全体を単管パイプと鋼矢板により補強した。

これらの対策について確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(ア) 令和3年10月の事故は、塀に接着した擬岩上部のA地点から劣化したモルタルが剥がれ落ち、下部の模造岩場のB地点が陥没したものである。このことは、モルタルが擬岩上部・下部の模造岩場ともに劣化していることを示しており、モルタルが割れて落下する等の危険に対し、応急対策を速やかに行う必要があった。

そこで、①の工事内容を確認したところ、模造岩場下部の架台の内側において、単に単管パイプを組み合わせ、架台の裏から突き当てて補強したものであり、この対策では擬岩上部からモルタルが割れて落下する危険を防止する対策とはならない。その上、単管パイプの上端により模造岩場を点で支え、面で支えていないため、再度、モルタルが落下すれば模造岩場の表面が陥没する危険を防止できず、陥没の危険性に対する安全対策としても有効ではない。

したがって、モルタルが割れて落下すること及びこれにより模造岩場が陥没することを防止する安全対策として、そもそも①の工事は有効ではなく、本来、②及び③の工事を施工すれば足りるものであることから、①の工事の契約金額である149万500円が不経済支出となっており、適正でない。

(イ) ①から③の工事を分割し時期をずらして実施したことについて、協会は、展示の継続と安全対策との調整に時間を要したとしている。

しかし、上記(ア)のとおり、擬岩上部・下部の模造岩場とも危険な状態であったことから、協会は、ペンギンが進入しないよう、速やかに②の工事により安全対策を講じるべきであり、局も、令和3年10月19日に当該模造岩場下部の架台内側を調査し、ペンギンの進入防止柵を設置するよう協会に対し助言を行っている。

しかしながら、協会は、令和3年11月8日までペンギンの進入防止柵の設置に着手しておらず、適正でない。

また、令和3年10月に割れたモルタルが塀の前面の放飼場側へ落下した時点で、塀の裏面側にも接着している擬岩からモルタルが割れ、管理通路側へ落下する危険性があることについて、協会は当然に認識すべきであった。

したがって、②の工事と③の工事とを分けて発注していることは適正でない。

協会は、施設の安全確保に有効な工事を、適正な契約方法により速やかに実施されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(注) 局は、当該放飼場について改修を行うこととし、現在、一時的な移転先となる仮放飼場を整備中であり、令和4年度中に移転する予定となっている。

(表11) 協会が対策として行った指定店工事の一覧

(単位：円)

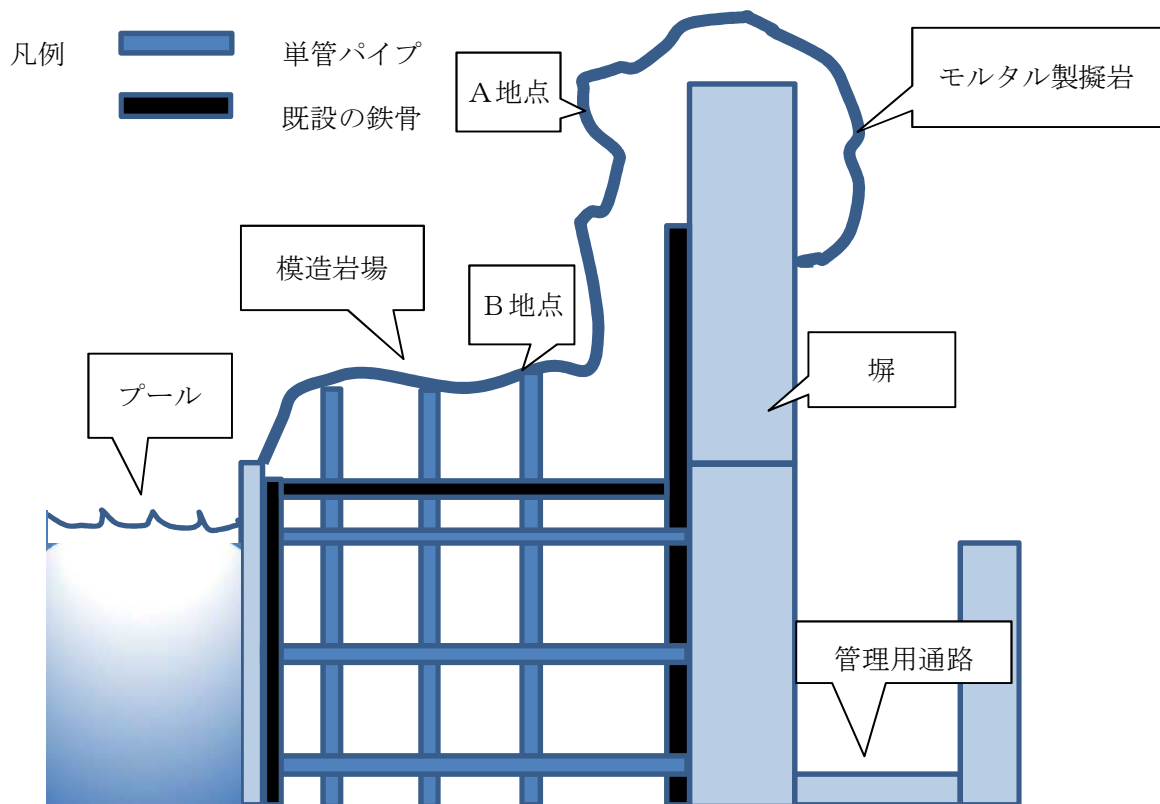
No.	契約件名	契約金額	契約日	完了日	工事概要
①	葛西臨海水族園ペンギン擬岩内部架台補修工事	1,490,500	令和3.10.20	令和3.11.2	B地点の地下架台を単管パイプにより支保
②	葛西臨海水族園ペンギン放飼場擬岩侵入防止柵補修工事	1,496,000	令和3.11.8	令和3.11.19	A地点へのペンギンの接近を防ぐためネットフェンス設置
③	葛西臨海水族園ペンギン擬岩裏管理通路補修工事	1,496,000	令和3.11.29	令和3.12.10	放飼場裏手に落石防止のためのフェンスを設置

(写真1) 東京動物園協会運営公式サイト「東京ゾーネット」

(<https://www.tokyo-zoo.net/zoo/kasai/about.html>) より



(図1) 模造岩場断面図(側面)及び①工事による単管パイプ設置状況



(写真2) ②工事によるペンギン等進入防止柵の設置状況



(写真3) ③工事による塀裏面の管理用通路における補強状況



ウ 動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの

建設局は、動物園において動物を飼育し、来園者に向けて安全に展示を行うために、鉄檻、鉄柵、擁壁、空堀、強化ガラス、動物脱出防止柵設備（獣害対策用の電柵器及び電気柵）（注1）等を、動物の性質を考慮し、組み合わせて設置しており、これら設備の管理は指定管理者である協会が行っている。

そのうち、動物脱出防止柵設備について、協会による管理状況を確認したところ、多摩動物公園においては、表12の動物舎脱出防止柵設備保守委託契約により、総合点検及び定期点検を年1回ずつ実施している。なお、多摩動物公園の動物脱出防止柵設備には、表13のとおり、A社製とB社製（日本総代理店C）の2種類が用いられている。

ところで、動物脱出防止柵設備は、電気柵に接触した動物に一定の衝撃を与える必要があることから、その点検に当たっては、設備の安全性だけでなく、その機能を維持しているかを確認しなければならない。そのためには、表14のとおり、まず電柵器について正常であることを確認した後、電気柵の状態等を検証し、順序だてて原因を除去していく必要がある。

そこで、総合点検における点検報告書を確認したところ、B社製の動物脱出防止柵設備については、表14の手順に沿って点検が行われ、設備が正常に作動することを確認している。他方で、A社製の設備については、電柵器について何も計測せず、電気柵における電圧のみを計測し、電柵器に点検口がないため電柵器を点検できないと報告されている。

このことについて、協会は、A社がすでに存在せず、メーカーによる点検や電柵器の改修はできないこと、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省第52号）に照らし、安全性については、電気柵で電圧を確認できれば電流は流れるので問題はないと考えたことから、電柵器の点検データがないままで点検結果を承認したとしている。

しかしながら、メーカーによる点検ができなくとも、表14と同等の内容の点検を行う必要があること、電柵器の保守においては安全性だけでなく、その機能が維持されていることを確認すべきであることから、表14のとおり、電圧に加えて電流を確認する必要があるが、協会はこれを行っておらず、適正でない。

このことは、協会が仕様書に、表12のとおり「電柵器」とのみ記載し、具体的な点検項目を定めていないことによるものである。

協会は、動物脱出防止柵設備について、仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め、管理を適正に行われたい。

（公益財団法人東京動物園協会）

(注1) 動物脱出防止柵設備の仕組みについて

電柵器（電気柵用電源装置）、支柱、^{がいし} 碍子、柵線、アース棒等で構成される。通電している柵線に動物が触れると、電流が動物の体内を流れて地面へ流れ、地面に挿入されたアース棒から電柵器本体へ戻る仕組みである。ただし、ごく短い間隔で電流が断続的に流れる仕組みなので、柵線に接触した動物が感電死することはない。

柵線に何も触れていないときの電圧値が最も高く、動物や草木等が長時間接触し負荷がかかると柵線全体の電圧が下がり、電柵器の効果が薄まって衝撃を感じない場合がある。

（参考：電気設備学会誌2016年10月）

(表 1 2) 契約の概要

契約件名	多摩動物公園動物脱出防止柵設備保守委託	
契約期間	(令和 2 年度) 令和 2. 4. 1～令和 3. 3. 31	
	(令和 3 年度) 令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31	
契約金額	(令和 2 年度) 940, 500 円	
	(令和 3 年度) 940, 500 円	
仕様内容	総合点検 (年 1 回)	
	(1) 配電ボックス設備	ア 電柵器
		イ ボルテジアラーム
		ウ バッテリー電圧測定
		エ 各表示灯
		オ その他盤内機器及び配線
		カ 接地抵抗測定
		(2) 放飼場電柵線設備
	① アース部の点検	ア 接地抵抗測定
		② 屋外電柵線の点検
	ア 電柵線の取付状態	イ 支持材 (碍子、ポール) の固定、欠損等の状態
		ウ 電柵線が地面、アース線に接触していないか
		エ 断線・脱線の有無
		オ 草木に接触、接近している個所の軽微な草刈り、剪定
		③ 電柵線の電圧測定 (各放飼場ごと)
定期点検 (年 1 回)		
総合点検 (2) のうち②・③		

(表 1 3) 動物脱出防止柵設備の電柵器の仕様及び点検状況

動物舎		電柵器	
		仕様	備考
1	オオカミ	B社製	
2	オランウータン	B社製	
3	チンパンジー	B社製	
4	インドサイ	B社製	
5	アフリカゾウ	A社製	電柵器の点検を実施せず
6	アジアゾウ	A社製	電柵器の点検を実施せず
7	トラ	B社製	
8	ツキノワグマ	A社製	電柵器の点検を実施せず
9	ハクビシン	A社製	電柵器の点検を実施せず

(表 1 4) 動物脱出防止設備の点検手順

順序	点検手順
(1)	<p>電柵器が正常に作動し、負荷抵抗時に定められた電流を出力していることを確認する。</p> <p>【B社製電柵器における点検内容】</p> <p>負荷抵抗の段階別に、以下の3点を測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始点出力電圧 ・パルス間隔 ・出力エネルギー（単位：J = 電圧（V）×電流（A）×秒数）
(2)	電柵器が正常であることを確認したら、電気柵の電圧を測定する。
(3)	電圧が下がっている場合は、アース棒の設置状況、各支柱における漏電の有無、柵線の断線等の有無、柵線への草木等の接触の有無等を順次確認する。

エ 基本協定に沿った会計処理を行うべきもの

協会は、建設局と恩賜上野動物園外3施設の管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)を締結しており、基本協定第13条では、「管理運営の実施に当たり、年度ごとに協会が行っている本協定以外の事業と経理を明確に区分」するとしている。

ところで、協会は、公益事業に係る収支について、公益目的事業会計として経理しており、当該会計の中で、指定管理事業と固有事業とに更に区分し経理している。しかし、令和2年度及び令和3年度において、協会が指定管理事業とは別に局から受託している表15の事業に関しても、公益目的事業会計のうち、指定管理事業の区分で経理していることが認められた。

このことについて、協会は、指定管理事業の区分の中であっても、表15の事業に関する収支は個別に把握することができているとしているが、客観的に見て、基本協定第13条で定める年度ごとに行っている基本協定以外の事業と経理を明確に区分したものとは言えず、適正でない。

協会は、基本協定に沿った会計処理を行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表15) 指定管理事業の区分で経理している局から受託した事業

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
都立動物園における5G及び先端技術を活用した事業 調査委託	令和2.10.22～ 令和3.3.19	18,352,300
都立動物園における5G等の先端技術を活用した情報 発信事業実証実験実施業務委託	令和3.11.6～ 令和4.3.22	39,304,100

(2) 局及び団体

ア 更新未了となった排水設備について

井の頭自然文化園は、本園と、井の頭池に囲まれた分園とで構成されている。分園の汚水の排水設備は雨水とは別に配管されており、図2のとおり、弁天橋たもと付近の排水汚水槽へ集水し、ポンプにより弁天橋下の管を通して本園側へ送水している。この排水汚水槽に排水量表示計を設置して汚水量を把握している。

協会は、分園の下水道料金が増加したため、平成29年12月に、汚水量及び降水量を調査したところ、台風が通過した後に汚水量が増大することを把握した。このことは、汚水の排水設備に地下水又は雨水（以下「地下水等」という。）が流入していることを意味するため、建設局は、地下水等の流入防止を目的として老朽化した汚水排水設備を更新することとし、表16のとおり、平成30年度に排水設備更新工事（以下「更新工事」という。）を実施している。

そこで、分園の排水設備への地下水等の流入状況について確認したところ、次のとおり適正でない点が認められた。

(表16) 局による排水設備更新工事

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
井の頭自然文化園水生物園排水施設改修工事	平成 30. 10. 22～ 平成 31. 3. 28	(当初) 33, 299, 640 (変更後) 23, 068, 800

(ア) 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの

局は、更新工事の実施設計に当たり、①井の頭池の水位変化の影響及び老朽化による排水管・枡への地下水等の流入、②人孔のずれ・配管の歪み・枡の亀裂等の発生による排水管内への地下水等の流入が生じていることを把握している。

しかし、更新工事の着工後、想定しない地下埋設物が多数見つかったため、工事の進捗が遅れ、年度内にすべてを更新することができないと判明したことから、局は協会と協議の上、排水管502.4mのうち274.4m、枡53か所のうち12か所について更新しないまま工事を完了することとした。その結果、実施設計において地下水等の流水が確認された図2のA、B、Cについては更新されないままとなっている。

A 排水管の上部に水路があり、流入の可能性が高い場所

B 調査により経路不明の流入水が生じている場所

C 動物舎の清掃排水枡の設置が多く、オーバーフローも多く生じている場所

このことについて、局は、現地で枡を開け地下水等の流水がないことから、更新をしなくても地下水等の流入防止対策に影響しないものと判断したとしているが、

① A、B、Cとは関係ない場所の枡について確認していること

② 実施設計における現況調査の報告内容に照らして、AからCについて更新しなくても問題がないことを確認する必要があるが、局はその確認を行っていないこと

から、工事を中止しても地下水等の流入防止対策に影響はないとする局の判断は、適正でない。

また、局は、更新工事後、協会が設備の経過観察を行い、不具合があれば報告することとなっているが、監査日（令和4年10月19日）現在、報告がないことから、更新未了箇所について、追加で工事を行っていないとしている。

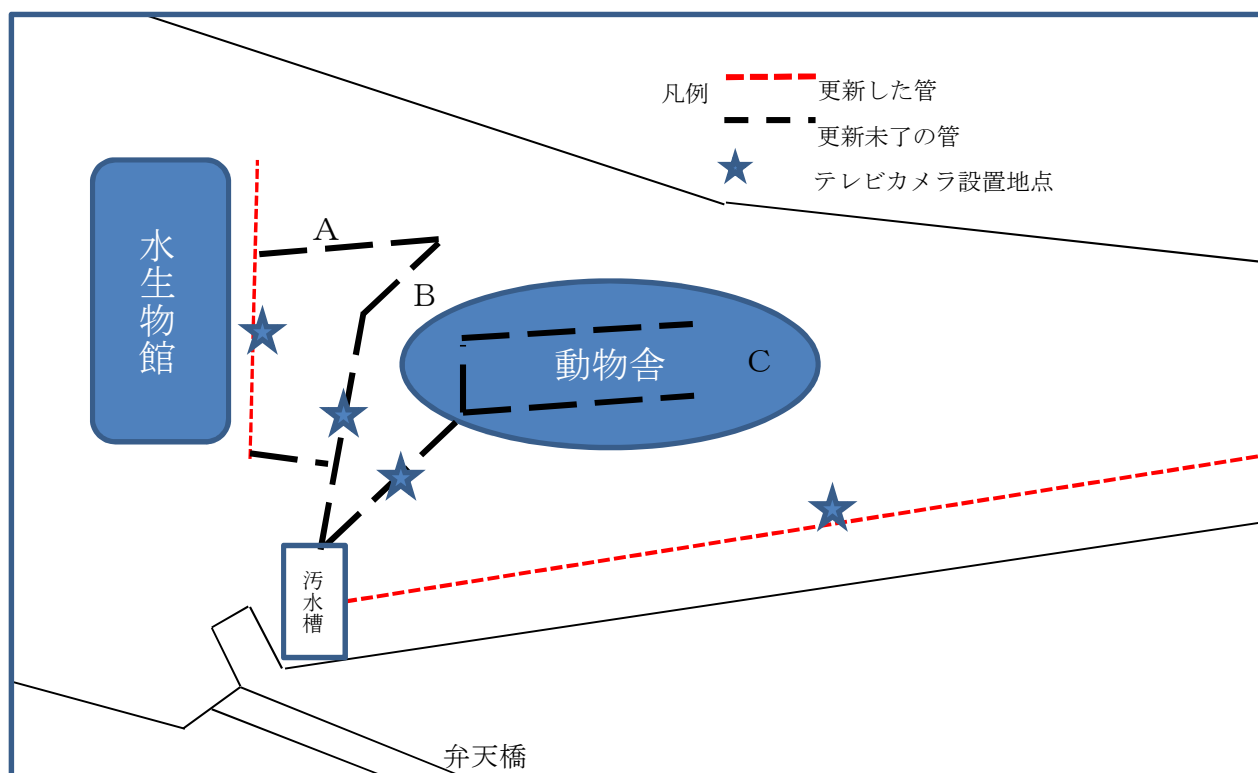
しかしながら、協会に更新工事後の汚水量と降水量の推移について確認したところ、図3のとおり、依然として降水量が多い月には汚水量が増加している状況であることから、更新工事により、地下水等の流入を防止する目的は達成されていないと認められる。

以上のことから、更新工事を、排水管の老朽化及び地下水等の流入防止対策を目的として実施したものの、その目的を達成していないにもかかわらず、局が原因を調査の上、対策を講じていないことは適正でない。

局は、地下水等の流入防止の目的が達成されるよう、更新未了の排水設備について原因を調査の上、対策を講じられたい。

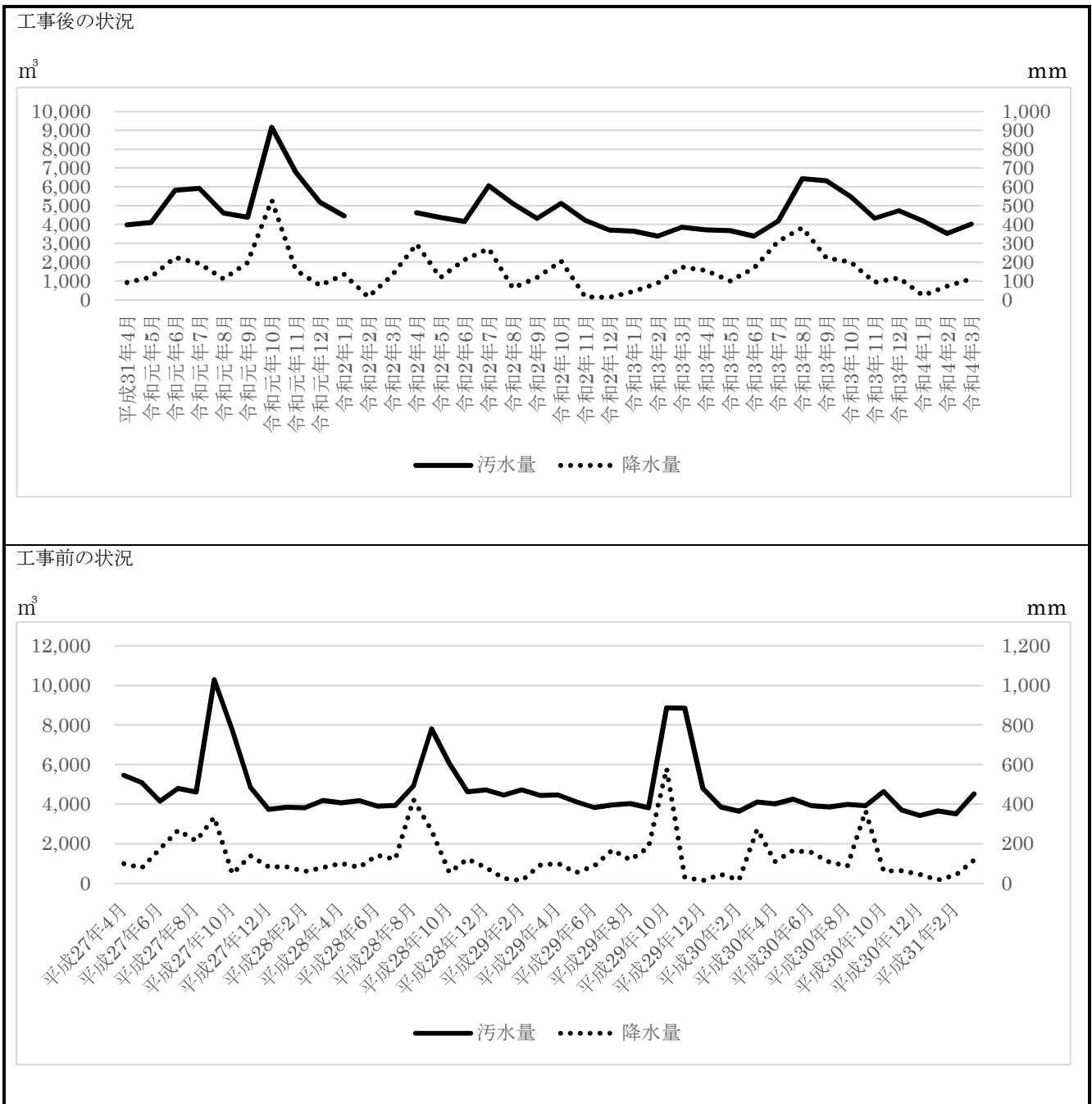
（建設局）

（図2）井の頭自然文化園分園の排水管の位置（概要）



(図3) 協会による分園排水量及び都内月間降水量の比較状況

(単位：m³、mm)



(注) 令和2年2月及び同年3月の汚水量データは消失したとのこと

(イ) テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの

協会は、雨天時の雨水流入により排水汚水槽が増水傾向にあるため、図2で示す地点にテレビカメラを設置して各系統からの流入傾向を把握するとして、令和2年8月13日に、指定店制度を用いて、表17のとおり排水設備調査を行った。

ところで、指定店制度とは、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等について、指定店制度要領（平成29年12月20日付29東動協総施第39号。以下「要領」という。）に基づき、指定店として登録済みの者に発注する仕組みで、要領第3条では、

入札や見積り合せの事務に要する期間を待つと迅速に対応できなくなるような、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うものとされている。

しかしながら、この調査は^{いっすい}溢水や浸水等の突発的な事故を契機としたものではなく、数年来、長雨の後に下水の使用水量が増加する状況が続き、更新工事の実施後も同様の状況であるため、雨水が混入している系統を特定する目的で実施しており、指定店制度を用いて実施したことは適正でない。

協会は、調査の必要性を適切に検討し、緊急性がない調査等については、通常の契約手続により適正に行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表 1 7) 協会による指定店制度を用いたテレビカメラ調査

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
井の頭自然文化園分園排水設備調査	令和 2. 8. 13～ 令和 2. 9. 28	473, 000

イ ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて
建設局は、多摩動物公園内にあるライオンバス（注1）発着所（以下「発着所」という。）
を建て替えるため、表18の工事（以下「整備工事という。」）を行っており、その中で、発
着所の建物2階から1階の乗降口に続くらせん階段の外側壁沿いに手すりを、また、踊り場
に木製ベンチ（以下「ベンチ」という。）7基設置している。このことについて、次のとおり、
適正でない点が認められた。

(表18) 局が施工した工事

(単位:円)

工事件名	工事期間	工事金額
多摩動物公園ライオンバス発着所整備工事	平成 29. 12. 22～ 令和元. 5. 31	875, 210, 400

(ア) 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの

局は、らせん階段の踊り場にベンチを設置した意図として、来園者の列が1階の乗降口から階段に続いた際の、一時的な休憩スペースを創出するためとしている。

ところで、整備工事を含む、発着所の建て替えに関するすべての工事が完了し、局から指定管理者である協会へ、令和2年8月に発着所を引き継いだ後、協会は、同年12月に、発着所の再開準備の中で、表19の工事（以下「修繕工事」という。）により、ベンチを撤去したことが認められた。協会は、ベンチを撤去した理由として、整備工事で設置した手すりの利用が妨げられるおそれがあるためとのことであった。

しかし、動物園という施設の性質上、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が来園すること、1階の乗降口までは階段を降りることから、安全な移動のためには階段の手すりを利用できる状況にしておくことを当初から想定すべきであったと考えられるが、整備工事の前段である実施設計段階において、ベンチと手すりの位置関係に関して、施設を管理する協会と十分な検討がなされていたとは言えず、適切でない。

その結果、一度も使用することなく撤去したベンチについて、表20のとおり、整備工事における設置に要した金額、及び修繕工事の金額の合計である235万7,983円（監査事務局試算）が不経済支出となっている。

局は、今後の動物園施設の整備等に当たり、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行われたい。

(建設局)

(表19) 協会が局から発着所の引き継ぎを受けた後、ベンチを撤去した工事 (単位:円)

工事件名	工事期間	工事金額
ライオンバス発着所施設修繕	令和2.12.14～ 令和2.12.16	172,700

(表20) ベンチに関する不経済支出の額 (単位:円、%)

項目	金額・%
① 整備工事における工事費 (局積算)	892,242,000
② 整備工事における工事費 (木製ベンチの設置に係る費用を除いたもの・当局試算)	889,866,434
③ 落札比率	91.99
④ 整備工事における不経済支出額 $\{(\text{①}-\text{②})\times\text{③}\}$	2,185,283
⑤ 修繕工事金額	172,700
⑥ 不経済支出額合計 (④+⑤)	2,357,983

(注) 当初の設計金額及び契約金額で算出している。

(イ) 発生材の処分について履行確認を行うべきもの

協会は、修繕工事で出る発生材(撤去したベンチの一部)について、受注者に処分するよう見積依頼書の仕様に定めている。

ところで、本工事の記録写真には、処分をする発生材が受注者の敷地内に仮置きされた状況までしか記録されていなかったため、協会に対し、処分についての確認を行ったかを聞いたところ、監査日(令和4年10月12日)現在、確認を行っていないとのことであった。

発生材の処分についての履行確認をすることなく、代金を支出していることは適正でない。

協会は、発生材の処分について履行確認を行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(注1) 放し飼いの動物の中を、人が乗せたバスが走るという世界初の「サファリ形式」の展示として、昭和39年5月に運行を開始した。

(3) 局

ア シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの

恩賜上野動物園は、東園と西園とが公道（区道）を挟んで存在しており、交通局が運行するモノレールにより東園と西園の間を結んでいた。しかし、モノレールは導入してから20年以上経過し、車両が老朽化したことから、令和元年11月1日以降の運行を休止しており、その後は、代替手段として、協会が委託により、表21のとおり無料のシャトルバスを運行している。

ところで、協会は契約事務要綱（以下「要綱」という。）により、契約は原則として、都の入札参加有資格者名簿に登載された者による指名競争入札によることとし、例外的に随意契約による場合については、一定金額以下の契約や指定店方式によるもののほか、「不動産の買入れ又は借入れ、その他の契約でその性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき」、「指名競争入札に付することが不利と認められるとき」等に限るとしている。

そこで、表21の運行契約について適正に締結されているかを確認したところ、建設局が協会に対し、令和元年10月24日付事務連絡（以下「事務連絡」という。）により、シャトルバスの運行業者については、次の（ア）から（ウ）の理由により、恩賜上野動物園が所在する台東区のコミュニティバス運行を受託しているDを選定することが妥当であると示している。この事務連絡に基づき、協会は、（ア）から（ウ）の特命理由により、令和元年度にDを受託者として契約を締結し、令和2年度以降においても、同一の特命理由により同社を受託者としている。

- （ア）運行予定の区道は狭くカーブが多く、交通量も多いため、地域の交通事情等に精通し定時運行ができること
- （イ）車いすを搭載できる車両を運行し、車いす等の配慮を必要とする来園者にきめ細かい対応ができること
- （ウ）Dは台東区のほかいくつかの自治体のコミュニティバスの運行業務を受託し経験が豊富であること

このことについて、局にシャトルバス導入の経緯を確認したところ、モノレールの代替手段として正式に決定されたのが令和元年9月であり、協会へ指定管理業務において運行を行うことを依頼した時期が遅くなったため、協会が受託者を選定する時間が1か月程度であったこと、また、受託者の準備期間も限られることから、予め局において受託可能な者を調査し、令和元年度の運行契約に当たって、（ア）から（ウ）の理由を示して当該事業者と契約を締結することが妥当である旨を提示したとする。

しかしながら、①通常の車両が走行する公道であり、シャトルバスの運転が可能な自動車運転免許を保有して入れば走行できること、②車両は都が用意しており、受託者が準備する必要

がなくコストは生じないこと、③コミュニティバスや社会福祉施設等の送迎バス等の運行実績がある事業者は他にも存在することから、これらの特命理由は適正でない。

協会は、業者選定の時間がない中で運行契約を締結する必要があったことから、要綱に基づき、緊急性があることを理由とした随意契約で行うべきであった。

また、局は、事務連絡において、令和2年度以降についても同一業者を特命するよう指示したものではないとしているが、事務連絡に令和元年度に限ることは明記されていないため、協会が特命による契約を継続する状況となっており、適正でない。

局は、協会に対し、シャトルバス運行契約について、適正に契約を締結するよう指導されたい。

(建設局)

(表21) 協会が締結した運行契約の一覧

(単位:円)

契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
上野動物園 シャトルバス運行業務委託 (単価契約)	令和2.4.1～ 令和3.3.31	57,433,760	D
	令和3.4.1～ 令和4.3.31	57,747,760	

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公の施設の管理運営

(ア) 公の施設の管理運営に係る収支 (単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費	1,952,948	1,760,814	1,992,055
事業費	3,410,935	3,478,449	3,783,401
間接費	584,361	673,627	549,210
小計	5,948,245	5,912,892	6,324,666
消費税	191,124	206,511	216,307
支出額 ①	6,139,370	6,119,404	6,540,973
収入額 ②	6,126,941	6,185,346	6,460,524
収支差額 ②—①	△ 12,428	65,941	△ 80,449

(イ) 各動物園の入園者数

(単位：人)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有料	無料	合計	有料	無料	合計	有料	無料	合計
恩賜上野動物園	2,312,183	1,167,807	3,479,990	416,011	109,988	525,999	439,729	125,581	565,310
多摩動物公園	441,594	429,428	871,022	240,283	182,469	422,752	241,785	156,662	398,447
葛西臨海水族園	592,833	675,870	1,268,703	201,435	134,700	336,135	252,344	176,718	429,062
井の頭自然文化園	428,748	351,264	780,012	222,747	158,503	381,250	176,909	123,761	300,670
4園合計	3,775,358	2,624,369	6,399,727	1,080,476	585,660	1,666,136	1,110,767	582,722	1,693,489

(注) 無料入園者は、小学生以下、都内在住・在学中学生、無料開園日の入園者等である。

(ウ)各動物園の入園券等の販売実績

(単位:千円)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入園券	パスポート	合計	入園券	パスポート	合計	入園券	パスポート	合計
恩賜上野動物園	1,086,279	69,705	1,155,985	129,936	22,981	152,917	144,614	22,540	167,154
多摩動物公園	212,343	15,154	227,498	119,074	9,014	128,088	122,631	7,059	129,691
葛西臨海水族園	372,619	9,163	381,782	131,930	2,976	134,906	165,154	3,658	168,812
井の頭自然文化園	118,355	18,668	137,023	59,113	11,728	70,842	52,874	6,917	59,792
4園合計	1,789,598	112,691	1,902,290	440,055	46,700	486,756	485,274	40,176	525,450

(注) パスポートは1年間の定期入園券のことを指す。

2 参考資料

(1) 公の施設の管理運営状況

ア 各施設の概要

(単位:㎡)

施設名	所在地	面積	開園年月日
恩賜上野動物園	台東区上野公園	144,048.73	明治 15. 3. 20
多摩動物公園	日野市程久保六、七丁目 日野市南平八、九丁目 日野市三沢五丁目	601,372.54	昭和 33. 5. 5
葛西臨海水族園	江戸川区臨海町六丁目	85,958.90	平成元. 10. 10
井の頭自然文化園	武蔵野市御殿山一丁目 三鷹市井の頭四丁目	115,500.00	昭和 17. 5. 17

イ 指定管理者の運営状況評価

施設名	指定管理評価	
	令和2年度	令和3年度
恩賜上野動物園	A	A
多摩動物公園	B	B
葛西臨海水族園	B	A
井の頭自然文化園	B	B

ウ 公有財産の貸付等状況

(ア) 行政財産（占用許可）

（単位：㎡、円）

施設名	目的	種類	占用料 (年額)
		土地	
恩賜上野動物園	販売スペース等	112.07	1,484,280
葛西臨海水族園	販売スペース	29.40	369,360
恩賜上野動物園	撮影機資材置場等	9.22	221,616
葛西臨海水族園	販売スポット等	1.50	148,824
多摩動物公園	販売スポット等	4.00	107,472
多摩動物公園	テント等	32.56	74,052
外 18 件			

(イ) 行政財産（設置許可）

（単位：㎡、円）

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
恩賜上野動物園	売店兼軽飲食店	162.76	623,736
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	24.00	364,704
恩賜上野動物園	掲示板	23.12	364,704
恩賜上野動物園	売店用倉庫	22.97	349,508
恩賜上野動物園	掲示板	12.60	197,548
恩賜上野動物園	自動販売機	11.61	182,353
恩賜上野動物園	自動販売機	9.46	151,960
恩賜上野動物園	荷物預り所	7.77	121,568
恩賜上野動物園	自動販売機	8.00	121,568
恩賜上野動物園	自動販売機	6.57	106,373
外 20 件			

（注）次により、使用料を減免している。

- ・東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第22条

(ウ) 行政財産 (管理許可)

(単位: m²、円)

施設名	目的	種類	使用料
		建物	(年額)
恩賜上野動物園	飲食店	593.96	10,834,098
葛西臨海水族園	飲食店等	698.65	8,186,533
恩賜上野動物園	売店	220.16	5,607,564
多摩動物公園	観覧施設	158.72	2,839,622
多摩動物公園	飲食店	789.94	2,822,645
恩賜上野動物園	売店	343.00	2,635,520
恩賜上野動物園	資料室	170.50	2,114,309
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	87.07	1,655,509
恩賜上野動物園	飲食店	612.95	1,582,890
恩賜上野動物園	乳母車貸出所	44.44	1,230,616
外9件			

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・東京都立公園条例 (昭和31年東京都条例第107号) 第22条

公益財団法人東京都公園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都公園協会	令和4年9月8日から同年10月7日まで	令和2年度及び令和3年度の指定管理事業
局	建設局、環境局、港湾局	令和4年9月7日、同年10月11日及び12日	

2 団体等の概要

設立の目的	都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する事業を通して、都民生活に安らぎとゆとりをもたらし、あわせて日本の文化を世界に発信することを目的として設立
主な沿革	昭和23年2月 東京都建設局内に任意団体東京公園協会を設置 昭和29年2月 財団法人東京都公園協会として設立許可 平成18年4月 指定管理者として51公園、9庭園、8霊園、1葬儀所の管理を開始 平成22年3月 公益財団法人へ移行 平成28年4月 指定管理者として42公園、1施設、9庭園、8霊園、1葬儀所、2自然公園施設の管理を開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化 東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用 河川（土砂災害防止事業を含む。）及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進（観光振興に資する事業を含む。）、施設管理及び防災機能の強化 公益目的事業に関する附帯事業の経営

所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号	
組織	3 部 11 課 1 事務局 6 園 3 管理事務所	
人員	役員 14 名 (理事長 1 名 (常勤)、常務理事 2 名 (常勤)、理事 9 名 (非常勤)、 監事 2 名 (非常勤)) 職員 709 名	
都との関係	出えん	基本財産 3 億 4,464 万余円のうち、5,000 万円 (14.5%)
	基金への出えん (表 1)	28 億 7,611 万余円 (令和 3 年度末残高) のうち、10 億円 (34.8%)
	負担金 (表 2)	2,185 万余円 (令和 2 年度交付額) 3,926 万余円 (令和 3 年度交付額)
	事業の委託 (表 3)	15 億 3,043 万余円 (令和 2 年度委託料) 14 億 8,862 万余円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益等に占める都からの収益 (表 4)	経常収益等 144 億余円のうち、107 億余円 (74.3%)
	財産の貸付 (表 5)	土地 (14,864.55 m ²) 及び河川管理施設 (10,823.75 m ²) を占用許可 土地 (12.21 m ²) 及び建物 (27.75 m ²) を使用許可 土地 (3,306.94 m ²) につき売店等の設置許可 土地 (162,795.55 m ²) 及び建物 (18,802.34 m ²) を管理許可 船舶 3 隻 (184 総トン) を貸付け
	職員の派遣等	都派遣者数 63 名 (常勤職員 63 名) 都退職者数 29 名 (常勤役員 2 名、非常勤役員 1 名、常勤職員 26 名)
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・経営 (事業運営) の指導・監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B
	公の施設の管理運営 (表 6)	92 億 1,010 万余円 (令和 2 年度指定管理料) 90 億 4,925 万余円 (令和 3 年度指定管理料)
	指定管理者運営状況評価	令和 2 年度 S : 5 施設 A : 24 施設 B : 34 施設 令和 3 年度 S : 6 施設 A : 38 施設 B : 18 施設 (詳細は「参考資料」のとおり)

(注) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元年度末残高		令和2年度			令和3年度		
		都出えん	増加額	減少額	年度末 残高	増加額	減少額	年度末 残高
東京都都市緑化基金	2,856	1,000	10	-	2,866	9	-	2,876

(表2) 負担金の交付状況

(単位: 千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
環境局	都有施設における充電設備等設置事業	協定	都有施設における電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用充電設備の設置、運用及び維持管理(負担割合: 年間上限1,614万8,049円(注1)又は2,312万円(注2))	19,495	21,854	39,268

(注1) 令和2年度設置分(10基)に係る負担割合

(注2) 平成30年度設置分(6基)に係る負担割合

(表3) 事業の委託

(単位: 千円)

所管局	事業名	委託期間	委託料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	都立公園トイレの洋式化事業	平成30.11.1~ 令和2.3.31	57,497	-	-
建設局	葛西臨海公園花の名所の魅力向上事業	令和元11.20~ 令和4.3.31	41,999	61,929	70,499
建設局	多様な生物が生息する都立公園づくりモニタリング事業	令和3.4.1~ 指定管理の協定期間	-	-	64,667
建設局	都立公園池水質改善事業	平成30.7.4~	168,444	166,614	23,718
建設局	返還墓所改葬工事に伴う補助業務	平成31.4.1~ 令和4.3.31	16,960	18,096	17,714
建設局	土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託	平成31.4.1~ 令和4.3.31	114,819	110,748	94,908
建設局	河川管理施設(情報提供装置)の管理の委託	平成31.4.1~ 令和4.3.31	3,661	2,940	3,640

所管局	事業名	委託期間	委託料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	河川管理施設（地下調節池） の管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	396, 769	393, 638	437, 095
建設局	河川管理施設（防災船着場） の管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	35, 983	28, 273	33, 629
建設局	河川事業の理解促進に向けた 河川施設活用等検討委託	令和 3. 1. 9～ 令和 3. 3. 19	-	7, 480	-
建設局	隅田川水辺環境保全業務委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	377, 399	411, 521	414, 925
建設局	水上バス保守管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	127, 583	84, 912	63, 538
建設局	和田堀第二調節池事業地管理 委託	令和 3. 12. 25～ 令和 4. 3. 31	-	-	2, 564
建設局	河川工事監督業務委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	153, 409	150, 849	159, 148
建設局	扇橋閘門運転業務委託	令和元. 7. 8～ 令和 4. 3. 31	33, 267	39, 094	41, 459
環境局	八丈ビジターセンター及び 八丈植物公園管理業務	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	54, 970	54, 340	55, 440
旧オリンピック・パラリンピック準備局	花壇苗の現地試験の栽培管理 委託	令和元. 5. 29～ 令和元. 10. 31	9, 973	-	-
旧オリンピック・パラリンピック準備局	花壇苗の栽培管理委託	令和 3. 4. 21～ 令和 3. 11. 30	-	-	5, 677
合計			1, 592, 737	1, 530, 437	1, 488, 625

(表4) 経常収益等に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	16,612	100	14,225	100	14,471	100
都からの収益	11,110	66.9	10,762	75.7	10,752	74.3
管理運営受託収益等	11,110	66.9	10,762	75.7	10,752	74.3
他の収益	5,501	33.1	3,463	24.3	3,718	25.7
公益目的事業会計	11,890	71.6	11,147	78.4	11,122	76.9
都からの収益	11,091	66.8	10,740	75.5	10,712	74.0
管理運営受託収益等	11,091	66.8	10,740	75.5	10,712	74.0
他の収益	799	4.8	406	2.9	409	2.8
収益事業等会計	4,721	28.4	3,077	21.6	3,347	23.1
都からの収益	19	0.1	21	0.2	39	0.3
管理運営受託収益等	19	0.1	21	0.2	39	0.3
他の収益	4,701	28.3	3,055	21.5	3,308	22.9
法人会計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
都からの収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 協会の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表5) 財産の貸付

(単位：m²、隻、千円)

分類	施設名	目的	種類				占使用料 (年額)
			土地	建物	河川 管理施設	船舶	
行政財産	駐車場用地等 (123件)	駐車場等 (占有許可)	14,864.55	-	10,823.75	-	14,007
	売店等(9件)	売店、アイスショー ケース、冷蔵庫等 (使用許可)	12.21	27.75	-	-	371
	スポーツランド 等(116件)	スポーツランド等 (設置許可)	3,306.94	-	-	-	22,967
	駐車場等 (97件)	駐車場等 (管理許可)	162,795.55	18,802.34	-	-	641,376
普通財産	水上バス「さ くら」	水上バスを活用し、 防災船として災害 対策に備えるにと もに平常時に隅田 川等を運行し都民 に東京の水辺にお ける船旅を提供し、 水辺空間のにぎわ い創出を目指す	-	-	-	1	1,424
	水上バス「あ じさい」		-	-	-	1	
	水上バス「こ すもす」		-	-	-	1	

(表6) 公の施設の管理運営

(単位：千円)

所管局	【グループ名】 施設名称 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	【都市部の公園・南部グループ】 (注1) 東京都立日比谷公園外 5 公園 1 施設 (千代田区日比谷公園ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	925, 544	717, 398	729, 138
建設局	【都市部の公園・北部グループ】 東京都立戸山公園外 6 公園 (新宿区戸山一丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	799, 650	694, 477	711, 050
建設局	【多摩丘陵グループ】 東京都立長沼公園外 4 公園 (八王子市長沼町ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	300, 530	324, 737	357, 880
建設局	東京都立大神山公園 (小笠原村父島)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	64, 592	63, 685	64, 113
建設局	【防災公園グループ】 東京都立東白鬚公園外 20 公園 (墨田区堤通二丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	3, 781, 722	3, 787, 188	3, 895, 089
建設局	【文化財庭園グループ】(注2) 東京都立浜離宮恩賜庭園外 8 公 園 (中央区浜離宮庭園ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	598, 990	845, 826	619, 937
建設局	東京都立神代植物公園 (調布市深大寺元町二丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	562, 624	576, 131	602, 436
建設局	【東京都霊園】 東京都多磨霊園外 7 霊園 (府中市多磨町四丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	1, 878, 433	1, 691, 482	1, 665, 311
建設局	東京都瑞江葬儀所 (江戸川区春江町三丁目)	平成 31. 4. 1～ 令和 6. 3. 31	408, 219	350, 253	351, 047
環境局	東京都奥多摩ビジターセンター (奥多摩町氷川)	平成 27. 4. 1～ 令和 2. 3. 31	20, 895		
環境局	東京都立小峰公園 (あきる野市留原ほか)	平成 30. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	31, 629	31, 965	31, 965
環境局	東京都小笠原ビジターセンター (小笠原村父島字西町)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	20, 521	20, 710	21, 285
港湾局	東京都立葛西海浜公園 (江戸川区臨海町六丁目)	平成 30. 4. 1～ 令和 3. 3. 31	105, 107	106, 254	
合計			9, 498, 460	9, 210, 106	9, 049, 251

(注1) 都市部の公園・南部グループについては、協会、大星ビル管理株式会社及び株式会社共立が結成した共同事業体が管理している。

(注2) 文化財庭園グループには一部利用料金制が採用されているため、同グループに係る指定管理料は、利用料収入の見込み額を考慮して支出されている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が行っている都立公園、自然公園施設、霊園及び葬儀所（以下これらの公の施設を総称して「都立公園等」という。）に係る指定管理事業について、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

協会は、都との協定に基づき、指定管理者として、都立公園等の管理運営業務を行っている。業務内容としては、利用指導、案内、警備等の運営管理、植物管理、清掃、施設保守点検等の維持管理、運動場などの有料施設の使用申込みの受付、承認、料金徴収などを実施し、都立公園等の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営を通じて、利用者サービスの向上を図っている。

都立公園等のうち、東京都立浜離宮恩賜庭園ほか8公園の管理運営に当たっては、入場料及び園内の有料施設の利用料金を指定管理者の収入とする一部利用料金制を採用している。都は、利用料金制を採用する都立公園については、これらの利用料収入の見込み額を考慮した指定管理料を協会に支出している。

都立公園の利用者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより大幅に減少し、令和3年度は一部公園において新規の遊具広場のオープンや開園記念イベントなどで利用者数が増加したが、総じて令和2年度と同程度の利用者数で推移している。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの

協会は、浜離宮恩賜庭園にある発着場に停留する水上バスを運行しているA社（以下、「会社」という。）との間で、水上バス乗船券と浜離宮恩賜庭園の入園整理券を会社がセット販売し、後日精算することなどを定めた「セット券販売に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結している。セット券の購入者は、水上バスに乗船後、浜離宮恩賜庭園の水上バス発着場にて水上バスを下船し入園しており、セット券利用者の入園料については、覚書の定めにより会社から毎月報告される「入園者数日別集計表」をもとに、協会が入園料分を請求し精算している。

そこで、このセット券の入園料分の精算について見たところ、「入園者数日別集計表」には、日ごとの入園整理券の販売枚数が書かれているが、その根拠となる資料が添付されておらず、会社から報告された販売枚数が正確であるかを協会が確認することができない状態であることが認められた。

協会は、入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

イ 瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定（平成31年4月1日。以下「基本協定」という。）では、東京都瑞江葬儀所における管理運営業務のうち、施設の使用許可については、協会が受付及び使用料の徴収を行い、徴収された使用料は、局がこれを受け入れることと定められている。

協会は、使用料の徴収に当たり、使用申込書、収入金処理票及び使用券兼領収書の3枚1組で構成される、連番管理された手書き複写式の帳票を用いている。

この事務処理について、令和4年2月分（579件）を見たところ、協会は、帳票を書き損じた場合（84件）において、書き損じた帳票は3枚一式で保管しているものの、番号が振られていない別の帳票に書き損じた帳票に振られた番号を手書きで記載し、正規の帳票として使用料を徴収していたことが認められた。

このような事務処理は、収入金の漏れや誤りを防ぐという、帳票の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっておらず、適正でない。

協会は、帳票の取扱いを改め、瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

ウ 規程に従って契約事務を行うべきもの

協会は、財務会計規程（平成21年協会規程第11号。以下「規程」という。）により会計処理に関する基本を定めており、規程では、緊急な施工を要する工事の請負契約、又は250万円未満の工事の請負契約及び委託契約については契約書の作成を省略できること、及び契約書の作成を省略する場合は、注文書の交付、請書の徴取、請求書又は納品書の徴取その他の方法により、契約の存在及び履行の状況を明らかにしておかなければならないことが定められている。

そこで、協会が規程の定めに従って契約書を作成しているかについて確認したところ、表7の契約についても契約書の作成を省略できると誤認したため、契約金額が250万円以上の契約であるにもかかわらず、契約書の作成を行っておらず、適正でない。

協会は、規程に従って契約事務を行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表7）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
1	2021年度光が丘公園剪定枝葉収集運搬処理委託	令和4.3.25～令和4.3.31	3,034,360
2	2021年度代々木公園緊急事態宣言特別警備委託	令和3.4.29～令和3.5.29	3,730,750
3	2021年度9庭園神代植物公園の入場予約システム運営委託（単価契約）	令和3.7.29～令和4.3.31	11,925,000

エ 契約変更について

契約事務取扱要綱第33条では、事業執行課は、契約金額又は工期（契約期間）の変更が生ずる場合においては、変更起工書に変更仕様書等の必要な書類を添えて、総務部財務課に提出するものと定められている。

契約金額又は契約期間を変更すべき契約について、この手続が行われているかについて見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(ア) 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、表8のとおり、旧古河庭園の「春のバラフェスティバル」実施に伴い、来園者サービスの向上や一層の普及啓発を図るため、ライトアップの設備設営及び維持管理保守を委託しており、この契約ではライトアップ期間を令和3年5月7日から同月19日までと定めている。

ところが、同年4月23日、建設局が新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言に対応するため協会に事務連絡を発出し、同月25日から旧古河庭園を休園としたことから、協会は来園者サービスとしてのライトアップを中止することにした。

そこで、協会は、ライトアップした庭園を別途契約したドローンにより撮影し、YouTube や Twitter で配信することを同年5月6日に決定した。これに伴い、ライトアップのために園内に設置した機材を引き続き残置させ、同年6月13日に受託者にライトアップを実施させた。

しかしながら、表8の契約期間は令和3年4月8日から同年6月10日であるため、協会は契約書に定められた契約期間外にライトアップを実施させていたことになる。

前述のとおり、契約事務取扱要綱第33条によれば、契約期間の変更が生ずる場合には契約変更手続を行わなければならないと定められている。また、旧古河庭園は都の文化財庭園であるため景観面に十分配慮する必要があることから、事故が発生した場合等に対処できるよう損害賠償請求等について定めた契約書の契約期間内に業務を履行すべきであり、協会が契約変更手続を行っていないことは、適正でない。

協会は、契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
2021年度旧古河庭園「春バラのライトアップ」運営委託	令和3.4.8～令和3.6.10	3,905,000

(イ) 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、石神井公園の野外卓補修と樹木管理のため、表9のとおり、工事契約を締結し、樹木管理については、基本剪定50本と枯損木伐採1本を行い、その発生材処分を行っている。

そこで、この契約について見たところ、表10のとおり、契約内容と完了届の内容に相違が見られた。

このことについて、協会は、完了届が提出された際に、契約内容より数量が多いことに気づき、受注者に連絡したところ、金額はそのままの回答を口頭で得たため、契約変更手続をすることなく、検査合格とし、支払をしたとしている。

しかしながら、この契約では、発生材の数量に単価を乗じて契約金額を算出しており、当初の契約数量を大幅に上回ったことから、契約金額の変更の必要が生じたにもかかわらず、契約事務取扱要綱第33条に基づく契約変更手続を行っておらず、適正でない。

協会は、契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
2021年度石神井公園園地補修工事	令和4.2.1～令和4.3.25	8,300,000

(表10) 契約内容と完了届の内容との相違

(単位：円)

種別	形状・寸法	契約数量 (a)	完了届の数量 (b)	差 (c=b-a)	差額 (c×15(注))
発生材処分費	23区再資源化施設持込	8,242 kg	15,830 kg	7,588 kg	113,820

(注) 契約書には金額内訳の記載がないため、設計書単価の15円(税抜)で試算したもの。

オ 契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの

協会は、浜離宮恩賜庭園の維持管理のため、表 1 1 の契約を締結している。

この契約に基づく園路清掃及び植込地清掃に係る契約額については、年間作業面積（1 回に行う作業面積×年間清掃回数）に契約単価を乗じて算出している。

また、仕様書では、園路清掃について、通常期は拾い掃き清掃を、落葉期は落葉清掃を行うとし、それぞれ作業量に応じた契約単価を定めているが、これらの作業の対象となる園路は同じであるため、両者を同時に行うものではない。

ところで、受託者から提出された作業実績表を確認したところ、次の点が認められた。

(ア) 契約では、通常期の園路清掃の年間清掃回数を 3 3 9 回としているが、

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のため休園するよう局から指示を受けたことなどから、作業実績は、契約の回数よりも 3 回少なかった
- ② 上記作業実績 3 3 6 回のうち、同じ園路に対して通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしているものが 2 回あった

ことから、作業実績は、契約の回数よりも 5 回少ない 3 3 4 回であることが認められた。

(イ) 契約では、通常期の植込地清掃の年間清掃回数を 6 0 回としているが、日常手が回らなかった場所を重点的に行わせたことから、作業実績は、契約の回数よりも 2 回多い 6 2 回であることが認められた。

しかしながら、協会は、表 1 2 のとおり、清掃回数の変更があった落葉期については契約変更を行っているが、通常期について契約変更手続を行わず、また、通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしていることを履行の完了確認の際に見逃していた。

このため、表 1 3 のとおり、園路清掃等に要した費用が 1 万 9, 0 4 1 円過大に支払われており、適正でない。

協会は、契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求められたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表 1 1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
浜離宮恩賜庭園園地等清掃委託	令和 2. 4. 1～令和 3. 3. 31	24, 030, 000
		契約変更後 22, 023, 200

(表 1 2) 園路清掃等に係る契約金額の内訳及び契約変更 (令和 3 年 3 月 3 0 日) の内容

(単位 : a、回、円)

種別	形状・寸法	作業面積	年間清掃回数		年間清掃面積		単価	金額	
			変更前 変更後	増(△)減	変更前 変更後	増(△)減		変更前	増(△)減
園路清掃	通常期 拾い掃き清掃	269.9	339	0	91,496	0	33	3,019,368	0
	落葉期 落葉清掃		339		6,207			315	
植込地清掃	通常期 拾い清掃	1,702.7	23	1	6,477	270	8	817,296	0
	落葉期 落葉清掃		24		32,351			67	
								2,040,255	85,050
								817,296	0
								2,395,652	228,135
その他の業務								16,070,614	
								13,750,629	△2,319,985
契約金額 (税抜き)								24,030,000	
								22,023,200	△2,006,800

(表 1 3) 実際の支払額と契約変更等を適正に行った場合の支払額との差 (監査事務局試算) (注 1)

(単位 : a、回、円)

種別	形状・寸法	作業面積	単価	誤		正		差	
				清掃回数	金額	清掃回数	金額	清掃回数	金額
園路清掃	通常期 拾い掃き清掃	269.9	33	339	3,019,368	334	2,974,818	(注 2) 5	44,550
植込地清掃	通常期 拾い清掃	1,702.7	8	60	817,296	62	844,536	(注 3) △ 2	△ 27,240
小計									17,310
消費税及び地方消費税額									1,731
合計									19,041

(注 1) この表は、通常期の園路清掃及び植込地清掃に係る支払額の差を抜粋して試算したものである。

(注 2) ①新型コロナウイルス感染症対策のため局から休園指示を受けたことなどによる変更 3回

②落葉清掃と同時にを行ったとして実施回数に含めていた回数 2回

(注 3) 日常手が回らなかった場所を重点的に行わせたことによる変更 △ 2回

カ 消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの

光が丘公園では、例年、水景施設である芝生広場の流れ（以下、「芝生流れ」という。）を、期間限定で稼働しており、令和3年度は、7月21日から8月31日まで稼働している。

また、この芝生流れで使用する流水には、遊離残留塩素濃度が厚生労働省で定められた遊泳用プールの衛生基準値となるように、消毒用薬品（次亜塩素酸ナトリウム10%溶液）を希釈したものを使用している。次亜塩素酸ナトリウムは自然分解し、遊離残留塩素濃度が低下するため、薬品の使用期限は製造から6か月となっており、薬品を流水に注入する装置（以下、「装置」という。）の取扱説明書にも、薬品はできるだけ短期間（夏場は10日から20日）で使い切るように記載されている。

ところで、協会は、装置への薬品補充を、表14の契約にて委託しており、仕様書において、7月及び8月の予定回数を1回ずつとし、補充に使用する薬品は協会が準備することと定めている。

そこで、装置への薬品補充の実施状況について見たところ、初回の補充時には、前年の補充から6か月以上経過した薬品が、タンク内に8割ほど残っていたにもかかわらず、それを廃棄しないまま新しい薬液を追加していた。その後の稼働期間中においても、一度も使い切ることなく、タンク内に薬品が残っている状態で継ぎ足しており、稼働最終日も薬品補充した後、次年度までそのままの状態としていたことが認められた。

また、補充回数についても、稼働期間中に週1回の頻度で計6回行っており、月1回の予定を大幅に上回っていた。

このことについて、協会は、遊離残留塩素濃度が基準値を下回らないように、薬品補充回数を増やす必要があったとしているが、装置の稼働開始に当たりタンクに残留していた薬品を全て廃棄した上で、薬品の用法用量を守って新しい薬液を補充していれば、仕様書で定める予定回数で済んだものである。

薬品の使用期限を守らず、また装置の取扱説明書どおりの取扱いを行わなかったことは適切ではない。

協会は、消毒用薬品の使用を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表14）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額（税抜き）
2021年度 光が丘公園水景施設ほか清掃委託	令和3.4.1～令和4.3.31	2,200,000

(2) 局及び団体

ア 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの

東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定(平成31年4月1日。以下「基本協定」という。)では、協会が管理運営業務として実施する工事等によって新たな資産が生じた場合、その資産は全て都に帰属すると定められている。

また、基本協定では、協会は、管理運営業務の実施に当たって、局が作成した指定管理者管理運営業務の手引き(以下「手引き」という。)に従って業務を実施しなければならないと定められている。手引きでは、協会が施行する工事によって生じる公有財産の異動に関する事務について、次の手続が定められている。

- ① 指定管理料で工作物を取得する場合は、事前に東部公園緑地事務所に相談すること
- ② 工事が完了した際には、速やかに東部公園緑地事務所に報告すること
- ③ 所は、報告内容を精査し、工事の規模等により公有財産登録の必要があると判断したときは、協会に関係資料の提出を求めるなど、所要の手続を執ること

ところで、協会は、表15のとおり、葬儀所内敷地に廃棄物集積所を設置しているが、この工事によって生じた工作物の異動に関する事務について見たところ、協会が上記③の事務を所管する東部公園緑地事務所の管財担当に対して、上記①及び②の手続を執らなかったことが認められた。

このため、監査日(令和4年10月12日)現在、当該工作物が局の公有財産台帳に登載されておらず、適正でない。

協会は、管理運営業務によって取得する公有財産に係る手続を適正に行われたい。

局は、協会が管理運営業務によって取得した公有財産に係る取扱いについて適正に指導されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(表15) 工事の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	施工場所	仕様
2020年度瑞江葬儀所廃棄物集積所設置工事	令和3.1.19 ～ 令和3.3.19	2,134,000	瑞江葬儀所内	寸法 6,000mm×6,000mm フェンス高さ 1,800mm 門扉 両開き 幅2,000mm 集積所内はコンクリート舗装

イ 指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの

都立神代植物公園の管理に関する基本協定(平成28年4月1日。以下「基本協定」という。)では、協会は、公園の運営管理の一環として開かれる催事の実施に当たって、指定管理者管理運営業務の手引き(以下「手引き」という。)に従って業務を実施しなければならないと定められている。

手引きでは、協会が主体となって行う催事については、園地などの公園施設を占用する場合であっても、占用許可(注)を要しないものと定められている。

ところで、協会は、令和2年11月14日に神代植物公園芝生広場の一部948平方メートルを占用して映画上映会を開催しているが、協会は、同月13日付けで西部公園緑地事務所あて公園占用許可申請を行い、所は同日これに対する許可を与え、協会は占用料5,688円を納付したことが認められた。

この取扱いは、手引きに従ったものではなく、適正でない。

協会及び局は、手引きに従って公園の占用許可事務を行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(注) 物件を設けずに都市公園を占用する者に対し、これを許可することをいう。都市公園を占用する者は、東京都規則で定める占用料を納付することとされている(東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第13条及び第14条)。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 委託金額の支払要件の整理について

都立神代植物公園の管理に関する基本協定（平成28年4月1日）では、協会は、東京都立神代植物公園における管理運営業務の実施について、年度終了後、管理運営業務の実施状況報告書を遅滞なく局に提出しなければならないと定められている。

令和2年度における管理運営業務の実施状況報告書を見たところ、表16のとおり、事業計画書に記載された項目について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発出による休園等のため、実施できなかったものがあることが認められた。

協会は、これらの事業の実施に当たり表17の契約を締結しているが、事業の中止に伴う事務処理について見たところ、協会は、植物マルシェに係る展示会場設営委託契約については契約金額を支払わずに協議解除を行ったが、フローラルコンサートに係る出演委託契約及び音響委託契約については、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止としたときに契約金額変更をしない旨の仕様書を根拠に、契約金額全額を支払ったことが認められた。

今後、不測の事態に伴う事業の中止により、締結した契約を途中で終了させる事態も想定される。このような場合においては、当該契約の目的、業務の進捗割合、終了時期等に応じて契約金を支払うことも想定されることから、契約ごとに支払要件を仕様書等において定めることを検討する必要がある。

協会は、協会の責めに帰することができない事由により、受託者が業務を遂行できない場合における委託金額の支払要件の整理について検討が望まれる。

（公益財団法人東京都公園協会）

(表 1 6) 令和 2 年度 年間事業計画・実績書<イベント・都民協働・自主事業> (抜粋)

計画						実施	
種別	No.	事業名	概要	予定時期	予定参加人数	実施時期	実施状況
自主事業	3	フローラルコンサート	季節の花を背景やテーマにしたコンサートの開催	適宜	延べ 3,300人	4月5日	さくらコンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						5月4日	ガーデンコンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						5月17日 5月24日 6月7日	ばら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						10月11日 10月18日 10月25日	ばら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						4	植物マルシェ

(表 1 7) フローラルコンサート等の実施に当たり締結された契約の処理経過 (単位：円)

事業名	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	処理経過
フローラルコンサート	2019 年度神代植物公園フローラルコンサート (1~4 月分) 音響委託 (複数年契約・継続)	令和 2. 4. 1~ 令和 2. 4. 5	60,000	令和 2 年 4 月 5 日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4 月 25 日付けで受託者に代金を支払い
	2019 年度神代植物公園フローラルコンサート (1~4 月分) 出演委託 (複数年契約・継続)	令和 2. 4. 1~ 令和 2. 4. 5	50,000	令和 2 年 3 月 25 日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4 月 25 日付けで受託者に代金を支払い
	令和 2 年度神代植物公園フローラルコンサート (春) 音響委託	令和 2. 4. 1~ 令和 2. 6. 7	240,000	令和 2 年 6 月 7 日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、同月 25 日付けで受託者に代金を支払い
	令和 2 年度神代植物公園フローラルコンサート (春) 出演委託	令和 2. 4. 1~ 令和 2. 6. 7	150,000	令和 2 年 4 月 28 日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、5 月 25 日付けで受託者に代金を支払い
	令和 2 年度 神代植物公園フローラルコンサート (1 月分) 音響委託	令和 2. 12. 9~ 令和 3. 1. 31	120,000	令和 3 年 1 月 7 日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、1 月 25 日付けで受託者に代金を支払い

事業名	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	処理経過
コ フ ロ ン サ ー ラ ト	令和 2 年度神代植物公園 フローラルコンサート (1月分) 出演委託	令和 2.12.8～ 令和 3.1.31	100,000	令和 3 年 1 月 7 日付けでイベント が中止となった場合でも委託料を 支払う旨決定し、1 月 25 日付けで 受託者に代金を支払い
植 物 シ ェ マ ル	令和 2 年度 神代植物公園 「グリーンマルシェ」展 示会場設営【設置】委託	令和 2.4.1～ 令和 2.5.5	198,200	令和 2 年 4 月 10 日付けで受託者と の間で違約金を発生させずに契約 を合意解除

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公の施設の管理運営

(ア) 都立公園等の収支

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	9,932,911	9,341,293	9,199,224
指定管理料	9,477,565	9,210,106	9,049,251
利用料金	455,346	131,187	149,973
支出	9,700,183	9,588,270	9,321,835
収支	232,726	△ 246,980	△ 122,613

(イ) 都立公園等の管理運営業務の実績

① 都立公園及び自然公園施設

名称	面積 (㎡)	利用者数 (人)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
都市部の公園・南部グループ	東京都立日比谷公園	161,636.66	5,519,711	2,675,485	2,181,280
	東京都立芝公園	122,501.09	1,263,801	977,094	1,066,186
	東京都立青山公園	40,018.20	462,451	425,452	401,093
	東京都立林試の森公園	120,762.91	1,126,997	3,017,786	3,144,808
	東京都立蘆花恒春園	80,304.43	725,264	920,700	909,453
	東京都立祖師谷公園	93,372.07	1,125,660	1,101,769	1,150,328
	日比谷公園大音楽堂	5,700.00	200,942	14,764	67,418
都市部の公園・北部グループ	東京都立戸山公園	186,471.81	1,098,076	1,105,170	1,138,979
	東京都立善福寺公園	80,264.47	841,982	1,192,446	1,030,831
	東京都立高井戸公園	24,667.03		392,800	586,504
	東京都立浮間公園	117,330.24	829,681	969,973	1,094,687
	東京都立赤塚公園	255,480.40	721,958	816,068	889,666

名称		面積 (㎡)	利用者数 (人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市部の公園・ 北部グループ	東京都立 石神井公園	225,650.03	2,334,120	2,317,423	1,942,679
	東京都立 大泉中央公園	103,000.00	357,176	286,017	348,994
多摩丘陵 グループ	東京都立 長沼公園	367,024.29	42,123	62,477	66,174
	東京都立 平山城址公園	120,013.58	32,242	71,975	78,925
	東京都立 小山田緑地	444,364.04	471,012	730,942	587,218
	東京都立 小山内裏公園	459,211.09	1,021,058	1,040,222	1,039,984
	東京都立 桜ヶ丘公園	339,322.38	343,017	393,896	382,783
東京都立大神山公園		153,125.94	372,723	231,977	315,157
防災公園 グループ	東京都立 東白鬚公園	103,127.60	177,946	182,385	184,406
	東京都立 木場公園	238,711.13	1,609,538	1,384,993	1,361,817
	東京都立 砧公園	391,777.35	1,996,769	2,319,443	2,178,917
	東京都立 駒沢オリンピック公園	413,573.09	2,355,164	1,547,769	1,731,503
	東京都立 代々木公園	540,529.00	16,875,355	6,543,233	2,368,774
	東京都立 善福寺川緑地	178,783.62	2,544,013	1,764,881	1,479,699
	東京都立 和田堀公園	260,502.79	1,675,140	1,482,143	1,397,790
	東京都立 汐入公園	129,369.83	2,295,541	1,840,955	2,034,083
	東京都立 城北中央公園	253,077.93	890,505	886,467	1,060,943
	東京都立 光が丘公園	607,823.73	3,621,150	3,070,665	3,481,995
	東京都立 舎人公園	631,530.67	5,696,164	2,905,772	3,293,255
	東京都立 水元公園	963,630.81	2,819,083	2,553,638	2,256,616
	東京都立 篠崎公園	302,622.96	1,674,811	1,207,687	1,213,887
東京都立 葛西臨海公園	778,597.49	3,286,916	1,948,788	2,219,430	

名称		面積 (㎡)	利用者数 (人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
防災公園グループ	東京都立 武蔵野中央公園	112,440.33	886,849	850,993	948,409
	東京都立 府中の森公園	171,483.43	1,256,866	812,658	1,042,112
	東京都立 武蔵野の森公園	385,750.34	645,829	689,221	676,881
	東京都立 小金井公園	802,341.05	2,746,615	2,192,756	2,270,515
	東京都立 東村山中央公園	121,098.87	661,178	723,978	695,927
	東京都立 東大和南公園	98,719.71	1,513,393	1,315,103	1,298,536
	東京都立 秋留台公園	118,447.07	758,810	687,991	782,935
文化財庭園グループ	東京都立 浜離宮恩賜庭園	250,215.72	621,366	146,525	147,890
	東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	43,175.36	135,621	40,412	42,086
	東京都立 小石川後楽園	70,847.17	309,248	96,385	109,324
	東京都立 六義園	87,809.41	618,746	181,583	187,077
	東京都立 旧岩崎邸庭園	18,235.47	152,379	39,901	50,202
	東京都立 向島百花園	10,885.88	110,156	41,077	37,579
	東京都立 清澄庭園	81,091.27	245,662	91,193	102,168
	東京都立 旧古河庭園	30,780.86	313,876	105,220	114,784
	東京都立 殿ヶ谷戸庭園	21,123.59	111,662	50,105	39,784
東京都立神代植物公園		489,731.10	646,139	310,890	264,389
自然施設公園	東京都立 小峰公園	107,576.00	83,678	85,148	74,101
	東京都 小笠原ビジターセンター	924.12	16,759	4,334	7,911
公園上	東京都立 葛西海浜公園	(注) 4,117,473.01	475,408	454,702	

(注) うち水域 4,114,688.68 ㎡

② 文化財庭園における入園者数

(単位：人)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
東京都立 浜離宮恩賜庭園	548,062	73,304	621,366	127,236	19,289	146,525	130,963	16,927	147,890
東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	110,404	25,217	135,621	31,480	8,932	40,412	33,440	8,646	42,086
東京都立 小石川後樂園	273,107	36,141	309,248	83,619	12,766	96,385	98,638	10,686	109,324
東京都立 六義園	530,086	88,660	618,746	153,854	27,729	181,583	167,497	19,580	187,077
東京都立 旧岩崎邸庭園	115,585	36,794	152,379	30,796	9,105	39,901	43,865	6,337	50,202
東京都立 向島百花園	78,506	31,650	110,156	32,487	8,590	41,077	27,147	10,432	37,579
東京都立 清澄庭園	194,976	50,686	245,662	72,075	19,118	91,193	84,994	17,174	102,168
東京都立 旧古河庭園	256,481	57,395	313,876	87,489	17,731	105,220	96,668	18,116	114,784
東京都立 殿ヶ谷戸庭園	80,191	31,471	111,662	41,486	8,619	50,105	35,255	4,529	39,784
計	2,187,398	431,318	2,618,716	660,522	131,879	792,401	718,467	112,427	830,894

③ 文化財庭園における入園料収入

(単位：千円)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入園料	施設 使用料	計	入園料	施設 使用料	計	入園料	施設 使用料	計
東京都立 浜離宮恩賜庭園	138,333	828	139,161	32,194	212	32,406	33,599	234	33,833
東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	12,213	1,891	14,104	3,810	824	4,635	5,079	606	5,685
東京都立 小石川後樂園	64,063	3,345	67,408	19,315	827	20,142	23,112	1,095	24,207
東京都立 六義園	117,195	335	117,530	33,120	92	33,213	38,646	71	38,718
東京都立 旧岩崎邸庭園	36,130	-	36,130	10,503	-	10,503	15,181	-	15,181
東京都立 向島百花園	7,647	1,498	9,146	3,211	300	3,511	2,996	232	3,229
東京都立 清澄庭園	23,239	9,713	32,953	8,659	2,675	11,335	10,626	2,400	13,026
東京都立 旧古河庭園	30,768	-	30,768	10,727	-	10,727	11,957	-	11,957
東京都立 殿ヶ谷戸庭園	7,677	464	8,141	4,554	156	4,710	3,967	172	4,139
計	437,270	18,076	455,346	126,098	5,088	131,186	145,165	4,812	149,978

④ 霊園

施設名	面積 (㎡)	使用者数 (人)			埋蔵数 (体)		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都 青山霊園	263,564	14,109	15,011	14,946	132,365	133,070	133,752
東京都 谷中霊園	102,537	6,517	7,474	7,484	56,555	57,342	58,084
東京都 染井霊園	67,911	3,927	3,946	4,008	30,635	30,843	30,983
東京都 雑司ヶ谷霊園	106,110	13,222	13,060	12,869	80,653	81,097	80,310
東京都 八柱霊園	1,046,468	82,736	84,691	85,317	325,321	330,928	335,343
東京都 八王子霊園	664,305	33,998	33,942	33,827	103,904	104,985	105,915
東京都 多磨霊園	1,280,237	76,256	76,028	76,917	448,918	451,255	453,707
東京都 小平霊園	653,545	59,950	61,026	61,717	196,289	200,716	205,841

⑤ 納骨堂及び斎場

施設名	納骨堂 短期遺骨保管数(個)						斎場 使用件数(件)		
	一時収蔵数			短期収蔵数			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度			
東京都 雑司ヶ谷霊園	1,288	1,167	1,074	8,393	8,445	8,479	(注)3	123	150
東京都 八柱霊園	1,339	1,315	1,267	/					
東京都 多磨霊園	2,475	2,345	2,177						

(注) 東京都雑司ヶ谷霊園の斎場(崇祖堂)では、平成30年10月から令和2年2月まで改修工事が行われていた。

2 参考資料

(1) 公の施設の管理運営状況

ア 各施設の概要

(ア) 都市部の公園・南部グループ

施設名	所在地	開園等年月日
東京都立日比谷公園	千代田区日比谷公園	明治 36. 6. 1
東京都立芝公園	港区芝公園一・二・三・四丁目	明治 6. 10. 19
東京都立青山公園	港区六本木七丁目、南青山一丁目	昭和 45. 6. 1
東京都立林試の森公園	目黒区下目黒五丁目、品川区小山台二丁目	平成元. 6. 1
東京都立蘆花恒春園	世田谷区粕谷一丁目	昭和 13. 2. 27
東京都立祖師谷公園	世田谷区上祖師谷三・四丁目、祖師谷五・六丁目、成城九丁目	昭和 50. 6. 1
日比谷公園大音楽堂	千代田区日比谷公園一丁目五番	大正 12. 7. 1

(イ) 都市部の公園・北部グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立戸山公園	新宿区戸山一・二・三丁目、大久保三丁目	昭和 29. 8. 16
東京都立善福寺公園	杉並区善福寺二・三丁目	昭和 36. 6. 16
東京都立高井戸公園	杉並区久我山二丁目	令和 2. 6. 1
東京都立浮間公園	板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目	昭和 42. 7. 26
東京都立赤塚公園	板橋区高島平三丁目、徳丸七・八丁目、四葉二丁目、大門、赤塚四・五・八丁目	昭和 49. 6. 1
東京都立石神井公園	練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目	昭和 34. 3. 11
東京都立大泉中央公園	練馬区大泉学園町九丁目	平成 2. 6. 1

(ウ) 多摩丘陵グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立長沼公園	八王子市長沼町、下柚木、堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立平山城址公園	八王子市堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立小山田緑地	町田市下小山田町、上小山田町	平成 2. 6. 1
東京都立小山内裏公園	町田市小山ヶ丘二・四丁目、八王子市南大沢四・五丁目、鑓水二丁目	平成 16. 7. 1
東京都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺三・五丁目	昭和 59. 6. 1

(エ) 大神山公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立大神山公園	小笠原村父島	昭和 56. 4. 30

(オ) 防災公園グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立東白鬚公園	墨田区堤通二丁目	昭和 61. 6. 1
東京都立木場公園	江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目	平成 4. 6. 1
東京都立砧公園	世田谷区砧公園、大蔵一丁目、岡本一丁目	昭和 32. 4. 1
東京都立駒沢オリンピック公園	世田谷区駒沢公園、駒沢一丁目、目黒区東が丘二丁目、八雲五丁目	昭和 39. 12. 1
東京都立代々木公園	渋谷区代々木神園町、神南二丁目	昭和 42. 10. 20
東京都立善福寺川緑地	杉並区成田東二・三・四丁目、成田西一・三・四丁目、荻窪一丁目	昭和 39. 8. 1
東京都立和田堀公園	杉並区大宮一・二丁目、成田東一・二丁目、成田西一丁目、堀ノ内一・二丁目、松ノ木一丁目	昭和 39. 8. 1
東京都立汐入公園	荒川区南千住八丁目	平成 18. 4. 1
東京都立城北中央公園	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目	昭和 32. 4. 1
東京都立光が丘公園	練馬区光が丘二・四丁目、旭町二丁目、板橋区赤塚新町三丁目	昭和 56. 12. 26
東京都立舎人公園	足立区舎人公園、西伊興町、舎人町、入谷町、古千谷一・二丁目、皿沼三丁目、西伊興一・二・三丁目	昭和 56. 6. 1
東京都立水元公園	葛飾区水元公園・東金町五・八丁目、埼玉県三郷市	昭和 40. 4. 1
東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎一・四丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、谷河内二丁目、南篠崎町四丁目	昭和 42. 7. 26
東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町六丁目	平成元. 6. 1
東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目、緑町二丁目	平成元. 6. 1
東京都立府中の森公園	府中市浅間町一丁目、緑町二丁目、天神町二丁目	平成 3. 6. 1
東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町三丁目、調布市西町、三鷹市大沢五・六丁目	平成 12. 4. 1
東京都立小金井公園	小金井市桜町三丁目、関野町一・二丁目、小平市花小金井南町三丁目、西東京市向台六丁目、武蔵野市桜堤三丁目	昭和 29. 1. 14
東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町五丁目、美住町一丁目	昭和 63. 6. 1
東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘二・三丁目	昭和 61. 6. 1
東京都立秋留台公園	あきる野市二宮、平沢	昭和 63. 6. 1

(カ) 文化財庭園グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立浜離宮恩賜庭園	中央区浜離宮庭園一番一号	昭和 21. 4. 1
東京都立旧芝離宮恩賜庭園	港区海岸一丁目	大正 13. 4. 20
東京都立小石川後楽園	文京区後楽一丁目	昭和 13. 4. 3
東京都立六義園	文京区本駒込六丁目	昭和 13. 10. 16
東京都立旧岩崎邸庭園	台東区池之端一丁目	平成 13. 10. 1
東京都立向島百花園	墨田区東向島三丁目	昭和 14. 7. 8
東京都立清澄庭園	江東区清澄二・三丁目	昭和 7. 7. 24
東京都立旧古河庭園	北区西ヶ原一丁目	昭和 31. 4. 30
東京都立殿ヶ谷戸庭園	国分寺市南町二丁目	昭和 54. 4. 1

(キ) 神代植物公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目	昭和 36. 10. 20

(ク) 東京都霊園

施設名	所在地	開設年月日
東京都青山霊園	港区南青山四丁目	明治 7. 9. 1
東京都谷中霊園	台東区谷中七丁目、上野桜木二丁目	明治 7. 9. 1
東京都雑司ヶ谷霊園	豊島区南池袋四丁目	明治 7. 9. 1
東京都染井霊園	豊島区駒込五・七丁目	明治 7. 9. 1
東京都八柱霊園	千葉県松戸市田中新田、紙敷、松飛台、河原塚、日暮	昭和 10. 7. 1
東京都八王子霊園	八王子市元八王子町三丁目、川町	昭和 46. 4. 1
東京都多磨霊園	府中市多磨町、小金井市前原町一丁目	大正 12. 4. 1
東京都小平霊園	小平市美園町三丁目、東村山市荻山町一・五丁目、東久留米市柳窪三丁目	昭和 23. 5. 1

(ケ) 東京都葬儀所

施設名	所在地	開設年月日
東京都瑞江葬儀所	江戸川区春江町三丁目	昭和 13. 2. 1

(コ) 自然公園施設

施設名	所在地	開園等年月日
東京都立小峰公園	あきる野市留原、高尾	平成 2. 7. 1
東京都小笠原ビジターセンター	小笠原村父島字西町	平成 14. 4. 1

(サ) 海上公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立葛西海浜公園	江戸川区臨海町六丁目 臨海町六丁目地先	平成元. 6. 1

イ 指定管理者の運営状況評価

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和 2 年度	令和 3 年度
都市部の公園・南部グループ	東京都立日比谷公園	S	S
	東京都立芝公園	A	B
	東京都立青山公園	B	A
	東京都立林試の森公園	A	A
	東京都立蘆花恒春園	B	B
	東京都立祖師谷公園	B	A
	日比谷公園大音楽堂	A	S
都市部の公園・北部グループ	東京都立戸山公園	B	A
	東京都立善福寺公園	B	A
	東京都立高井戸公園	A	A
	東京都立浮間公園	S	A
	東京都立赤塚公園	B	A
	東京都立石神井公園	B	A
	東京都立大泉中央公園	B	B
多摩丘陵グループ	東京都立長沼公園	B	A
	東京都立平山城址公園	B	B
	東京都立小山田緑地	A	A
	東京都立小山内裏公園	S	A
	東京都立桜ヶ丘公園	A	A
—	東京都立大神山公園	B	A
防災公園グループ	東京都立東白鬚公園	B	A
	東京都立木場公園	B	A

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和2年度	令和3年度
防災公園グループ	東京都立砦公園	B	B
	東京都立駒沢オリンピック公園	B	A
	東京都立代々木公園	A	S
	東京都立善福寺川緑地	A	A
	東京都立和田堀公園	B	B
	東京都立汐入公園	A	A
	東京都立城北中央公園	A	B
	東京都立光が丘公園	A	B
	東京都立舎人公園	B	A
	東京都立水元公園	B	B
	東京都立篠崎公園	B	A
	東京都立葛西臨海公園	S	S
	東京都立武蔵野中央公園	B	A
	東京都立府中の森公園	B	A
	東京都立武蔵野の森公園	A	S
	東京都立小金井公園	B	B
	東京都立東村山中央公園	B	A
	東京都立東大和南公園	B	B
	東京都立秋留台公園	A	A
文化財庭園グループ	東京都立浜離宮恩賜庭園	A	A
	東京都立旧芝離宮恩賜庭園	B	B
	東京都立小石川後樂園	A	A
	東京都立六義園	A	A
	東京都立旧岩崎邸庭園	B	B
	東京都立向島百花園	B	A
	東京都立清澄庭園	B	B
	東京都立旧古河庭園	A	A
	東京都立殿ヶ谷戸庭園	A	B
—	東京都立神代植物公園	A	A
東京都霊園	東京都青山霊園	B	B
	東京都谷中霊園	B	B
	東京都雑司ヶ谷霊園	B	A
	東京都染井霊園	A	A

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和2年度	令和3年度
東京都霊園	東京都八柱霊園	A	B
	東京都八王子霊園	A	A
	東京都多磨霊園	B	A
	東京都小平霊園	B	A
—	東京都瑞江葬儀所	S	S
自然公園施設	東京都立小峰公園	A	A
	東京都小笠原ビジターセンター	A	A
海上公園	東京都立葛西海浜公園	B	

ウ 公有財産の貸付状況

(ア) 行政財産 (占用許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		占用料 (年額)
		土地	河川管理施設	
江東区清澄 1-2-37	駐車場	1,028.00 m ²	—	3,495,744
江戸川区松本 2-1	駐車場	1,000.00 m ²	—	1,747,872
新宿区下落合 1-12	駐車場施設定期 駐車場	307.53 m ²	—	922,272
北区浮間 1 丁目	駐車場施設 (定期 駐車場)	4,260.19 m ²	—	728,280
墨田区横網二丁目地先	船舶係留施設	—	17.00 m ²	519,792
足立区宮城一丁目 5 番	駐車場施設 (宮 城定期駐車場)	2,492.03 m ²	—	436,968
足立区花畑町 5998	駐車場	543.33 m ²	—	145,656
北区志茂 3 丁目 34 番地先	駐車場	762.93 m ²	—	145,656
東村山市美住町 2-1-2 地先 から東村山市本町 3-37-4 地 先まで	駐車場	2,958.90 m ²	—	135,060
神奈川県相模原市鶴野森 2- 34 他 1 箇所	駐車場	396.55 m ²	—	43,020
外 113 件				

(注) 次により、占用料を減免している。

- ・ 東京都河川流水占用料等徴収条例 (平成 12 年東京都条例第 95 号) 第 4 条
- ・ 東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則 (平成 18 年東京都規則第 55 号) 第 3 条

(イ) 行政財産 (使用許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		使用料 (年額)
		土地	建物	
瑞江葬儀所	売店、アイスショーケース、冷蔵庫	-	23.91 m ²	145,464
青山霊園	自動販売機	3.24 m ²	-	102,636
青山霊園	自動販売機	2.26 m ²	-	60,984
雑司ヶ谷霊園	自動販売機	3.24 m ²	-	29,616
染井霊園	自動販売機	1.05 m ²	-	12,000
瑞江葬儀所	自動販売機	-	1.96 m ²	11,916
瑞江葬儀所	自動販売機	-	0.99 m ²	6,012
八柱霊園	自動販売機	2.42 m ²	-	2,436
台東区上野公園 7 番 47 号	自動販売機	-	0.89 m ²	(免除)

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都行政財産使用料条例 (昭和 39 年東京都条例第 26 号) 第 5 条

(ウ) 行政財産 (設置許可)

(単位：円)

所在	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
井の頭自然文化園	スポーツランド	1,137.29 m ²	8,680,845
光が丘公園	売店	276.20 m ²	1,908,641
小金井公園	バーベキュー売店	310.20 m ²	1,638,348
駒沢オリンピック公園	飲食店	343.09 m ²	1,429,668
水元公園	売店	265.10 m ²	879,077
小金井公園	さくら売店	128.85 m ²	679,572
芝公園	自動販売機・廃棄物容器	15.12 m ²	668,736
代々木公園	自動販売機 7 台、屑籠 7 台	13.91 m ²	513,145
葛西臨海公園	パークトレイン及び付帯設備	94.00 m ²	505,344
日比谷公園	自動販売機 屑籠	2.88 m ²	431,529
外 106 件			

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都立公園条例 (昭和 31 年東京都条例第 107 号) 第 22 条

(エ) 行政財産 (管理許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		使用料 (年額)
		土地	建物	
砧公園	駐車場	12,087.77 m ²	-	41,313,027
代々木公園	駐車場	2,411.53 m ²	-	35,990,455
井の頭恩賜公園	第二駐車場	6,745.14 m ²	-	34,172,400
光が丘公園	光が丘駐車場	7,409.77 m ²	-	27,129,039
上野恩賜公園	上野恩賜公園第一駐車場	2,062.02 m ²	-	25,219,800
小金井公園	第一駐車場	8,636.47 m ²	-	22,732,800
葛西臨海公園	葛西臨海公園第一駐車場	8,661.39 m ²	-	22,540,101
木場公園	木場公園第一駐車場	4,132.75 m ²	-	18,143,442
上野恩賜公園	上野恩賜公園第二駐車場	1,526.00 m ²	-	17,588,724
上野恩賜公園	上野恩賜公園飲食店 第二号 (竹の台西側)	-	1,241.01 m ²	15,963,600
外 87 件				

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都立公園条例 (昭和 31 年東京都条例第 107 号) 第 22 条

(オ) 普通財産 (貸付け)

(単位：円)

名称	目的	種類	貸付料 (年額)
		船舶	
水上バス「さくら」	水上バスを活用し、防災船として災害対策に備えるとともに平常時に隅田川等を運行し都民に東京の水辺における船旅を提供し、水辺空間のにぎわい創出を目指す	54 総トン	1,424,000
水上バス「あじさい」		54 総トン	
水上バス「こすもす」		76 総トン	

公益財団法人東京都道路整備保全公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都道路整備保全公社	令和4年9月12日から同月14日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	建設局	令和4年9月9日及び同月16日	

2 団体の概要

設立の目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和35年3月 財団法人東京都駐車場協会設立 昭和39年4月 財団法人東京都駐車場公社に名称変更 平成14年4月 東京都道路公社と財団法人東京都駐車場公社が実質統合 平成16年4月 財団法人東京都道路整備保全公社に名称変更 平成23年4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発 駐車場に関する利用促進及び普及啓発 防災対応、道路環境の改善等、東京都等の道路行政の補完に資する事業 警備業法に基づく警備業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル20階
組織	本社、東部営業所、都営駐車場営業所、土木材料試験センター、多摩支所
人員	役員10名（理事長1名、常務理事2名、理事5名、監事2名） 常勤3名、非常勤7名、職員453名

都 と の 関 係	出えん	基本財産 5 億円のうち、100 万円 (0.2%)
	事業の委託 (表 1)	101 億 7,339 万余円 (令和 2 年度委託料) 75 億 8,773 万余円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 2)	経常収益 110 億余円のうち、75 億余円 (68.4%)
	財産の貸付(表 3)	土地 (2,256.40 m ²) 及び建物 (163.97 m ²) を使用許可、土地 (98,629.13 m ²) を占有許可、土地 (1,758.63 m ²) を貸付
	職員の派遣等	常勤職員 23 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 126 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等	都は団体を政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B
	公の施設の管理 運営 (表 4)	利用料金制 (令和 2 年度指定管理) 利用料金制 (令和 3 年度指定管理)
	指定管理者 運営状況評価	令和 2 年度 A : 1 施設、B : 4 施設 令和 3 年度 S : 2 施設、A : 1 施設、B : 2 施設 (詳細は「参考資料」のとおり)

(注) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表 1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
道路管理事業等	2,090,793	2,126,045	2,345,567
無電柱化推進事業	5,271,721	6,335,750	3,396,373
鉄道連続立体交差事業に係る側道整備等事業	341,200	394,432	409,833
道路用地取得事業	1,268,341	1,258,755	1,376,600
駐車場事業	57,175	58,414	59,357
合計	9,029,231	10,173,397	7,587,732

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	13,558	100.0	14,386	100.0	11,097	100.0
都からの収益	9,029	66.6	10,173	70.7	7,587	68.4
管理運営受託収益等	9,029	66.6	10,173	70.7	7,587	68.4
他の収益	4,529	33.4	4,213	29.3	3,509	31.6
公益目的事業会計	10,680	78.8	12,164	84.6	8,685	78.3
都からの収益	8,972	66.2	10,114	70.3	7,528	67.8
管理運営受託収益等	8,972	66.2	10,114	70.3	7,528	67.8
他の収益	1,708	12.6	2,049	14.2	1,156	10.4
収益事業等会計	2,878	21.2	2,221	15.4	2,411	21.7
都からの収益	57	0.4	58	0.4	59	0.5
管理運営受託収益等	57	0.4	58	0.4	59	0.5
他の収益	2,820	20.8	2,163	15.0	2,352	21.2
法人会計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 公社の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表3) 公有財産の貸付状況 (詳細は「参考資料」のとおり)

(単位: m²、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	駐車場用地等 (5 か所)	駐車場等 (使用許可)	2,256.40	163.97	18,489
	駐車場用地等 (103 か所)	公共駐車場等 (占有許可)	98,629.13	—	459,800
普通財産	駐車場用地 (8 か所)	臨時公共駐車場 (貸付)	1,758.63	—	18,323

(表4) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
八重洲駐車場 (東京都中央区日本橋三丁目、 京橋一丁目地先道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		
日本橋駐車場 (東京都中央区日本橋一丁目、 日本橋二丁目及び日本橋三丁 目地先道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		
宝町駐車場 (東京都中央区日本橋三丁目、 京橋一丁目、京橋二丁目及び京 橋三丁目地先道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		
新京橋駐車場 (東京都中央区京橋三丁目、銀 座一丁目、銀座二丁目、銀座三 丁目地先道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		
東銀座駐車場 (東京都中央区銀座五丁目、銀 座七丁目及び銀座八丁目地先 道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		
板橋四ツ又駐車場 (東京都板橋区板橋二丁目地 先道路内)	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31 令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	利用料金制		

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が行っている都営駐車場に係る指定管理事業について、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

公社は、都との協定に基づき、指定管理者として、都営駐車場6場の管理運営業務を行っている。業務内容としては、場内監視、巡回・警備、設備機器の保守点検及び都が承認した中規模修繕計画による修繕工事等を実施し、施設の維持管理に取り組んでいる。また、路上駐車対策の一環として、都営駐車場において30分未満駐車料金の無料化の実施や荷さばき車両の受入れなどを行っている。

都営駐車場の管理運営に当たっては、駐車料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用しており、その上で指定管理者は申請時の収支計画で示した各年度の収入額と支出額との差額を都に納入金として納付している。更に、表5の八重洲駐車場ほか4駐車場においては、各年度の収入実績が収支計画の収入額を超えた場合、その超過分の80%を都に追加納付している。その結果、公社は都への納入金として、令和2年度に2億6,658万余円、令和3年度に2億6,318万余円を納めている。

都営駐車場の利用件数及び利用料収入については、令和2年度は八重洲駐車場の大規模改修工事の実施などにより減少したが、令和3年度は八重洲地区再開発事業に伴う工事関係者の利用増などにより増加している。

2 指摘事項及び意見・要望事項

(1) 局

ア 八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について

八重洲駐車場ほか4駐車場は、開設から50年以上が経過し、設備が耐用年数を超過するなど老朽化が進行しているため、表5のとおり、都が、平成30年度から令和9年度までの計画で順次、大規模改修（注1）を実施している。

この改修は施設を閉鎖して行うため、管理運営や料金収入への影響が大きく、また、改修内容の詳細は今後の実施設計において決定するため、管理運営への影響が具体化しておらず、適切な公募条件を設定できないこと、さらに、大規模改修を効果的かつ円滑に実施するためには改修内容の検討、定期契約者との調整等に、現指定管理者の持つノウハウを活用する必要があることから、表6のとおり、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）を特命により指定管理者に選定している。

また、表6の指定管理者選定の際の各指定管理者等選定要項において、指定管理者が行う業務として、駐車場施設の維持管理に必要な中規模修繕（注2）を自らの運営経費において実施するものとされている。

そこで、都が施設設置者として実施する大規模改修及び指定管理者が管理の代行として実施する中規模修繕について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

（注1） 耐震補強工事、躯体に係る工事等、設備の全面改修工事など駐車場施設の根幹に係る修繕や法令などにより施設設置者に施工義務が課された工事として、基本的に都が実施する工事

（注2） 駐車場施設の経常的な維持管理に必要な電気設備・給排水設備・空調設備その他の設備に係る修繕工事、床面・壁面・構築物等に係る修繕工事、大規模修繕に伴う設備の一時撤去等であり、指定管理者が行う業務

（表5）八重洲駐車場ほか4駐車場の大規模改修に伴う駐車場閉場期間

施設名	閉場期間（当初）	閉場期間（変更後）	備考
新京橋駐車場	平成30.9.18～令和元.9月下旬	平成30.9.18～令和元.10.1	令和元.10.1再開場
八重洲駐車場	令和2.2.19～令和4年4月中旬	令和2.2.19～令和4.8.15	令和4.8.15再開場
日本橋駐車場	令和4年7月中旬～令和5年7月中旬	令和4.10.18～令和6年3月中旬	令和6年3月中旬再開場予定
東銀座駐車場	令和5年9月中旬～令和6年9月中旬	令和6年7月初旬～令和7年11月末	令和7年11月末再開場予定
宝町駐車場	令和6年11月中旬～令和7年11月中旬	令和8年2月初旬～令和9年6月末	令和9年6月末再開場予定

（表6）指定管理期間及び指定管理者の選定方法等

項番	施設名	指定管理期間	指定管理料	指定管理者の選定方法
1	八重洲駐車場外4駐車場	平成 28. 4. 1～令和 3. 3. 31	指定管理料なし (利用料金制を採用)	特命
2	八重洲駐車場外4駐車場	令和 3. 4. 1～令和 8. 3. 31	指定管理料なし (利用料金制を採用)	特命

(意見・要望事項)

(ア) 都が実施する大規模改修について

大規模改修工事は、都が、指定期間中に、駐車場を全面閉鎖して設備改修等を施工するものであり、この工事により、駐車場内のほぼ全ての設備が更新される。この工事は、建設局が策定した基本計画に基づく財務局への執行委任による設計・施工であるが、設計や施工に係る打合せ等には、建設局、指定管理者である公社が参加している。

ところで、公社の中規模修繕の計画及び実績を見たところ、表7及び表8の例のとおり、大規模改修を終えた新京橋駐車場において、大規模改修工事の対象である設備の補修等を実施していることが認められた。

このことについて、局は、表9のとおり、

- ① 平成28年度に、局が民間業者に委託した基本計画案策定の結果等に基づき、八重洲駐車場ほか4駐車場に係る基本計画を策定し、新京橋駐車場の発電機設備については直流電源盤の更新、中央監視設備については現状の機能どおりの更新と判断した
- ② 基本計画に基づき、財務局に新京橋駐車場の大規模改修工事を依頼した
- ③ 発電機設備補修工事については、再開場後の停電を伴う試運転により不具合を認識した
- ④ 中央監視設備補修工事については、大規模改修の実施設計に係る打合せにおいて、指定管理者より当該補修工事内容の必要性（消火設備の配管圧力が一定の値を超えた場合に警報が鳴るようなシステムが必要であること）について説明したが、契約変更が可能な規模ではなかったため、財務局が実施する大規模改修工事では対応できなかった

ことから、基本計画策定から大規模改修工事完了時まで、大規模改修に組み込むことは不可能であり、中規模修繕で実施することに問題はないとしている。

しかしながら、発電機設備補修工事については、オーバーホール等の大規模改修を経て再開場した後に停電を伴う試運転を行い、経年劣化による部品交換が生じていること、また、中央監視設備補修工事については、基本計画策定時から、当該補修工事内容の必要性は存在していたことなどから、基本計画策定時に、大規模改修において実施する内容について、必要な機能の付加や予防保全の見地からの更新など、計画的な改修の検討・精査が十分にされていたとはいえない状況である。

また、中央監視設備補修工事については、財務局が実施する大規模改修工事では対応できないことが判明した時点で、閉場期間中に実施する措置を講じるべきであるが、局はこれを行っていない。

大規模改修後に中規模修繕を繰り返し実施することは、不経済かつ非効率であることはもとより、施設の利用制限や利用環境の低下など、都民サービスの低下を招きかねないことから、局は、大規模改修に当たっては、必要な機能の更新など、改修内容の計画的な検討・精査した基本計画を策定すること、また、設計や施工に係る打合せ等において、必要な機能の更新の要望・交渉や設計・施工中等に判明した不具合等の対応を的確に行うことにより、効率的かつ効果的な大規模改修の実施を図ることが重要である。

局は、将来新たに実施する大規模改修に当たっては、計画的に効率的かつ効果的な基本計画を策定することが望ましいが、そのためには、現在実施中の大規模改修において、実施設計や施工に係る打合せ等を活用して的確な対応を行うことはもとより、その情報・経験を蓄積・継承する体制を構築することにより、将来の大規模改修への反映を確実なものとするのが望まれる。

(建設局)

(表7) 新京橋駐車場の中規模修繕の例

(単位：円)

契約件名	施行理由 設計内容	起工日 契約日	設計金額 契約金額
発電機設備補修工事	経年劣化に伴い、発電機排気温度計の指示不良が発生し交換が必要となったため。 発電機排気温度計交換一式	令和2. 6. 11 令和2. 7. 10	595, 100 192, 500
中央監視設備補修工事	中央監視設備に不具合があるため。 ①配管圧力警報盤及び配管・配線の新設、②中央監視設備のプログラム変更(発電機用送排風機の自動停止)	令和2. 11. 20 令和3. 1. 8	3, 806, 880 3, 025, 000

(注) 施行理由、設計内容は、起工原議の記載を転記したもの。

(表8) 表7の事案に係る中規模修繕実施計画書及び中規模修繕実施報告書の記載

件名	中規模修繕実施計画書	中規模修繕実施報告書
発電機設備補修工事	大規模改修工事で未実施の部品等について更新	大規模改修工事で未実施の部品等について更新
中央監視設備補修工事	—	大規模改修工事で未実施であった新京橋駐車場の消火ポンプ・給排気ファンについての設備更新

(表9) 表7の事案を中規模修繕で実施した経緯(局の見解)

事項	内容
改修スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に、基本計画を局の委託により策定した。 (発電機については直流電源盤の更新、中央監視については現状維持と判断されていた。なお、これらの判断については、日常点検等の結果や、維持管理を行っている指定管理者と局の意見を踏まえ策定した。) ・平成29年度に、上記計画に基づき、施工委任により財務局に新京橋駐車場の改修工事を依頼した。 ・財務局にて改修工事実施(平成30年9月18日～令和元年8月19日)
発電機設備補修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月にロード運転(停電を伴う試運転)をしたところ、不具合を認識した。 ・令和2年2月に、設備補修工事を令和2年度中に中規模修繕にて実施する旨指定管理者より報告。本件は大規模改修中には確認されなかった一部部品の劣化であることが判明した。
中央監視設備補修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修実施前に財務局が委託した設計業者が新京橋駐車場の実施設計を行う際、指定管理者より消火設備の配管圧力が一定の値を超えた場合に警報が鳴るようなシステムが必要であることを説明するも、契約変更できる規模ではなかった。 ・指定管理者より、局へ中央監視設備の機能向上の必要性がある旨報告があり、令和2年度に中規模修繕にて実施した。

(意見・要望事項)

(イ) 指定管理者が実施する中規模修繕について

表6の指定管理者選定の際の各指定管理者等選定要項(以下「要項」という。)では、指定管理者が実施する中規模修繕について、

- ① 指定管理者は、駐車場施設の維持管理に必要な中規模修繕を自らの運営経費において実施するものとする。当該経費については、申請時の事業計画書において、設備等管理費のうち中規模修繕の経費枠として各年度、表10の金額を計上すること
- ② 中規模修繕とは、駐車場の経常的な維持管理に必要な電気設備・給排水設備・空調設備その他の設備に係る修繕工事、床面・壁面・構築物等に係る修繕工事、大規模修繕に伴う設備の一時撤去等をいう
- ③ 指定管理者は、毎年度、中規模修繕の計画を提出し、都の承認を得ること
- ④ 指定管理者は、毎年度、中規模修繕の実績を明らかにした報告書を都に提出することなどが定められている。

ところで、中規模修繕の計画及び実績は表11のとおりであり、表12の例のとおり、大規模改修に伴う事前・事後の調査が、計画及び実施されていることが認められた。

このため、大規模改修に伴う調査を中規模修繕で実施している理由について局に確認したところ、局は、大規模改修と中規模修繕の区分は必ずしも明確に切り分けることができるわけではなく、大規模修繕中に対応しきれなかった箇所や急遽修繕が必要になった箇所については、本来大規模改修の中で対応すべき工事であっても、指定管理者と協議の上、中規模修繕の枠で対応することもあるとしている。

しかしながら、表12の例のような設計額1,700万円超の大規模改修前の4駐車場にお

ける全面打診調査や、設計額1,300万円超の大規模改修後の路面打診調査などは、経常的な維持管理を行う中規模修繕として、表10に記載した中規模修繕経費枠に照らせば、金額的に見て必ずしも見込めるものではなく、また、賄えるものでもない。

また、表10のとおり、中規模修繕経費枠は、大規模改修の実施状況を考慮して（大規模改修実施の1駐車場当たり12,000千円を減じるなど）逡減されているが、実態としては、表11及び表12のとおり、令和元年10月に大規模改修を終えた新京橋駐車場に係る修繕が散見されるなど、大規模改修に係る調査や大規模改修後の補修などが計画及び実施されており、大規模改修実施駐車場の中規模修繕の実績は、必ずしも減少していない。

さらに、表6の指定管理に係る各基本協定（以下「基本協定」という。）では、中規模修繕経費枠に係る指定管理者との協議について、明らかに特段の事情のある場合に限定されているにもかかわらず、局が、執行上急遽必要な場合に、協議により中規模修繕枠の設定を変更し、実質的な執行対応を行うことを想定しているとするのは、基本協定に定める中規模修繕経費枠の意義を損なうことになりかねない。

このような状況において、現行の大規模改修の実施状況を考慮した中規模修繕経費枠（大規模改修実施による中規模修繕経費を逡減した金額）は、要項の中規模修繕経費枠の考え方と、現状の運用との整合が取れていないことから、令和4年度には協議による変更が生じる事態となっており、中規模修繕経費枠の意味をなさない。また、特命理由である大規模改修を終えた後は、公募による指定管理者の選定となるが、現状の中規模修繕の実施範囲、中規模修繕経費枠の考え方では、経費見積り及び中規模修繕が実施できないなど、現行指定管理者でないと支障を来しかねない、あるいは現行指定管理者が選定において有利となりかねない状況である。

よって、中規模修繕の現状を精査し、有効な中規模修繕経費枠を設定するなど、中規模修繕の範囲と当該経費枠の考え方を明確にし、指定管理者が、要項や基本協定等の定めに基づいて中規模修繕が実施できるようにすることが重要である。

局は、指定管理者が実施する中規模修繕について、本来の定義に基づいた運用となるよう、その範囲と当該経費枠の考え方を精査することが望まれる。

（建設局）

（表10）中規模修繕経費枠

（単位：千円）

指定管理期間：平成28.4.1～令和3.3.31			指定管理期間：令和3.4.1～令和8.3.31	
平成28年度	60,000	—	令和3年度	36,000
平成29年度	60,000	—	令和4年度	36,000
平成30年度	60,000 (変更後)48,000	新京橋駐車場の大規模改修等による変更	令和5年度	24,000
令和元年度	60,000 (変更後)48,000	新京橋駐車場の大規模改修等による変更	令和6年度	19,000
令和2年度	60,000 (変更後)36,000	新京橋・八重洲駐車場大規模改修等による変更	令和7年度	5,000

(表 1 1) 中規模修繕の実績 (令和 2 年度、令和 3 年度)

(単位: 千円)

年度	件名	内容	駐車場名	金額 (注1)	
令和 2 年度	昭和通り駐車場全面打診調査委託 (※1)	打診調査及び危険箇所の除去	日本橋・宝町・新京橋・東銀座	8,195 8,195	
	高さ制限超過車両入庫時における車両感知器導入工事	感知器設置	日本橋・宝町・新京橋・東銀座	12,030 12,023	
	消防設備更新工事	定期点検結果等に応じた補修	該当駐車場	1,000 —	
	送排風機補修工事	定期点検結果等に応じた補修	該当駐車場	1,000 805	
	発電設備補修工事	大規模改修工事で未実施の部品等の更新	新京橋	500 (注2) 192	
	エレベーター補修工事	ワイヤー・バッテリーの交換	宝町	1,000 990	
	中央監視設備補修工事	消火ポンプ・給排気ファンの設備更新	新京橋	4,000 3,025	
	緊急施設補修工事			8,275 4,206	
	実績の内訳	昭和通り 4 場車椅子用昇降機シャッター用ジョイントレール交換工事	レール交換	日本橋・宝町・新京橋・東銀座	445
		空調機取替工事	経年劣化による取替	宝町	529
		非常用発電機防錆処理委託	漏水対応の防錆処理	宝町	772
		新橋側入出庫路漏水対策工事	漏水箇所の補修	東銀座	2,460
	計			36,000 29,244	
令和 3 年度	非常用発電機修繕工事	冷却水の漏水による不具合の修理・部品交換	宝町	13,000 12,870	
	新京橋駐車場の路面打診調査 (※2)	C 階段付近車路の損傷の調査・補修	新京橋	9,500 12,540	
	消火水槽清掃工事	消火水槽清掃	八重洲	1,000 1,199	
	排水槽清掃工事	排水槽内の残存物撤去	八重洲	1,500 1,589	
	消防設備更新工事	定期点検結果等に応じた補修	該当駐車場	1,500 550	
	換気設備更新工事	定期点検結果等に応じた補修	該当駐車場	1,500 —	
	排水設備更新工事	定期点検結果等に応じた補修	該当駐車場	1,500 —	
	UPS 更新工事	UPS (非常用電源) バッテリーの更新	宝町・新京橋	1,500 —	
	緊急施設補修工事			5,000 1,953	
	実績の内訳	給水設備補修工事	耐用年数超過の加圧給水ポンプの交換	日本橋・宝町・東銀座	502
		C 階段地上部段差解消工事	地上部の段差解消	新京橋	532
		排水設備更新工事	汚水排水ポンプの交換	日本橋	440
		空調機補修工事	経年劣化による補修	宝町	479
計			36,000 30,701		

(注 1) 金額は、上段が計画額、下段が実績額である。

(注 2) 中規模修繕は 1 件当たり 30 万円程度以上とされているため、発電機設備補修工事の実績額 192 千円は、中規模修繕の実績額合計には含めていない。

※ 1、※ 2 : 詳細を表 1 2 に再掲する。

(表12) 大規模改修に伴う調査等の例 (表11の※1、※2を再掲)

(単位:円)

駐車場名	契約件名	施行理由 設計内容	起工日 契約日	設計金額 契約金額
(表11の※1) 日本橋駐車場 宝町駐車場 新京橋駐車場 東銀座駐車場	昭和通り駐車場全面 打診調査委託 (日本橋 駐車場外3場)	令和元年11月21日に日本橋駐車場において発生した梁部分の一部崩落を受け、令和2年3月末に大規模改修工事に伴い都財務局へ引渡しを行う八重洲駐車場の梁打診調査を先行して実施した。引き続き、4場の打診調査及び危険箇所の除去を中規模修繕の委託として実施する。 当該調査報告書を受け、改修が必要とされた箇所を大規模改修時の工程に組み込むかの判断は都財務局が行う。	令和2.5.26 令和2.7.10	17,950,000 8,195,000
(表11の※2) 新京橋駐車場	新京橋駐車場の路面 打診調査	新京橋駐車場において、車路路面の一部塗装剥離が進行している。これは、大規模改修実施後より発生している事象であり、令和2年8月25日に実施した大規模改修後の瑕疵点検にて、指摘をしたところであるが、当該箇所の瑕疵が認められなかった。 塗装剥離により、施設の経年劣化の進行に悪影響を与える可能性があることから、中規模修繕による一部車路の打診調査及び路面補修を実施する。	令和3.9.1 令和3.10.22	13,002,000 12,540,000

(注) 施行理由、設計内容は、起工原議の記載を転記したもの。

(意見・要望事項)

(ウ) 利用者の視点を重視した表示について

八重洲駐車場は、大規模改修を終え、令和4年8月15日に再開場している。この改修に当たって、公社は、事業計画書において、「大規模改修の具体的な取組」の「管理者としての的確な指摘及び提案」として、「都が実施する工事設計に係る打合せ等に参加し、管理者の視点から効果的な提案を実施する」とし、表13のとおり、トイレの利用環境の改善を提案している。

そこで、当該施設について見たところ、次のような状況が見受けられた。

- a 地下1階及び地下2階のトイレについて、各階の場内案内図や、男女の各トイレ及びバリアフリートイレの扉や壁面には、令和4年4月1日に改正された(注1)東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年東京都規則第169号。以下「規則」という。)に基づく表示等はあるものの、他の駐車場(例:新京橋駐車場)にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から垂直に張り出した表示板等がないため、トイレの正面付近まで行かないと、見つけることが困難な状況である。
- b 地下1階及び地下2階のトイレのうち、トイレ脇等が階段及び非常口である場合において

その付近の天井から吊るされた階段等の案内表示にも、他の駐車場（例：新京橋駐車場）にあるようなトイレの表示を含んだものとなっていない。

これらについて、局は、多数ある場内案内図により認識可能であり、案内表示に係る必要な事項は、財務局へ協議の上、要望してきたとしている。

しかしながら、地下2階のバリアフリートイレは、障害者等の利便性向上のためエレベーターから至近の障害者等駐車スペース付近に配置するなど動線にも配慮した配置となっているが、エレベーターからトイレまでの間に場内案内図やトイレの案内表示がないなど、トイレの位置を認識することが困難な状況となっている（注2）。

また、トイレの利用環境の改善を目的とした公社の提案や、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進を目的とする規則に基づく改修を行っていること、車両が頻繁に通行する駐車場内では、歩行者や車椅子利用者が安全かつ円滑に利用できるよう留意すべきであることなどから、改修した施設自体の側面表示や上部案内表示などにより視認性を高めることが、利便性・安全性の面から重要である。

このため、本件のみならず、施設設置者である局は、大規模改修に当たっては、設計・施工に係る打合せ等や完成引渡し時において、利便性・安全性等の利用者の視点を重視した確認や要望を行うこと、再開場に当たっては、表示が必要かつ十分なものとなっているか検証するとともに必要に応じた対応を講じることが求められる。

局は、施設設置者として、利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応することが望まれる。

（建設局）

（注1）トイレを真に必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設のトイレの出入口の表示について、これまでのだれでもが利用できる旨（だれでもトイレ）の表示を改め、車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示する旨の規則改正をした。

（注2）本件については、実地監査での指摘を受け、令和4年11月上旬までに、天井から吊るされた階段等の施設案内表示にトイレの表示を追加するなどの対応がされている。

（表13）事業計画書における提案（抜粋）

対象駐車場	提案内容	効果
八重洲駐車場	地下1階トイレに隣接する部屋をトイレに改修しトイレエリアを拡大	トイレ利用環境の改善
八重洲駐車場	地下2階エレベーター付近に障害者が利用しやすいよう、だれでもトイレを設置	障害者等の利便性向上

(指摘事項)

(エ) 全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの

表12の昭和通り駐車場全面打診調査委託（日本橋駐車場外3場）の調査結果について、公社は、令和2年10月に、局に調査報告書を提出している。この報告書の中で、東銀座駐車場のB階段踊り場部の漏水について、B階段踊り場部の壁面の上部より漏水が集中し階段照明が設置されている梁型部分からの漏水が見受けられ、梁型部の仕上げ材は漏水による膨れ・欠損が見られると報告されている。また、既存梁型部の欠損等により仕上げ材等が落下する恐れのある部分を本調査委託時に撤去するよう依頼があったが、仕上げ材の石綿含有の有無が不明確なため、既存のまま残置としてであると報告されている。

この報告について現場確認を行ったところ、監査日（令和4年9月14日）現在、梁型部の仕上げ材の漏水による膨れが、幅2m・高さ0.5m程度の範囲において露出している状況が認められた。

当該箇所について、巡回による経過観察及び立入防止措置（当該箇所の下部に立入防止柵を設置）を講じているとするものの、石綿含有の可能性があるにもかかわらず監査日現在までの2年近くもの間、撤去や被覆等の対応がされていない。

このことについて、局は、過去の石綿含有調査では当該近接箇所での石綿含有は確認されていないことから早急に対応しなければならない事象とは認識していなかった、また、仕上げ材等の落下の恐れに対しては、前述の立入防止措置を指定管理者に指示していたとしている。また、令和4年度中に、公社が実施する中規模修繕により石綿含有調査を行うとしており、石綿含有調査は、大規模改修の事前調査ではなく、施設管理者として経常的な維持管理の一環としてなすべき調査であり、これまでも他の駐車場において実施し、その結果については、大規模改修をする財務局へ提供しているとしている。

しかしながら、同時期に施工開設された駐車場において石綿含有が確認された例もあり、当該箇所の石綿含有の可能性が否定できない状況であるから、漏水による膨れが進行し落下する恐れのある露出部について、被覆等の応急措置対応を行うべきである。また、石綿含有調査が施設管理者として経常的な維持管理の一環としてなすべき調査であるならば、本全面打診調査委託の調査結果を受け、速やかに石綿含有調査を実施の上、適切な対処を行い撤去するなど必要な対応をすべきである。局は、こうした対応を公社に指示すべきであるにもかかわらず、監査日現在まで、これを行っておらず（注）、適切でない。

局は、全面打診調査結果の対応を適切に行われたい。

(建設局)

(注) 本件については、実地監査での指摘を受け、令和4年10月中旬までに、応急措置として当該箇所を被覆する対応がされている。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公の施設の管理運営

(ア) 都営駐車場の収支

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入決算額 (A)	860,751	708,026	741,255
支出決算額 (B)	572,945	497,802	512,102
都への納入金額合計 (C)	377,090	266,584	263,181
納入金額 (D = E - F) (注1)	318,273	222,761	208,091
収支計画上の収入額 (E)	806,064	669,472	680,103
収支計画上の支出額 (F)	487,791	446,711	472,012
追加納入金額 (G = (A - E) * 0.8) (注2)	58,817	43,823	55,090
差額 (A) - (B) - (C)	△ 89,284	△ 56,360	△ 34,027

(注1) 指定管理者は申請時の収支計画で示した各年度の収入額と支出額との差額を納入金として都に納入している。

(注2) 八重洲駐車場外4駐車場においては、指定管理者は各年度の収入実績が収支計画の収入額を超えた場合、その超過分の80%を追加納入金として都に納入している。

なお、追加納入額Gの算定においては、板橋四ツ又駐車場分の額を含めない。

(イ) 都営駐車場の管理運営業務の実績

(単位：件、千円)

駐車場名	面積	収容台数	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			時間制	定期制			
八重洲	13,138 m ²	265 台	時間制	件数	115,623	—	—
				収入	203,864	—	—
			定期制	件数	552	—	—
				収入	25,173	47	—
			合計	件数	116,175	—	—
				収入	229,037	47	—
日本橋	8,121 m ²	190 台	時間制	件数	108,343	110,648	114,305
				収入	123,052	135,592	145,595
			定期制	件数	667	774	696
				収入	29,112	33,063	29,895
			合計	件数	109,010	111,422	115,001
				収入	152,164	168,656	175,491
宝町	8,010 m ²	190 台	時間制	件数	47,042	47,956	51,738
				収入	76,352	91,665	112,786
			定期制	件数	1,494	1,131	1,002
				収入	66,388	49,525	43,580
			合計	件数	48,536	49,087	52,740
				収入	142,741	141,191	156,366
新京橋	9,100 m ²	220 台	時間制	件数	25,979	56,766	63,121
				収入	40,639	92,521	104,017
			定期制	件数	666	1,391	1,373
				収入	28,753	60,976	60,548
			合計	件数	26,645	58,157	64,494
				収入	69,392	153,497	164,566
東銀座	7,675 m ²	180 台	時間制	件数	81,890	74,110	74,101
				収入	151,561	126,989	126,353
			定期制	件数	1,141	1,113	1,164
				収入	54,531	53,713	57,474
			合計	件数	83,031	75,223	75,265
				収入	206,092	180,702	183,828
板橋四ツ又	10,695 m ²	200 台	時間制	件数	20,386	22,500	22,225
				収入	18,330	21,146	21,212
			定期制	件数	2,183	2,177	2,043
				収入	42,991	42,786	39,790
			合計	件数	22,569	24,677	24,268
				収入	61,322	63,932	61,002
計	56,739 m ²	1,245 台	時間制	件数	399,263	311,980	325,490
				収入	613,800	467,914	509,965
			定期制	件数	6,703	6,586	6,278
				収入	246,951	240,111	231,290
			合計	件数	405,966	318,566	331,768
				収入	860,751	708,026	741,255

(注) 令和元年度の新京橋駐車場と令和2年度の八重洲駐車場において、件数及び収入が減少しているのは、大規模改修工事を実施したことによるものである。

2 参考資料

(1) 公の施設の管理運営状況

ア 各駐車場の概要

駐車場名	所在地	開設年月日
八重洲駐車場	中央区日本橋三丁目地先道路内 中央区京橋一丁目地先道路内	昭和 35. 5. 17
日本橋駐車場	中央区日本橋一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内	昭和 39. 9. 1
宝町駐車場	中央区日本橋三丁目地先道路内 中央区京橋一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内	昭和 39. 9. 1
新京橋駐車場	中央区京橋三丁目地先道路内 中央区銀座一丁目、二丁目及び三丁目地先道路内	昭和 39. 9. 1
東銀座駐車場	中央区銀座五丁目、七丁目及び八丁目地先道路内	昭和 39. 9. 1
板橋四ツ又駐車場	板橋区板橋二丁目地先道路内	平成 14. 4. 1

イ 指定管理者の運営状況評価

施設名称	指定管理評価	
	令和 2年度	令和 3年度
日本橋駐車場	A	A
宝町駐車場	B	S
新京橋駐車場	B	S
東銀座駐車場	B	B
板橋四ツ又駐車場	B	B

(注) 八重洲駐車場は大規模改修工事により、1年を通じて通常の施設運営を行わなかったため、評価を実施していない。

ウ 公有財産の貸付状況

(ア) 行政財産 (使用許可)

(単位：㎡、円)

施設名	目的	種類		使用料 (年額)
		土地	建物	
仲六郷第二駐車場	駐車場	1,504.23	—	11,408,076
仲六郷第三駐車場	駐車場	301.53	—	2,319,360
花小金井六丁目第二駐車場	駐車場	235.73	—	1,035,324
花小金井七丁目駐車場	駐車場	180.41	—	792,360
東京都土木技術支援・ 人材育成センター庁舎	事務室・駐車場	34.50	163.97	2,934,600

(イ) 行政財産 (占用許可)

(単位：㎡、円)

施設名	目的	種類	占用料 (年額)
		土地	
西新宿第四駐車場	公共駐車場	3,816.25	82,772,917
六本木・霞町・霞町第二駐車場	公共駐車場	5,966.99	72,079,821
六本木オートバイ・六本木六丁目オートバイ・ガー デンパーク六本木・港南公社・海岸二丁目駐車場	公共駐車場	4,399.71	45,737,299
都庁前駅駐車場	公共駐車場	1,982.42	42,436,200
新宿駅西口イベントコーナー	イベントコーナー	579.00	33,912,609
渋谷東駐車場	公共駐車場	624.40	12,464,166
六本木三丁目・東新橋一丁目オートバイ駐車場	公共駐車場	587.65	11,400,765
麻布永坂・一ノ橋オートバイ駐車場	公共駐車場	1,556.39	10,830,528
天王洲駐車場	公共駐車場	1,692.77	7,559,809
新宿西口地下広場広告看板	広告看板	179.00	6,802,000
外93件			

(注) 次の規程により、高架道路下で公共駐車場として使用されていることなどから、3分の1又は全額を減額している。

- ・東京都道路占用料等徴収条例第3条第1項第8号
- ・東京都道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準第2の1の(9)、第2の2の(2)及び第2の4の(1)

(ウ) 普通財産 (貸付)

(単位: m²、円)

施設名	目的	種類	貸付料 (年額)
		土地	
豊玉北五丁目駐車場	臨時公共駐車場	172.05	1,765,233
小金井桜町駐車場	臨時公共駐車場	257.02	1,788,859
大沢四丁目駐車場	臨時公共駐車場	68.88	342,693
下落合三丁目駐車場	臨時公共駐車場	323.13	6,262,259
関町北二丁目駐車場	臨時公共駐車場	80.00	500,160
東陽一丁目駐車場	臨時公共駐車場	201.07	2,002,657
井口一丁目駐車場	臨時公共駐車場	157.37	1,314,354
新板橋駅前駐車場	臨時公共駐車場	501.11	4,347,630

第6 団体索引

【か行】	ページ	【か行】 (続き)	ページ
学校法人愛国学園	25	学校法人中野学園	25
学校法人青山学院	25	学校法人中村学園	25
学校法人昭島平田学園	25	学校法人日本文華学園	25
学校法人育英学院	25	学校法人練馬みどり学園	25
学校法人上野学園	25	学校法人萩原学園	25
学校法人浦野学園	25	学校法人八王子キリスト学園	25
学校法人冲永学園	25	学校法人富士見丘学園	25
学校法人長姫傳田学園	25	学校法人雙葉学園	25
学校法人科学技術学園	25	学校法人普連土学園	25
学校法人神田女学園	25	学校法人文化杉並学園	25
学校法人共栄学園	25	学校法人豊南学園	25
学校法人暁星学園	25	学校法人松かぜ学園	25
学校法人清田学園	25	学校法人松本学園	25
学校法人啓明学園	25	学校法人みんなのひろば	25
学校法人工学院大学	25	学校法人村田学園	25
学校法人攻玉社学園	25	学校法人目白学園	25
学校法人佼成学園	25	学校法人桃園学園	25
学校法人国際基督教大学	25	学校法人八雲学園	25
学校法人駒澤学園	25	学校法人ゆかり文化幼稚園	25
学校法人桜丘	25	学校法人和光学園	25
学校法人自由学園	25	学校法人早稲田高等学校	25
学校法人修徳学園	25	学校法人早稲田大学	25
学校法人十文字学園	25	株式会社第一花き	86
学校法人淑徳学園	25	株式会社大東京綜合卸売センター	86
学校法人潤徳学園	25	株式会社多摩ニュータウン開発センター	137
学校法人城北学園	25	株式会社東京交通会館	189
学校法人昭和一高学園	25	公益財団法人東京学校支援機構	236
学校法人しらふじ学園	25	公益財団法人東京動物園協会	257
学校法人森巖寺学園	25	公益財団法人東京都環境公社	153
学校法人杉並学院	25	公益財団法人東京都公園協会	289
学校法人聖心女子学院	25	公益財団法人東京都道路整備保全公社	321
学校法人成徳学園	25	公益財団法人東京都農林水産振興財団	67
学校法人聖ドミニコ学園	25	公益財団法人東京都福祉保健財団	37
学校法人関口学園	25		
学校法人大志学園	25	【さ行】	ページ
学校法人大東文化学園	25	社会福祉法人こぼと会	53
学校法人瀧野川女子学園	25	社会福祉法人紫峰会	53
学校法人築地龍谷学園	25	社会福祉法人新町保育会	53
学校法人帝京学園	25	社会福祉法人清心福祉会	53
学校法人帝京大学	25	社会福祉法人町田南保育園	53
学校法人東亜学園高等学校	25	社会福祉法人妙泉会	53
学校法人東京純心女子学園	25	社会福祉法人武蔵野会	98
学校法人東京女子学園	25	社会福祉法人やすらぎ会	53
学校法人東京電機大学	25	社会福祉法人養和会	101
学校法人東京吉野学園	25	社会福祉法人六踏園	53
学校法人東星学園	25	社会福祉法人わらしこの会	53

【さ行】（続き）	ページ
宗教法人圓福寺	25
宗教法人八幡神社	25

【た行】	ページ
東京下水道エネルギー株式会社	224
東京水道株式会社	203
東京多摩青果株式会社	86
東京都公立大学法人	109
東京都チャレンジドプラストッパン株式会社	181
東京都ビジネスサービス株式会社	172
東京八王子青果株式会社	86

【は行】	ページ
八丈町商工会	95
ベルカント保育園	53